

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月19日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ルク・ビレン (Luc Biren)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、J.F.
ケネディ通り33A番
(33A avenue J.F.Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド
ド（ユーロ）
(UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
申込期間中（平成27年1月5日から同年9月15日まで）下記の
申込金額を上限とする。
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド
ド（ユーロ）
クラスP-a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）
8億3,368万ユーロ（約1,149億円）
クラスP-m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）
7億9,848万ユーロ（約1,100億円）
クラスP-a c c 受益証券
14億2,352万ユーロ（約1,962億円）
クラスP-m d i s t 受益証券
11億5,176万ユーロ（約1,587億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年10月31日現在の株式会

社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ

=137.80円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（UBS（Lux）Bond Fund - Euro High Yield（EUR））（以下「ファンド」という。）

（注）ファンドは、日本において後記「（２）外国投資信託受益証券の形態等」記載の10個のサブ・ファンドのうちUBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）を募集する。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。ファンドは現在、UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーカナダ・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドースイス・フラン、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ、UBS（Lux）ボンド・ファンドー英ポンド、UBS（Lux）ボンド・ファンドー米ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）、UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）およびUBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（以下、それぞれ「サブ・ファンド」という。）の10個のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、本書において届出の対象としているのは、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）のクラスP-a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）、クラスP-m d i s t受益証券（米ドル・ヘッジ）、クラスP-a c c受益証券およびクラスP-m d i s t受益証券である（以下、総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。）。

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各受益証券について、下記の申込金額を上限とする。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

クラスP-a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）

8億3,368万ユーロ（約1,149億円）

クラスP-m d i s t受益証券（米ドル・ヘッジ）

7億9,848万ユーロ（約1,100億円）

クラスP-a c c受益証券

14億2,352万ユーロ（約1,962億円）

クラスP-m d i s t受益証券

11億5,176万ユーロ（約1,587億円）

（注）ユーロおよび米ドルの円貨換算は、便宜上、平成26年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.80円および1米ドル＝109.34円）による。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンドの受益証券は、ユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込日の翌営業日に計算される各受益証券1口当たりの純資産価格

下記(8)に記載された申込取扱場所に照会することができる。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下の通りである。

UBS証券株式会社の場合：申込価額の3.24%（税抜き3.00%）を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記(8)に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込単位】

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社（以下に定義する。）は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「（8）申込取扱場所」に照会のこと。

(7) 【申込期間】

平成27年1月5日（月曜日）から同年9月15日（火曜日）まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）（以下「営業日」という。）でかつ日本における販売会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込みの取扱いが行われる。ただし、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の営業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（10）払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社（後記「（8）申込取扱場所」を参照のこと。）において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会すること。

(8) 【申込取扱場所】

UBS証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー

電話番号 0120-073-533

ホームページ・アドレス www.ubs.com/japan-wealth

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」ということがある。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(9) 【払込期日】

UBS証券株式会社に支払う場合には、投資者は、申込注文の成立をUBS証券株式会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をUBS証券株式会社に支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

UBS証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア イーストタワー

各申込日の発行総額は、日本における販売会社によって、申込日から起算して4営業日目（以下「払込日」という。）に保管受託銀行であるUBS（ルクセンブルグ）エス・エイのファンド口座に払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はない。

(2) 引受け等の概要

(a) UBS証券は、管理会社が販売会社の任命等の関連業務を委託しているユービーエス・エイ・ジーとの間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して2014年12月12日付契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

(b) 本書に記載される通り、日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求を管理会社へ取次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

- (c) 管理会社は、ユービーエス・エイ・ジーを元引受会社に指定し、ユービーエス・エイ・ジーは、UBS証券をファンドに関して管理会社の日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社および販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、原則として円貨で支払うものとし、日本国内で募集される各サブ・ファンドの表示通貨（以下「表示通貨」という。）と円貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるUBS（ルクセンブルグ）エス・エイのファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(4) 日本以外の地域における募集

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して、各申込日の翌営業日に計算される各ファンド証券1口当たりの純資産価格で、ファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行との間の契約（以下「約款^{（注）}」という。）によって設定されたオープンエンド型の共有持分型（契約型）投資信託である。ファンドのサブ・ファンドであるUBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の受益証券は、管理会社により、ファンド証券所持人（以下「受益者」という。）の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で約款に従い買戻される仕組みとなっている。

各サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。現在、UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーカナダ・ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドースイス・フラン、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ、UBS（Lux）ボンド・ファンドー英ポンド、UBS（Lux）ボンド・ファンドー日本円、UBS（Lux）ボンド・ファンドー米ドル、UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）、UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）およびUBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（以下、それぞれ「サブ・ファンド」という。）の10個のサブ・ファンドで構成されている。

ファンド受益証券の発行限度額については特に定めはなく、随時発行することができる。

（注）「約款」は、ファンド証券の保有者、管理会社および保管受託銀行の権利および義務を定めるものである。

② ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの主たる目的は、広範な分散投資およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することである。

（2）【ファンドの沿革】

1991年3月18日	SBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧管理会社）の設立
1991年6月26日	ファンド約款締結
1993年4月1日	ファンドの運用開始
1999年2月4日	ユーロ、日本円および米ドルのサブ・ファンドの日本における募集開始
1999年4月1日	ファンドの名称変更、およびSBCボンド・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイからUBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイへの旧管理会社の名称変更
2000年4月4日	ファンドの約款変更
2001年4月14日	ファンドの約款変更
2001年9月1日	オーストラリア・ドル、スイス・フランおよび英ポンドのサブ・ファンドの日本における募集開始
2001年9月15日	ファンドの約款変更
2004年9月1日	アブソルート・リターン・ボンド（ユーロ）およびアブソルート・リターン・ボンド（米ドル）の日本における募集開始
2004年10月27日	ファンドの約款変更
2005年4月14日	ファンドの約款変更

2007年9月10日	ファンドの約款変更
2010年11月15日	UBSボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからUBS ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイへのファンドの管理会 社としての地位譲渡 ファンドの約款変更
2011年7月1日	ファンドの約款変更
2011年9月1日	フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）の日本における募集開始
2012年8月27日	ファンドの約款変更
2015年1月5日	ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の日本における募集開始

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2012年8月27日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行、主支払事務 代行会社	2012年1月27日付で管理会社との間で保管および支払事務代行契約（注1）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）について規定している。
UBSファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社	2013年6月11日付で旧管理会社との間で中央管理契約（注2）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務について規定している。
UBS グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン） (UBS Global Asset Management (UK) Ltd., London)	投資運用会社	2003年9月1日付で旧管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。2010年9月15日付で地位譲渡契約を旧管理会社および管理会社との間で締結。サブ・ファンドに関する運用会社業務について規定している。
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	元引受会社	2013年10月22日付で旧管理会社との間で総販売契約（注4）を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2014年12月12日付でユービーエス・エイ・ジーとの間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2014年12月12日付でユービーエス・エイ・ジーとの間で受益証券販売・買戻し契約（注6）を締結。受益証券の販売・買戻し取扱い業務について規定している。

（注1）保管および支払事務代行契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引き渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

（注2）中央管理事務契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、受益証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

（注4）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、ファンド証券の元引受業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに決算書類およびその他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員事務を提供することを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻し契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規制および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年7月1日に設立された。

1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

管理会社の主な目的は、複数の要素から構成され得るルクセンブルグまたはルクセンブルグ外の法律に準拠する、2010年法の意味の範囲内における投資信託（UCI）またはオルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法の意味の範囲内におけるオルタナティブ投資信託（AIF）を設立、販売、管理、運営しおよびこれに対する助言を行い、当該UCIまたはAIFの証券を表象または記録する証券または確認書を発行することである。

(ハ) 資本金の額

株主資本の13,000,000ユーロ（17億9,140万円）は、1株2,000ユーロ（275,600円）の株式6,500株によって表章される。2014年10月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

(ニ) 会社の沿革

2010年7月1日に設立。

(ホ) 大株主の状況

（2014年10月31日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45 スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーセンフォルシュタット1	6,500株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年12月17日付のルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規則に従っている。

② 準拠法の内容

（イ）民法

ファンドは、法人格を持たず、投資家の累積投資からなる、2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家は、その投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資家は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

（ロ）2010年法

a. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS

パートII その他の投資信託

パートIII 外国の投資信託

パートIV 管理会社の認可

パートV UCITSおよびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（UCITS）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（UCIs）を区分して取り扱っている。

b. 欧州連合（「EU」）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートIファンド」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

c. 2010年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パートIファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

— 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

— 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

d. 2010年法第3条は、同法第2条の定義に該当するので、UCITSではあるが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

(i) クローズド・エンド型のUCITS

(ii) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

(iii) 約款または設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS

(iv) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

e. 上記d)の種類のUCITSは金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88（2002年法に関して発せられたが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり規定されている。

- (i) 2010年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- (ii) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- (iii) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）
- (iv) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、パートIの条項を充足していない投資信託

f. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- (i) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- (ii) 会社型投資信託 (investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、2010年法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

税法上の主な規定は2010年法に記載されている。

投資信託の監督は、金融監督委員会が行っている。

（５）【開示制度の概要】

① ルクセンブルグにおける開示

（イ）金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

ファンドの年次報告書に含まれている会計情報は、承認された監査人により監査され、CSSFにより承認されなければならない。ファンドの独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ（Ernst & Young S.A.）、ルクセンブルグ事務所である。更に、ファンドは、金融庁（現CSSF）の1997年6月13日付通達97/136（改訂および追補済）に基づき、CSSFに対して月次報告書を提出することを要求されている。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した年次報告書および半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所ならびに全ての支払事務代行会社および販売代理店において、受益者はこれを入手することができる。また、約款（その変更を含む。）は、管理会社の登記上の事務所に預託され、閲覧することができ、その写しを入手することができる。

年次報告書は、各サブ・ファンドおよびファンドについて毎年3月31日現在において公表され、半期報告書は、毎年9月30日現在において公表される。

前述の報告書は、関連する勘定通貨で各サブ・ファンド／各クラス受益証券の明細を含む。ファンド全体の資産の統合明細は、ユーロ建てで作成される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書は、独立監査人により監査された年次報告書を含む。年次報告書には、信用リスクを低減するために、派生金融商品の利用により各サブ・

ファンドが注力する投資先資産、当該派生取引に対する取引相手方、ならびに当該取引相手方がサブ・ファンドのために差し入れる担保（およびその範囲）の詳細に関する記載も含まれる。

かかる報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において受益者が入手可能である。

各サブ・ファンドの発行価格および買付価格は、ルクセンブルグにおいて管理会社および保管受託銀行の本店で公表される。

受益者への通知はまた、ルクセンブルグの日刊紙に公表され、必要であればルクセンブルグ国外の日刊紙にも公表される。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

a. 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「E D I N E T」という。）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる^{（注）}。

（注）E D I N E Tでの開示：WEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）

b. 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付される。

（6）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

① 登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

（ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）で、欧州連合（以下「EU」という。）加盟国で設立され、かつ2009年7月13日のEC通達2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、当該国の監督当局がCSSFに事前に通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から10営業日以内に異議を述べない場合は、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。

（ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグから国外の公衆に対して、その投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

（ニ）ファンドは、2010年法第1部に従い設定されている。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、CSSFの要求する専門的能力および信用につき十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有していない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託については地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、規制および通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査証を付してそれを証明する。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドの目的は、広範な分散投資およびファンド資産の流動性を適正に考慮しつつ、一定の高い利益を達成することにある。

各サブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従い投資される。各サブ・ファンドは、主としてその資産を債務証券および債権に投資する。

債務証券および債権には、国際機関、公共団体、ならびに民間および半官半民の発行体が発行する債券、社債（ローン・パーティシペーション・ノートを含む。）、アセット・バック証券ならびに類似の固定利付および変動利付の担保付または無担保の債券、ならびにこれらに類似する有価証券が含まれる。

各サブ・ファンドは、また、以下の投資原則に従い、その資産を短期金融商品、転換債券、交換可能債券、ワラント付債券および転換社債、ならびに株式、持分権および有価証券のワラントに投資することができる。

各サブ・ファンドは、更に、担保付債務（CDO）、クレジット・デフォルト・ノート（CDN）およびインフレ連動債（ILN）にも投資することができる。

転換社債は、債券の所有者および／または債券の発行体に対し、指定された将来の日に債券を株式に転換する権利を付与する。

クレジット・デフォルト・ノート（CDN）は、その取扱いがクレジット・デフォルト・スワップに類似する信用デリバティブを組み込んだ固定利付証券である。CDNへの投資は、投資制限第1項の規定に従うものとする。

インフレ連動債（ILN）は、その受取利息がインフレ率に連動する固定利付証券および変動利付証券である。

株式および持分権とは、株式および株式関連証券を意味する。

上記の債務証券および債権とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、2010年法第41条に規定する有価証券である。

投資制限第1.1項g）および第4項に記載されている通り、管理会社は、各サブ・ファンドに関し規定されている法定制限の範囲内で、投資方針を達成するための主たる要因として、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方については、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質を低下させない場合にのみ活用される。有価証券のワラントについても同様である。

各サブ・ファンドは、付随的に、投資が実行されるすべての通貨で流動資産を保有することができる。

サブ・ファンドについて、投資対象が、市場、セクター、借り手、格付および企業について広範に分散されるよう確保するため注意を払う。かかる目的のため、各サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの投資方針と相反しないことを条件に、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

各サブ・ファンドの特定の投資方針**UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル****UBS（Lux）ボンド・ファンドーカナダ・ドル****UBS（Lux）ボンド・ファンドースイス・フラン****UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ****UBS（Lux）ボンド・ファンドー英ポンド****UBS（Lux）ボンド・ファンドー米ドル**

勘定の通貨は、各サブ・ファンドの名称に示されている。

一般投資方針に従い、これらのサブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の少なくとも3分の2を、各サブ・ファンドの基準通貨建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨にオプションを付して、世界中の国際機関、公共団体、半官半民または民間の債務者が発行する上記の債務証券および債権に投資する。サブ・ファンドであるユーロの投資対象には、欧州通貨同盟（EMU）の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国のすべての通貨が含まれる。

更に、すべてのサブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限としてサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。サブ・ファンドの資産の最大25%を、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券（「リバース・コンバーティブル」）および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の10%を超えて普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびに債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができない。

行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、各サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品を含む。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）

UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）は、その資産の少なくとも3分の2をヨーロッパに所在する企業が発行した転換債券およびワラント債に投資する。

現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ株式および利益配当証書ならびに債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品を含む。

本サブ・ファンドは、欧州株式市場の成長による利益を得ることを希望するが、転換債券により付与される債券フロアが提供する担保等の一定レベルの担保のない投資を希望しない投資家向けである。

勘定の通貨は、ユーロである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

一般投資方針に従い、UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）は、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建てまたはユーロ貨にかかるオプションが付されているCCC格からBB+格（スタンダード・アンド・プアーズ）までの格付、公認格付機関による同等の格付または（未だ格付を受けていない新規銘柄もしくは全く格付のない銘柄について）相応のUBS内部の格付を有する上記の債務証券および債権に投資する。CCC格未満等の格付の債券への投資は、サブ・ファンドの資産の10%を超えることができない。

通常より低い格付の投資対象は、平均以上の利回りを提供するが、一流債務者への投資対象より高い支払不能リスクも提供することになる。ユーロ建ての投資対象にはまた、EMU加盟国のすべての通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国のすべての通貨が含まれる。

- サブ・ファンドは、また、その資産の3分の1を上限としてユーロ貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。
- 現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。その資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権の行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書または債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品を含む。

勘定の通貨は、ユーロである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）

一般投資方針に従い、これらのサブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。

これらのサブ・ファンドの通貨は、サブ・ファンドの勘定の関係通貨を示すものであり、必ずしも投資の重点を構成するものではない。そのため、勘定の通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算定する通貨でもある。

現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。その資産の25%を、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を超えて、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書、ならびに銘柄の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品を含む。

勘定の通貨は、スイス・フランである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）

上記の投資方針に従い、UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）は、その資産の大部分を国際機関、公的・準公的機関およびその登記上の事務所がアジアに所

在するまたは主にアジアで営業している企業が発行した債務証券および債券に投資する。デリバティブを活用することにより、ポートフォリオは、金利リスクおよび信用リスクについて景気サイクルおよび金融市場のサイクルに適合するよう構成される。

ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドを達成することである。投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を通じ当該目標の達成に努める。かかる達成に際し、投資配分を増加するためロング・ポジションを利用し、また法律上認められているデリバティブ金融商品を活用したヘッジ目的でのグロス・ショート・ポジションまたはシンセティック・ショート・ポジションの利用を伴うことがある。サブ・ファンドは、いかなる時点においても空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ契約（IRS／NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。）、先渡し契約／ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換社債、短期金融証券／流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。そのため、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場の展開への参加を目的に利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）は、適切な市場において当該通貨を物理的に受け渡す必要なくまたは通貨取引を行わずに通貨ポジションを設定し、為替レートリスクをヘッジすることを可能にする。この方法により、取引相手方リスクと経費および海外の現地通貨の保有に関連する輸出制限を最少限に削減することができる。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の監督に服することがない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより必要な場合に平均以上の高利回りを得ることができる。ただし、当該投資について、信用リスクは一流の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格を下回る格付または同等の格付の債券に投資することができる。

アジア諸国への投資は、より不安定な運用成績を記録することがあり、欧州諸国への投資に比べ流動性を欠くことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制は、他の先進国ほど厳格ではないことがあり、用いられる会計、監査および報告方法は、先進発展諸国の基準と比較することができない。こうした理由から、サブ・ファンドは、これらのリスクを承知している投資者に特に適している。

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ４ 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべてのデリバティブ金融商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g）に明記された商品である（「ファンドが認可している投資対象」）。

勘定の通貨は、米ドルである。

一般的なリスク情報

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるため、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、特定ファンドへの直接投資に比べて、より広範な分散投資またはリスクの分散にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑え、多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、できる限り、ファンドの投資方針に従うことを要する。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券へ間接投資を行う。

既存のファンドに投資する際、一定の手数料および費用（例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行機関の手数料、運用／顧問報酬、ならびに投資が行われるUCIおよび／またはUCITSの発行／買戻し手数料）が何重にも発生することがある。かかる手数料および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズのレベルで請求される。

また、サブ・ファンドは、ユービーエス・エイ・ジーまたは同社との共同経営もしくは支配を通じ実質的な直接もしくは間接保有を通じ関係する会社が運用するUCIおよび／またはUCITSに投資することができる。この場合、発行または買戻し手数料は、ファンドの受益証券の買付または買戻しについて請求されない。

既存のファンドに投資する際に発生する一般費用および経費については、後記「4 手数料等及び税金」の項に記載される。

派生商品の利用

後記「（５）投資制限 ４．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定される制限を考慮して、管理会社は、各サブ・ファンドにつき派生商品を活用することができる。金融派生商品とは、その他の金融商品（つまり原資産）から価値を派生する商品である。派生商品は、条件付の場合と無条件の場合とがある。条件付派生商品（条件付請求権）は、合法的取引の一当事者に金融派生商品（オプション等）を利用する権利（義務ではない）を付与するものである。

無条件派生商品（先物）は、両当事者に対して、契約書に規定される特定に時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである（先渡し、先物、スワップ等）。

派生商品は、取引所で取引されるもの（上場派生商品）に加え、店頭で取引されるもの（OTC派生商品）がある。取引所で取引される金融派生商品（先物等）の場合、取引所自身も各取引の一当事者となる。かかる取引は、清算機関（清算代理人）を通じて清算および決済される。OTC派生商品（先渡しおよびスワップ等）は二当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。

派生商品の利用に伴うリスク

派生商品への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを負う。

ただし、金融派生商品の特定の特徴により、上記のリスクは、裏付商品の投資対象のリスクと異なり、時折そのリスクは高くなることがある。

そのため、派生商品の利用には、裏付商品への理解と派生商品に関する深い知識が必要である。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる（または履行できない）リスクである。取引所で取引される派生商品の信用リスクは、取引所で取引される各派生商品に関し取引相手方として行為する決済代理人が決済の保証を行うため、概して、公開市場で取引されるOTC派生商品に伴うリスクよりも低い（上記を参照のこと。）。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済代理人により維持される日払制度に支えられて

いる（下記を参照のこと。）。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、後記「（５）投資制限 ２．リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換（オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等）とは違い、双方の支払義務の差額（金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等）を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時にファンドが負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

信用リスクは担保の設定により軽減される。証券取引所で派生商品を取引する場合、参加者は流動性のある資金により清算代理人に担保を預託しなければならない（当初証拠金）。清算代理人は、各参加者の持高を評価（および、適切な場合、決済）すると共に、残存する担保を日次ベースで再評価する。担保の価値が一定の基準（維持証拠金額）を下回る場合、当該参加者は、追加の担保（変動証拠金）を支払うことで元の水準までその評価額を引き上げることを清算代理人により要求される。また、OTC派生商品に関する信用リスクは、各取引相手方の提供する担保（下記を参照のこと。）、当該取引相手方との間で締結された異なる派生商品の持高による相殺に加え、取引相手方の選択を慎重に吟味することにより、低減される場合がある。

一定の商品の買付けまたは売付けが困難であるため、流動性リスクもある。派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場で店頭取引が行われる派生商品の場合）、一定の状況下で、取引を完全に履行することは必ずしも可能ではないか、または費用の増加によりポジションを清算することに限り可能である場合がある。

派生商品の利用に関連する他のリスクは、派生商品の価格を誤って評価しまたは決定するリスクを含む。また、派生商品がその裏付資産、金利または指数と完全な相関関係にない可能性がある。派生商品の多くは複雑であり、その評価はしばしば主観的に行われる。不適切な評価により、取引相手方に関する現金に対する需要が高まるかまたは各サブ・ファンドの価値が喪失する場合がある。

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法（リスク総量を把握するリスク管理手法）により行なわれる。また、リスク管理手続は、担保の運用（下記「担保の運用」の項を参照のこと。）ならびにポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（後記「（５）投資制限 ４．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項参照のこと。）の範囲内でも、適用される。

レバレッジ

レバレッジは、関係する資産クラスの投資対象が変わらなくても、特定の資産クラスのエクスポージャーが増加するすべての技法をいう。レバレッジがその中で組成され、かつヘッジ目的で利用し得る一部の派生商品がレバレッジの計算に含まれることがあるため、レバレッジによって、結果的にレバレッジ額が人為的に増加することがある。そのため、この情報は、投資者が負担する実際のレバレッジ・リスクを必ずしも反映しない場合がある。

該当する場合、想定されるレバレッジは、額面総額と各サブ・ファンドの純資産価額との比率として下記の表に示され、過去の資料を根拠としている。運用が開始されていないサブ・ファンドについて、想定されるレバレッジ値は、モデル・ポートフォリオまたは比較できるサブ・ファンドの投資対象に基づき算定される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ値	参照ポートフォリオ（ベンチマーク）
UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	コミットメント手法	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドは、店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドはまた、先物契約およびオプションを行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、店頭取引相手方が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手方リスクは、有価証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。株式に対する引き下げ率が、最も高い。担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭取市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。こうした理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託された有価証券は、ファンドに代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

流動性のある資金として預託される担保は、ファンドが投資することができる。投資対象は、後記「（5）投資制限 1. ファンドが認可している投資 第1.1項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「4. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定されるレポ取引（当該取引の相手方が、「1. ファンドが認可している投資 第1.1(f)項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州短期のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049に規定される短期のマネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用力関連事由の結果、担保に関連するファンドの権利がその行使を待機させられるかまたはその他の方法で制限されることがある。ファンドが該当契約に基づき担保を提供される場合、当該担保はファンドと店頭取引相手方との合意により店頭取引相手方に移転されることになる。店頭取引相手方、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用力関連事由の結果、担保に関連するファンドの権利または認定がその行使を待機させられる、制限されるかまたは削減されるまでになることがあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、ファンドは、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなる。ファンドは、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意につき、決定を行なう。かかる枠組み合意は、適切な場合、取締役会および管理会社により、定期的に見直され、採用される。

投資資産の統合

取締役会は、効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。かかる場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して活用される。プールは独立したファンドではなく、受益者は直接、プールを利用することができない。

資産プール

管理会社は、2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）の組入資産の全部または一部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは、特定の参加サブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合には）資産プールに移し替えることによって設定される。その後、管理会社は、さらに個々の資産プールへの移し替えを行うことができる。資産プール内における参加額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。各資産プール内で参加サブ・ファンドに保有される有価証券は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして評価される。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を（取締役会が適当と判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）の合計額内で参加サブ・ファンドの受益証券に割り当てる。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が決定される。

追加の現金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、資産プールに拠出され、または引き出された現金の額または資産を参加サブ・ファンドの資産プールにおける資産保有高の現在価値で除して計算された口数をもって関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数を増減させる。現金を資産プールに拠出する場合、計算上、かかる現金の投資に関連する税務費用、取引費用および取得費用を考慮して取締役会が適当と判断する金額が減額される。現金を引き出し場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行われることがある。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息およびその他類似する所得は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになる。ファンドが清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は一または複数のサブ・ファンドの資産の全部または一部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定できる。以下の項で「共同管理ファンド」とは共同管理の取決めが存在するファンドまたは各サブ・ファンドおよび全受益証券をいい、「共同管理資産」とは共同管理契約に従って管理が行われる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各投資運用会社は、ファンドおよび各サブ・ファンドのポートフォリオ構成に影響を与える共同管理ファンドに関して、統一的に投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有する。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。かかる按分比例ベースの資産保有（かかる目的上「参加比率」という。）は、共同管理に関連して保有または取得した投資対象のすべてのカテゴリーに適用される。投資および／または投資対象の売却に関する決定は上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ比率で共同管理ファンドに配分される。一方、資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産より比例して差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを修正する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

取締役会の構成員または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する事態に影響される点に投資家の注意を喚起する。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りをいつでも決定できるため、ファンドと受益者の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（特定のサブ・ファンドに帰属するとはみなされない）報酬および費用の支払によって、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前にサブ・ファンドの資産を共同管理契約の対象外とすることで、特定のサブ・ファンドの資産が上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致することを確保するため、既に共同管理資産に適用されている投資目的と同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管銀行が受託機関を務め、ファンドおよび当該サブ・ファンドに適用される2010年法、さらにはすべての法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管銀行は、いつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限的になることがある。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約を終了させることを決定することができる。

受益者はいつでも共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登記上の事務所に問合せを行うことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

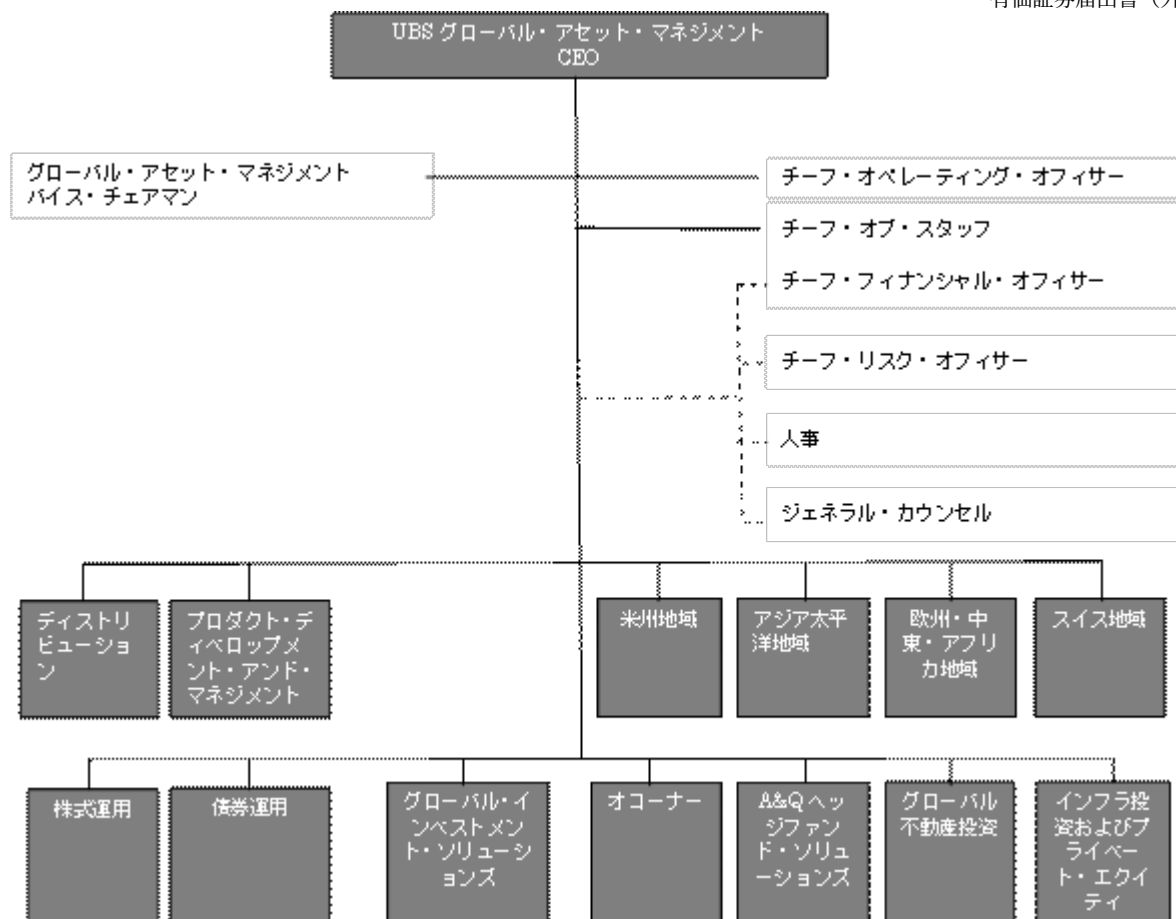
ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1) ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2) 共同管理下の各ファンドにルクセンブルグ籍以外のファンドの債権者および破産管財人に対して資産の利用を禁じる権利が備わっており、かかる資産を凍結する権限を有することを条件に許可される。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

① 運用体制



平成26年10月末日現在、UBSグローバル・アセット・マネジメントは世界各地に908名以上の投資スペシャリストを配している。（内訳：グローバル不動産投資 273名、株式運用 210名、A&Qヘッジファンド・ソリューションズ 63名、オコーナー 72名、債券運用 147名、グローバル・インベストメント・ソリューションズ 99名、インフラ投資&プライベート・エクイティ 44名）

② 運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることを運用の目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割が重視される。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ー ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。

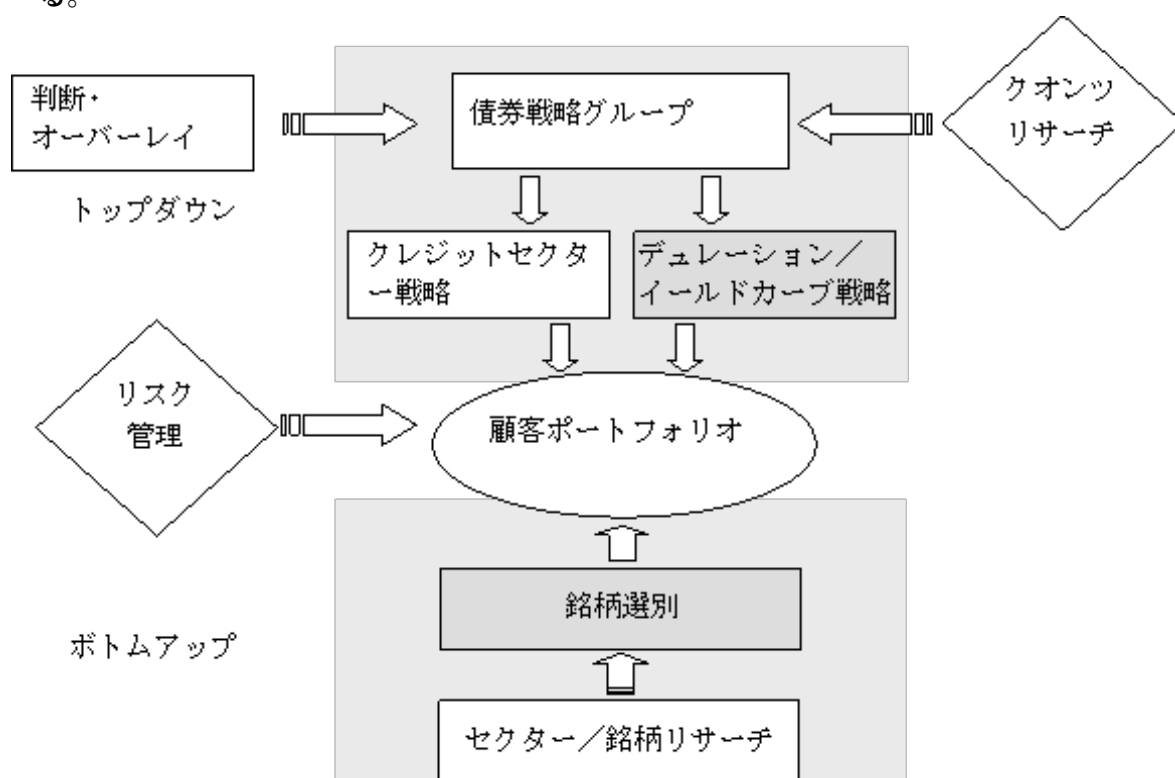
投資運用会社は、ブローカーや企業だけではなく、企業の納入業者、競合相手および他の業界の専門家とも話し合う。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。

- ― 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

投資決定プロセス

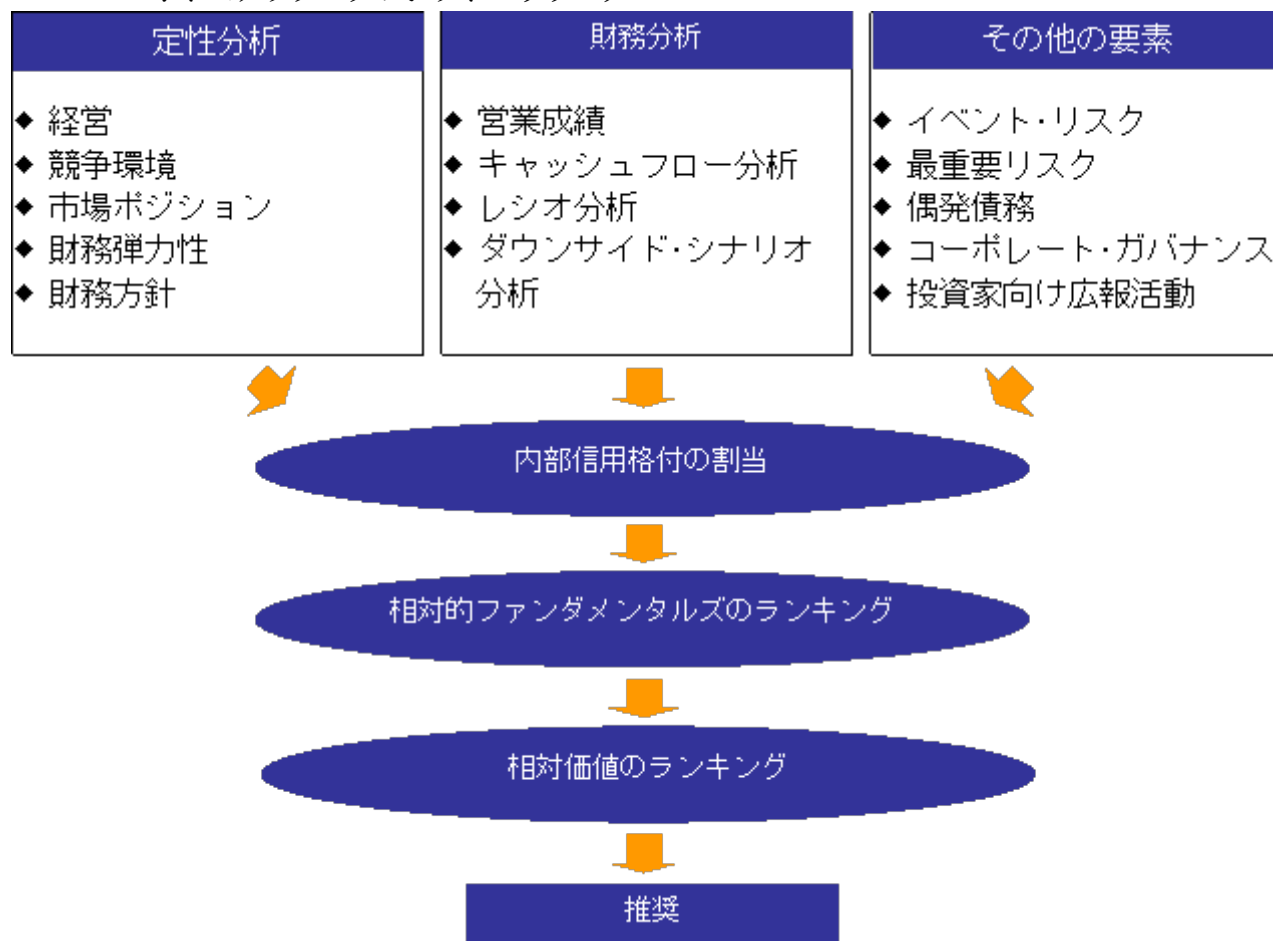
投資プロセスは、投資価値を決定し定量化するための継続した努力を基盤とする。社内クレジット・リサーチ・アナリストが行う長期的ファンダメンタル・リサーチに重点を置く。投資決定は、「トップダウン」プロセスと「ボトムアップ」銘柄選別の組合せに基づく。トップダウン・アプローチは、デュレーション目標設定、イールドカーブのポジショニングおよびセクター選択を含む。これに対し、ボトムアップ銘柄選別プロセスも同様に重要であり、セクター専門家がクレジット・アナリストと緊密に協力して実行する。リスク管理は、ポートフォリオ構築プロセスに統合される。投資対象の各特質（デュレーション、イールドカーブのポジショニング、セクター選択および銘柄選別）に対し、その相対的な魅力に応じてトラッキング・エラーを配分する。



クレジット・リサーチ

投資運用会社の専門家の債券のクレジット・リサーチ・チームは、各市場におけるすべての実際の企業のクレジット・ポジションと起こり得る可能性を分析し、監視する。かかるプロセスは、トップダウン・アプローチ（各業種に作用するマクロ経済力を計測）およびボトムアップ・アプローチ（経営力、市場ポジションおよび重要な財務比率を評価）を伴っている。上記専門家はまた、新たなリサーチ上の識見を求めて外部アナリスト、エコノミスト、コンサルタントおよび研究者とも協議する。かかる者の専門知識は、投資専門家の定性的見解と相俟って戦略の基盤を提供する。リサーチはコンピュータ上で保有され、世界中で利用できる。

ボトムアップ・クレジット・リサーチ



ポートフォリオ構築

ポートフォリオの構築プロセスは、アクティブ運用の投資対象の四つの特徴（デュレーション目標設定、イールドカーブのポジショニング、セクター選択および銘柄選別）に沿って編成される。

デュレーション目標

債券ポートフォリオを運用する際の非常に重要な決定は、デュレーションの決定である。デュレーションは、金利の変動に対するポートフォリオの価格感応度の基準となる。ファンドの運用は、市場が割安に評価されている場合に追加収益を得ること、または市場が割高に評価されている場合に値下がりを抑えることを目的とする。投資運用会社は、投資専門家の経験と定性的評価（市場行動の分析）に依拠しており、かかる専門家はまた、投資運用会社独自の評価モデルにより支えられている。モデルは、基本的価値を算出し、市場価格との違いを示している。

かかるモデルについては、上級投資専門家が参加する定期的投資委員会で議論され、課題として検討される。ベンチマークのデュレーションに比べより長期、中立または短期いずれのデュレーション・スタンスをとるべきか決定するにあたり、定性分析を定量分析との組合せを基礎とする。

イールドカーブのポジショニング

金利リスクに関する次のステップは、イールドカーブに沿ったポートフォリオのポジショニングである。原則として、イールドカーブは、より急勾配になった後により平坦になるかまたはイールドカーブ全体が同方向に上方もしくは下方に動く可能性がある。こうした動きを捉える3つの異なるイールドカーブ戦略を、「ブレット」戦略、「バーベル」戦略および「ラダー」戦略と区別する。イールドカーブに沿ってポートフォリオのポジションを取るため、評価モデルとともに投資専門家の経験豊富な判断に依拠する。市場全体の特別利益および価格予想は、イールド

ドカーブの満期範囲に沿った同一基準のベンチマーク加重額である。実際、カーブのすべての満期時点についてこうした二種のシグナルを得ることができる。これは、評価の観点から、投資につき最も魅力的であるかまたは最も魅力的ではない満期または満期範囲を見極める手助けとなる。投資専門家の市場行動分析を加味した上で、次に、ベンチマークから乖離するため目標イールドカーブ戦略を利用することができ、よって顧客のため付加価値を提供することができる。

セクター選択

信用判断は、個々の銘柄の他、個々のセクターの選別を含む。セクターの選択により、投資運用会社は、政府、企業、国際機関／国家および担保付等の借り手のカテゴリーまたは公認格付機関により定められたクレジット・クオリティのカテゴリーへのポートフォリオの分類についてとらえでる。経験豊富な投資専門家の定性分析を用いて、個々のセクター間のリスクとリターンの相殺を特定することができ、これにより、ベンチマークに比べ一部セクターの組入比率を高くするかまたは低くする投資機会を創出することができる。

銘柄選別

銘柄選別は、投資プロセスにおける意思決定の最終段階を表す。プロセスにおける本段階の目標は、投資ユニバースから得た各銘柄証券の最適数で選択されたセクターを満たすことである。かかる有価証券は当該セクター特有のリスクを示すため、セクター内およびセクター全体での適切な分散が重要である。その指針となるのが、セクター特有のリスクの分散に必要な相関関係のない有価証券の数および最適組入比率を示す「分散スコア」分析である。定量分析に加え、上席ポートフォリオ・マネジャーおよびクレジット・リサーチ・スタッフは、クレジット市場における最新の動向について定期的に協議する。各銘柄証券は、3要素、すなわち、信用見通し（経営、イベント・リスク等）、専門事項（流動性、供給量等）および評価（絶対および相対イールド・スプレッド）について分析される。

リスク管理

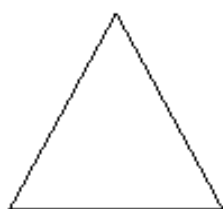
最適かつ選択的なリスクの引受けが、健全かつ積極的なポートフォリオ戦略の最も明確な二つの特徴である。投資の意思決定プロセスで成功するには、戦略上、見返りのありそうなリスクを引き受ける一方、適切に補償されそうにないリスク負担を避けることを確保しなければならない。リスク管理は単なるトラッキング・エラー・ツールというより広範な概念であり、これについて3つの重要なアプローチを実行している。

リスクモデル：
トラッキング・エラー

市場乖離：

一発行体当たり最大 %

一セクター当たり最大 %



分散

持ち高

リスク管理の三角形の上記の3側面を同時に遂行することにより、予想されるトラッキング・エラーから実際にかなり乖離するリスクが確実に最低限に保たれる。ポートフォリオの保有銘柄数により主にコントロールされる銘柄特有リスクの十分な分散は、銘柄選別による付加価値と、同一銘柄が大惨事によりポートフォリオの運用成績に重大な影響を及ぼすリスクとを相殺することになる。ポートフォリオとベンチマークの間で、デュレーションまたはスプレッド・デュレー

ション等の市場リスク・エクスポージャーをコントロールすることにより、金融危機のような極端な市況においても、ポートフォリオの運用成績がベンチマークの実績から大幅に乖離しないことが保証される。

③ 委員会その他の内部機関

リスク管理およびリスク・コントロール

リスク管理グループの重要な目的は、社内のポートフォリオ・マネジャーによるリスク調整後収益の最大化を手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびシステムは、投資プロセスに関連して開発される。特製リスク管理ツールの必要性から、既製のリスク管理商品への依拠からの脱却が促進された。すべての資産クラスのための意思決定プロセスと一致する最先端の独自モデルの開発に相当の資金が投入されている。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多数の資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜間に処理される。結果は、社内ネットを通じポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、正確かつ最新のリスク情報を受け取ることができる。

リスク・コントロールは、特に債務と評判のダメージを防止するため、資産運用業務における重要な側面である。最高基準のリスク識別、リスク管理およびリスク・コントロールは、事業グループの成功、評判および実力の継続にとって必要不可欠であり、このため、グループの経営陣およびスタッフは、最良の市場実務を展開し、これをすべてのリスク関連活動に応用することに専念する。

UBSグローバル・アセット・マネジメントにおけるリスク管理は、強力な内部コントロールというファンダメンタルズに基づいており、これには適切な責任の分離を含む。UBSグローバル・アセット・マネジメント内のリスク管理およびリスク・コントロールは、すべての事業分野とともに投資運用・リサーチ部門により遂行され、事業グループ内の強化されたリスク・コントロール機能により独立して監視されており、またグループはグループの最高リスク責任者との間で綿密に調整を行っている。

法務およびコンプライアンス

法務・コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門とは明確に分離されている。コンプライアンス担当役員および法務スタッフは、規制と業務手続の精査を行っている。さらに、顧客ガイドラインおよび契約上のコンプライアンスについて、定期的なポートフォリオ検討委員会が開催されている。

（４）【分配方針】

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行う場合および分配の程度を決定する。分配は、収益（配当収益および利息収益）、元本および値上がり益により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券）より成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の申込みを、選好する場合がある。成長型クラス受益証券（－accクラス受益証券）の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券（－distクラス受益証券）の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、この点に関し、税務専門家に相談することをお勧めする。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。分配により、ファンドの純資産が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることができない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間分配金の支払および分配金の支払停止を行う権限を有している。

支払日から5年以内に請求されない分配金および分配受益証券についての権限は消滅し、関係するサブ・ファンドまたはクラス受益証券に帰属する。サブ・ファンドまたはクラス受益証券が既に清算されている場合、分配金および分配受益証券は、各々の純資産に応じてファンドの残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存するクラス受益証券について発生する。管理会社は、純投資収益およびキャピタル・ゲインの充当に関して、無償での受益証券の発行を決定することができる。分配が実際の収益を受ける権利に対応するよう収益平準化額が計算される。

「－acc」を名称に含むクラス受益証券は、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行わない。

「－dist」を名称に含むクラス受益証券は、管理会社が別異の決定を行わない限り、収益分配を行う。

「－mdist」を名称に含むクラス受益証券は、報酬および費用を控除した上で月次で分配を行うことができる。当該分配は、元本および実現キャピタル・ゲインを原資として行うことができる。元本を原資とする分配は、サブ・ファンドに投資した投資家の当初の投資元本を目減りさせる結果となるおそれがある。また、収益、元本またはキャピタル・ゲインを原資とする分配は、サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格を直ちに低下させる結果となる。

受益証券の券面が発行される場合、収益分配は、利札と引換えに行われる。管理会社は、支払方法を決定する。

分配の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

<参考情報>

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

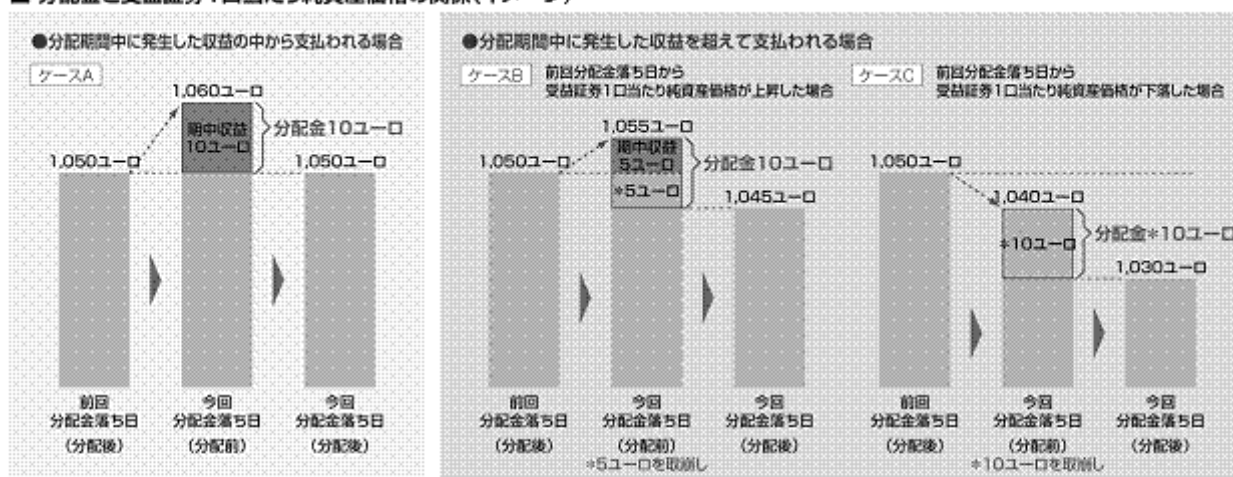
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものでは、ありません。

※「分配期間」とはある分配金落ち日から翌月の分配金落ち日までの期間をいいます。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

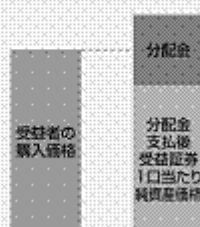
ケースA：分配金受取額10ユーロ＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差 0ユーロ＝10ユーロ
 ケースB：分配金受取額10ユーロ＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲5ユーロ＝5ユーロ
 ケースC：分配金受取額10ユーロ＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲20ユーロ＝▲10ユーロ

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断下さい。

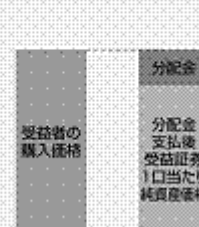
受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

（５）【投資制限】

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. ファンドが認可している投資

1.1 サブ・ファンドの投資は、主として、以下のものより構成される。

- a) 欧州議会と2004年4月21日付の金融商品市場に関する通達2004/39/ECにより定義される規制ある市場に上場されまたはかかる市場で取引される有価証券および短期金融商品
 - b) EU加盟国または公認かつ公開の定期的取引が行われている別の市場で取引される有価証券および短期金融市場商品。「EU加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。欧州経済地域を構成する契約の当事者であるがEU加盟国でない国は、かかる契約および関連する契約の範囲内においてEU加盟国と同一であるとみなされる。
 - c) EU非加盟国の証券取引所の市場に公式上場が認められている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラレイシア諸国（以下「承認国」という。）の公認かつ公開の定期的取引が行われる他の市場で取引される有価証券および短期金融商品
 - d) 新規発行された有価証券および短期金融商品。ただし、発行要項において1.1項a)から1.1項c)に記載された証券取引所への公式上場申請または規制ある市場での取引許可の申請を行い、有価証券の当初発行から1年以内に上場認可／取引許可を受けることを要する旨規定されなければならない。
 - e) 通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの受益証券および／または2010年法に定義されるEU加盟国、もしくはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、通達2009/65/EC第1条(2) a) およびb) に規定されるその他のUCI。ただし、
 - 当該その他のUCIは、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること。
 - その他のUCIの受益証券の所持人に提供される保護水準が、ファンドの受益証券の所持人に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに有価証券および短期金融商品の空売りについて、通達2009/65/ECに規定される要件と同等の規則が適用されること
 - その他のUCIの事業運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること
 - 受益証券を取得する予定のUCITSまたはその他のUCIは、その約款またはその設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができることを条件とする。
- サブ・ファンドの投資方針に反する場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のUCITSまたはUCIの資産に投資することができる。
- f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に本店を置くものでなければならず、またはその本店がEU非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとする。
 - g) 現金等価商品を含む金融派生商品（「派生商品」）で上記a)、b) およびc) に掲げる証券取引所で取引されるもの、および／または証券取引所で取引されない派生商品（「OTC派生商品」）。ただし、
 - 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
 - 対象有価証券が2010年法第41条(1)に規定される商品で、サブ・ファンドの投資方針により直接的にまたは他の既存のUCI／UCITSを通して間接的に投資を行うことができるマクロ経済指数、金利、為替レート等の金融指数であること、

- サブ・ファンドが、原資産の適切な分散を通じて、後記「リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
- OTC派生商品に関する取引を行う相手方当事者が公的な監督に服しておりかつ金融監督委員会により承認された範疇に属する機関であり、かつ取締役会により明示的に承認されていること。取締役会による承認手続が、UBSグローバル・アセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくもので、取締役会が自身が承認した取引相手方のリストを保持していること、
- OTC派生商品は、毎日、信頼できる検証可能な評価が行われ、ファンドの先導により適切な市場価格で、バック・ツー・バック・ローン取引によりいつでも売却、清算、または決済を行うことができること、
- 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄（トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合）、またはOTC派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないことを条件とする。

h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に基づき定義される短期金融場商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とする。

- 政府、地域政府機関もしくは地方機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または最低一加盟国が所属する公的国際機関より発行または保証されていること
- 1.1項a)、b) およびc) に記載された規制ある市場で有価証券が取引される企業により発行されていること
- 欧州共同体の法律が規定する基準に従った公的監督に服する機関もしくは欧州共同体の法律による規定と少なくとも同等に厳格であるとCSSFが判断する監督に服しかつこれを遵守する機関により発行または保証されていること、または
- CSSFにより承認された範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。ただし、当該商品への投資に対し、上記の第1、第2または第3の箇条書きに挙げたものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株主資本を有し、第4回理事会通達78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に専従するグループ内の法主体、または銀行により提供される与信枠を利用して債務の裏付有価証券の資金調達を行う予定の法主体であるものとする。

1.2 1.1項に定めた投資制限に関わらず、各サブ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額の10%を上限として、1.1項に記載された証券以外の証券および短期金融商品に投資することができる。

1.3 管理会社は、派生商品に関連する全般的リスクがファンドの純資産総額を超えないことを確保しなければならない。投資戦略の一部として、各サブ・ファンドは、2.2項および2.3項の制限内で、派生商品に投資できる。ただし、裏付けとなる資産の全般のリスクは、下記2項で指摘される投資制限を越えない。

1.4 各サブ・ファンドは、付随的に流動資産を保有することができる。

2. リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて単一の発行体の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて単一の機関の預金に投資することができない。OTC派生商品に関するサブ・ファンドの取引において、損失リスクは当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手方が上記1.1項d) に定義される金融機関である場合、最大許容損失リスクは、他の相手方との取引において5%まで減じられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%を超える

当該発行体の有価証券および短期金融商品に対する全ポジションの総額は、各サブ・ファンドの純資産額の40%を超えることができない。本制限は、監督対象の金融機関に関する預金またはO T C派生商品取引には適用されない。

2.2 2.1項に規定された制限の上限に関わらず、各サブ・ファンドは、その純資産額の20%を超えて、単一機関が発行した有価証券および短期金融商品とかかる機関への預金を組み合わせて投資することができず、ならびに／またはかかる機関に関連して発行されたO T C派生商品からのリスクを負担することができない。

2.3 上記に反し、下記が適用される。

a) 2.1項に記載される10%の制限は、E U加盟国に所在し、当該国において当該証券の投資家保護を確保するための公的機関の特別な法律上の監督の対象となる金融機関が発行する各種債務証券については、25%まで引き上げることができる。特に、かかる債務証券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中、かかる発行により生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資される。一サブ・ファンドが単一発行体が発行する当該債務証券にその純資産の5%を超えて投資する総額は、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えることができない。

b) 上記10%の制限は、E U加盟国またはその中央、地域および地方機関、別の承認国または一もしくは複数のE U加盟国が参加している法定の公的国際機関が発行または保証する有価証券または短期金融商品については、35%まで引き上げることができる。

2.3項 a) および b) に記載の特別規定に該当する有価証券および短期金融商品は、上記40%のリスク分散限度の算定には斟酌されない。

c) 2.1項、2.2項、2.3項 a) および b) に記載された制限は累積することができない。そのため、かかる各項で挙げられた、単一発行体の有価証券もしくは短期金融商品に対する投資または当該機関における預金もしくはその派生商品に対する投資は、特定サブ・ファンドの純資産額の35%を超えることができない。

d) 通達83/349/E E Cの規則に基づきまたは公認国際会計基準に従い連結決算書を作成する同一のグループ会社に属する会社は、本書に記載の投資制限の計算上同一発行体とみなされることを要する。しかしながら、単一のグループ会社の有価証券および短期金融商品に対する一サブ・ファンドによる投資は、合計で関係するサブ・ファンドの資産の20%を上限とする。

e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、E U加盟国またはその地方機関、O E C D加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のE U加盟国が参加している法定の公的国際機関が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は少なくとも6銘柄の証券に分散されていなければならない。単一銘柄の有価証券または短期金融商品には一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 他のU C I T Sまたは他のU C Iへの投資は、以下の条件に従う。

a) 管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の20%を上限として単一のU C I T Sまたは他のU C Iの受益証券に投資することができる。本投資制限の解釈上、複数のサブ・ファンドを有するU C Iの各サブ・ファンドは、各サブ・ファンドが第三者に関して個々に責任を負う旨保証され得る場合、独立した発行体とみなされる。

b) U C I T S以外のU C Iの受益証券に対する投資額は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えることができない。U C I T Sまたは他のU C Iに投資される資産は、2.1項、2.2項および2.3項に記載された最大制限の計算には含まれない。

c) その投資方針に従いその資産の相当部分を他のU C I T Sおよび／またはU C Iの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資する他のU C I T Sおよび／またはU C Iが請求可能な最大報酬については、後記「4 手数料等及び税金 （3）管理報酬等」の項に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるまたは発行された受益証券を買付、取得および／または保有することができるが、以下を条件とする。

- － ターゲット・サブ・ファンドは自ら、当該ターゲット・サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと。
- － 取得されるターゲット・サブ・ファンドが同一のUCIの他のターゲット・サブ・ファンドの受益証券に投資できる資産の株式総数は、その英文販売目論見書または定款に従い当該資産額の10%を超えてはならないこと。
- － 財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、当該有価証券に付随する議決権が、当該サブ・ファンドにより保有される期間中停止されていること。
- － いずれの場合にも、サブ・ファンドがこれらの有価証券を保有する限り、その価値が2010年法下における最低純資産の検証を目的とした2010年法に基づく純資産価格の計算において考慮されないこと。
- － ターゲット・サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドの水準またはターゲット・サブ・ファンドの水準のいずれにおいても運用／買付または買戻しに対する手数料が重複して請求されることはない。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がC S S Fの承認する特定の株式または債券指数に追従すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および／または債券に投資することができる。ただし、

- － 指数の構成が十分分散されていること、
- － 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること、
- － 指数が適切な方法で公表されていること

を条件とする。

かかる上限は35%だが、これが正当化されるのは、例外的な市況、特にある有価証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場における場合である。かかる上限までの投資は、単一発行体の場合にのみ、許可される。

第1項および第2項により規定された制限を故意にではなくまたは引受権行使の結果として超過した場合、管理会社は、受益者の最善の利益も同時に考慮しつつ、状況を正常化するため有価証券の売却を最大の優先目的としなければならない。

新たに設定されたサブ・ファンドが、リスク分散投資の原則を遵守し続ける場合、当該サブ・ファンドは、当局より承認された後の6か月間、上記の特定のリスク分散制限から逸脱することがある。

3. 投資制限

管理会社は、以下の行為をしてはならない。

3.1 ファンドのために、継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない有価証券を取得すること。

3.2 管理会社が、または、管理会社が運用する他の投資信託と共同で、当該借り手の経営に重大な影響力の行使を可能とする議決権付株式を取得すること。

3.3 以下の割合を超えて取得すること。

- 単一発行体の議決権のない株式の10%
- 単一発行体の債務証券の10%
- 単一UCITSまたはUCIの受益証券の25%
- 単一発行体の短期金融商品の10%

後3者について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

以下の場合、3.2項および3.3項の規定の適用が免除される。

- EU加盟国もしくはその地方政府機関または別の承認国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
- 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する有価証券または短期金融商品
- EU非加盟国の法律により、かかる保有が当該国の発行体の有価証券に対する唯一の投資方法であることを規定する国において設立され、その資産を主として当該国に登記上の事務所を置く発行体の有価証券に投資を行う会社の資本として保有される株式。かかる投資のためには、2010年法を遵守しなければならない。
- 会社を代理して、受益者の請求のみによる受益証券の買戻しに関して、子会社が所在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務のみを行う子会社の資本として保有される株式

3.4 有価証券、短期金融証券または1.1項e)、g)およびh)に挙げたその他の商品の空売りを行うこと。

3.5 貴金属またはそれに関連する証券を取得すること。

3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。

3.7 貸付金を受け取ること。ただし、

- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
- 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れを除く。

3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない有価証券、短期金融商品または1.1項e)、g)およびh)に挙げたその他の商品の取得を禁止するものではない。

管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有する。ただし、かかる追加的制限は、ファンド受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

管理会社は、かかる技法および金融手段が、CSSFにより定められた条件および制限に従った効率的なポートフォリオ運用のために使用されることを条件として、有価証券および短期金融商品を裏付とする技法および金融手段（「技法」）を採用することができる。かかる取引が派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限は、2010年法の規定に従わなければならないものとする。かかる技法および商品の利用は、投資間の最善の利益に一致するものでなければならない。

サブ・ファンドは、いかなる状況においても、これらの取引のために、サブ・ファンドの投資目的から逸脱することはできない。同様に、かかる技法の利用により該当するサブ・ファンドのリスク水準が、本来のリスク水準（つまり当該技法を利用しなかった場合）に比べて著しく上昇してはならない。

かかる技法の利用に付随するリスクは、基本的に派生商品の利用に関わるリスク（特に取引相手方リスク）と同様である。したがって、前記「（１）投資方針 派生商品の利用に伴うリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

管理会社は、自身または自身が任命したサービス提供会社が、リスク管理手続きの一環として、取引相手方リスクを中心に、当該技法の利用を通じて発生したリスクの監視および管理を確実に行う。管理会社の関連会社との取引から生じた潜在的利益相反の監視は、主に、定期的な契約の見直しおよび手順の対応により実施する。

また、管理会社はいつでもポートフォリオの効率的運用のためにかかる技法および手段を利用する枠組み内で締結した契約を確実に取消すか、または、それぞれの取引相手方に譲渡した有価証券および／もしくは流動性のある資金を管理会社が回収できることを確保する。さらに、かかる流動性のある資金に、回収時点までに発生した利息が含まれる場合がある。さらに、管理会社は、当該技法および手段の利用に関わらず、投資者の買戻請求をいつでも処理することを確保する。ファンドは、ポートフォリオの効率的な運用のための技法および商品の利用の枠組みにおいて、第三者に組入証券の一部を貸し付けることもできる（「証券の貸付」）。一般に、クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じて、当該機関により特定の手続において行う場合にのみ、証券貸付が認められる。

証券貸付取引の場合、ファンドは、原則として、貸付契約の締結時に少なくとも貸付証券の総額および未払利息に相当する金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により認められる金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、当該証券貸付取引が貸付証券価額を返済することを保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合には、不要である。

前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内でファンドに提供された担保の運用に従い適用される。前記「（１）投資方針 担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの株式は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野でファンドに業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。かかる直接および間接報酬、ならびにその他の直接および間接報酬の受領者、個々の報酬金額と共に報酬受領者が管理会社および／または保管銀行の関係会社であるか否かについての調査結果は、各年次報告書または半期報告書に記載される。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済み取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬およびファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

管理会社は、サブ・ファンドのために、レポ取引（「レポ契約」または「リバースレポ契約」）を締結することもできる。同契約は、売却／購入された有価証券の買戻し／売戻しを、（より高い）ある価格で、設定期間内に行うことを合意した有価証券の売却／購入である。

レポ取引は以下の条件に従うものとする。

- － 取引相手方が当該種類の取引を専門とする一流の金融機関の場合に限り、証券をレポ契約に基づいて販売／購入することができる。
- － レポ契約の存続期間中に限り、購入した証券はかかる証券を買い戻す権利が行使されるかまたは買戻期間が満了するまで、売却することができない。
- － 金融派生商品の原資産であり、リバースレポ契約に関して貸付されているか、または受領される証券は、リバースレポ契約の規定に基づき売却することができない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

① 公社債などの価格変動リスク

ファンドは、各種通貨建て公社債等への投資を行う。また、一部のファンドについては、スワップ等金融派生商品によりファンドの金利リスク感応度等の調整を行う。したがって、ファンドに組み入れられた公社債や金融派生商品等（以下、併せて「組入資産」という。）の値動きによりファンドの純資産価格は変動し、これにより投資元本に損失が生じることがある。なお、一般に、公社債などの市場価格は、金利が低下した場合には上昇傾向となり、金利の上昇局面では下落傾向となる。また、公社債の価格変動は、残存期間、発行体、証券の種類等に左右される。

② 為替リスク

ファンドは、世界各国の各種通貨建て公社債等に投資する各表示通貨建ての外国投資信託であり、その円換算資産価値は、為替レートの動向により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、これに伴いファンドの円換算価値も大きく変動する場合がある。

為替レートは、一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、不介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。

③ 信用リスク

ファンドの純資産価格は、組入資産の発行者や契約相手方の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価または市場の変化等により変動し、その結果投資元本に損失が生じることがある。

④ 金融派生商品を用いた投資手法のリスク

管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主たる要因として、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。オプション、先物およびスワップの市場は、不安定である。利益を達成する機会および損失を被るリスクの両方について、証券投資に伴う場合を上回る。かかる技法および手段は、個々のサブ・ファンドの投資方針に従う場合およびそれらの品質に悪影響を及ぼさない場合にのみ活用される。証券のワラントについても同様である。

(2) リスクに対する管理体制

UBSグローバル・アセット・マネジメントにおけるリスク管理体制は、職務の分離を始め、厳しい内部統制に基づいている。また、投資管理・調査部門を含むすべての部門がリスク管理を行い、グループ・チーフ・リスク・オフィサーのもとで、権限を与えられたリスク管理機能による独立したモニターを行っている。さらに、法務・コンプライアンス部門は、投資管理部門および顧客口座管理部門から完全に分離されている。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2009年11月～2014年10月までの期間におけるファンドの各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

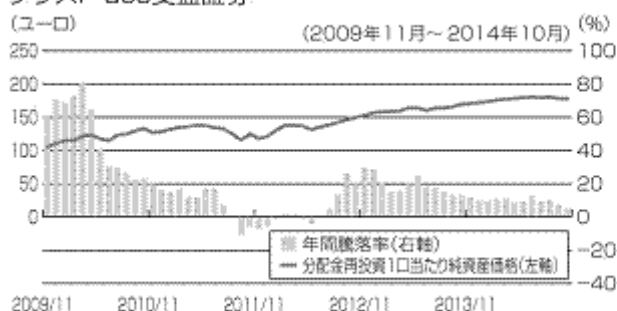
クラスP-acc受益証券（米ドル・ヘッジ）



クラスP-mdist受益証券（米ドル・ヘッジ）

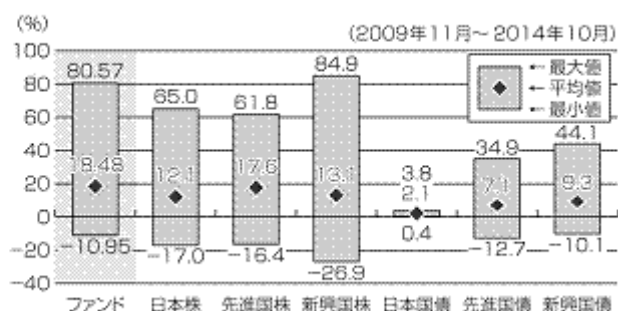
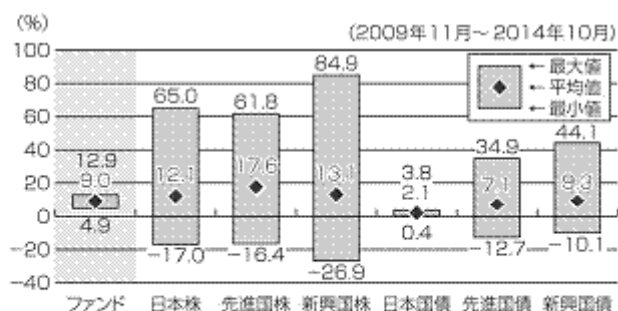
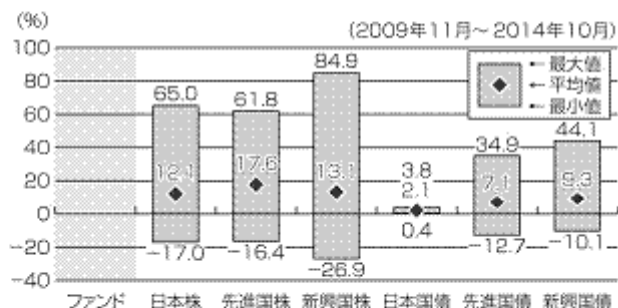


クラスP-acc受益証券



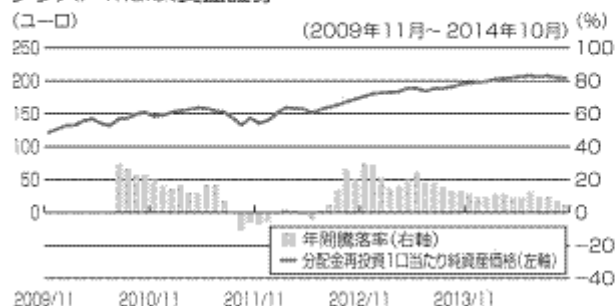
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2009年11月～2014年10月の5年間にわたる年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、ファンドの各クラス受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



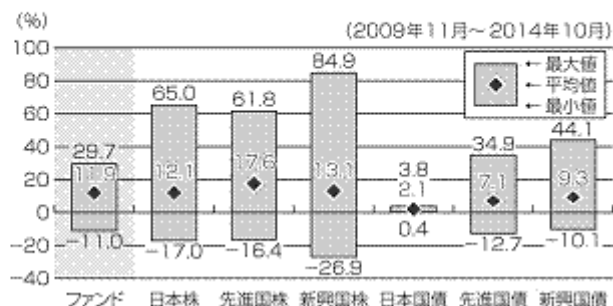
ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

クラスP-mdist受益証券



(注)クラスP-mdist受益証券は、2009年7月2日に運用を開始したため、2010年7月以後の期間における各月末時点の年間騰落率を表示しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



(注)クラスP-mdist受益証券は、2009年7月2日に運用を開始したため、2010年7月以後の期間における各月末時点の年間騰落率に基づく数値を表示しています。

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・清田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドの各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの各クラス受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ファンドの各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの各クラス受益証券は、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株…TOPIX(配当込み)
先進国株…ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株…S&P新興国総合指数
日本国債…ブルームバーグ/EFFASボンドインデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券の純資産総額に基づき算出される発行手数料（最大2.500%）とする。

② 日本における申込手数料

申込手数料は、申込金額の上限3.24%（税抜3.00%）である。申込手数料は、事務処理費用およびファンドに関する情報提供の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

② 日本における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されているサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限報酬および最大発行手数料を支払う。

サブ・ファンド名	上限報酬料率	最大発行手数料
UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル	年率0.900%（0.720%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーカナダ・ドル	年率0.900%（0.720%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドースイス・フラン	年率0.900%（0.720%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ	年率0.900%（0.720%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドー英ポンド	年率0.900%（0.720%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドー米ドル	年率0.900%（0.720%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率1.800%（1.440%）	2.500%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.260%（1.010%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）	年率1.140%（0.910%）	2.000%
UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率1.500%（1.200%）	2.000%

（注）括弧内の料率は、上限報酬の80%にあたる上限管理報酬料率を示している。

当該報酬は、ファンド管理（管理会社、管理事務および保管受託銀行の費用を含む。）、資産運用およびサブ・ファンドの販売についての対価としての支払に使用され、また発生する経費に充当される。

2014年3月31日に終了した会計年度中の報酬は、以下のとおりである。

サブ・ファンド名	報酬
UBS（Lux）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル	3,988,068.61豪ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンドーカナダ・ドル	2,273,609.54カナダ・ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンドースイス・フラン	5,055,484.64スイス・フラン
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ	4,811,680.02ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンドー英ポンド	751,390.13英ポンド
UBS（Lux）ボンド・ファンドー日本円	10,871,708円
UBS（Lux）ボンド・ファンドー米ドル	1,897,331.47米ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	5,897,275.19ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	16,665,008.71ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）	1,804,165.51スイス・フラン
UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	7,908,027.25米ドル

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、上記の報酬から、ファンド資産の管理、ポートフォリオ運用および安全保管ならびに以下を含む販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ・ ルクセンブルグ内外におけるファンドの認可および監督に係る年間手数料および費用
- ・ 監督官庁によるその他の請求額
- ・ 約款、目論見書、年次報告書および半期報告書の印刷費
- ・ ファンドを販売している国への主要な投資家向け資料または類似書類の作成
- ・ 投資家に対する価格および通知の公告
- ・ ルクセンブルグ内外におけるファンドの上場および受益証券の販売に関連して発生する手数料
- ・ ファンド資産の安全保管、支払の取扱いおよび2010年法に従い要求されるその他の業務に係る保管受託銀行の手数料および費用
- ・ 投資家に対する分配金支払のためのその他の費用および手数料
- ・ 監査報酬

保管受託銀行、管理事務代行会社および管理会社は、投資家の利益のためこれらの主体が実行する非日常業務の手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有し、その他の場合には当該費用はファンドに直接請求される。

上限報酬を採用していない各ファンドの運用会社の報酬規定を全般的に比較するという目的上、「上限管理報酬」という用語を用いている。上限管理報酬料率は、上限報酬料率の80%と定められている。

ファンドはまた、ファンド資産の管理から発生するすべての取引費用（市場でのブローカー手数料、報酬、金融関係手数料等）を負担する。

ファンドはまた、年次税の支払をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々のクラス受益証券に起因する費用は、当該クラス受益証券に請求される。

費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産額に比例して当該関係サブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該投資信託の双方において、費用が発生することがある。サブ・

ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%である。

管理会社自ら、または共同経営もしくは支配を通じ、管理会社の実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、または同一のグループ会社のその他の会社の実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、管理会社と関係する他の会社により、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資について、投資を行うサブ・ファンドの持分に対し、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料に記載されている。

2014年3月31日に終了した会計年度中のその他費用は、以下のとおりである。

サブ・ファンド名	その他の費用
UBS (Lux) ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル	217,522.50豪ドル
UBS (Lux) ボンド・ファンドーカナダ・ドル	39,026.96カナダ・ドル
UBS (Lux) ボンド・ファンドースイス・フラン	1,537,404.49スイス・フラン
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ	310,118.84ユーロ
UBS (Lux) ボンド・ファンドー英ポンド	48,268.71英ポンド
UBS (Lux) ボンド・ファンドー日本円	931,298円
UBS (Lux) ボンド・ファンドー米ドル	201,087.42米ドル
UBS (Lux) ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	239,733.23ユーロ
UBS (Lux) ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	1,066,397.27ユーロ
UBS (Lux) ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）	107,087.74スイス・フラン
UBS (Lux) ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ポンド（米ドル）	411,291.58米ドル

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (i) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- (iii) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (iv) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (i) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (iii) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (iv) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
 - (v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。
- (vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (i) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (iii) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等という。IIにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (iv) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (v) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等という。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (vi) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(v)と同様の取扱いとなる。

- (vii) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラスI-A 1、I-A 2、I-A 3、I-B、I-X、FおよびU-X受益証券^(注)に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

受益者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法が金利収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECを実施したとの助言を受ける。これは、2005年7月1日から源泉徴収税または自動情報交換の対象となる欧州連合内の個人居住者に対する国際的な利払を見越している。

これには特に、欧州連合利息課税に基づき定義される債務証券および債権において、15%以上の投資を行う投資信託により支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資信託の受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代行会社または販売会

社は、購入後、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号を付与するよう求めることができる。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

関連するサブ・ファンドが欧州連合利息課税の対象ではないか、または受益者がその影響を受けない限り、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは受益者がルクセンブルグに住所を有するか、ルクセンブルグに居住するか、または恒久的な機関を維持する場合を除く。

平成20年11月13日、欧州委員会は、貯蓄指令の改正案を承認した。改正案が実施された場合、特に、（i）欧州連合貯蓄指令の適用範囲が拡大され、（欧州連合加盟国に登録上の事務所を設置するか否かを問わず）その最終受益者が欧州連合に居住する個人である一部の仲介機関が分配した支払も含むことになり、また（ii）欧州連合貯蓄指令の適用範囲に該当する利息の定義が新たに定められることになる。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

5【運用状況】

（１）【投資状況】（資産別及び地域別の投資状況）

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

（2014年10月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
債券	イギリス	740,396,985.51	14.70
	フランス	709,862,099.28	14.09
	オランダ	632,399,472.66	12.55
	ルクセンブルグ	599,937,682.69	11.91
	イタリア	436,957,914.62	8.67
	ドイツ	374,605,541.30	7.44
	アメリカ合衆国	252,993,607.21	5.02
	アイルランド	196,590,975.04	3.90
	スペイン	177,458,702.46	3.52
	ポルトガル	74,171,158.22	1.47
	ジャージー	64,004,550.29	1.27
	スイス	48,507,229.05	0.96
	ケイマン諸島	42,301,512.98	0.84
	スウェーデン	38,742,406.86	0.77
	クロアチア	35,592,477.91	0.71
	チェコ共和国	22,348,041.00	0.44
	オーストリア	14,435,626.35	0.29
	フィンランド	13,488,623.31	0.27
	ポーランド	11,989,572.00	0.24
	ノルウェー	9,494,216.10	0.19
	メキシコ	8,549,157.15	0.17
	デンマーク	8,149,527.60	0.16
	ギリシャ	8,146,204.40	0.16
	カナダ	6,846,046.90	0.14
	ハンガリー	5,225,748.00	0.10
	ベルギー	4,964,881.48	0.10
	オーストラリア	4,934,838.00	0.10
	ブラジル	2,180,055.15	0.04
	日本	1,533,375.00	0.03
	小計	4,546,808,228.52	90.25
従来型オプション	アメリカ合衆国	-569,067.76	-0.01
モーゲージ担保証券／資産担保証券／その他割引債	ケイマン諸島	0.01	0.00
現金・その他の資産（負債控除後）		491,856,684.16	9.76
合計 （純資産総額）		5,038,095,844.93 （約694,250百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

（注２）資産別及び地域別の投資状況は、ファンド資産がどのような商品にどれくらい投資されているかを示しており、デリバティブ取引（先物、オプション、スワップ取引等）における建玉および想定元本の残高は含まれていない。

（注３）本「5 運用状況」に記載されているファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

（2014年10月末日現在）

順位	銘柄	国・ 地域名	種類	利率 (%)	満期日	数量 (1,000)	取得価額 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	ALTICE SA-REG-S 7.25000% 14-15.05.22	ルクセンブルグ	債券	7.2500	2022年5月15日	42,590	44,033,133.44	44,026,134.80	0.87
2	HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 7.50000% 10-03.04.20	オランダ	債券	7.5000	2020年4月3日	34,201	41,543,771.91	42,858,641.14	0.85
3	UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 9.50000% 12-15.03.21	ドイツ	債券	9.5000	2021年3月15日	36,527	41,687,212.41	40,977,449.68	0.81
4	GROUPAMA SA-REG-S-SUB 6.375%/3M EURIBOR+577BP 14-PRP	フランス	債券	6.3750	2099年12月31日	40,300	36,402,640.67	40,411,228.00	0.80
5	FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 6.75000% 13-14.10.19	ルクセンブルグ	債券	6.7500	2019年10月14日	35,355	39,288,272.39	40,349,600.85	0.80
6	SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S 3.50000% 14-15.05.22	オランダ	債券	3.5000	2022年5月15日	39,440	39,440,012.39	39,263,308.80	0.78
7	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 4.00000% 14-15.07.20	ルクセンブルグ	債券	4.0000	2020年7月15日	38,920	38,920,000.00	38,300,782.80	0.76
8	EDP FINANCE BV 4.87500% 13-14.09.20	オランダ	債券	4.8750	2020年9月14日	32,735	35,140,868.92	36,955,196.20	0.73
9	NUMERICABLE GROUP SA-REG-S 5.62500% 14-15.05.24	フランス	債券	5.6250	2024年5月15日	33,620	34,474,897.12	34,780,898.60	0.69
10	TRIONISTA TOPCO GMBH-REG-S-SUB 6.87500% 13-30.04.21	ドイツ	債券	6.8750	2021年4月3日	32,680	34,892,507.38	34,118,246.80	0.68
11	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 7.00000% 14-23.04.21	ルクセンブルグ	債券	7.0000	2021年4月23日	33,550	34,292,382.41	33,218,190.50	0.66
12	UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.50000%12-15.09.22	ドイツ	債券	5.5000	2022年9月15日	30,930	32,591,213.44	33,086,130.30	0.66
13	CO-OPERATIVE BANK-REG-S 2.37500% 12-23.10.15	イギリス	債券	2.3750	2015年10月23日	32,620	31,316,008.95	31,066,961.80	0.62
14	ARDAGH PACKAGING FINANCE/MP-REG-S 4.25000% 14-15.01.22	アイルランド	債券	4.2500	2022年1月15日	30,970	30,970,000.00	30,253,973.60	0.60
15	CMC RAVENNA-REG-S 7.50000% 14-01.08.21	イタリア	債券	7.5000	2021年8月1日	31,120	31,145,540.21	30,054,140.00	0.60
16	NUMERICABLE GROUP SA-REG-S 5.37500% 14-15.05.22	フランス	債券	5.3750	2022年5月15日	28,950	30,253,253.76	30,036,493.50	0.60
17	TELECOM ITALIA SPA 5.25000% 10-10.02.22	イタリア	債券	5.2500	2022年2月10日	26,600	28,904,052.33	29,723,904.00	0.59
18	COMMERZBANK AG-SUB 7.75000% 11-16.03.21	ドイツ	債券	7.7500	2021年3月16日	23,900	28,672,464.78	29,211,775.00	0.58
19	TECHEM ENERGY METERING SERV-REG-S-SUB 7.87500% 12-01.10.20	ドイツ	債券	7.8750	2020年10月1日	26,245	29,061,393.55	28,827,770.45	0.57

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	満期日	数量(1,000)	取得価額(ユーロ)	時価(ユーロ)	投資比率(%)
20	LAFARGE SA STEP-UP 09-16.12.19	フランス	債券	6.7500	2019年12月16日	23,780	27,228,940.25	28,696,752.80	0.57
21	SMURFIT KAPPA AQUISITION-REG-S 3.25000% 14-01.06.21	アイルランド	債券	3.2500	2021年6月1日	27,390	27,395,643.34	27,328,372.50	0.54
22	HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 8.50000% 09-31.10.19	オランダ	債券	8.5000	2019年10月31日	20,507	25,821,039.06	26,481,099.24	0.53
23	PEUGEOT SA-REG-S 7.37500% 13-06.03.18	フランス	債券	7.3750	2018年3月6日	22,820	25,282,441.55	26,256,692.00	0.52
24	BBVA INTERNATIONAL PREFERRED SA 9.100%/3M LIBOR+570BP 09-PRP	スペイン	債券	6.2553	2099年12月31日	20,250	25,264,402.69	26,006,002.93	0.52
25	LAFARGE SA STEP-UP 10-29.11.18	フランス	債券	6.6250	2018年11月29日	21,260	24,134,760.47	24,808,506.60	0.49
26	KERLING PLC-REG-S 10.62500% 10-01.02.17	イギリス	債券	10.6250	2017年2月1日	24,105	25,571,438.33	24,729,801.60	0.49
27	ENEL SPA-SUB 6.500%/VAR 13-10.01.74	イタリア	債券	6.5000	2074年1月10日	22,340	24,117,622.31	24,666,264.20	0.49
28	NEW LOOK BONDCO I PLC-REG-S 8.75000% 13-14.05.18	イギリス	債券	8.7500	2018年5月14日	18,550	24,050,375.28	24,604,448.01	0.49
29	CNH INDUSTRIAL FINANCE EUROPE SA 6.25000% 11-09.03.18	ルクセンブルグ	債券	6.2500	2018年3月9日	21,960	23,924,928.84	24,549,303.60	0.49
30	SCHAEFFLER HOLDING FINANCE-REG-S (PIK) 6.87500% 13-15.08.18	オランダ	債券	6.8750	2018年8月15日	22,869	23,894,078.26	23,979,747.34	0.48

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2014年10月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2014年10月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末および2014年10月末日前１年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

	純資産総額		１口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券のクラス	—	円
第16会計年度末 (2005年３月31日)	294,199	40,541	B	85.65 ユーロ	11,803
第17会計年度末 (2006年３月31日)	755,327	104,084	B	92.62 ユーロ	12,763
第18会計年度末 (2007年３月31日)	843,724	116,265	B	99.41 ユーロ	13,699
第19会計年度末 (2008年３月31日)	611,413	84,253	B	87.56 ユーロ	12,066
第20会計年度末 (2009年３月31日)	343,583	47,346	B	67.51 ユーロ	9,303
第21会計年度末 (2010年３月31日)	558,640	76,981	P-acc P-mdist	120.09 ユーロ 132.14 ユーロ	16,548 18,209
第22会計年度末 (2011年３月31日)	801,879	110,499	P-acc P-mdist	134.67 ユーロ 138.65 ユーロ	18,558 19,106
第23会計年度末 (2012年３月31日)	777,353	107,119	P-acc P-mdist	137.77 ユーロ 132.80 ユーロ	18,985 18,300
第24会計年度末 (2013年３月31日)	899,219	123,912	P-acc P-mdist	159.62 ユーロ 144.35 ユーロ	21,996 19,891
第25会計年度末 (2014年３月31日)	3,169,958	436,820	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	103.77 米ドル 103.54 米ドル 177.03 ユーロ 149.24 ユーロ	14,300 14,268 24,395 20,565
2013年11月末日	1,738,949	239,627	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	100.20 米ドル 102.38 米ドル 170.93 ユーロ 147.56 ユーロ	10,956 11,194 23,554 20,334
12月末日	1,877,879	258,772	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	100.92 米ドル 102.49 米ドル 172.13 ユーロ 147.71 ユーロ	11,035 11,206 23,720 20,354
2014年１月末日	2,438,961	336,089	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	101.51 米ドル 102.48 米ドル 173.19 ユーロ 147.74 ユーロ	11,099 11,205 23,866 20,359
２月末日	2,799,517	385,773	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	103.18 米ドル 103.56 米ドル 176.01 ユーロ 149.26 ユーロ	11,282 11,323 24,254 20,568
３月末日	3,169,958	436,820	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	103.77 米ドル 103.54 米ドル 177.03 ユーロ 149.24 ユーロ	11,346 11,321 24,395 20,565

	純資産総額		1口当たりの純資産価格		
	千ユーロ	百万円	受益証券のクラス	—	円
4月末日	3,572,628	492,308	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	104.60 米ドル 103.76 米ドル 178.45 ユーロ 149.55 ユーロ	11,437 11,345 24,590 20,608
5月末日	4,100,795	565,090	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	105.32 米ドル 103.86 米ドル 179.73 ユーロ 149.74 ユーロ	11,516 11,356 24,767 20,634
6月末日	4,680,370	644,955	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	105.85 米ドル 103.78 米ドル 180.64 ユーロ 149.62 ユーロ	11,574 11,347 24,892 20,618
7月末日	5,018,868	691,600	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	105.11 米ドル 102.44 米ドル 179.40 ユーロ 147.71 ユーロ	11,493 11,201 24,721 20,354
8月末日	5,136,713	707,839	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	105.74 米ドル 102.44 米ドル 180.50 ユーロ 147.74 ユーロ	11,562 11,201 24,873 20,359
9月末日	5,210,471	718,003	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	104.43 米ドル 100.56 米ドル 178.29 ユーロ 145.05 ユーロ	11,418 10,995 24,568 19,988
10月末日	5,038,096	694,250	P-acc (米ドル・ヘッジ) P-mdist (米ドル・ヘッジ) P-acc P-mdist	104.21 米ドル 99.81 米ドル 177.94 ユーロ 143.97 ユーロ	11,394 10,913 24,520 19,839

(注1) 本サブ・ファンドは、1998年5月18日から運用を開始した。

(注2) 1口当たりの純資産価格の「B」は、クラスB受益証券を指す。

(注3) 2009年5月15日付でクラスB受益証券は、クラスP-a c c 受益証券に名称が変更された。以下同じ。

(注4) クラスP-a c c 受益証券（米ドル・ヘッジ）は2013年11月27日に、クラスP-m d i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ）は2013年6月11日に、クラスP-m d i s t 受益証券は2009年7月2日に、それぞれ運用を開始した。

(注5) 2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある。

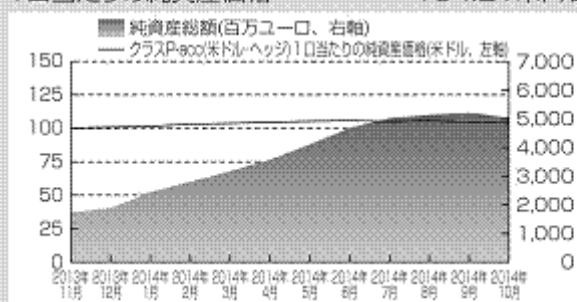
(注6) 「1口当たりの純資産価格」は日本で販売されるクラスのみ記載している。以下同じ。

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

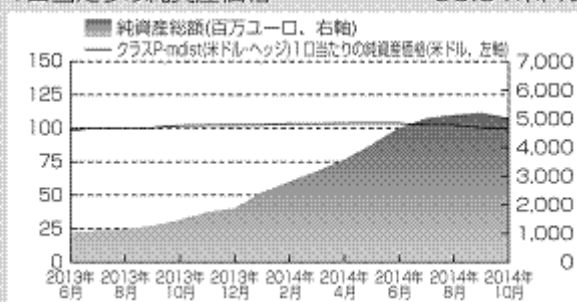
クラスP-acc受益証券(米ドル・ヘッジ)

純資産総額 5,038,096千ユーロ
1口当たりの純資産価格 104.21米ドル



クラスP-mdist受益証券(米ドル・ヘッジ)

純資産総額 5,038,096千ユーロ
1口当たりの純資産価格 99.81米ドル



クラスP-acc受益証券

純資産総額 5,038,096千ユーロ
1口当たりの純資産価格 177.94ユーロ



クラスP-mdist受益証券

純資産総額 5,038,096千ユーロ
1口当たりの純資産価格 143.97ユーロ



ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

ファンド証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。同取引所での取引実績はない。

②【分配の推移】

（クラスP－md i s t 受益証券（米ドル・ヘッジ））

期間	1口当たりの分配金額（米ドル）
第25会計年度	5.87 （約642円）
2013年10月	0.60 （約66円）
2013年11月	0.62 （約68円）
2013年12月	0.62 （約68円）
2014年 1 月	0.61 （約67円）
2014年 2 月	0.61 （約67円）
2014年 3 月	0.61 （約67円）
2014年 4 月	0.61 （約67円）
2014年 5 月	0.61 （約67円）
2014年 6 月	0.61 （約67円）
2014年 7 月	0.61 （約67円）
2014年 8 月	0.61 （約67円）
2014年 9 月	0.54 （約59円）
直近 1 年累計	7.26 （約794円）
設定来累計	9.46 （約1,034円）

（注）分配金のデータは、税引前の数字である。以下同じ。

(クラスP—md i s t 受益証券)

期間	1口当たりの分配金額（ユーロ）
第21会計年度	6.24 （約860円）
第22会計年度	7.35 （約1,013円）
第23会計年度	8.40 （約1,158円）
第24会計年度	8.85 （約1,206円）
第25会計年度	10.36 （約1,427円）
2013年10月	0.86 （約119円）
2013年11月	0.88 （約121円）
2013年12月	0.88 （約121円）
2014年 1 月	0.88 （約121円）
2014年 2 月	0.88 （約121円）
2014年 3 月	0.88 （約121円）
2014年 4 月	0.88 （約121円）
2014年 5 月	0.88 （約121円）
2014年 6 月	0.88 （約121円）
2014年 7 月	0.88 （約121円）
2014年 8 月	0.88 （約121円）
2014年 9 月	0.79 （約109円）
直近 1 年累計	10.45 （約1,440円）
設定来累計	47.84 （約6,592円）

③【収益率の推移】

(ユーロ・ハイ・イールド (ユーロ))

会計年度	収益率 (%)			
	クラスP-a c c 受益証券 (米ドル・ヘッジ)	クラスP-m d i s t 受益証券 (米ドル・ヘッジ)	クラスP-a c c 受益証券	クラスP-m d i s t 受益証券
第16会計年度	—	—	9.50	—
第17会計年度	—	—	8.14	—
第18会計年度	—	—	7.33	—
第19会計年度	—	—	－11.92	—
第20会計年度	—	—	－22.90	—
第21会計年度	—	—	77.88	37.58
第22会計年度	—	—	12.14	11.66
第23会計年度	—	—	2.30	1.84
第24会計年度	—	—	15.86	15.29
第25会計年度	3.77	8.80	10.91	10.51

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配落の額）。ただし、第25会計年度のクラスP-a c c受益証券（米ドル・ヘッジ）およびクラスP-m d i s t受益証券（米ドル・ヘッジ）ならびに第21会計年度のクラスP-m d i s t受益証券においては、当初発行価格。

上記は、前会計年度末に受益証券を保有していた受益者が、当会計年度末まで受益証券を継続して保有している場合の収益率の数値である。収益率には、当該会計年度中に支払われる分配金が含まれる。

以下同じ。

(注2) 「収益率」は日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績および下記会計年度末現在の発行済口数は以下の通りである。

（ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ））

	受益証券のクラス	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第16会計年度	B	3,253,184.4610 (0)	2,671,671.1440 (0)	2,758,638.1139 (0)
第17会計年度	B	7,394,885.3330 (0)	2,787,123.2310 (0)	7,366,400.2159 (0)
第18会計年度	B	3,835,141.1990 (0)	3,470,592.1600 (0)	7,730,949.2549 (0)
第19会計年度	B	2,448,238.6750 (0)	3,661,815.6720 (0)	6,517,372.2579 (0)
第20会計年度	B	498,740.4810 (0)	2,268,115.6880 (0)	4,747,997.0509 (0)
第21会計年度	P-acc	4,088,447.8850 (0)	5,333,853.4330 (0)	3,502,591.5029 (0)
	P-mdist	775,312.9750 (0)	364,738.5090 (0)	410,574.4660 (0)
第22会計年度	P-acc	5,639,952.8550 (0)	4,294,308.7040 (0)	4,848,235.6539 (0)
	P-mdist	292,891.0920 (0)	439,779.0520 (0)	263,686.5060 (0)
第23会計年度	P-acc	4,110,786.1700 (0)	4,203,313.5170 (0)	4,755,708.3069 (0)
	P-mdist	73,208.0440 (0)	137,632.2350 (0)	199,262.3150 (0)
第24会計年度	P-acc	3,058,038.0211 (0)	4,632,010.1170 (0)	3,181,736.2110 (0)
	P-mdist	419,597.7040 (0)	139,793.1010 (0)	479,066.9180 (0)
第25会計年度	P-acc（米ドル・ヘッジ）	713,856.8010 (0)	723.6690 (0)	713,133.1320 (0)
	P-mdist（米ドル・ヘッジ）	12,469,037.6550 (0)	774,797.7720 (0)	11,694,239.8830 (0)
	P-acc	3,176,661.0020 (0)	2,463,063.0330 (0)	3,895,334.1800 (0)
	P-mdist	2,214,517.8800 (0)	372,598.0060 (0)	2,320,986.7920 (0)

（注）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しならびに発行済口数である。以下同じ。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における申込（販売）手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価」における規定に従って決定される。

当初の受益証券発行後、発行価格は、受益証券1口当たりの純資産価格に、本書における各サブ・ファンドの記載に従い、受益証券の純資産総額に基づき算出される発行手数料を加算した額に基づく。販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、取引を行う。かかる業務に要する費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日（評価日）の後3営業日目までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

記名式受益証券のみを発行する。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味している。

記名式受益証券から無記名式受益証券への転換を要求することはできない。

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券について、端数の受益証券の発行は可能である。これらの端数の受益証券は、最大で小数第三位まで四捨五入され、適用ある場合、所有者に保有受益証券口数に応じた、収益分配金（適用ある場合）および各サブ・ファンドまたはクラスが清算される場合には清算手取金の一部を受領する権利を付与する。

受益証券の発行条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に発行される。かかる場合、「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、発行されない。更に、管理会社はその裁量により買付申込みを拒絶する権限を授与されている。

管理会社は、マーケット・タイミング取引および時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。管理会社は、こうした実務に関連すると考えられる買付または転換申込みを拒絶する権限を有する。更に、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買付申込日）の16時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みについては、翌営業日（評価日）に計算される純資産価格に基づき、当該日に取り扱われる。ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐため、各顧客がスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関に提出する締切時間を早めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS（Lux）ボンド・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

決済のための純資産価格は、注文が行われた時点では判明していない（将来価格）。かかる価格は、評価日に、最新の市場価格（すなわち、終値、または管理会社がかかる終値が合理的な市場価格を反映していないと管理会社が判断する場合には、評価時に入手可能な直近の価格）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要 （1）資産の評価」に記載される。

マネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止

ファンドの販売代行会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングの防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）第12条、ならびにルクセンブルグの監督官庁である「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）の法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売代行会社または販売会社に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。個人に対しては、パスポート／身分証明書の認証付謄本（販売代行会社もしくは販売会社、または地方の行政官庁によって認証されたもの）、法人またはその他の法的機関に対しては、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写し、実質的所有者の姓名とする。販売代行会社または販売会社は、対象に応じて、受益証券の申込人または買戻人に対しさらに本人確認情報を求める義務を負う。

販売代行会社は、販売会社が上記の身元確認の手続を厳守することを確保しなければならない。UBSファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エイと管理会社は、いつでも、手続が忠実に実行されている保証を販売代行会社に求めることができる。UBSファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エイは、販売代行会社または販売会社がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受領するすべての販売および買戻しの申込みに対して、上記規定の遵守について監視する。

更に、販売代行会社とその販売会社は、関連する国々で効力のあるマネーロンダリング防止およびテロリストのための資金調達のためのすべての規則に従わなければならない。

(2) 日本における申込（販売）手続等

日本においては、募集期間中の営業日で、また日本における販売会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日である日に申込みの取扱いが行われる。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込

受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社において申込みを受付けられない場合がある。詳細については、日本における販売会社に照会することができる。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。詳細については、UBS証券株式会社に照会のこと。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、原則として1口以上1口単位である。

各サブ・ファンドのファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した営業日の翌営業日に計算される当該サブ・ファンドの1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとし、投資者は、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはならない。日本国内における申込手数料は、UBS証券株式会社の場合、申込価額の3.24%（税抜き3.00%）を上限とする。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した投資者の場合、投資者に対して取引報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は、裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社の応じ得る範囲で投資者の希望する通貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規制中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

買戻し請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の適切に授權された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻し請求が提出された国への買戻し金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日の後3営業日目に支払われる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの受益証券の価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻し価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス／サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨でのみ買戻しの対価を受領する。適用法令に従い、買戻し手取金の支払を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じ、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの手数料と、各販売国で発生するいずれかの公租公課、手数料およびその他の費用は、各投資者に請求され、買戻し手取金から控除される。販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、取引を行う。かかる業務に要する費用が投資家に請求される場合がある。

また、買戻手数料は徴収されない。

純資産価格の推移は、買戻価格が投資者により支払われた発行価格より高いかまたは低いかにより決定される。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、不必要に遅滞することなく、相応のファンド資産が売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることを決定できる。当該処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で計算される。

管理会社は、管理会社の裁量により、投資者に現物による全部または一部の買戻しを申し出ることができる。その場合、元本が現物により買い戻された後でも、残存する組入資産は、当該サブ・ファンドの投資方針および投資制限に従って取扱われるものとし、サブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻しで不利益を被ることはない。当該支払は、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者に請求される。

受益証券の買戻条件

サブ・ファンドの受益証券は毎営業日に買戻しが行われる。かかる場合、「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日および各サブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、複数の銀行および金融機関が休業している日である。管理会社が後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価 ② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止」の記載に従って純資産価格の計算を行わないことを決定した日には、買戻しは行われない。

管理会社は、マーケット・タイミング取引または時間外取引等受益者の利益に影響を及ぼしうると判断される取引を認めていない。更に、管理会社は、当該実務から受益者を保護するために必要とみなされるすべての措置を実行する権限を有する。

営業日（買戻請求日）の16時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求については、翌営業日（評価日）に計算される純資産価格に基づき、当該日に取り扱われる。ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、各顧客がスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関に提出する締切時間を早めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS（Lux）ボンド・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

決済のための純資産価格は、注文が行われた時点では判明していない（将来価格）。かかる価格は、評価日に、最新の市場価格（すなわち、終値、または管理会社がかかる終値が合理的な市場価格を反映していないと管理会社が判断する場合には、評価時に入手可能な直近の価格）に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「4 資産管理等の概要 （1）資産の評価」に記載される。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日でかつ日本における販売会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適

切に評価することができない日等を含まない。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとする。その他の販売会社の申込受付時間については、日本における販売会社に問い合わせることができる。ただし、日本における販売会社の営業日であっても、その営業日を含んで、またはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社において買戻請求を受付けられない場合がある。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される1口当たりの純資産価格である。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後4営業日目に支払われる。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社および販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の希望する通貨で支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とする。

3【乗換え（スイッチング）】

(1) 海外における乗換え

受益者は、いつでも、一サブ・ファンドから別のサブ・ファンドへまたは同一サブ・ファンド内の一クラス受益証券から別の一クラス受益証券に乗換えることができる。受益証券の発行および買戻しに適用されるものと同様の手続が、乗換請求の提出にも適用される。

受益者が乗換えを希望するサブ・ファンドの受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたはクラス受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたはクラス受益証券間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたはクラス受益証券がその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行うサブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券の純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

乗換えに際して、乗換えを行うサブ・ファンドまたはクラス受益証券の受益証券の1口当たりの純資産価格に基づき計算される最大1%の発行手数料が、販売代行会社により、請求されることがある。

適用法令に従い、乗換代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および／または乗換え予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。これらの手数料と、サブ・ファンドの乗換時に各販売国で発生するその他の手数料、公租公課および印紙税は、受益者に対し請求される。

(2) 日本における乗換え

日本における受益者については、サブ・ファンド間のファンド証券の乗換えは認められていない。

4【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは各クラス受益証券の1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および転換価格は、関係する各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の勘定通貨で表示され、また毎ファンド営業日に、各クラス受益証券が指定されるサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの関係クラスの発行済受益証券の口数により除することにより計算される。サブ・ファンドの

各クラス受益証券に帰属する純資産価格の割合は、各受益証券の発行および買戻しに応じて変動する。クラス受益証券について請求される手数料を斟酌して、各クラス受益証券の発行済口数のサブ・ファンドにおける総発行済口数に対する割合によって決定される。

一取引日におけるサブ・ファンドのすべてのクラス受益証券に影響する購入または買戻しの全額が、純資金流入または純資金流出に影響を及ぼす場合、当該サブ・ファンドの純資産価格は、それぞれ増加または減少する（いわゆるシングル・スウィング・プライシング）。最大調整価額は、純資産価格の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および税額ならびにファンドの投資対象である資産の見積の買い呼び値／売り呼び値スプレッドが考慮される。純移動額が、影響されるサブ・ファンドのすべての受益証券の口数を増加させる場合、調整は純資産価格の上昇をもたらす。純移動額が受益証券口数の減少をもたらす場合、純資産価格の減少となる。取締役会は、各サブ・ファンドに限度額を設定することができる。これは、関連あるサブ・ファンドの純資産または通貨による絶対額に対する一取引日における純移動額である。この限度額が、一取引日において超過する場合のみ純資産価格が調整される。

各サブ・ファンドにより保有される資産の評価は、以下のように計算される。

- a) 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも総額として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値を表すために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。

有価証券、派生商品およびその他の投資対象について、証券取引所における取引がごく僅かなものであり、かつ通常の市場価格決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品およびその他の投資対象が公認で公開の定期的に取引が行われている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。
- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制された市場で取引されており、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（OTCデリバティブ）は、独立価格決定ソースに基づき評価される。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、管理会社およびファンドの監査人が派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づいて認められる評価方法によって確認される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託（「UCITS」）および／または投資信託（「UCI」）の受益証券は、それらの直近の純資産価格で評価される。
- f) (i) サブ・ファンドが、短期金融商品である場合、
 - 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの二つの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
 - 関連する注文日から当該評価日の間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、特定の評価日における一口当たり資産価格は、推定利息収益を含む。

(ii) (f)(i)の規則が適用されないその他のサブ・ファンドは、以下の規制が適用される。

短期金融商品について、評価価格は、純取得価格に基づき、発生する利回りを維持しつつ、徐々に償還価格に対して調整される。このように計算される評価価格は、そのため、実際の市場価格から乖離することがある。市場状況に重大な変化が起きた場合、個々の投資資産の評価の根拠は新市場利回りに合致させる。

各サブ・ファンドの投資方針に従い、主に残存期間が12か月未満の短期金融商品に投資するサブ・ファンドは、短期金融商品の要項に従い評価される。

g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグまたは、ルクセンブルグで入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場で認知されている売買価格の仲値を換算レートとして評価される。

h) 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。

i) スワップ取引の価値は、外部のサービス・プロバイダーにより計算されさらに2次的な独立の評価が他の外部のサービス・プロバイダーにより提供される。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づいている。（コンピューターおよびブルームバーグから入手される市場データに基づく）内部による計算および／またはブローカーの説明書による評価が利用されることがある。計算方法は、各有価証券に依拠し、グローバル評価ポリシーに従い決定される。

特別事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

特別事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて有効となる。

② 純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

管理会社は、以下の場合に、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算ならびに受益証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを、一または複数の営業日にわたり、一時的に停止することができる。

- 純資産の相当部分について評価の基礎となる一もしくは複数の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価格もしくはファンドの純資産の相当部分の表示通貨である外国為替の市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されている場合もしくは当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられもしくは一時的に極立った短期的な変動を生じている場合
- 管理会社の支配、責任または影響力の及ぶ範囲を超える事由により、受益者の利益を害することなく、純資産の通常の処分を行うことが不可能である場合
- 通信機能の故障またはその他の理由により、純資産の相当部分の評価額を決定できない場合
- 通常の為替レートにより、管理会社が当該サブ・ファンドの買戻申込の支払のための本国送金を行うことが不可能である場合または投資証券の販売または取得または受益証券の買戻しによる支払に伴い送金することができないと管理会社が判断する場合。
- 管理会社の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的またはその他の状況により、受益者の利益を著しく損なうことなくファンドの資産の通常の処分を行うことが不可能である場合。
- その他の理由により、サブ・ファンドの投資対象の価格が迅速または正確に決定されない場合。
- ファンドの清算のため管理会社の決定が公告された場合。
- 管理会社が一または複数のサブ・ファンドの合併を決定したことが受益者に報告された後、受益者の保護のために当該停止が正当であると判断される場合。
- 為替または資本取引に関する制限により、ファンドが取引を行うことができない場合

純資産価格の計算、ファンド証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの停止は、ファンドの受益証券の公衆への販売が承認されている国々のすべての管轄当局に遅滞なく通知され、ルクセンブルグの日刊新聞紙上に公告され、また必要であれば、ファンド証券を販売している各国の公的刊行物にも公告される。

投資家がクラス受益証券の要件を充足しなくなった場合、管理会社は、

- a) 受益証券の買戻しの規定に従い、保有する受益証券を30暦日以内に返却するか、
 - b) クラス受益証券を取得するための上記要件を充足する者に、保有する受益証券を移転するか、または
 - c) 取得要件を充足することができる、当該サブ・ファンドの別のクラス受益証券に、保有する受益証券を転換するよう、
- 関連する投資家に要求する権利を有する。

管理会社は、更に、

- a) 裁量により、受益証券の購入申込みを拒絶し、
- b) 排除要項に違反して取得された受益証券をいつでも買い戻す権限を有する。

(2) 【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、受益証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の券面または確認書は、日本における販売会社または販売取扱会社の保管者により保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年3月31日である。

(5) 【その他】

① ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の清算

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の清算

受益者、相続人その他の利害関係者は、ファンドもしくは各サブ・ファンドまたはクラス受益証券のいずれの分割または清算を請求することができない。ただし、管理会社は、清算することが管理会社およびファンドの保護のためにもしくは投資方針上、合理的または必要と考えられる場合には、受益者の利益を考慮に入れた上で、ファンドまたはサブ・ファンドおよびクラス受益証券を清算する権限を与えられる。

一つのサブ・ファンドまたは一つのサブ・ファンドのクラス受益証券の純資産総額が、サブ・ファンドまたはクラス受益証券の経済的に効率的な運用に必要である最低額まで減少した場合、またはそれに満たない場合、または政治、経済および金融環境に著しい変化があった場合、または合理化の一環として、管理会社は、評価日または有効な決定が行われた日の純資産価額にて（実際の換金価格および投資の換金費用を考慮して）、対応するクラス受益証券の全ての受益証券を買い戻す旨の決定を行うことができる。

あるサブ・ファンドまたはクラス受益証券を清算する旨の決定は、ルクセンブルグの日刊新聞に掲載され、必要な場合、本書に列挙されるファンドの受益証券が販売される各国を明記した公共出版物に掲載される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、関連サブ・ファンドまたは関連クラス受益証券の乗換えは停止される。かかる決定後なお可能な受益証券の買戻しおよび各サブ・ファンド／クラス受益証券からの乗換えは、当該清算決定が実行された場合でも可能である。かかる事項は、清算費用がサブ・ファンドまたはクラス受益証券により斟酌され、清算決定がなされる時点でサブ・ファンド／クラス受益証券の受益証券を保有するすべての投資者により負担されることが確保される。清算期間中、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンド／クラス受益証券の清算によって生じた純手取金を各々の受益証券数に比例してかかるサブ・ファンド／クラス受益証券の受益者に分配するよう保管受託

銀行に指示する。清算を開始するとの決定後遅くとも9か月後に、（i）清算の終了時に受益者に分配できないまたはできなかった清算手取金は、時効期間の満了までルクセンブルグの「供託機関」に預託され、（ii）清算は終了する。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければならない。かかる清算は、ルクセンブルグの日刊新聞である「メモリアル」および必要な場合には販売が行われる各国の官報において公告される。かかる清算手続は、ファンドおよびそのサブ・ファンドについて同様であるが、ファンドの清算の場合には、清算手続終了時に受益者に分配されなかった清算手取金は直ちに「供託機関」に保管される。

ファンドまたはサブ・ファンドと他の投資信託（以下（UCITS）という。）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンド間の合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、かつ、その受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払を受領する取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSが設立した当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、かつ、その受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- c) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、その純資産を同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

かかる合併は、2010年法に規定された形態で行われ、同法に規定される様式および報告義務を考慮に入れる。合併の法律上の効果は、2010年法により規制される。

「ファンドおよびサブ・ファンド、クラス受益証券の清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の資産を、管理会社の他の既存のサブ・ファンドもしくはクラス受益証券または2010年法パートIに基づく他のUCIまたは2010年法の規則に基づく海外のUCITSに配分すること、または当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を（必要な場合、統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）別のサブ・ファンドの受益証券または別のクラス受益証券として指定変更することを決定することができる。

受益者は、受益証券の買戻に関して記述した前記「ファンドおよびサブ・ファンド、クラス受益証券の清算」と同じ方法により管理会社から合併の決定を通知される。

管理会社がかかる合併の決定をした場合には、かかる清算または合併は、当該決定が公告された日から起算して30日の経過により、関連するサブ・ファンドのすべての受益者を拘束する。

この期間内に、受益者は、受益証券を買戻しのため提出することができ、これにつき買戻し手数料、事務費用を要求されない。

買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率が算出される日に計算した、関係するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額に基づいて交換される。

② 約款

統合約款は、ルクセンブルグ地方裁判所商業および法人登記法務局に寄託され、同所で閲覧することができる。

管理会社は、受益者の利益のため、保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合にはファンドに関して管轄権ある監督当局の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は、ルクセンブルグの商業・法人登記所に保管された日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

③ ワラント、新受益証券引受権またはオプション等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を与えない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社または管理会社のいずれかにより、違約金を支払うことなく、相手方当事者に3か月前に書面で通知を行うことにより、いつでも終了させることができる。

本契約は、やむを得ない理由がある場合、一方当事者から相手方当事者への通知により、解約することができる。やむを得ない理由とは、本契約により課される義務に関する故意および重大な過失によるものである。管理会社は、受益者の利益となる場合、本契約の条項を直ちに撤回する権利を付与される。

同契約のいかなる条項も、同契約の両当事者が署名した書面による場合を除き、変更、放棄、解除または無視することはできない。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、存続期間を無期限として締結され、また一方当事者が書留郵便による3か月の事前通知を他方当事者に発することによっていつでも解約することができる。管理会社は、前述の通知期間の期日までに、資産が移管され、かつファンドの保管受託銀行業務を継承することになる後任の保管受託銀行を指名する。

一方の当事者による同契約の義務について重大な不履行がある場合で、かつ不履行当事者に対する書面による通知から30日以内に当該不履行が是正されない場合、同契約は、後任の保管受託銀行の指定後即時の効力をもって解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

中央管理契約

中央管理契約は期間を無期限として締結されているが、同契約は、一方の当事者が他方の当事者に対して、書留郵便による3か月前の通知を発することにより、いつでも解約することができる。

一方当事者による同契約の重大な違反があり、かかる違反が不履行当事者に対する書面による通知から30日以内に是正されない場合、本契約は直ちに失効する。

ファンドは、受益者に対して、上述の通知または解約通知が発せられた後実務上可能な限り早く、通知または解約通知および代行会社はその職務を終了する日付を、できるだけ実効的に伝える。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、同契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛、書面により通知することにより終了する。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、契約書に規定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は口座約款に基づき日本における販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

① 分配請求権

クラスP-m d i s t 受益証券の受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、いつでもファンドの受益証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有する。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが解散される場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

④ 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

管理会社は、投資者がファンドへの投資の後に受益者名簿に自らの名義で登録される場合、受益者としての権利（特に、受益者集会に参加する権利）のみにより利益を受けることに留意するよう、投資者に注意を喚起する。ただし、投資者が、投資者を代理して自らの名義で投資を行う取次機関を通じて間接的に投資する場合で、その結果、かかる取次機関が当該投資者に代わり受益者名簿に登録される場合、上記の権利が、当該投資者ではなく、当該取次機関に付与される可能性がある。そのため、投資者は、投資決定を下す前に投資者の権利について助言を求めることを推奨される。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

① 管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、

② 日本におけるファンド証券の販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（4）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定を適用してファンドによって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. 上記財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成26年10月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.80円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2014年3月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2014年3月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	2,789,267,042.86	384,360,999
投資有価証券未実現評価（損）益	115,594,917.62	15,928,980
投資有価証券合計（注1）	2,904,861,960.48	400,289,978
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	197,551,059.02	27,222,536
有価証券売却未収金（注1）	38,907,135.48	5,361,403
発行受益証券未収金	44,373,200.38	6,114,627
未収有価証券利息	58,406,245.24	8,048,381
流動資産にかかる未収利息	712.41	98
為替予約契約に係る未実現（損）益（注1）	7,517,161.39	1,035,865
資産合計	3,251,617,474.40	448,072,888
負債		
有価証券購入未払金（注1）	(64,752,566.84)	(8,922,904)
買戻受益証券未払金	(15,017,203.23)	(2,069,371)
報酬引当金（注2）	(1,517,020.88)	(209,045)
年次税引当金（注3）	(372,195.38)	(51,289)
引当金合計	(1,889,216.26)	(260,334)
負債合計	(81,658,986.33)	(11,252,608)
期末現在純資産額	3,169,958,488.07	436,820,280

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ボンド・ファンド

運用計算書

自2013年4月1日 至2014年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド —ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千円
収益		
流動資産に係る利息	8,437.45	1,163
有価証券に係る利息	92,506,229.22	12,747,358
貸付有価証券に係る収益（注14）	1,296,898.82	178,713
その他の収益	1,418,004.08	195,401
収益合計	95,229,569.57	13,122,635
費用		
貸付有価証券に係るコスト（注14）	(242,168.20)	(33,371)
報酬（注2）	(16,665,008.71)	(2,296,438)
年次税（注3）	(824,229.07)	(113,579)
費用合計	(17,731,405.98)	(2,443,388)
投資に係る純（損）益	77,498,163.59	10,679,247
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価		
有価証券に係る実現（損）益	22,488,270.49	3,098,884
オプションに係る実現（損）益	(217,345.67)	(29,950)
オプションに係る実現（損）益、先物型	(299,600.00)	(41,285)
為替予約契約に係る実現（損）益	(24,720,977.00)	(3,406,551)
スワップに係る実現（損）益	(1,005,152.95)	(138,510)
発行受益証券／買戻受益証券に係る実現損益（注4）	2,418,503.10	333,270
投資に係る実現（損）益合計	(1,336,302.03)	(184,142)
外国為替に係る実現（損）益	(1,128,471.56)	(155,503)
実現（損）益合計	(2,464,773.59)	(339,646)
当期実現純（損）益	75,033,390.00	10,339,601
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る未実現評価（損）益	67,469,616.93	9,297,313
利回り評価有価証券および短期金融商品に係る未実現評価（損）益	68,640.86	9,459
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	8,430,627.26	1,161,740
スワップに係る未実現評価（損）益	597,708.20	82,364
未実現評価（損）益の変動合計	76,566,593.25	10,550,877
運用の結果による純資産の純増（減）	151,599,983.25	20,890,478

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産変動計算書

自2013年4月1日 至2014年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千円
期首現在純資産額	899,218,946.45	123,912,371
受益証券発行	3,123,486,827.46	430,416,485
受益証券買戻し	(955,230,689.86)	(131,630,789)
受益証券発行（買戻し）純額合計	2,168,256,137.60	298,785,696
支払分配金	(49,116,579.23)	(6,768,265)
純投資（損）益	77,498,163.59	10,679,247
実現（損）益合計	(2,464,773.59)	(339,646)
未実現評価（損）益の変動合計	76,566,593.25	10,550,877
運用の結果による純資産の純増（減）	151,599,983.25	20,890,478
期末現在純資産額	3,169,958,488.07	436,820,280

発行済受益証券数の変動

自2013年4月1日 至2014年3月31日

クラス	(オーストラリア・ ドル・ヘッジ) P-m d i s t	(カナダ・ドル・ ヘッジ) P-m d i s t	(スイス・フラン・ ヘッジ) P-a c c	(英ポンド・ヘッジ) P-m d i s t
期首現在発行済受益証券数	0.0000	0.0000	145,963.1570	0.0000
発行受益証券数	1,534,885.5840	578,974.6050	139,917.6490	73,506.4890
買戻受益証券数	(50,127.8180)	(4,336.2970)	(110,069.5700)	(48.0000)
期末現在発行済受益証券数	1,484,757.7660	574,638.3080	175,811.2360	73,458.4890

クラス	(香港ドル・ヘッジ) K-l-a c c	(香港ドル・ヘッジ) P-m d i s t	(人民元・ヘッジ) K-l-a c c	(人民元・ヘッジ) K-l-m d i s t
期首現在発行済受益証券数	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
発行受益証券数	4.0000	895,350.1270	2.1000	1.8000
買戻受益証券数	0.0000	(168,600.2030)	0.0000	0.0000
期末現在発行済受益証券数	4.0000	726,749.9240	2.1000	1.8000

クラス	(人民元・ヘッジ) P-m d i s t	(シンガポール・ ドル・ヘッジ) P-m d i s t	(米ドル・ヘッジ) K-l-a c c	(米ドル・ヘッジ) P-a c c
期首現在発行済受益証券数	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
発行受益証券数	1,208,066.3780	1,583,951.3200	5.4000	713,856.8010
買戻受益証券数	(156,370.4980)	(21,002.7220)	0.0000	(723.6690)
期末現在発行済受益証券数	1,051,695.8800	1,562,948.5980	5.4000	713,133.1320

クラス	(米ドル・ヘッジ) P-m d i s t	F-a c c	I-A l-a c c	I-B-a c c
期首現在発行済受益証券数	0.0000	0.0000	1,204,535.4360	37,344.4920
発行受益証券数	12,469,037.6550	242,511.7200	620,015.8740	257,586.9840
買戻受益証券数	(774,797.7720)	(193,553.4750)	(1,453,417.3760)	(3,853.7010)
期末現在発行済受益証券数	11,694,239.8830	48,958.2450	371,133.9340	291,077.7750

クラス	I-B-m i d s t	I-X-a c c	K-l-a c c	N-d i s t
期首現在発行済受益証券数	0.0000	0.0000	7.7000	100.0000
発行受益証券数	1,798,102.7190	110,154.1400	12.9000	96,459.8400
買戻受益証券数	(571,427.6320)	0.0000	(7.6000)	(3,574.3170)
期末現在発行済受益証券数	1,226,675.0870	110,154.1400	13.0000	92,985.5230

クラス	P-a c c	P-d i s t	P-m d i s t	Q-a c c
期首現在発行済受益証券数	3,181,736.2110	2,064,461.1657	479,066.9180	284,699.9190
発行受益証券数	3,176,661.0020	1,976,479.5520	2,214,517.8800	1,391,806.2590
買戻受益証券数	(2,463,063.0330)	(666,699.5717)	(372,598.0060)	(389,675.5110)
期末現在発行済受益証券数	3,895,334.1800	3,374,241.1460	2,320,986.7920	1,286,830.6670

分配金

UBS（Lux）ボンド・ファンド	権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額	円
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） N－d i s t	2013年6月3日	2013年6月6日	ユーロ	0.90	124
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） P－d i s t	2013年6月3日	2013年6月6日	ユーロ	2.50	345

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

サブ・ファンドまたはクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の流通している受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定され、発行されまたは買い戻される毎に変動する。対象となるクラス受益証券に帰属する純資産価額は、受領額または支払額の分だけ増減することになる。

一取引日に、サブ・ファンドのすべてのクラス受益証券の発行受益証券または買戻受益証券の総額が純資本に流入または純資本から流出した場合、サブ・ファンドの純資産価額はそれに応じて増加または減少することがある。その際の最大の調整額は、純資産価額の2%となる。サブ・ファンドが支出する見積り取引費用および税金、ならびにファンドが投資する資産の見積り呼値スプレッドが考慮されることになる。純変動が当該サブ・ファンドの受益証券口数の増加につながる場合、かかる調整によって純資産価額は増加する。純変動が受益証券口数の減少につながる場合、純資産価額は減少する。取締役会は、各サブ・ファンドの閾値を設定することができる。かかる閾値は、取引日におけるファンド資産純価額または当該サブ・ファンドの通貨の絶対額に関する純変動に基づく。純資産価額は、取引日にかかる閾値を超えた場合にのみ調整される。

b) 評価原則

一 流動資産は、現金、預金、為替手形および要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。

一 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。これらの有価証券、派生商品およびその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合、これらの投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の投資対象について、証券取引所における取引がごく僅かなものであり、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない有価証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

一 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。

一 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびファンドの監査人に認められた評価方法によって確認される。

一 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券／株式は、それらの直近純資産価格で評価される。

(i) サブ・ファンドが短期金融商品である場合、

一 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの二つの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 関連する注文日から当該評価日の間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。
そのため、特定の評価日における一口当たり資産価格は、推定利息収益を含む。
- (ii) (i) の規則が適用されないその他のサブ・ファンドは、以下の規制が適用される。
短期金融商品については、評価価格は、純取得価格に基づき、発生する利回りを維持しつつ、徐々に償還価格に向かって調整される。そのために、このように計算された評価価格は実際の市場価格と異なることがある。市場状況に重大な変化が起きた場合、個々の投資資産の評価の根拠は新市場利回りに合致させる。
投資方針に従って主に短期金融商品に投資するサブ・ファンドに関しては、残存する満期までの期間が12か月を超えない証券は短期金融商品の要項に従い評価される。
- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、世界評価指針に従い決定される。
異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。
異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

c) 為替予約契約の評価

未決済の為替予約契約に係る未実現利益（損失）は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現純利益（損失）は、売却有価証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は運用計算書に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価損益」として反映されている。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現損益」として記録される。

i) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2014年3月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2014年3月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ	=	1.487026	オーストラリア・ドル
1 ユーロ	=	1.521243	カナダ・ドル
1 ユーロ	=	1.217477	スイス・フラン
1 ユーロ	=	0.826710	英ポンド
1 ユーロ	=	133.777031	日本円
1 ユーロ	=	1.378250	米ドル

UBS（Lux）ボンド・ファンドー日本円に関して、連結財務書類の換算に使用された為替レートは、合併日現在のものである。

j) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の所有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

「モーゲージ・バック証券」に関して、評価日において証券の額面価格に適用される係数が1より大きい場合、財務諸表に表示されている額面価格は当該係数を反映するべく調整される。その他の場合、表示されている額面価格は1に相当する係数で処理されている。

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定には、外国為替取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定には、外国為替取引からの未払金も含まれることがある。

l) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

注２．報酬

ファンドは、個々のサブ・ファンド／クラス受益証券に、下記の表に列挙されているサブ・ファンド／クラス受益証券の平均純資産額への一定料率に基づき計算された報酬を毎月支払う。

UBS（L u x）ボンド・ファンドーオーストラリア・ドル

UBS（L u x）ボンド・ファンドーカナダ・ドル

UBS（L u x）ボンド・ファンドースイス・フラン

UBS（L u x）ボンド・ファンドーユーロ

UBS（L u x）ボンド・ファンドー英ポンド

UBS（L u x）ボンド・ファンドー米ドル

	上限報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	0.900%
名称に「N」が付くクラス受益証券	1.000% UBS（L u x）ボンド・ファンドーユーロについては1.600%
名称に「K－1」が付くクラス受益証券	0.550%
名称に「F」が付くクラス受益証券	0.340% UBS（L u x）ボンド・ファンドースイス・フランについては0.250%
名称に「Q」が付くクラス受益証券	0.500%
名称に「I－A 1」が付くクラス受益証券	0.460%
名称に「I－A 2」が付くクラス受益証券	0.400% UBS（L u x）ボンド・ファンドースイス・フランについては0.340%
名称に「I－A 3」が付くクラス受益証券	0.340% UBS（L u x）ボンド・ファンドースイス・フランについては0.250%
名称に「I－B」が付くクラス受益証券	0.065%
名称に「I－X」が付くクラス受益証券	0.000%
名称に「U－X」が付くクラス受益証券	0.000%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーコンバート・ヨーロッパ（ユーロ）

	上限報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.800%
名称に「N」が付くクラス受益証券	2.100%
名称に「K-1」が付くクラス受益証券	1.020%
名称に「F」が付くクラス受益証券	0.400%
名称に「Q」が付くクラス受益証券	0.900%
名称に「I-A1」が付くクラス受益証券	0.500%
名称に「I-A2」が付くクラス受益証券	0.460%
名称に「I-A3」が付くクラス受益証券	0.400%
名称に「I-B」が付くクラス受益証券	0.065%
名称に「I-X」が付くクラス受益証券	0.000%
名称に「U-X」が付くクラス受益証券	0.000%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

	上限報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.260%
名称に「N」が付くクラス受益証券	1.750%
名称に「K-1」が付くクラス受益証券	0.700%
名称に「F」が付くクラス受益証券	0.520%
名称に「Q」が付くクラス受益証券	0.720%
名称に「I-A1」が付くクラス受益証券	0.620%
名称に「I-A2」が付くクラス受益証券	0.580%
名称に「I-A3」が付くクラス受益証券	0.520%
名称に「I-B」が付くクラス受益証券	0.065%
名称に「I-X」が付くクラス受益証券	0.000%
名称に「U-X」が付くクラス受益証券	0.000%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーグローバル（スイス・フラン）

	上限報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.140%
名称に「N」が付くクラス受益証券	1.600%
名称に「K-1」が付くクラス受益証券	0.600%
名称に「F」が付くクラス受益証券	0.320%
名称に「Q」が付くクラス受益証券	0.600%
名称に「I-A1」が付くクラス受益証券	0.510%
名称に「I-A2」が付くクラス受益証券	0.380%
名称に「I-A3」が付くクラス受益証券	0.320%
名称に「I-B」が付くクラス受益証券	0.065%
名称に「I-X」が付くクラス受益証券	0.000%
名称に「U-X」が付くクラス受益証券	0.000%

UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）

	上限報酬
名称に「P」が付くクラス受益証券	1.500%
名称に「N」が付くクラス受益証券	1.750%
名称に「K-1」が付くクラス受益証券	0.900%
名称に「F」が付くクラス受益証券	0.520%
名称に「Q」が付くクラス受益証券	0.800%
名称に「I-A1」が付くクラス受益証券	0.680%
名称に「I-A2」が付くクラス受益証券	0.620%
名称に「I-A3」が付くクラス受益証券	0.520%
名称に「I-B」が付くクラス受益証券	0.115%
名称に「I-X」が付くクラス受益証券	0.000%
名称に「U-X」が付くクラス受益証券	0.000%

ファンドは、上記の報酬から、ファンド資産の管理事務代行、ポートフォリオ管理および保管業務ならびに以下を含むファンドの販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ・ ルクセンブルグ内外でのファンドの承認および監督に係る年間手数料および費用
- ・ 監督官庁によるその他の請求額
- ・ 約款、目論見書、年次報告書および半期報告書の印刷費
- ・ ファンドを販売している国への主要投資家情報文書（K I I D）または類似書類の作成
- ・ 投資家に対する価格および通知の公告
- ・ ルクセンブルグ内外でのファンドの上場および受益証券の販売に関連して発生する手数料
- ・ ファンド資産の安全保管、支払の取扱および2010年12月17日のルクセンブルグの法律に基づき要求されるその他の業務に係る保管受託銀行の手数料および費用
- ・ 投資家に対する分配金支払のためのその他の費用および手数料
- ・ 監査報酬

販売報酬は、管理手数料からファンドの販売会社および資産運用会社に対して支払われる。

ただし、保管受託銀行、管理事務代行会社および管理会社は、投資家の利益のためこれらの主体が実行する非日常業務の手配に係る費用の全額の払戻しを受ける権利を有し、その他の場合には当該費用はファンドに対し直接に請求される。

ファンドはまた、ファンド資産の管理事務代行から発生するすべての取引費用（市場でのブローカー手数料、報酬、金融関係手数料等。）を負担する。

ファンドはまた、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金、特に、「年次税」を負担する。

クラスI－B受益証券については、ファンドの管理事務費用（管理会社、中央管理事務代行会社および保管受託銀行の費用により構成される。）を補填する報酬が課せられる。資産運用および分配に係る費用については、投資家およびUBSグローバル・アセット・マネジメントまたは授權された代理人の一人と別個に締結された契約に基づき、ファンド外で直接課せられる。

クラスI－X受益証券およびクラスU－X受益証券の資産運用に関して提供されるサービスに係る費用について、ファンドの管理事務費用（管理会社、中央管理事務代行会社および保管受託銀行の費用により構成される。）および販売報酬は、投資家と別個に締結された契約に基づき、その権利を有するユービーエス・エイ・ジーへの補償を通じて決済される。

個々のサブ・ファンドまたはクラス受益証券に正確に配分できる一切の費用は、当該サブ・ファンド、またはクラス受益証券に請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンドに関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産価額に比例して当該関係サブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドについて、関係する投資信託のレベルと当該サブ・ファンドのレベルの両方において、手数料が請求されることがある。サブ・ファンドがその資産に投資する対象ファンドの管理報酬上限額は、トレイル・フィーを考慮に入れ、最大で3%にのぼる。

管理会社自ら／共同経営もしくは支配を通じ、または管理会社の実質的な直接／間接保有、もしくは会社と同一グループのその他の会社の実質的な直接／間接保有を通じ、サブ・ファンドは、保有対象ファンドの発行手数料または買戻手数料を全く請求されないことがある。

現行の手数料については、主要投資家情報文書（KIID）で参照することができる。

注3．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドは、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

ルクセンブルグ法の法定条項に従い年次税を既に支払っている他の投資信託の受益証券または株式へ投資された純資産部分に関し、年次税は放棄された。

注4．発行受益証券／買戻受益証券に係る実現損益

サブ・ファンドは、関連取引に関しサブ・ファンドが支出する平均的な報酬（仲介手数料、証券取引所報酬／手数料等）を、純資産価額ベースで、投資家に対して請求することができる。かかる収益はサブ・ファンドにとって有利となり、運用計算書において「発行受益証券／買戻受益証券に係る実現損益」として計上される。

注5．利益分配

約款第10条に従い、管理会社は、年次決算の終了とともに、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うか否かおよび分配の程度を決定する。分配金の支払は、ファンドの純資産が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

管理会社は、中間配当金を支払う権限および分配の支払いを停止する権限を有する。

毎月分配の分配型受益証券：

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（オーストラリア・ドル・ヘッジ）
P－md i s t

権利落ち日	支払日	オーストラリア・ドル
2013年8月16日	2013年8月21日	0.70
2013年9月16日	2013年9月19日	0.82
2013年10月15日	2013年10月18日	0.82
2013年11月15日	2013年11月20日	0.81
2013年12月16日	2013年12月19日	0.83
2014年1月15日	2014年1月21日	0.83
2014年2月18日	2014年2月21日	0.83
2014年3月17日	2014年3月20日	0.81

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（カナダ・ドル・ヘッジ）
P－md i s t

権利落ち日	支払日	カナダ・ドル
2013年8月16日	2013年8月21日	0.56
2013年9月16日	2012年9月19日	0.65
2013年10月15日	2013年10月18日	0.65
2013年11月15日	2013年11月20日	0.65
2013年12月16日	2013年12月19日	0.65
2014年1月15日	2014年1月21日	0.65
2014年2月18日	2014年2月21日	0.65
2014年3月17日	2014年3月20日	0.65

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（英ポンド・ヘッジ） P－md i s t

権利落ち日	支払日	英ポンド
2014年1月15日	2014年1月21日	0.37
2014年2月18日	2014年2月21日	0.58
2014年3月17日	2014年3月20日	0.62

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（香港ドル・ヘッジ） P－md i s t

権利落ち日	支払日	香港ドル
2013年11月15日	2013年11月20日	4.01
2013年12月16日	2013年12月19日	6.07
2014年1月15日	2014年1月21日	6.07
2014年2月18日	2014年2月21日	6.07
2014年3月17日	2014年3月20日	6.07

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（人民元・ヘッジ） K-1-m d i s t

権利落ち日	支払日	人民元
2014年3月17日	2014年3月20日	234,916.71

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（人民元・ヘッジ） P-m d i s t

権利落ち日	支払日	人民元
2013年11月15日	2013年11月20日	6.99
2013年12月16日	2013年12月19日	7.00
2014年1月15日	2014年1月21日	7.00
2014年2月18日	2014年2月21日	6.83
2014年3月17日	2014年3月20日	6.83

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（シンガポール・ドル・ヘッジ）
P-m d i s t

権利落ち日	支払日	シンガポール・ドル
2013年12月16日	2013年12月19日	0.24
2014年1月15日	2014年1月21日	0.60
2014年2月18日	2014年2月21日	0.58
2014年3月17日	2014年3月20日	0.57

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（米ドル・ヘッジ） P-m d i s t

権利落ち日	支払日	米ドル
2013年7月15日	2013年7月18日	0.41
2013年8月16日	2013年8月21日	0.61
2013年9月16日	2013年9月19日	0.59
2013年10月15日	2013年10月18日	0.59
2013年11月15日	2013年11月20日	0.60
2013年12月16日	2013年12月19日	0.62
2014年1月15日	2014年1月21日	0.62
2014年2月18日	2014年2月21日	0.61
2014年3月17日	2014年3月20日	0.61

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） I-B-m d i s t

権利落ち日	支払日	ユーロ
2013年5月15日	2013年5月21日	0.01
2013年6月17日	2013年6月20日	0.51
2013年7月15日	2013年7月18日	0.48
2013年8月16日	2013年8月21日	0.54
2013年9月16日	2013年9月19日	0.51
2013年10月15日	2013年10月18日	0.52
2013年11月15日	2013年11月20日	0.50
2013年12月16日	2013年12月19日	0.49
2014年1月15日	2014年1月21日	0.53
2014年2月18日	2014年2月21日	0.49
2014年3月17日	2014年3月20日	0.45

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） P-m d i s t

権利落ち日	支払日	ユーロ
2013年4月15日	2013年4月18日	0.80
2013年5月15日	2013年5月21日	0.85
2013年6月17日	2013年6月20日	0.85
2013年7月15日	2013年7月18日	0.85
2013年8月16日	2013年8月21日	0.85
2013年9月16日	2013年9月19日	0.85
2013年10月15日	2013年10月18日	0.85
2013年11月15日	2013年11月20日	0.86
2013年12月16日	2013年12月19日	0.88
2014年1月15日	2014年1月21日	0.88
2014年2月18日	2014年2月21日	0.88
2014年3月17日	2014年3月20日	0.88

UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（シンガポール・ドル・ヘッジ） P-m d i s t

権利落ち日	支払日	シンガポール・ドル
2013年4月15日	2013年4月18日	0.45
2013年5月15日	2013年5月21日	0.45
2013年6月17日	2013年6月20日	0.45
2013年7月15日	2013年7月18日	0.45
2013年8月16日	2013年8月21日	0.45
2013年9月16日	2013年9月19日	0.45
2013年10月15日	2013年10月18日	0.45
2013年11月15日	2013年11月21日	0.45
2013年12月16日	2013年12月19日	0.45
2014年1月15日	2014年1月21日	0.45
2014年2月18日	2014年2月21日	0.45
2014年3月17日	2014年3月20日	0.45

UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） P-m d i s t

権利落ち日	支払日	米ドル
2013年4月15日	2013年4月18日	0.45
2013年5月15日	2013年5月21日	0.45
2013年6月17日	2013年6月20日	0.45
2013年7月15日	2013年7月18日	0.45
2013年8月16日	2013年8月21日	0.45
2013年9月16日	2013年9月19日	0.45
2013年10月15日	2013年10月18日	0.45
2013年11月15日	2013年11月21日	0.45
2013年12月16日	2013年12月19日	0.45
2014年1月15日	2014年1月21日	0.45
2014年2月18日	2014年2月21日	0.45
2014年3月17日	2014年3月20日	0.45

分配の詳細については、未監査である。

注6．関係者間取引

管理会社、投資運用会社または取締役会の関連会社であるブローカーを通じて行われた、2013年4月1日から2014年3月31日の期間において香港で売買を許可された以下のサブ・ファンドの、有価証券および短期金融市場取引高（オプションを除く）は、以下の通りである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	その他有価証券における関係者間取引高 （オプションを除く）	有価証券取引合計に 占める割合
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	109,406,586.24 ユーロ	3.49%
－フルサイクル・アジア・ボンド （米ドル）	48,580,170.00 米ドル	4.90%

「その他有価証券における関係者間取引高（オプションを除く）」からサブ・ファンドの基準通貨への変換には、2014年3月31日現在の財務書類の為替レートが使用された。

通常の市場慣行に従い、その他有価証券における関係者間取引高（オプションを除く）において、ファンドに対して手数料は課されていない。

かかる取引は、通常の営業過程、および通常の商業上の取引条件で締結された。

注7．ソフト・コミッション・アレンジメント

2013年4月1日から2014年3月31日までの期間、いかなる「ソフト・コミッション・アレンジメント」もUBS（Lux）ボンド・ファンドに代わって締結されておらず、「ソフト・コミッション・アレンジメント」の金額はなかった。

注８．金融先物に係る契約債務

2014年３月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物に係る契約債務は、以下のとおり要約される。

金融先物

UBS（Lux） ボンド・ファンド	債券に係る金融先物（買い）	債券に係る金融先物（売り）
－オーストラリア・ドル	11,208,157.94 オーストラリア・ドル	75,010,170.40 オーストラリア・ドル
－ユーロ	24,572,520.00 ユーロ	43,770,380.00 ユーロ
－フルサイクル・アジア・ボ ンド（米ドル）	10,401,750.00 米ドル	87,994,500.00 米ドル
－英ポンド	－ 英ポンド	3,943,080.00 英ポンド
－グローバル （スイス・フラン）	－ スイス・フラン	10,380,824.86 スイス・フラン
－米ドル	－ 米ドル	38,532,000.00 米ドル

注９．総経費率（TER）

当比率は、今期版のスイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）による「TERおよびPTRの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－オーストラリア・ドル クラスF－acc受益証券	0.35%
－オーストラリア・ドル クラスI－A1－acc受益証券	0.47%
－オーストラリア・ドル クラスN－acc受益証券	1.07%
－オーストラリア・ドル クラスP－acc受益証券	0.96%
－オーストラリア・ドル クラスP－dist受益証券	0.96%
－オーストラリア・ドル クラスQ－acc受益証券	0.52%
－オーストラリア・ドル クラスQ－dist受益証券	0.53%
－カナダ・ドル クラスF－acc受益証券	0.35%
－カナダ・ドル クラスP－acc受益証券	0.96%
－カナダ・ドル クラスP－dist受益証券	0.96%
－カナダ・ドル クラスQ－acc受益証券	0.52%
－カナダ・ドル クラスQ－dist受益証券	0.53%
－スイス・フラン クラスF－acc受益証券	0.26%
－スイス・フラン クラスF－dist受益証券	0.26%
－スイス・フラン クラスI－A1－acc受益証券	0.47%
－スイス・フラン クラスN－acc受益証券	1.04%
－スイス・フラン クラスP－acc受益証券	0.96%
－スイス・フラン クラスP－dist受益証券	0.96%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）（スイス・フラン・ヘッジ） クラスP－acc受益証券	1.87%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスF－acc受益証券	0.41%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスI－A1－acc受益証券	0.51%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスI－A1－dist受益証券	0.51%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスI－X－acc受益証券	0.01%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスI－X－dist受益証券	0.01%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスK－1－acc受益証券	1.08%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスP－acc受益証券	1.86%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスP－dist受益証券	1.87%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスQ－acc受益証券	0.96%
－ユーロ クラスF－acc受益証券	0.35%
－ユーロ クラスF－dist受益証券	0.35%
－ユーロ クラスN－acc受益証券	1.26%
－ユーロ クラスP－acc受益証券	0.96%
－ユーロ クラスP－dist受益証券	0.96%
－ユーロ クラスQ－acc受益証券	0.55%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（オーストラリア・ドル・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.34%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（カナダ・ドル・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.34%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（スイス・フラン・ヘッジ） クラスP－acc受益証券	1.33%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（英ポンド・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.30%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（香港ドル・ヘッジ） クラスK－1－acc受益証券	0.75%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（香港ドル・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.31%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（人民元・ヘッジ） クラスK－1－acc受益証券	0.75%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（人民元・ヘッジ） クラスK－1－mdist受益証券	0.75%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（人民元・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.33%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（シンガポール・ドル・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（米ドル・ヘッジ） クラスK－1－acc受益証券	0.77%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（米ドル・ヘッジ） クラスP－acc受益証券	1.30%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（米ドル・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.33%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスF－acc受益証券	0.53%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスI－A1－acc受益証券	0.64%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスI－B－acc受益証券	0.08%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスI－B－mdist受益証券	0.08%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスI－X－acc受益証券	0.01%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスK－1－acc受益証券	0.76%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスN－dist受益証券	1.83%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－acc受益証券	1.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－dist受益証券	1.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－mdist受益証券	1.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスQ－acc受益証券	0.78%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスF－acc受益証券	0.53%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスN－acc受益証券	1.82%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスP－acc受益証券	1.57%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスP－dist受益証券	1.57%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） （シンガポール・ドル・ヘッジ） クラスF－acc受益証券	0.53%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） （シンガポール・ドル・ヘッジ） クラスP－acc受益証券	1.57%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） （シンガポール・ドル・ヘッジ） クラスP－mdist受益証券	1.57%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスF－acc受益証券	0.44%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスI－A1－acc受益証券	0.70%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスI－X－acc受益証券	0.01%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスK－1－acc受益証券	0.95%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスP－acc受益証券	1.57%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスP－mdist受益証券	1.57%
－英ボンド クラスF－acc受益証券	0.37%
－英ボンド クラスI－A2－acc受益証券	0.41%
－英ボンド クラスP－acc受益証券	0.96%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－英ポンド クラスP－d i s t 受益証券	0.96%
－グローバル（スイス・フラン）（ユーロ・ヘッジ） クラスP－a c c 受益証券	1.22%
－グローバル（スイス・フラン）（ユーロ・ヘッジ） クラスP－d i s t 受益証券	1.20%
－グローバル（スイス・フラン）（日本円・ヘッジ） クラスP－a c c 受益証券	1.18%
－グローバル（スイス・フラン）（日本円・ヘッジ） クラスP－d i s t 受益証券	1.18%
－グローバル（スイス・フラン） クラスI－B－a c c 受益証券	0.08%
－グローバル（スイス・フラン） クラスP－a c c 受益証券	1.20%
－グローバル（スイス・フラン） クラスP－d i s t 受益証券	1.20%
－グローバル（スイス・フラン） クラスU－X－a c c 受益証券	0.01%
－米ドル クラスF－a c c 受益証券	0.36%
－米ドル クラスP－a c c 受益証券	0.96%
－米ドル クラスP－d i s t 受益証券	0.96%

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

注10. ポートフォリオ売買回転率（PTR）

当該比率は、今期版のスイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）による「TERおよびPTRの計算および公表に係る指針」に従って計算された。PTRは、投資証券を売買する時にファンドにより生じた追加費用に対して関連性のある指針として考慮される。平均ファンド純資産額に関する自発的な投資へのシフトの結果として、何回証券取引が発生したかを示している。コントロールできない発行および買戻しに起因する取引は、当該比率に含まれない。

PTR

UBS（Lux）ボンド・ファンド	ポートフォリオ売買回転率（PTR）
－オーストラリア・ドル	66.16%
－カナダ・ドル	12.94%
－スイス・フラン	－10.28%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	9.33%
－ユーロ	20.20%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	－60.64%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	65.69%
－英ポンド	76.11%
－グローバル（スイス・フラン）	269.52%
－米ドル	4.83%

注11. 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2014年3月31日に終了した会計期間において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下の通りである。

UBS (Lux) ボンド・ファンド	取引費用
－オーストラリア・ドル	101,390.00 オーストラリア・ドル
－カナダ・ドル	－ カナダ・ドル
－スイス・フラン	－ スイス・フラン
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	－ ユーロ
－ユーロ	11,978.40 ユーロ
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	11,121.49 ユーロ
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	16,791.00 米ドル
－英ボンド	973.00 英ボンド
－グローバル（スイス・フラン）	3,890.95 スイス・フラン
－日本円	－ 日本円
－米ドル	10,860.50 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注12. 合併

以下の通り合併が行われた。

サブ・ファンド	合併先	日付
UBS (Lux) ボンド・ファンド －日本円 F-a c cクラス受益証券	UBS (Lux) ボンド・ファンド －グローバル（スイス・フラン） （日本円・ヘッジ） F-a c cクラス受益証券	2013年11月12日
UBS (Lux) ボンド・ファンド －日本円 P-a c cクラス受益証券	UBS (Lux) ボンド・ファンド －グローバル（スイス・フラン） （日本円・ヘッジ） P-a c cクラス受益証券	2013年11月12日
UBS (Lux) ボンド・ファンド －日本円 P-d i s tクラス受益証券	UBS (Lux) ボンド・ファンド －グローバル（スイス・フラン） （日本円・ヘッジ） P-d i s tクラス受益証券	2013年11月12日

注13. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託会社は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、ドイツ語版が正式書類であり、かかるドイツ語版のみが公認の監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）

注14. OTC派生商品および貸付有価証券

ファンドがOTC派生商品取引を締結する場合、OTCの取引相手方の信用力に関するリスクに晒されることがある。

ファンドが先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結する、またはその他のデリバティブ技法を用いる場合、特定のまたは複数の契約に基づき、OTCの取引相手方が債務を履行しない（またはできない）リスクに晒される。取引相手方リスクは、有価証券の預け入れにより軽減され得る。適用される契約に従い、ファンドが有価証券を受け取る場合、ファンドとOTCの取引相手方間の合意に従い、ファンドを受取人として、またはOTCの取引相手方に譲渡されるものとして、当該有価証券は保管受託会社の保護管理下に置かれる。OTCの取引相手方に破産および支払不能、またはその他の信用事由が生じた場合、保管受託銀行または副保管受託会社／コルレス銀行のネットワーク内において、有価証券に関連するファンドの権利または認識が遅延、制限または排除される可能性があり、その結果、そのような債務をカバーするために過去において利用可能であった有価証券があるにも関わらず、OTC取引の枠組みにおいて債務の履行をファンドが強いられる可能性がある。

ファンドは第三者に組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。貸付有価証券の収益およびコストは、運用計算書に別個に表示される。担保は、貸付有価証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた有価証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBS（ルクセンブルグ）エス・エイは、有価証券貸付代理人としての役割を担う。

OTC派生商品*

サブ・ファンド 取引相手方	エクスポージャー	担保
UBS（Lux）ボンド・ファンド —スイス・フラン		
ユービーエス・エイ・ジー	—480,482.15スイス・フラン	0.00スイス・フラン
チューリッヒ州立銀行	—602,592.48スイス・フラン	0.00スイス・フラン
UBS（Lux）ボンド・ファンド —コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）		
ユービーエス・エイ・ジー	243,074.52ユーロ	0.00ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド —ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）		
ユービーエス・エイ・ジー	7,517,161.39ユーロ	0.00ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド —フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）		
ユービーエス・エイ・ジー	1,088,412.61米ドル	0.00米ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンド —グローバル（スイス・フラン）		
ユービーエス・エイ・ジー	615,416.84スイス・フラン	0.00スイス・フラン
UBS（Lux）ボンド・ファンド—米ドル		
J Pモルガン	—76,657.24米ドル	0.00米ドル

* 公認の証券取引所に上場されている派生商品は、決済機関により保証されているため、かかる表には含まれていない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、当該決済機関が損失にかかるリスクを負う。

貸付有価証券

サブ・ファンド	エクスポージャー	担保 クリアストリーム	担保 ユービーエス・ エイ・ジー
UBS（Lux）ボンド・ファンド－カナダ・ドル	166 286 975.50 カナダ・ドル	0.00 カナダ・ドル	185 436 872.10 カナダ・ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンド－スイス・フラン	60 590 087.50 スイス・フラン	545 561.50 スイス・フラン	66 993 438.80 スイス・フラン
UBS（Lux）ボンド・ファンド －コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	38 082 396.17 ユーロ	0.00 ユーロ	42 468 030.98 ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ	204 426 692.25 ユーロ	3 877 509.74 ユーロ	223 887 000.81 ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	824 620 328.96 ユーロ	33 295 722.88 ユーロ	884 534 891.24 ユーロ
UBS（Lux）ボンド・ファンド －フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	109 194 274.55 米ドル	3 575 234.24 米ドル	118 005 655.70 米ドル
UBS（Lux）ボンド・ファンド－英ポンド	17 787 133.77 英ポンド	134 803.58 英ポンド	19 693 624.28 英ポンド
UBS（Lux）ボンド・ファンド －グローバル（スイス・フラン）	90 824 515.81 スイス・フラン	1 106 163.48 スイス・フラン	100 119 575.04 スイス・フラン
UBS（Lux）ボンド・ファンド－米ドル	47 680 858.51 米ドル	2 443 417.79 米ドル	50 599 702.22 米ドル

担保の内訳

ユービーエス・エイ・ジー	比重（％）
現金	0.00%
債券	31.36%
株式	68.64%

クリアストリーム	比重（％）
現金	0.10%
債券	99.90%
株式	0.00%

③【投資有価証券明細表等】

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
固定利付ノート			
EUR			
EUR AG SPRING FINANCE II LTD-REG-S 9.50000% 13-01.06.19	6 910 000.00	7 347 610.30	0.23
EUR ALTICE FINCO SA-REG-S 9.00000% 13-15.06.23	3 900 000.00	4 410 042.00	0.14
EUR ARDAGH GLASS FINANCE PLC-REG-S 8.75000% 10-01.02.20	2 100 000.00	2 257 500.00	0.07
EUR ARDAGH PACKAGING FINANCE PLC-REG-S 9.25000% 10-15.10.20	5 245 000.00	5 854 101.85	0.18
EUR ARDAGH PACKAGING FINANCE/MP-REG-S 7.37500% 12-15.10.17	5 290 000.00	5 620 730.80	0.18
EUR BAGGOT SECURITIES LTD-REG-S 10.24000% 13-PRP	15 490 000.00	16 874 496.20	0.53
EUR BOARDRIDERS SA-REG-S 8.87500% 10-15.12.17	2 555 000.00	2 753 779.00	0.09
EUR CEMEX ESPANA LUXEMBOURG-REG-S 9.87500% 12-30.04.19	3 100 000.00	3 596 000.00	0.11
EUR CEMEX FINANCE LLC-REG-S 5.25000% 14-01.04.21	3 260 000.00	3 308 900.00	0.10
EUR CERAMTEC GROUP GMBH-REG-S 8.25000% 13-15.08.21	9 434 000.00	10 365 890.52	0.33
EUR CMA CGM SA-REG-S 8.87500% 11-15.04.19	405 000.00	408 713.85	0.01
EUR CMA CGM SA-REG-S 8.87500% 13-15.12.18	2 450 000.00	2 454 606.00	0.08
EUR CONVATEC HEALTHCARE-REG-S 10.87500% 10-15.12.18	3 550 000.00	3 942 097.50	0.12
EUR CROWN EUROPEAN HOLDINGS SA-REG-S 7.12500% 10-15.08.18	2 170 000.00	2 287 614.00	0.07
EUR EDCON PROPRIETARY LTD-REG-S 9.50000% 11-01.03.18	1 650 000.00	1 608 750.00	0.05
EUR EDCON PROPRIETARY LTD-REG-S 9.50000% 13-01.03.18	1 900 000.00	1 850 923.00	0.06
EUR ELIOR FINANCE & CO SCA-REG-S 6.50000% 13-01.05.20	5 200 000.00	5 697 848.00	0.18
EUR FMC FINANCE VII SA 5.25000% 11-15.02.21	2 225 000.00	2 496 628.00	0.08
EUR FMC FINANCE VIII SA-REG-S 5.25000% 12-31.07.19	2 830 000.00	3 177 099.50	0.10
EUR GCL HOLDINGS SCA-REG-S 9.37500% 11-15.04.18	1 700 000.00	1 824 491.00	0.06
EUR GEO TRAVEL FINANCE SCA-REG-S 10.37500% 11-01.05.19	14 335 000.00	15 517 637.50	0.49
EUR GOODYEAR DUNLOP TIRES EUROPE BV-REG-S 6.75000% 11-15.04.19	1 830 000.00	1 963 827.90	0.06
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV-REG-S 8.00000% 09-31.01.17	6 015 000.00	7 014 993.75	0.22
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 8.50000% 09-31.10.19	11 985 000.00	15 453 938.40	0.49
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 7.50000% 10-03.04.20	32 911 000.00	40 763 564.60	1.29
EUR HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN-REG-S 9.25000% 11-15.04.18	2 985 000.00	3 152 309.25	0.10
EUR HUNTSMAN INTERNATIONAL LLC-REG-S 5.12500% 13-15.04.21	9 370 000.00	9 686 706.00	0.31
EUR INEOS GROUP HOLDINGS SA-REG-S 6.50000% 13-15.08.18	17 460 000.00	18 338 412.60	0.58
EUR INEOS GROUP HOLDINGS SA-REG-S 5.75000% 14-15.02.19	9 200 000.00	9 441 592.00	0.30
EUR INTERXION HOLDING NV-REG-S 6.00000% 13-15.07.20	7 840 000.00	8 464 299.20	0.27
EUR IVS F. S.P.A-REG-S 7.12500% 13-01.04.20	10 050 000.00	10 711 792.50	0.34
EUR KERLING PLC-REG-S 10.62500% 10-01.02.17	7 705 000.00	8 198 967.55	0.26
EUR KLEOPATRA HOLDGS 1 SCA-REG-S-SUB (PIK) 10.25000% 13-15.08.17	3 050 000.00	3 206 465.00	0.10
EUR MANUTENCOOP FACILITY MANAGEMENT-REG-S 8.50000% 13-01.08.20	15 700 000.00	17 378 016.00	0.55
EUR MATTERHORN FINANCING&CY SCA-REG-S (PIK) 9.00000% 13-15.04.19	7 980 000.00	8 290 023.00	0.26
EUR MATTERHORN MIDCO & CY SCA-REG-S 7.75000% 12-15.02.20	1 175 000.00	1 240 365.25	0.04
EUR NARA CABLE FUNDING LTD-REG-S 8.87500% 10-01.12.18	8 625 000.00	9 396 937.50	0.30
EUR NORCELL SWEDEN HOLDING 2 AB-REG-S 10.75000% 11-29.09.19	3 900 000.00	4 426 890.00	0.14
EUR OI EUROPEAN GROUP BV-REG-S 6.75000% 10-15.09.10	18 235 000.00	21 545 199.55	0.68
EUR PLAY FINANCE 2 SA-REG-S 5.25000% 14-01.02.19	6 900 000.00	7 047 936.00	0.22
EUR PORTUCEL SA-REG-S 5.37500% 13-15.05.20	2 900 000.00	3 141 512.00	0.10
EUR REXEL SA-REG-S 5.12500% 13-15.06.20	7 010 000.00	7 515 210.70	0.24
EUR ROTTAPHARM LTD-REG-S 6.12500% 12-15.11.19	3 400 000.00	3 624 060.00	0.11
EUR SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S 7.75000% 12-15.02.17	5 650 000.00	6 518 009.50	0.21
EUR SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S 8.75000% 12-15.02.19	2 200 000.00	2 471 920.00	0.08
EUR SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S (PIK) 6.87500% 13-15.08.18	19 840 000.00	21 093 689.60	0.67
EUR SISAL HOLDING ISTITUTO DI PAGAM-REG-S 7.25000% 13-30.09.17	3 680 000.00	3 783 518.40	0.12
EUR SMURFIT KAPPA AQUISITION-REG-S 5.12500% 12-15.09.18	8 550 000.00	9 372 339.00	0.30
EUR SMURFIT KAPPA AQUISITION-REG-S 4.12500% 13-30.01.20	7 710 000.00	8 213 463.00	0.26
EUR TELENET FINANCE III LUXEMBOURG-REG-S 11-15.02.21	8 370 000.00	9 054 247.50	0.29
EUR TELENET FINANCE V LUXEMBOURG SCA-REG-S 6.25000% 12-15.08.22	4 736 000.00	5 178 958.08	0.16
EUR TRIONISTA HOLDCO GMBH-REG-S 5.00000% 13-30.04.20	4 000 000.00	4 196 000.00	0.13
EUR TRIONISTA TOPCO GMBH-REG-S-SUB 6.87500% 13-30.04.21	26 920 000.00	29 284 922.00	0.92
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 7.50000% 12-15.03.19	3 325 000.00	3 613 842.75	0.11
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 9.50000% 12-15.03.21	30 322 000.00	35 023 426.10	1.10
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.50000%12-15.09.22	22 090 000.00	23 692 629.50	0.75

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)	
EUR	UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.75000% 12-15.01.23	6 660 000.00	7 242 750.00	0.23
EUR	UPC HOLDING BV-REG-S 8.37500% 10-15.08.20	15 320 000.00	16 957 401.60	0.53
EUR	UPC HOLDING BV-REG-S 6.37500% 12-15.09.22	14 215 000.00	15 278 708.45	0.48
EUR	UPC HOLDING BV-REG-S 6.75000% 13-15.03.23	8 265 000.00	9 029 760.45	0.28
EUR	UPCB FINANCE II-REG-S 11-01.07.20	10 990 000.00	11 785 236.40	0.37
EUR	WENDEL 4.37500% 05-09.08.17	9 050 000.00	9 683 952.50	0.31
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 11.75000% 09-15.07.17	25 075 000.00	26 339 281.50	0.83
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 12.25000% 09-15.07.17	7 077 586.00	7 445 125.03	0.23
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 7.37500% 10-15.02.18	20 750 000.00	21 938 352.50	0.69
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 7.37500% 12-15.02.18	1 400 000.00	1 473 948.00	0.05
EUR	WMG ACQUISITION CORP-REG-S 6.25000% 12-15.01.21	5 888 000.00	5 544 288.00	0.17
Total EUR		617 874 247.63	19.49	
GBP				
GBP	AA BOND CO LTD-REG-S 9.50000% 13-31.07.19	11 610 000.00	15 851 729.72	0.50
GBP	ARROW GLOBAL FINANCE PLC-REG-S 7.87500% 13-01.03.20	3 615 000.00	4 741 944.87	0.15
GBP	BOPARAN HOLDINGS LTD-REG-S 9.87500% 11-30.04.18	8 273 000.00	10 783 186.86	0.34
GBP	ENW FINANCE PLC-REG-S 5.87500% 13-21.06.21	3 700 000.00	4 696 484.63	0.15
GBP	GALA GROUP FINANCE-REG-S 8.87500% 11-01.09.18	3 600 000.00	4 653 074.02	0.15
GBP	HASTINGS INSURANCE GROUP FINANCE-REG-S 8.00000% 13-21.10.20	6 310 000.00	7 968 728.18	0.25
GBP	INFINIS PLC-REG-S 7.00000% 13-15.02.19	3 770 000.00	4 945 355.98	0.16
GBP	NEW LOOK BONDCO I PLC-REG-S 8.75000% 13-14.05.18	11 750 000.00	15 258 749.89	0.48
GBP	TRAVELEX FINANCING PLC-REG-S-SUB 8.00000% 13-01.08.18	8 240 000.00	10 939 019.99	0.34
Total GBP		79 838 274.14	2.52	
USD				
USD	ABENGOA FINANCE SAU-144A 7.75000% 13-01.02.20	2 000 000.00	1 567 204.79	0.05
USD	ABENGOA FINANCE SAU-144A 8.87500% 10-01.11.17	3 250 000.00	2 646 925.45	0.08
USD	AGROKOR DD-144A 8.87500% 12-01.02.20	7 000 000.00	5 561 400.33	0.18
USD	AMERICAN AXLE & MANUFACTURING INC 6.25000% 13-15.03.21	4 500 000.00	3 477 235.63	0.11
USD	ARDAGH PACKAGING FINANCE/MP-144A 6.25000% 14-31.01.19	5 000 000.00	3 791 039.36	0.12
USD	STORA ENSO OYJ-REG-S 6.40400% 06-15.04.16	1 000 000.00	789 406.86	0.02
USD	UBS AG STAMFORD-SUB 7.62500% 12-17.08.22	12 400 000.00	10 552 357.27	0.33
USD	VIRIDIAN GROUP FUND CO II-144A 11.12500% 12-01.04.17	5 500 000.00	4 369 671.69	0.14
Total USD		32 755 241.38	1.03	
固定利付ノート合計		730 467 763.15	23.04	
変動利付ノート				
EUR				
EUR	BANKIA SA 3M EURIBOR+17.5BP 07-23.04.14	1 700 000.00	1 698 351.00	0.05
EUR	CLERICAL MEDICAL FIN PLC-SUB 4.250%/3M EURIBOR+200BP 05-PRP	4 575 000.00	4 624 501.50	0.15
EUR	CREDIT AGRICOLE SA-SUB 8.200%/3M EURIBOR+480BP 08-PRP	1 000 000.00	1 191 880.00	0.04
EUR	FUERSTENBERG CAPITAL GMBH-SUB 5.344%/VAR 05-PRP	7 538 000.00	6 317 748.56	0.20
EUR	GROUPAMA VAR-REG-S-SUB 7.875%/3M EURIBOR+536BP 09-27.10.39	9 400 000.00	10 157 922.00	0.32
EUR	INTESA SANPAOLO SPA-SUB 9.500%/VAR 10-PRP	10 350 000.00	11 426 400.00	0.36
EUR	LCH CLEARNET SA VIA FRESHWAT-SUB 6.576%/3M EURIBOR+210BP PRP	5 750 000.00	5 980 000.00	0.19
EUR	VEOLIA ENVIRONNEMENT-SUB VAR 13-PRP	8 300 000.00	8 394 454.00	0.26
Total EUR		49 791 257.06	1.57	
GBP				
GBP	BANK OF SCOTLAND 7.286/VAR 01-PRP	1 846 000.00	2 394 187.88	0.08
GBP	HASTINGS INSURANCE GROUP-REG-S 3M LIBOR+600BP 13-21.10.19	2 400 000.00	2 916 601.06	0.09
GBP	LIVERPOOL VICTORIA FRIENDLY-REG-S-SUB 6.500%/VAR 13-22.05.43	5 625 000.00	6 520 754.97	0.21
GBP	TRAVELEX FINANCING PLC-REG-S 3M LIBOR+600BP 13-01.08.18	1 350 000.00	1 660 820.70	0.05
Total GBP		13 492 364.61	0.43	
USD				
USD	AEGON NV-SUB VAR/10YR CMS+10BP 04-31.12.PRIP	6 900 000.00	4 499 455.82	0.14
USD	AG INSURANCE SA/NV-REG-S-SUB 6.750%/VAR 13-PRP	800 000.00	620 351.90	0.02
USD	CREDIT AGRICOLE SA-REG-S-SUB 7.875%/VAR 14-PRP	8 000 000.00	6 130 963.19	0.19
USD	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG-S-SUB 7.500%/VAR 11-PRP	14 600 000.00	11 503 518.24	0.36
USD	KBC BANK NV-REG-S-SUB 8.000%/VAR 13-25.01.23	1 000 000.00	813 908.95	0.03
USD	LA MONDIALE VIE--REG-S-SUB 7.625%/6Y+100BP 13-PRP	8 200 000.00	6 462 724.47	0.20
USD	RBS CAPITAL TRUST III-SUB 5.512%/3M LIBOR+184BP 04-PRP	1 150 000.00	821 875.57	0.03
Total USD		30 852 798.14	0.97	
変動利付ノート合計		94 136 419.81	2.97	

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
EUR			
EUR ABENGOA FINANCE SAU-REG-S 8.87500% 13-05.02.18	11 929 000.00	13 505 178.77	0.43
EUR ABENGOA SA 8.50000% 10-31.03.16	1 000 000.00	1 082 250.00	0.03
EUR AGROKOR DD 10.00000% 09-07.12.16	2 445 000.00	2 573 802.60	0.08
EUR AGROKOR DD-REG-S 9.12500% 12-01.02.20	7 650 000.00	8 663 625.00	0.27
EUR ALLIED IRISH BKS PLC-REG-S 2.87500% 13-28.11.16	3 770 000.00	3 843 854.30	0.12
EUR ARCELORMITTAL 4.50000% 12-29.03.18	5 985 000.00	6 628 986.00	0.21
EUR BANCA MONTE DEI PASCHI DI SIENA-REG-S 3.62500% 14-01.04.19	4 780 000.00	4 785 927.20	0.15
EUR BANCA POPOLARE DI VICENZA SCPA-REG-S 5.00000% 13-25.10.18	2 810 000.00	2 954 911.70	0.09
EUR BANCA POPOLARE DI VICENZA-REG-S 3.50000% 14-20.01.17	10 540 000.00	10 683 765.60	0.34
EUR BANCO COMERCIAL PORTUGUES SA-REG-S 3.37500% 14-27.02.17	6 700 000.00	6 750 719.00	0.21
EUR BANCO ESPIRITO SANTO SA 4.75000% 13-15.01.18	2 500 000.00	2 636 675.00	0.08
EUR BANCO ESPIRITO SANTO SA-REG-S 4.00000% 14-21.01.19	10 600 000.00	10 811 682.00	0.34
EUR BANCO ESPIRITO SANTO SA 5.87500% 12-09.11.15	9 200 000.00	9 730 840.00	0.31
EUR BANCO ESPIRITO SANTO SA 3.87500% 10-21.01.15	1 600 000.00	1 625 200.00	0.05
EUR BANCO POPOLARE SC REG-S-SUB 6.00000% 10-05.11.20	9 500 000.00	10 166 235.00	0.32
EUR BANCO POPOLARE SC REG-S-SUB 6.37500% 11-31.05.21	7 070 000.00	7 628 671.40	0.24
EUR BANCO POPOLARE SC-REG-S 3.75000% 13-28.01.16	9 340 000.00	9 602 173.80	0.30
EUR BANCO POPOLARE SC-REG-S 3.50000% 14-14.03.19	4 900 000.00	4 958 800.00	0.16
EUR BANCO POPOLARE SCARL-SUB 4.75000% 10-28.04.17	4 050 000.00	4 090 500.00	0.13
EUR BANK FUER ARBEIT UND WIRTS AG-REG-S-SUB 8.12500% 13-30.10.23	7 600 000.00	8 521 500.00	0.27
EUR BANK OF IRELAND 2.75000% 13-05.06.16	2 200 000.00	2 246 574.00	0.07
EUR BANK OF IRELAND-SUB 10.00000% 10-12.02.20	1 850 000.00	2 233 930.50	0.07
EUR BANK OF IRELAND-SUB 10.00000% 11-30.07.16	8 550 000.00	9 382 599.00	0.30
EUR BANKIA SA-REG-S 3.50000% 14-17.01.19	6 600 000.00	6 791 796.00	0.22
EUR BANKINTER SA 6.37500% 09-11.09.19	2 100 000.00	2 380 518.00	0.08
EUR BEFESA ZINC ASER SA -REG-S 8.87500% 11-15.05.18	4 380 000.00	4 680 468.00	0.15
EUR BELDEN INC-REG-S-SUB 5.50000% 13-15.04.23	1 670 000.00	1 711 065.30	0.05
EUR BOMBARDIER INC-REG S 6.12500% 10-15.05.21	3 700 000.00	3 986 047.00	0.13
EUR BPE FINANCIACIONES SA-SUB 6.87300% 10-22.10.20	2 250 000.00	2 418 862.50	0.08
EUR BPE FINANCIACIONES SA 4.00000% 13-17.07.15	1 500 000.00	1 542 645.00	0.05
EUR BPE FINANCIACIONES SA 2.50000% 14-01.02.17	6 600 000.00	6 606 732.00	0.21
EUR BRISA CONCESSAO RODOVIARIA SA-REG-S 3.87500% 14-01.04.21	2 600 000.00	2 596 750.00	0.08
EUR CE ENERGY AS-REG-S 7.00000% 14-01.02.21	11 970 000.00	12 436 470.90	0.39
EUR CERVED TECHNOLOGIES SPA-REG-S 6.37500% 13-15.01.20	2 950 000.00	3 191 398.50	0.10
EUR CERVED TECHNOLOGIES SPA-REG-S-SUB 8.00000% 13-15.01.21	9 460 000.00	10 417 825.00	0.33
EUR CNH INDUSTRIAL FINANCE EUROPE SA 6.25000% 11-09.03.18	21 650 000.00	24 582 276.00	0.78
EUR CO-OPERATIVE BANK-REG-S 2.37500% 12-23.10.15	19 650 000.00	19 049 692.50	0.60
EUR COMMERZBANK AG-SUB 6.37500% 11-22.03.19	8 452 000.00	9 663 425.16	0.31
EUR COMMERZBANK AG-SUB 7.75000% 11-16.03.21	9 400 000.00	11 157 800.00	0.35
EUR ECO-BAT FINANCE PLC-REG-S 7.75000% 12-15.02.17	2 840 000.00	2 946 159.20	0.09
EUR EDP FINANCE BV 3.25000% 10-16.03.15	1 385 000.00	1 410 622.50	0.05
EUR EDP FINANCE BV 4.12500% 05-29.06.20	1 000 000.00	1 061 130.00	0.03
EUR EDP FINANCE BV 4.62500% 06-13.06.16	4 300 000.00	4 574 684.00	0.15
EUR EDP FINANCE BV 4.75000% 09-26.09.16	6 330 000.00	6 774 682.50	0.21
EUR EDP FINANCE BV 4.87500% 13-14.09.20	21 375 000.00	23 437 687.50	0.74
EUR EDP FINANCE BV 5.75000% 12-21.09.17	15 135 000.00	16 912 908.45	0.53
EUR EDP FINANCE BV-REG-S 5.87500% 11-01.02.16	2 500 000.00	2 692 500.00	0.09
EUR ESPIRITO SANTO FINANCIERE 5.25000% 13-12.06.15	2 330 000.00	2 401 367.90	0.08
EUR EUROPCAR GROUPE SA-REG-S-SUB 9.37500% 10-15.04.18	8 565 000.00	9 193 927.95	0.29
EUR EUROPCAR GROUPE SA-REG-S-SUB 11.50000% 12-15.05.17	1 700 000.00	1 981 571.00	0.06
EUR FAURECIA 8.75000% 12-15.06.19	3 450 000.00	3 919 200.00	0.12
EUR FIAT FINANCE & TRADE LTD SA 6.37500% 11-01.04.16	5 100 000.00	5 463 579.00	0.17
EUR FIAT FINANCE & TRADE LTD SA 7.37500% 11-09.07.18	5 100 000.00	5 829 453.00	0.18
EUR FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 7.00000% 12-23.03.17	4 570 000.00	5 061 137.90	0.16
EUR FIAT FINANCE & TRADE LTD-REG-S 7.75000% 12-17.10.16	6 945 000.00	7 738 049.55	0.24
EUR FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 6.62500% 13-15.03.18	17 746 000.00	19 687 057.48	0.62
EUR FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 6.75000% 13-14.10.19	15 775 000.00	17 826 381.00	0.56
EUR FIAT FINANCE NORTH AMERICA INC 5.62500% 07-12.06.17	5 250 000.00	5 657 767.50	0.18
EUR FINANCIERE GAILLON 8 SAS REG-S 7.00000% 14-30.09.19	5 550 000.00	5 589 294.00	0.18
EUR FRESENIUS FINANCE BV-REG-S 4.25000% 12-15.04.19	3 855 000.00	4 221 417.75	0.13
EUR FRESENIUS FINANCE BV-REG-S 3.00000% 14-01.02.21	8 360 000.00	8 466 590.00	0.27
EUR GREIF LUXEMBOURG FINANCE SCA-REG-S 7.37500% 11-15.07.21	3 510 000.00	4 120 038.00	0.13
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 5.62500% 07-04.01.18	1 800 000.00	2 016 216.00	0.06

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV-REG-S 9.50000% 11-15.12.18	2 600 000.00	3 380 676.00	0.11
EUR HEIDELBERGCEMENT FIN LUX SA-REG-S 3.25000% 13-21.10.21	2 600 000.00	2 608 398.00	0.08
EUR INTESA SANPAOLO SPA-REG-S-SUB 6.62500% 13-13.09.23	2 330 000.00	2 717 036.30	0.09
EUR KRAUSSMAFFEI AG-REG-S 8.75000% 12-15.12.20	7 120 000.00	7 979 028.00	0.25
EUR LAFARGE SA 5.37500% 07-26.06.17	1 450 000.00	1 593 550.00	0.05
EUR LAFARGE SA 5.87500% 12-09.07.19	9 820 000.00	11 188 711.60	0.35
EUR LAFARGE SA STEP-UP 09-16.12.19	14 310 000.00	16 733 827.80	0.53
EUR LAFARGE SA STEP-UP 10-29.11.18	21 960 000.00	25 347 769.20	0.80
EUR LAFARGE SA-REG-S 4.75000% 13-30.09.20	9 140 000.00	9 865 533.20	0.31
EUR MATTERHORN MOBILE SA-REG-S 8.25000% 12-15.02.20	6 140 000.00	6 744 360.20	0.21
EUR MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC 5.87500% 10-20.04.17	4 990 000.00	5 406 066.20	0.17
EUR MPT OPERATING PARTNERSHIP LP/FIN CORP 5.75000% 13-01.10.20	2 375 000.00	2 537 117.50	0.08
EUR NOKIA SIEMENS NETWORKS FINANCE BV-REG-S 7.12500% 13-15.04.20	5 295 000.00	6 069 552.60	0.19
EUR NOVALIS SAS-REG-S 6.00000% 13-15.06.18	4 840 000.00	5 122 898.00	0.16
EUR OBRASCON HUARTE LAIN SA 8.75000% 11-15.03.18	3 865 000.00	4 263 669.85	0.14
EUR OBRASCON HUARTE LAIN SA-REG-S 7.62500% 12-15.03.20	2 500 000.00	2 806 775.00	0.09
EUR OTE PLC 4.62500% 06-20.05.16	9 550 000.00	9 926 079.00	0.31
EUR OTE PLC 6.00000% 08-12.02.15	3 660 000.00	3 814 012.80	0.12
EUR OTE PLC-REG-S 7.87500% 13-07.02.18	11 030 000.00	12 901 460.10	0.41
EUR PEUGEOT SA 5.62500% 10-29.06.15	444 000.00	464 623.80	0.02
EUR PEUGEOT SA 5.62500% 12-11.07.17	5 835 000.00	6 314 928.75	0.20
EUR PEUGEOT SA-REG-S 6.50000% 13-18.01.19	12 310 000.00	13 766 642.30	0.44
EUR PEUGEOT SA-REG-S 6.87500% 11-30.03.16	2 540 000.00	2 764 790.00	0.09
EUR PEUGEOT SA-REG-S 7.37500% 13-06.03.18	19 320 000.00	21 954 282.00	0.69
EUR PIRAEUS BANK SA-REG-S 5.00000% 14-27.03.17	7 600 000.00	7 665 664.00	0.24
EUR PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV 4.50000% 05-16.06.25	2 250 000.00	2 282 625.00	0.07
EUR PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV 5.00000% 09-04.11.19	11 150 000.00	12 055 268.50	0.38
EUR PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV-REG-S 5.62500% 11-08.02.16	1 000 000.00	1 071 100.00	0.03
EUR PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV 5.87500% 12-17.04.18	5 550 000.00	6 150 121.50	0.19
EUR PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV-REG-S 4.62500% 13-08.05.20	18 910 000.00	19 920 172.20	0.63
EUR REN FINANCE B V-REG-S 4.75000% 13-16.10.20	5 785 000.00	6 306 633.45	0.20
EUR RENAULT SA 3.62500% 13-19.09.18	4 200 000.00	4 435 410.00	0.14
EUR RENAULT SA 4.62500% 12-18.09.17	6 410 000.00	6 966 644.40	0.22
EUR RENAULT SA 5.62500% 10-22.03.17	1 750 000.00	1 939 472.50	0.06
EUR ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC-REG-S-SUB STEP-UP/DOWN 05-PRP	7 372 000.00	6 432 070.00	0.20
EUR SNS BANK NV-SUB * DEFAULT * 6.25000% 10-26.10.20	1 300 000.00	52 000.00	0.00
EUR SPIE BONDCO 3 SCA-REG-S 11.00000% 12-15.08.19	10 016 000.00	11 432 663.04	0.36
EUR STORA ENSO OYJ-REG-S 5.50000% 12-07.03.19	2 000 000.00	2 213 340.00	0.07
EUR SUNRISE COMMUNICATIONS HLDGS SA-REG-S 8.50000% 10-31.12.18	5 285 000.00	5 713 243.55	0.18
EUR TECHEM AG-REG-S 6.12500% 12-01.10.19	3 310 000.00	3 607 900.00	0.11
EUR TECHEM ENERGY METERING SERV-REG-S-SUB 7.87500% 12-01.10.20	21 780 000.00	24 554 772.00	0.78
EUR TELECOM ITALIA SPA 5.25000% 10-10.02.22	7 900 000.00	8 360 175.00	0.26
EUR TELECOM ITALIA SPA 6.12500% 12-14.12.18	1 975 000.00	2 227 365.50	0.07
EUR TELECOM ITALIA SPA-REG-S 4.00000% 12-21.01.20	14 580 000.00	14 902 509.60	0.47
EUR TELECOM ITALIA SPA-REG-S 4.87500% 13-25.09.20	10 120 000.00	10 668 301.60	0.34
EUR TELECOM ITALIA SPA-REG-S 4.50000% 14-25.01.21	4 750 000.00	4 890 600.00	0.16
EUR THOMAS COOK FINANCE PLC-REG-S 7.75000% 13-15.06.20	11 010 000.00	12 135 772.50	0.38
EUR THYSSENKRUPP AG 4.00000% 13-27.08.18	3 410 000.00	3 569 212.90	0.11
EUR THYSSENKRUPP AG-REG-S 3.12500% 14-25.10.19	14 160 000.00	14 247 084.00	0.45
EUR THYSSENKRUPP FINANCE NEDERLAND BV 8.50000% 09-25.02.16	2 015 000.00	2 266 875.00	0.07
EUR UNICREDITO ITALIANO SPA-SUB 6.70000% 08-05.06.18	3 230 000.00	3 611 559.90	0.11
EUR UNITYMEDIA HESSEN/NRW GMBH-REG-S 5.62500% 13-15.04.23	4 370 000.00	4 748 005.00	0.15
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.12500% 13-21.01.23	14 010 000.00	14 809 690.80	0.47
EUR VIRIDIAN GROUP FUNDCO II-REG-S 11.12500% 12-01.04.17	6 864 000.00	7 648 829.76	0.24
EUR WENDEL SA 5.87500% 12-17.09.19	19 100 000.00	21 898 150.00	0.69
EUR WEPA HYGIENEPRODUKTE GMBH-REG-S 6.50000% 13-15.05.20	8 760 000.00	9 570 562.80	0.30
EUR XEFIN LUX SCA-REG-S 8.00000% 11-01.06.18	2 343 000.00	2 501 855.40	0.08
Total EUR		884 432 033.01	27.90
GBP			
GBP EDP FINANCE BV 6.62500% 02-09.08.17	5 600 000.00	7 472 218.92	0.24
GBP EDU UK BONDCO PLC-REG-S 8.87500% 13-15.09.18	15 762 000.00	19 832 952.57	0.62
GBP EQUINITI NEWCO 2 PLC-REG-S 7.12500% 13-15.12.18	5 000 000.00	6 385 913.29	0.20
GBP JERROLD FINCO PLC-REG-S 9.75000% 13-15.09.18	11 290 000.00	15 115 739.09	0.48
GBP MARLIN INTERMEDIATE HOLDINGS LTD-REG-S 10.50000% 13-01.08.20	7 200 000.00	10 124 466.17	0.32
GBP CROWN NEWCO 3 PLC-REG-S 7.00000% 11-15.02.18	7 400 000.00	9 440 052.26	0.30
GBP TELECOM ITALIA SPA 5.62500% 05-29.12.15	3 350 000.00	4 268 715.05	0.13

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
GBP TELECOM ITALIA SPA 6.37500% 04-24.06.19	12 900 000.00	16 775 877.56	0.53
GBP TELECOM ITALIA SPA 7.37500% 09-15.12.17	7 100 000.00	9 591 107.60	0.30
Total GBP		99 007 042.51	3.12
固定利付メディアム・ターム・ノート合計		983 439 075.52	31.02

変動利付メディアム・ターム・ノート

EUR			
EUR ARCELORMITTAL 4.625%/RATING LINKED 10-17.11.17	9 122 000.00	10 097 962.78	0.32
EUR BANCAJA EMISIONES SA VAR 07-14.11.17	2 500 000.00	2 300 025.00	0.07
EUR BANCO ESPIRITO SANTO SA-REG-S-SUB 7.125%/VAR 13-28.11.23	16 100 000.00	16 911 762.00	0.53
EUR BARCLAYS BANK PLC-SUB 4.87500%/3M EURIBOR+105BP 04-PRP	7 270 000.00	6 599 487.90	0.21
EUR BARCLAYS BANK PLC-SUB 4.75000%/3M EURIBOR+71BP 05-PRP	8 690 000.00	7 737 228.40	0.24
EUR BAYERISCHE LANDESBK-SUB 4.50000%/3M EURIBOR+81BP 07-07.02.19	2 400 000.00	2 217 000.00	0.07
EUR BPCE SA 6.117%/3M EURIBOR+237BP 07-PRP	6 050 000.00	6 591 959.00	0.21
EUR BPCE SA-SUB 4.625%/3M EURIBOR+153BBP 04-PRP	500 000.00	511 565.00	0.02
EUR BPE FINANCIACIONES SA-SUB 3M EURIBOR+75BP 04-30.06.14	745 000.00	731 999.75	0.02
EUR CAIXABANK-REG-S-SUB 5.000%/EUSA5+395BP 13-14.11.23	5 400 000.00	5 707 206.00	0.18
EUR CASINO GUICHARD PERRACHON SA-REG-S-SUB 4.87000%/VAR 13-PRP	11 500 000.00	11 609 250.00	0.37
EUR COMMERZBANK AG-SUB 4.12500%/3M EURIBOR+90BP 06-13.09.16	4 850 000.00	4 736 849.50	0.15
EUR CREDIT AGRICOLE SA 7.87500%/3M EURIBOR+642.4BP 09-PRP	3 100 000.00	3 632 828.00	0.11
EUR DEPFA BANK PLC-SUB 3M EURIBOR+20BP 05-15.12.15	8 510 000.00	7 857 538.30	0.25
EUR HBOS EURO FINANCE LP-SUB 7.627%/3M EURIBOR+287.5BP-PRP	3 200 000.00	3 104 448.00	0.10
EUR HBOS PLC-SUB 4.37500%/FLR 04-30.10.19	970 000.00	974 481.40	0.03
EUR INEOS FINANCE PLC-REG-S 3M EURIBOR+600BP 12-15.02.19	6 580 000.00	6 948 480.00	0.22
EUR NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC-SUB 6.62500%/FLR 99-05.10.PR	2 600 000.00	2 401 386.00	0.07
EUR ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-SUB 7.875%/VAR 11-16.06.71	2 980 000.00	3 185 977.60	0.10
EUR SANPAOLO IMI SPA-SUB 3.750%/FLR 05-02.03.20	1 500 000.00	1 483 755.00	0.05
EUR SNS REAAL GROEP-SUB *DEFAULT* 6.258%/3M EURIBOR+229BP 07-PRP	1 000 000.00	40 000.00	0.00
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12.02.26	3 585 000.00	3 676 274.10	0.12
EUR UNICREDITO ITALIANO SPA-SUB 4.50000%/FLR 04-22.09.19	700 000.00	702 191.00	0.02
Total EUR		109 759 654.73	3.46
GBP			
GBP ARGON CAP PLC FOR RBS-SUB 8.162%/3M LIBOR+233BP 07-PRP	2 000 000.00	1 935 381.82	0.06
GBP BELFIUS FUNDING NV-SUB 5.875%/3M LIBOR+70BP 07-09.02.17	2 410 000.00	2 725 682.89	0.09
GBP CREDIT AGRICOLE SA-REG-S-SUB 5.136%/3M LIBOR+157.5BP 06-PRP	1 300 000.00	1 603 947.68	0.05
GBP LAFARGE SA VAR 09-30.05.17	4 690 000.00	6 774 631.46	0.21
GBP NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC-SUB 7.625%/VAR 99-PRP	736 000.00	851 593.16	0.03
GBP NATIONWIDE BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB 6.875%/VAR 14-PRP	6 970 000.00	8 502 502.02	0.27
Total GBP		22 393 739.03	0.71
USD			
USD ROYAL BANK OF SC PLC-SUB 7.64000%/3M LIBOR+232BP 07-PRP	2 100 000.00	1 546 526.39	0.05
USD SOCIETE GENERALE-REG-S-SUB 8.250%/USSWAP5+825BP 13-PRP	9 750 000.00	7 622 437.87	0.24
Total USD		9 168 964.26	0.29
変動利付メディアム・ターム・ノート合計		141 322 358.02	4.46

固定利付債券

CHF			
CHF MOBILE CHALLENGER INTERMED-REG-S (PIK) 8.75000% 13-15.03-19	9 640 000.00	8 204 407.70	0.26
Total CHF		8 204 407.70	0.26
EUR			
EUR ABENGOA FINANCE SAU-REG-S 6.00000% 14-31.03.21	4 790 000.00	4 847 863.20	0.15
EUR AG SPRING FINANCE LTD-REG-S 7.50000% 13-01.06.18	2 550 000.00	2 721 487.50	0.09
EUR AGROKOR DD-REG-S 9.87500% 12-01.05.19	9 085 000.00	10 278 314.75	0.32
EUR AIR BERLIN PLC-REG-S 11.50000% 11-01.11.14	2 500 000.00	2 412 750.00	0.08
EUR ALMIRALL SA-REG-S 4.62500% 14-01.04.21	6 840 000.00	6 994 242.00	0.22
EUR ALTICE FINANCING SA-REG-S 6.50000% 13-15.01.22	7 370 000.00	7 821 633.60	0.25
EUR ARDAGH PACKAGING FINANCE PLC-REG-S 7.37500% 10-15.10.17	8 400 000.00	8 925 000.00	0.28
EUR BPE FINANCIACIONES SA 2.87500% 13-19.05.16	5 200 000.00	5 273 008.00	0.17
EUR BUZZI UNICEM SPA-REG-S 6.25000% 12-28.09.18	4 820 000.00	5 445 395.00	0.17
EUR CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA-REG-S 5.62500% 12-04.12.15	5 700 000.00	6 063 888.00	0.19
EUR CEMEX ESPANA SA-REG-S 8.87500% 10-12.05.17	1 250 000.00	1 317 975.00	0.04
EUR CERBA EUROPEAN LAB-REG-S 7.00000% 13-01.02.20	5 650 000.00	6 140 872.00	0.19
EUR CET 21 SPOL S R O-REG-S 9.00000% 10-01.11.17	3 800 000.00	4 051 750.00	0.13
EUR CHESAPEAKE ENERGY CORP 6.25000% 06-15.01.17	3 730 000.00	4 079 687.50	0.13

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR CIRSA FUNDING LUXEMBOURG SA-REG-S 8.75000% 10-15.05.18	2 570 000.00	2 680 484.30	0.08
EUR DEUTSCHE RASTSTATTEN GRUP IV GMBH-REG-S 6.75000% 13-30.12.20	6 080 000.00	6 638 630.40	0.21
EUR EMPARK FUNDING SA-REG-S 6.75000% 13-15.12.19	10 420 000.00	11 142 627.00	0.35
EUR ESPIRITO SANTO FINANCIAL GROUP-SUB 6.87500% 09-21.10.19	1 900 000.00	1 974 385.00	0.06
EUR FMC FINANCE VIII SA-REG-S 6.50000% 11-15.09.18	4 525 000.00	5 312 123.75	0.17
EUR FRANZ HANIEL & CIE GMBH 6.25000% 12-08.02.18	2 150 000.00	2 485 937.50	0.08
EUR GCS HOLDCO FINANCE I SA-REG-S 6.50000% 13-15.11.18	14 120 000.00	14 994 592.80	0.47
EUR GEO DEBT FINANCE SCA-REG-S 7.50000% 13-01.08.18	5 200 000.00	5 567 952.00	0.18
EUR GIE PSA TRESORERIE 6.00000% 03-19.09.33	705 000.00	742 527.15	0.02
EUR GROUPE BPCE-SUB 9.25000% 09-PRP	2 385 000.00	2 529 888.75	0.08
EUR GRUPO ANTOLIN DUTCH BV-REG-S 4.75000% 14-01.04.21	5 745 000.00	5 811 067.50	0.18
EUR GRUPO ISOLUX CORSAN FINANCE BV-REG-S 6.62500%14-15.04.21	5 500 000.00	5 516 775.00	0.17
EUR INAER AVIATION FINANCE LTD-REG-S 9.50000% 10-01.08.17	3 045 000.00	3 253 064.85	0.10
EUR KBC BANK NV-SUB 8.00000% 08-PRP	296 000.00	297 909.20	0.01
EUR KERNEOS TECH GROUP SAS-REG-S 5.75000 14-01.03.21	5 900 000.00	6 047 795.00	0.19
EUR LA FINANCIERE ATALIAN SA-REG-S 7.25000% 13-15.01.20	10 180 000.00	10 863 383.40	0.34
EUR LABCO SAS-REG-S 8.50000% 11-15.01.18	6 900 000.00	7 341 600.00	0.23
EUR LABEYRIE FINE FOODS SAS-REG-S 5.62500% 14-15.03.21	7 700 000.00	7 861 700.00	0.25
EUR METSA BOARD CORP-REG-S 4.00000% 14-13.03.19	6 070 000.00	6 075 463.00	0.19
EUR NARA CABLE FUNDING LIMITED-REG-S 8.50000% 13-01.03.20	8 875 000.00	10 698 102.50	0.34
EUR NOKIA SIEMENS NETWORKS FINANCE BV-REG-S 6.75000% 13-15.04.18	9 950 000.00	10 718 040.50	0.34
EUR OBRASCON HUARTE LAIN SA-REG-S 4.75000% 14-15.03.22	12 000 000.00	12 079 440.00	0.38
EUR ONO FINANCE II PLC-REG-S 11.12500% 11-15.07.19	6 710 000.00	7 522 715.20	0.24
EUR ORION ENGINEERED CARBONS BONDCO-REG-S 10.00000% 11-15.06.18	1 964 000.00	1 922 742.25	0.06
EUR PLAY FINANCE 2 SA-REG-S 6.50000% 14-01.08.19	4 030 000.00	4 214 896.40	0.13
EUR RHINO BONDCO S.P.A-REG-S 7.25000% 13-15.11.20	7 120 000.00	7 578 385.60	0.24
EUR ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC-SUB 5.50000% 04-29.11.49	6 350 000.00	5 707 062.50	0.18
EUR SPCM SA-REG-S 5.50000% 12-15.06.20	5 500 000.00	5 950 340.00	0.19
EUR TEREOS FINANCE GROUP I 4.25000% 13-04.03.20	3 900 000.00	3 978 975.00	0.13
EUR TVN FINANCE CORPORATION III AB-REG-S 7.37500% 13-15.12.20	7 550 000.00	8 271 025.00	0.26
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 9.62500% 09-01.12.19	8 364 000.00	9 151 637.88	0.29
EUR UT2 FUNDING PLC-SUB 5.32100% 06-30.06.16	4 449 000.00	4 488 178.14	0.14
EUR WENDEL 6.75000% 11-20.04.18	5 300 000.00	6 173 493.00	0.20
EUR WENDEL SA 3.75000% 14-21.01.21	4 500 000.00	4 607 145.00	0.15
Total EUR		286 573 952.12	9.04
GBP			
GBP AA PIK CO LTD-REG-S 9.50000% 13-07.11.19	5 115 000.00	6 486 199.88	0.20
GBP BRAKES CAPITAL-REG-S 7.12500% 13-15.12.18	7 550 000.00	9 375 601.01	0.30
GBP GALAXY BIDCO LTD-REG-S 6.37500% 13-15.11.20	1 650 000.00	2 057 893.91	0.06
GBP GALAXY FINCO LTD-REG-S 7.87500% 13-15.11.21	10 580 000.00	13 208 262.93	0.42
GBP GRAINGER PLC-REG-S 5.00000% 13-16.12.20	9 900 000.00	12 531 302.17	0.39
GBP KELDA FINANCE NO 3 PLC-REG-S 5.75000% 13-17.02.20	7 400 000.00	9 086 392.68	0.29
GBP MATALAN FINANCE PLC-REG-S 8.87500% 11-29.04.16	1 336 000.00	1 657 349.90	0.05
GBP UNICREDIT INTL BK LUX SA 8.59250% 08-PRP	3 000 000.00	3 901 003.99	0.12
GBP VOUGEOT BIDCO PLC-REG-S 7.87500% 13-15.07.20	1 650 000.00	2 179 601.61	0.07
GBP VOYAGE CARE BONDCO PLC-REG-S 6.50000% 13-01.08.18	6 990 000.00	8 810 148.62	0.28
Total GBP		69 293 756.70	2.18
USD			
USD ALTICE FINANCING SA-REG-S 7.87500% 12-15.12.19	2 000 000.00	1 585 343.73	0.05
USD SPCM SA-144A 6.00000% 13-15.01.22	2 800 000.00	2 153 455.47	0.07
USD VIMPELCOM HOLDINGS-144A 6.25460% 11-01.03.17	9 000 000.00	6 595 320.16	0.21
Total USD		10 334 119.36	0.33
固定利付債券合計		374 406 235.88	11.81
ゼロ・クーポン債			
USD			
USD GREENSILL CAPITAL SCF 1 SA 0.00000% 14-18.08.14	15 000 000.00	10 611 282.42	0.34
Total USD		10 611 282.42	0.34
ゼロ・クーポン債合計		10 611 282.42	0.34
変動利付債券			
EUR			
EUR AGEAS HYBRID FIN-SUB 5.12500%/3M EURIBOR+200BP 06-29.06.17	950 000.00	967 451.50	0.03
EUR ARCELORMITTAL 9.375%/RATING LINKED 09-03.06.16	4 190 000.00	4 951 113.50	0.16

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR BANCA INTESA SPA-SUBS 8.04700%/3M EURIBOR+410BP 08-PRP	6 400 000.00	7 176 000.00	0.23
EUR BANCO BILBALO VIZCAYA ARGENT-REG-S-SUB 7.000%/VAR 14-PRP	6 600 000.00	6 659 400.00	0.21
EUR BANCO POPULAR ESPAN-SUB 5.702%/3M EURIBOR+360BP 09-22.12.19	1 350 000.00	1 351 687.50	0.04
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 6.250%/VAR 14-PRP	6 400 000.00	6 313 600.00	0.20
EUR BANKIA SA 3M EURIBOR+20BP 06-25.01.16	5 200 000.00	5 084 924.00	0.16
EUR BBVA INTERNATIONAL PREF-SUB 8.500%/3M EURIBOR+574BP 09-PRP	950 000.00	975 935.00	0.03
EUR BPCE SA-SUB 4.75000%/3M EURIBOR+135BP 06-PRP	11 100 000.00	11 279 820.00	0.36
EUR CIO CAPITAL SPV LTD 6.277%/3M EURIBOR+479BP 07-PRP	1 550 000.00	1 193 500.00	0.04
EUR CAIXA SABADELL PREFERENTES SAU-SUB 3M EURIBOR+195BP 06-PRP	3 550 000.00	2 520 500.00	0.08
EUR CREDIT SUISSE-REG-S-SUB 5.750%/EUSA5+400BP 13-18.09.25	4 350 000.00	4 734 322.50	0.15
EUR EMPARK FUNDING SA-REG-S 3M EURIBOR+550BP 13-15.12.19	1 530 000.00	1 565 633.70	0.05
EUR ENEL SPA-REG-S-SUB 5.000%/VAR 14-15.01.75	3 270 000.00	3 332 457.00	0.10
EUR ENEL SPA-SUB 6.500%/VAR 13-10.01.74	10 930 000.00	11 855 443.10	0.37
EUR GROUPAMA SA-SUB 6.298%/3M EURIBOR+260BP 07-PRP	24 850 000.00	23 804 312.00	0.75
EUR GROUPE BPCE 12.50000%/3M LIBOR+1313BP 09-PRP	9 033 000.00	12 213 338.64	0.39
EUR GROUPE BPCE-SUB 9.000%/VAR 10-PRP	1 300 000.00	1 376 544.00	0.04
EUR GTECH SPA-REG-S 8.25000%/6M EURIBOR+505BP 06-31.03.66	5 775 000.00	6 255 075.75	0.20
EUR HTI FUNDING GMBH-SUB 6.35200%/12M EURIBOR+200BP 06-PRP	4 112 000.00	4 077 855.98	0.13
EUR HYPO REAL ES INTL-SUB 5.86400%/3M EURIBOR+213 BP 07-31.12.49	1 600 000.00	1 309 856.00	0.04
EUR KBC BANK FUNDING TRUST-REG-S 8.220%/3M EURIBOR+390BP 99-PRP	1 650 000.00	1 652 062.50	0.05
EUR KBC GROEP NV-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	6 395 000.00	6 275 093.75	0.20
EUR KERNEOS TECH GROUP SAS-REG-S 3M EURIBOR+475BP 14-01.03.21	1 780 000.00	1 799 366.40	0.06
EUR KONINKLIJKE KPN NV-REG-S-SUB 6.125%/VAR 13-PRP	10 310 000.00	10 766 217.50	0.34
EUR LLOYDS BANKING GROUP PLC-REG-S-SUB 6.375%/VAR 14-PRP	4 300 000.00	4 404 877.00	0.14
EUR NATIXIS-SUB 6.307%/3M EURIBOR+268P 07-PRP	2 850 000.00	3 108 865.50	0.10
EUR OTP BANK PLC-SUB 5.87500%/3M EURIBOR+300BP 06-PRP	2 175 000.00	1 832 002.50	0.06
EUR PFLEIDERER FINANCE BV 7.12500%/3M EURIBOR+423BP 07-PRP	4 000 000.00	16 440.00	0.00
EUR RBS CAP TRUST C-SUB 4.243%/3M EURIBOR+169BP 05-PRP	1 715 000.00	1 645 971.25	0.05
EUR RBS CAPITAL TRUST A-REG-S-SUB 3M EURIBOR+100BP 02-PRP	5 620 000.00	5 395 200.00	0.17
EUR REXAM PLC-SUB 6.75000%/VAR 07-29.06.67	5 900 000.00	6 292 645.00	0.20
EUR RHINO BONDCO S.P.A-REG-S 3M EURIBOR+550BP 13-15.12.19	5 810 000.00	5 828 185.30	0.18
EUR ROYAL BANK OF SCOT GP PLC 7.09160%/3M EURIBOR+233BP 07-PRP	5 200 000.00	5 226 260.00	0.16
EUR SOCIETE GENERALE-REG-S-SUB 6.750/VAR 14-PRP	9 570 000.00	9 687 998.10	0.31
EUR SOCIETE GENERALE-SUB 9.375%/3M EURIBOR+890.1BP 09-31.12.99	7 050 000.00	8 456 475.00	0.27
EUR SRLEV NV VAR 9.000%/12M EURIBOR+616.5BP 11-15.04.41	1 586 000.00	1 931 872.71	0.06
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 6.500%/VAR 13-PRP	10 100 000.00	10 781 750.00	0.34
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 7.625%/VAR 13-PRP	8 900 000.00	9 970 759.00	0.31
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 5.000%/VAR 14-PRP	10 500 000.00	10 449 600.00	0.33
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 5.875%/VAR 14-PRP	9 600 000.00	9 585 600.00	0.30
EUR UBS AG JERSEY-SUB 4.280%/3M EURIBOR+158BP 05-PRP	1 240 000.00	1 258 674.40	0.04
EUR UBS CAPITAL JERSEY LTD 7.15200%/3M EURIBOR+345BP 07-PRP	2 200 000.00	2 487 826.00	0.08
EUR UNICREDIT LUX FINANCE SA-SUB 8.125%/3M EURIBOR+665BP 09-PRP	6 155 000.00	6 997 188.65	0.22
EUR UNICREDITO ITALIANO SPA-SUB 9.375%/FLR 10-PRP	10 150 000.00	11 843 832.00	0.37
EUR WIENERBERGER AG 6.50000%/VAR 07-PRP	4 135 000.00	4 261 655.05	0.13
Total EUR		260 955 187.78	8.23
GBP			
GBP ABN AMRO BANK NV-SUB 5.00000%/3M LIBOR+148BP 06-PRP	4 371 000.00	5 346 702.46	0.17
GBP AM INTL GRP INC-SUB 5.75000%/3M EURIBOR+175.5BP 07-15.03.67	3 950 000.00	4 837 077.42	0.15
GBP BANK OF SCOTLAND 7.281%/VAR 01-PRP	5 857 000.00	7 719 638.54	0.24
GBP BBVA INTERNATIONAL PREFERRED SA 9.100%/3M LIBOR+570BP 09-PRP	3 650 000.00	4 552 531.54	0.14
GBP COMMERZBANK CAP FUNDING TST-SUB 5.905%/3M LIBOR+216BP 06-PRP	900 000.00	1 094 095.54	0.04
GBP CREDIT AGRICOLE SA-SUB 8.12500%/3M LIBOR+646BP 09-PRP	3 200 000.00	4 325 965.46	0.14
GBP GENERALI FINANCE BV 6.21400%/3M LIBOR+208BP 06-PRP	5 650 000.00	6 911 203.13	0.22
GBP HBOS CAPITAL FUNDING LP-SUB 6.46100%/VAR 01-PRP	2 900 000.00	3 702 566.88	0.12
GBP ORANGE SA-REG-S-SUB 5.875%/VAR 14-PRP	3 100 000.00	3 819 173.64	0.12
GBP SANTANDER FINANCE PREF SA 11.300%/LIBOR 3M+766BP 09-PRP	11 300 000.00	13 987 523.36	0.44
Total GBP		56 296 477.97	1.78
USD			
USD NATIXIS-REG-S-SUB 10.000%/3M LIBOR+651BP 08-PRP	2 000 000.00	1 710 865.22	0.05
USD SOCIETE GENERALE SA-SUB-144A 7.875%/VAR 13-PRP	4 700 000.00	3 546 526.39	0.11
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S-SUB 7.875%/VAR 13-PRP	4 000 000.00	3 018 320.34	0.10
Total USD		8 275 711.95	0.26
変動利付債券合計		325 527 377.70	10.27

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
その他の変動利付債券			
GBP			
GBP SOCIETE GENERALE-SUB 8.875%/3M LIBOR+340BP 08-PRP	4 978 000.00	6 725 364.99	0.21
Total GBP		6 725 364.99	0.21
その他の変動利付債券合計		6 725 364.99	0.21
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			
		2 666 635 877.49	84.12
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
変動利付モーゲージ・バック証券			
USD			
USD ALADDIN CDO I LTD-REG-S * DEFAULT * 3M LIBOR+750BP 06-31.10.16	1 700 000.00	0.01	0.00
Total USD		0.01	0.00
変動利付モーゲージ・バック証券合計		0.01	0.00
固定利付ノート			
EUR			
EUR AXALTA COATINGS-REG-S 5.75000% 13-01.02.21	2 660 000.00	2 834 841.80	0.09
EUR BOPARAN HOLDINGS LTD-REG-S 9.75000% 11-30.04.18	9 595 000.00	10 337 844.90	0.33
EUR FINDUS BONDCO SA-REG-S 9.12500% 13-01.07.18	9 170 000.00	10 011 714.30	0.31
EUR INFOR US INC 10.00000% 12-01.04.19	8 000 000.00	8 980 000.00	0.28
EUR JARDEN CORP-SUB 7.50000% 10-15.01.20	1 250 000.00	1 351 350.00	0.04
EUR LEVI STRAUSS & CO 7.75000% 10-15.05.18	1 733 000.00	1 810 638.40	0.06
Total EUR		35 326 389.40	1.11
GBP			
GBP LYNX I CORP-REG-S 6.00000% 13-15.04.21	14 234 000.00	18 214 541.94	0.57
Total GBP		18 214 541.94	0.57
USD			
USD AMERICAN AXLE & MANUFACTURING INC 6.62500% 12-15.10.22	3 000 000.00	2 358 969.71	0.07
USD AXIALL CORP-REG-S 4.87500% 13-15.05.23	2 075 000.00	1 477 303.65	0.05
USD BIOMET INC-SUB 6.50000% 13-01.10.20	7 916 000.00	6 102 485.03	0.19
USD CHRYSLER GROUP LLC/CG CO-ISSUER 8.00000% 11-15.06.19	4 500 000.00	3 575 185.93	0.11
USD CHRYSLER GROUP LLC/CG CO-ISSUER-144A 8.00000% 13-15.06.19	5 000 000.00	3 972 428.80	0.13
USD DUFY FINANCE SCA-144A 5.50000% 12-15.10.20	6 100 000.00	4 610 728.10	0.15
USD HALCON RESOURCES CORP 8.87500% 13-15.05.21	6 075 000.00	4 573 054.60	0.14
USD HANSON PLC 6.12500% 06-15.08.16	500 000.00	398 603.30	0.01
USD MIDSTATES PETROLEUM CO INC/LLC 10.75000% 13-01.10.20	15 000 000.00	12 026 120.09	0.38
USD PARTY CITY HOLDINGS INC 8.87500% 13-01.08.20	2 515 000.00	2 032 346.28	0.06
USD SABINE PASS LIQUEFACTION LLC 5.62500% 14-01.02.21	8 500 000.00	6 359 967.35	0.20
USD SMURFIT KAPPA ACQUISITIONS-144A 4.87500 12-15.09.18	1 600 000.00	1 230 545.98	0.04
USD STORA ENSO OYJ-144A 6.40400% 06-15.04.16	2 600 000.00	2 056 230.72	0.07
Total USD		50 773 969.54	1.60
固定利付ノート合計		104 314 900.88	3.28
固定利付ミディアム・ターム・ノート			
EUR			
EUR ALGECO SCOTSMAN GBL FINANCE PLC-REG-S 9.00000% 12-15.10.18	3 800 000.00	4 129 042.00	0.13
EUR CYFROWY POLSAT FINANCE AB-REG-S 7.12500% 11-20.05.18	1 415 000.00	1 493 999.45	0.05
EUR TVN FINANCE CORPORATION III AB-REG-S 7.87500% 10-15.11.18	3 065 000.00	3 233 575.00	0.10
Total EUR		8 856 616.45	0.28
GBP			
GBP BRIGHTHOUSE GROUP LTD-REG-S 7.87500% 13-15.05.18	8 700 000.00	11 143 586.23	0.36
Total GBP		11 143 586.23	0.36
固定利付ミディアム・ターム・ノート合計		20 000 202.68	0.64
固定利付債券			
EUR			
EUR ARDAGH GLASS FINANCE PLC-REG S 07-15.06.17	21 900 000.00	22 276 461.00	0.70
EUR BANCO DE SABADELL SA 2.50000% 13-05.12.16	6 400 000.00	6 499 200.00	0.22

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄		数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
EUR	EDCON HOLDINGS PROPRIETARY-REG-S 13.37500% 13-30.06.19	5 080 000.00	4 572 254.00	0.14
EUR	SNAI SPA-REG-S 7.62500% 13-15.06.18	5 520 000.00	5 861 577.60	0.18
EUR	SNAI SPA-REG-S-SUB 12.00000% 13-15.06.18	3 700 000.00	4 181 185.00	0.13
EUR	TELENET FINANCE LUXEMBOURG SCA-REG-S 6.37500% 10-15.11.20	7 200 000.00	7 757 928.00	0.24
Total EUR			51 148 605.60	1.61
GBP				
GBP	CABOT FINANCIAL LUXEMBOURG SA-REG-S 6.50000% 14-01.04.21	4 090 000.00	4 937 820.94	0.16
GBP	FINDUS BONDCO SA-REG-S 9.50000% 13-01.07.18	8 250 000.00	10 901 101.63	0.34
Total GBP			15 838 922.57	0.50
USD				
USD	CONTINENTAL AIRLINES INC-144A 6.12500% 12-29.04.18	3 700 000.00	2 828 859.06	0.09
Total USD			2 828 859.06	0.09
固定利付債券合計			69 816 387.23	2.20
変動利付債券				
EUR				
EUR	MAPFRE SA-SUB 5.921%/3M LIBOR+205BP 07-24.07.37	3 750 000.00	3 897 675.00	0.12
Total EUR			3 897 675.00	0.12
USD				
USD	CREDIT AGRICOLE SA-REG-S-SUB 8.125%/VAR 13-19.09.33	10 650 000.00	8 847 632.88	0.28
USD	RBS CAPITAL TRUST I 4.70900%/FLR 03-PRP	7 000 000.00	4 926 537.28	0.16
Total USD			13 774 170.16	0.44
変動利付債券合計			17 671 845.16	0.56
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			211 803 335.96	6.68
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品				
固定利付債券				
GBP				
GBP	1ST CREDIT HOLDINGS 11.00000% 13-10.06.20*	8 800 000.00	12 161 455.54	0.39
Total GBP			12 161 455.54	0.39
固定利付債券合計			12 161 455.54	0.39
公認の証券取引所に上場されておらず、また他の規制ある市場でも取引されていない譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			12 161 455.54	0.39
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品				
固定利付ノート				
USD				
USD	BEVERAGE PACKAGING HOLDING II-144A 5.62500% 13-15.12.16	7 000 000.00	5 205 877.02	0.17
USD	GRIFOLS WORLDWIDE OPERATIONS LTD-144A 5.25000% 14-01.04.22	1 000 000.00	741 882.82	0.02
USD	HALCON RESOURCES CORP-144A 9.75000% 13-15.07.20	4 000 000.00	3 119 898.42	0.10
USD	PINNACLE MERGER SUB INC-144A 9.50000% 13-01.10.23	6 500 000.00	5 193 633.23	0.16
Total USD			14 261 291.49	0.45
固定利付ノート合計			14 261 291.49	0.45
最近発行された譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計			14 261 291.49	0.45
投資有価証券合計			2 904 861 960.48	91.64

* UBSグローバル評価委員会による提案に基づき、取締役会は、以下の証券を公正価値で評価することを決定した。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンドユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄	数量／額面	評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
為替予約契約			
為替予約契約（購入／売却）			
EUR 283 694 976.66	GBP 236 005 000.00	22.4.2014 -1 752 526.17	-0.06
EUR 4 561 109.56	CHF 5 635 000.00	22.4.2014 -68 193.09	0.00
EUR 96 044 316.95	USD 130 605 000.00	22.4.2014 1 279 495.85	0.04
EUR 6 385 251.09	GBP 5 315 000.00	22.4.2014 -43 229.14	0.00
EUR 3 017 991.78	CHF 3 715 000.00	22.4.2014 -33 979.71	0.00
EUR 9 729 850.95	USD 13 190 000.00	22.4.2014 159 405.79	0.02
EUR 11 049 804.00	GBP 9 130 000.00	22.4.2014 7 090.07	0.00
EUR 5 152 343.35	USD 7 045 000.00	22.4.2014 40 608.24	0.00
EUR 10 649 381.56	GBP 8 770 000.00	22.4.2014 42 086.80	0.00
EUR 7 829 401.46	GBP 6 460 000.00	22.4.2014 16 046.37	0.00
EUR 6 180 713.98	USD 8 445 000.00	22.4.2014 53 162.09	0.00
EUR 2 417 715.66	GBP 1 990 000.00	22.4.2014 10 815.25	0.00
EUR 4 837 929.37	GBP 3 970 000.00	22.4.2014 36 223.53	0.00
EUR 4 831 870.84	USD 6 540 000.00	22.4.2014 86 555.35	0.00
EUR 3 681 543.48	GBP 3 055 000.00	22.4.2014 -13 471.97	0.00
EUR 8 549 919.02	USD 11 625 000.00	22.4.2014 115 011.89	0.01
EUR 6 514 571.69	GBP 5 410 000.00	22.4.2014 -28 810.82	0.00
EUR 4 581 024.10	USD 6 220 000.00	22.4.2014 67 895.30	0.00
EUR 4 603 063.51	GBP 3 775 000.00	22.4.2014 37 209.72	0.00
EUR 5 851 873.39	GBP 4 810 000.00	22.4.2014 34 189.49	0.00
EUR 7 760 649.84	GBP 6 360 000.00	22.4.2014 68 244.52	0.00
EUR 8 539 980.68	USD 11 705 000.00	22.4.2014 47 026.88	0.00
EUR 6 622 186.94	GBP 5 455 000.00	22.4.2014 24 377.03	0.00
EUR 8 048 431.96	USD 11 045 000.00	22.4.2014 34 363.21	0.00
EUR 12 781 739.40	GBP 10 570 000.00	22.4.2014 -2 651.21	0.00
EUR 9 557 038.84	GBP 7 875 000.00	22.4.2014 32 244.51	0.00
EUR 7 347 696.18	USD 10 105 000.00	22.4.2014 15 675.83	0.00
EUR 10 472 171.18	USD 14 345 000.00	22.4.2014 63 677.18	0.00
AUD 117 970 000.00	EUR 77 011 557.28	10.4.2014 2 278 221.07	0.07
CAD 50 230 000.00	EUR 33 034 273.31	10.4.2014 -20 548.81	0.00
AUD 1 745 000.00	EUR 1 137 678.68	10.4.2014 35 167.49	0.00
EUR 12 735 544.13	GBP 10 540 000.00	22.4.2014 -12 561.55	0.00
AUD 1 415 000.00	EUR 926 235.64	10.4.2014 24 811.54	0.00
CAD 750 000.00	EUR 493 779.69	10.4.2014 -841.34	0.00
EUR 13 368 415.21	USD 18 540 000.00	22.4.2014 -83 901.19	0.00
AUD 1 490 000.00	EUR 973 407.68	10.4.2014 28 048.37	0.00
AUD 4 930 000.00	EUR 3 201 167.74	10.4.2014 112 374.75	0.01
CAD 1 055 000.00	EUR 684 591.94	10.4.2014 8 808.01	0.00
CNH 1 086 125 000.00	EUR 127 666 014.30	22.4.2014 -876 588.30	-0.03
CHF 23 340 700.00	EUR 19 163 828.58	22.4.2014 11 178.42	0.00
USD 1 106 975 000.00	EUR 799 532 403.82	22.4.2014 3 670 290.06	0.12
HKD 774 048 100.00	EUR 72 042 271.48	22.4.2014 366 081.25	0.01
SGD 107 270 000.00	EUR 61 154 495.63	22.4.2014 738 326.72	0.02
GBP 6 305 000.00	EUR 7 571 008.98	22.4.2014 54 873.97	0.00
CNH 15 060 000.00	EUR 1 768 116.56	22.4.2014 -10 078.81	0.00
AUD 4 680 000.00	EUR 3 044 625.23	10.4.2014 100 887.72	0.01
HKD 61 505 200.00	EUR 5 714 653.65	22.4.2014 38 852.13	0.00
SGD 2 750 000.00	EUR 1 566 138.60	22.4.2014 20 560.96	0.00
USD 14 815 000.00	EUR 10 684 816.31	22.4.2014 64 701.89	0.00
AUD 2 465 000.00	EUR 1 587 878.27	10.4.2014 68 892.97	0.00
SGD 1 865 000.00	EUR 1 058 025.16	22.4.2014 18 045.63	0.00
CAD 960 000.00	EUR 622 034.00	10.4.2014 8 927.09	0.00
SGD 2 525 000.00	EUR 1 431 325.57	22.4.2014 25 553.11	0.00
USD 16 945 000.00	EUR 12 187 753.99	22.4.2014 107 256.87	0.01
CNH 18 940 000.00	EUR 2 207 689.50	22.4.2014 3 282.28	0.00
AUD 3 310 000.00	EUR 2 144 675.54	10.4.2014 80 035.54	0.00
GBP 255 000.00	EUR 304 484.52	22.4.2014 3 937.39	0.00
CNH 19 450 000.00	EUR 2 263 329.62	22.4.2014 7 177.31	0.00
AUD 2 940 000.00	EUR 1 916 330.66	10.4.2014 59 696.71	0.00
HKD 12 900 500.00	EUR 1 192 765.76	22.4.2014 14 011.90	0.00
SGD 2 620 000.00	EUR 1 487 508.90	22.4.2014 24 183.04	0.00
GBP 235 000.00	EUR 280 682.81	22.4.2014 3 549.15	0.00
USD 20 765 000.00	EUR 14 914 974.23	22.4.2014 151 765.25	0.01
SGD 3 060 000.00	EUR 1 740 281.72	22.4.2014 25 282.15	0.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

2014年3月31日現在の投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表

銘柄			数量／額面		評価額 ユーロ 先物／オプション／ 為替予約契約／スワップ に係る未実現損益 (注1)	純資産 割合 (%)
SGD	5 315 000.00	EUR	3 019 297.94	22.4.2014	47 359.57	0.00
AUD	1 715 000.00	EUR	1 123 884.14	10.4.2014	28 798.49	0.00
CAD	895 000.00	EUR	577 576.98	10.4.2014	10 662.79	0.00
HKD	10 538 100.00	EUR	986 065.43	22.4.2014	-278.55	0.00
SGD	1 805 000.00	EUR	1 026 299.42	22.4.2014	15 152.47	0.00
USD	29 220 000.00	EUR	21 197 337.64	22.4.2014	4 209.56	0.00
USD	25 665 000.00	EUR	18 595 414.07	22.4.2014	26 684.12	0.00
SGD	530 000.00	EUR	301 298.65	22.4.2014	4 501.63	0.00
AUD	1 515 000.00	EUR	1 001 665.48	10.4.2014	16 593.52	0.00
HKD	12 504 700.00	EUR	1 169 644.63	22.4.2014	107.91	0.00
EUR	10 949 228.11	GBP	9 155 000.00	22.4.2014	-123 723.26	0.00
USD	21 185 000.00	EUR	15 370 361.50	22.4.2014	1 123.01	0.00
CNH	25 030 000.00	EUR	2 936 448.93	22.4.2014	-14 557.50	0.00
SGD	4 620 000.00	EUR	2 637 057.04	22.4.2014	28 598.22	0.00
GBP	165 000.00	EUR	197 337.26	22.4.2014	2 229.86	0.00
CHF	311 900.00	EUR	255 469.79	22.4.2014	764.37	0.00
SGD	5 055 000.00	EUR	2 892 013.75	22.4.2014	24 628.53	0.00
CAD	1 230 000.00	EUR	800 216.51	10.4.2014	8 202.39	0.00
GBP	130 000.00	EUR	156 164.60	22.4.2014	1 070.10	0.00
USD	17 765 000.00	EUR	12 888 103.12	22.4.2014	1 886.14	0.00
CNH	20 700 000.00	EUR	2 421 606.63	22.4.2014	-5 180.23	0.00
AUD	1 575 000.00	EUR	1 059 413.24	10.4.2014	-827.15	0.00
HKD	15 994 800.00	EUR	1 498 605.28	22.4.2014	-2 371.23	0.00
SGD	9 410 000.00	EUR	5 410 082.53	22.4.2014	19 314.86	0.00
CNH	19 980 000.00	EUR	2 339 648.04	22.4.2014	-7 271.26	0.00
EUR	788 032.60	CHF	960 700.00	22.4.2014	-1 208.05	0.00
CAD	2 060 000.00	EUR	1 354 093.47	10.4.2014	-156.13	0.00
SGD	5 015 000.00	EUR	2 893 623.70	22.4.2014	-60.69	0.00
GBP	105 000.00	EUR	126 953.42	22.4.2014	43.84	0.00
USD	25 875 000.00	EUR	18 823 110.05	22.4.2014	-48 639.35	0.00
AUD	6 955 000.00	EUR	4 674 907.41	10.4.2014	-325.67	0.00
CAD	2 110 000.00	EUR	1 386 202.62	10.4.2014	597.27	0.00
SGD	4 125 000.00	EUR	2 379 600.85	22.4.2014	448.49	0.00
GBP	125 000.00	EUR	151 207.42	22.4.2014	-20.21	0.00
為替予約契約（購入／売却）合計					7 517 161.39	0.24
銀行預金、要求払い預金および貯蓄預金ならびにその他の流動資産					197 551 059.02	6.23
その他の資産および負債					60 028 307.18	1.89
純資産合計					3 169 958 488.07	100.00

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

3年間の比較

	ISIN	2014年3月31日	2013年3月31日	2012年3月31日
純資産額、ユーロ		3 169 958 488.07	899 218 946.45	777 352 777.87
クラス（オーストラリア・ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	LU0945635778			
発行済受益証券		1 484 757.7660	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、オーストラリア・ドル		105.00	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、オーストラリア・ドル ²		105.00	—	—
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	LU0945635851			
発行済受益証券		574 638.3080	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、カナダ・ドル		105.37	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、カナダ・ドル ²		105.37	—	—
クラス（スイス・フラン・ヘッジ）P－a c c 受益証券 ³	LU0776290842			
発行済受益証券		175 811.2360	145 963.1570	—
受益証券1口当たりの純資産価格、スイス・フラン		132.02	119.30	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、スイス・フラン ²		132.02	119.30	—
クラス（英ポンド・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ⁴	LU0997192736			
発行済受益証券		73 458.4890	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、英ポンド		101.75	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、英ポンド ²		101.75	—	—
クラス（香港ドル・ヘッジ）K－l－a c c 受益証券 ⁵	LU1023284265			
発行済受益証券		4.0000	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、香港ドル		40 588 846.29	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、香港ドル ²		40 588 846.29	—	—
クラス（香港ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ⁶	LU0973218331			
発行済受益証券		726 749.9240	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、香港ドル		1 029.90	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、香港ドル ²		1 029.90	—	—
クラス（人民元・ヘッジ）K－l－a c c 受益証券 ⁷	LU1004765415			
発行済受益証券		2.1000	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、人民元		35 846 747.82	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、人民元 ²		35 846 747.82	—	—
クラス（人民元・ヘッジ）K－l－md i s t 受益証券 ⁸	LU1030385881			
発行済受益証券		1.8000	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、人民元		35 274 622.37	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、人民元 ²		35 274 622.37	—	—

¹ 当初受益証券発行：2013年7月8日

² 注記1を参照のこと。

³ 当初受益証券発行：2012年5月21日

⁴ 当初受益証券発行：2013年12月13日

⁵ 当初受益証券発行：2014年2月17日

⁶ 当初受益証券発行：2013年10月10日

⁷ 当初受益証券発行：2014年1月15日

⁸ 当初受益証券発行：2014年2月19日

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

3年間の比較

	ISIN	2014年3月31日	2013年3月31日	2012年3月31日
クラス（人民元・ヘッジ）P－m d i s t 受益証券 ⁹				
LU0968750884				
発行済受益証券		1 051 695.8800	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、人民元		1 036.06	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、人民元 ²		1 036.06	—	—
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）P－m d i s t 受益証券 ¹⁰				
LU0989134753				
発行済受益証券		1 562 948.5980	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、シンガポール・ドル		101.94	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、シンガポール・ドル ²		101.94	—	—
クラス（米ドル・ヘッジ）K－l－a c c 受益証券 ¹¹				
LU1004765761				
発行済受益証券		5.4000	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、米ドル		5 100 658.07	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、米ドル ²		5 100 658.07	—	—
クラス（米ドル・ヘッジ）P－a c c 受益証券 ¹²				
LU0994471687				
発行済受益証券		713 133.1320	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、米ドル		103.77	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、米ドル ²		103.77	—	—
クラス（米ドル・ヘッジ）P－m d i s t 受益証券 ¹³				
LU0937166394				
発行済受益証券		11 694 239.8830	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、米ドル		103.54	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、米ドル ²		103.54	—	—
クラスF－a c c 受益証券 ¹⁴				
LU0415181469				
発行済受益証券		48 958.2450	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		178.04	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		178.04	—	—
クラスI－A l－a c c 受益証券 ¹⁵				
LU0415181899				
発行済受益証券		371 133.9340	1 204 535.4360	—
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		119.03	106.59	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		119.03	106.59	—
クラスI－B－a c c 受益証券				
LU0415182517				
発行済受益証券		291 077.7750	37 344.4920	57 737.4810
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		171.50	152.73	130.21
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		171.50	152.73	130.21

² 注記1を参照のこと。

⁹ 当初受益証券発行：2013年9月30日

¹⁰ 当初受益証券発行：2013年11月19日

¹¹ 当初受益証券発行：2014年1月16日

¹² 当初受益証券発行：2013年11月26日

¹³ 当初受益証券発行：2013年6月10日

¹⁴ 当初受益証券発行：2013年7月9日

¹⁵ 当初受益証券発行：2012年10月23日

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

3年間の比較

	ISIN	2014年3月31日	2013年3月31日	2012年3月31日
クラスI－B－m d i s t 受益証券¹⁶				
発行済受益証券	LU0908558249	1 226 675.0870	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		103.09	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		103.09	—	—
クラスI－X－a c c 受益証券¹⁷				
発行済受益証券	LU0415182780	110 154.1400	—	—
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		102.12	—	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		102.12	—	—
クラスK－l－a c c 受益証券				
発行済受益証券	LU0415180909	13.0000	7.7000	2.1000
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		4 700 070.17	4 214 179.11	3 617 192.10
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		4 700 070.17	4 214 179.11	3 617 192.10
クラスN－d i s t 受益証券¹⁸				
発行済受益証券	LU0415180495	92 985.5230	100.0000	—
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		108.66	99.38	—
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		108.66	99.38	—
クラスP－a c c 受益証券				
発行済受益証券	LU0086177085	3 895 334.1800	3 181 736.2110	4 755 708.3069
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		177.03	159.62	137.77
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		177.03	159.62	137.77
クラスP－d i s t 受益証券				
発行済受益証券	LU0085995990	3 374 241.1460	2 064 461.1657	1 741 031.8397
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		51.60	48.97	44.91
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		51.60	48.97	44.91
クラスP－m d i s t 受益証券				
発行済受益証券	LU0417441200	2 320 986.7920	479 066.9180	199 262.3150
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		149.24	144.35	132.80
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		149.24	144.35	132.80
クラスQ－a c c 受益証券				
発行済受益証券	LU0358408267	1 286 830.6670	284 699.9190	19 814.3750
受益証券1口当たりの純資産価格、ユーロ		157.53	141.28	121.30
受益証券1口当たり発行および買戻価格、ユーロ ²		157.53	141.28	121.30

² 注記1を参照のこと。

¹⁶ 当初受益証券発行：2013年4月29日

¹⁷ 当初受益証券発行：2014年1月17日

¹⁸ 当初受益証券発行：2013年1月14日

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

運用成績

	通貨	2014／2013年	2013／2012年	2012／2011年
クラス（オーストラリア・ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	オーストラリア・ドル	－	－	－
クラス（カナダ・ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	カナダ・ドル	－	－	－
クラス（スイス・フラン・ヘッジ）P－a c c 受益証券 ¹	スイス・フラン	10.7%	－	－
クラス（英ポンド・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	英ポンド	－	－	－
クラス（香港ドル・ヘッジ）K－l－a c c 受益証券 ¹	香港ドル	－	－	－
クラス（香港ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	香港ドル	－	－	－
クラス（人民元・ヘッジ）K－l－a c c 受益証券 ¹	中国元	－	－	－
クラス（人民元・ヘッジ）K－l－md i s t 受益証券 ¹	中国元	－	－	－
クラス（人民元・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	中国元	－	－	－
クラス（シンガポール・ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	シンガポール・ドル	－	－	－
クラス（米ドル・ヘッジ）K－l－a c c 受益証券 ¹	米ドル	－	－	－
クラス（米ドル・ヘッジ）P－a c c 受益証券 ¹	米ドル	－	－	－
クラス（米ドル・ヘッジ）P－md i s t 受益証券 ¹	米ドル	－	－	－
クラスF－a c c 受益証券 ¹	ユーロ	－	－	－
クラスI－A l－a c c 受益証券	ユーロ	11.7%	－	－
クラスI－B－a c c 受益証券	ユーロ	12.3%	17.3%	3.5%
クラスI－B－md i s t 受益証券 ¹	ユーロ	－	－	－
クラスI－X－a c c 受益証券 ¹	ユーロ	－	－	－
クラスK－l－a c c 受益証券	ユーロ	11.5%	16.5%	2.8%
クラスN－d i s t 受益証券	ユーロ	10.3%	－	－
クラスP－a c c 受益証券	ユーロ	10.9%	15.9%	2.2%
クラスP－d i s t 受益証券	ユーロ	10.9%	15.9%	2.2%
クラスP－md i s t 受益証券	ユーロ	10.9%	15.9%	2.2%
クラスQ－a c c 受益証券	ユーロ	11.5%	16.5%	2.8%

過去の成績は、現在または将来の成績を示唆するものではない。

運用成績データの受益証券申込時および買戻時に課せられる手数料および費用については考慮されない。

運用成績データは監査されていない。

¹ 最近運用を開始したため、運用成績の計算に関するデータはない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

投資有価証券の構成

地域別分類	純資産割合 %
フランス	13.63
ルクセンブルグ	12.91
オランダ	12.83
イギリス	11.90
イタリア	8.24
ドイツ	8.14
アイルランド	5.19
スペイン	4.98
アメリカ合衆国	4.56
ポルトガル	1.90
スイス	1.15
ジャージー島	1.12
クロアチア	0.86
ケイマン諸島	0.81
スウェーデン	0.55
チェコ共和国	0.52
オーストリア	0.40
ポーランド	0.36
フィンランド	0.35
南アフリカ	0.25
ベルギー	0.25
ギリシャ	0.24
ハンガリー	0.23
カナダ	0.13
オーストラリア	0.10
英領ヴァージン諸島	0.04
合計	91.64

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド・ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

投資有価証券の構成

業種別分類	純資産割合 %
金融および持株会社	25.91
銀行およびその他の金融機関	14.99
その他の非分類会社	11.17
通信	8.39
各種サービス	4.95
建築業および資材	3.20
食品および清涼飲料	2.36
鉱業、石炭採掘および鉄鋼業	2.24
自動車	2.16
保険	2.06
モーゲージおよび貸付機関	1.55
化学	1.48
交通および運輸	1.37
エネルギーおよび水道	1.29
石油	1.02
宿泊、ケータリングおよび娯楽施設	0.90
医薬品、化粧品および医療製品	0.85
機械工学および産業機器	0.76
小売業および百貨店	0.65
電気機器および部品	0.63
包装業	0.57
コンピューター・ハードウェアおよびネットワーク設備プロバイダー	0.47
林業、紙およびパルプ製品	0.45
不動産	0.44
繊維、衣類および革製品	0.40
インターネット、ソフトウェアおよびITサービス	0.38
投資信託および年金基金	0.36
ヘルスケアおよび社会福祉	0.20
各種消費財	0.18
グラフィック・デザイン、出版およびメディア	0.13
各種貿易会社	0.07
ゴムおよびタイヤ	0.06
合計	91.64

注記は、財務書類と不可分のものである。

Statement of Net Assets

	EUR
	31.3.2014
Assets	
Investments in securities, cost	2 789 267 042.86
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	115 594 917.62
Total investments in securities (Note 1)	2 904 861 960.48
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	197 551 059.02
Receivable on securities sales (Note 1)	38 907 135.48
Receivable on subscriptions	44 373 200.38
Interest receivable on securities	58 406 245.24
Interest receivable on liquid assets	712.41
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	7 517 161.39
Total Assets	3 251 617 474.40
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-64 752 566.84
Payable on redemptions	-15 017 203.23
Provisions for flat fee (Note 2)	-1 517 020.88
Provisions for tax d'abonnement (Note 3)	-372 195.38
Total provisions	-1 889 216.26
Total Liabilities	-81 658 986.33
Net assets at the end of the financial year	3 169 958 488.07

Statement of Operations

	EUR
	1.4.2013-31.3.2014
Income	
Interest on liquid assets	8 437.45
Interest on securities	92 506 229.22
Income on securities lending (Note 14)	1 296 898.82
Other income	1 418 004.08
Total income	95 229 569.57
Expenses	
Cost on securities lending (Note 14)	-242 168.20
Flat fee (Note 2)	-16 665 008.71
Taxe d'abonnement (Note 3)	-824 229.07
Total expenses	-17 731 405.98
Net income (loss) on investments	77 498 163.59
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	22 488 270.49
Realized gain (loss) on options	-217 345.67
Realized gain (loss) on options, futures-styled	-299 600.00
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-24 720 977.00
Realized gain (loss) on swaps	-1 005 152.95
Realized result on subscriptions/redemptions (Note 4)	2 418 503.10
Total realized gain (loss) on investments	-1 336 302.03
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 128 471.56
Total realized gain (loss)	-2 464 773.59
Net realized gain (loss) of the financial year	75 033 390.00
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	67 469 616.93
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	68 640.86
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	8 430 627.26
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	597 708.20
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	76 566 593.25
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	151 599 983.25

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Changes in Net Assets

	EUR			
	1.4.2013-31.3.2014			
Net assets at the beginning of the financial year		899	218	946.45
Subscriptions	3	123	486	827.46
Redemptions		-955	230	689.86
Total net subscriptions (redemptions)		2	168	256 137.60
Dividend paid			-49	116 579.23
Net income (loss) on investments		77	498	163.59
Total realized gain (loss)		-2	464	773.59
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)		76	566	593.25
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations			151	599 983.25
Net assets at the end of the financial year		3	169	958 488.07

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)

Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Development of the outstanding units

	1.4.2013-31.3.2014
Class	(AUD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	1 534 885.5840
Number of units redeemed	-50 127.8180
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 484 757.7660
Class	(CAD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	578 974.6050
Number of units redeemed	-4 336.2970
Number of units outstanding at the end of the financial year	574 638.3080
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	145 963.1570
Number of units issued	139 917.6490
Number of units redeemed	-110 069.5700
Number of units outstanding at the end of the financial year	175 811.2360
Class	(GBP hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	73 506.4890
Number of units redeemed	-48.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	73 458.4890
Class	(HKD hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	4.0000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	4.0000
Class	(HKD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	895 350.1270
Number of units redeemed	-168 600.2030
Number of units outstanding at the end of the financial year	726 749.9240
Class	(RMB hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	2.1000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	2.1000
Class	(RMB hedged) K-1-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	1.8000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	1.8000
Class	(RMB hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	1 208 066.3780
Number of units redeemed	-156 370.4980
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 051 695.8800
Class	(SGD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	1 583 951.3200
Number of units redeemed	-21 002.7220
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 562 948.5980
Class	(USD hedged) K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	5.4000
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	5.4000
Class	(USD hedged) P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	713 856.8010
Number of units redeemed	-723.6690
Number of units outstanding at the end of the financial year	713 133.1320
Class	(USD hedged) P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	12 469 037.6550
Number of units redeemed	-774 797.7720
Number of units outstanding at the end of the financial year	11 694 239.8830
Class	F-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	242 511.7200
Number of units redeemed	-193 553.4750
Number of units outstanding at the end of the financial year	48 958.2450

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Class	I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 204 535.4360
Number of units issued	620 015.8740
Number of units redeemed	-1 453 417.3760
Number of units outstanding at the end of the financial year	371 133.9340
Class	I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	37 344.4920
Number of units issued	257 586.9840
Number of units redeemed	-3 853.7010
Number of units outstanding at the end of the financial year	291 077.7750
Class	I-B-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	1 798 102.7190
Number of units redeemed	-571 427.6320
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 226 675.0870
Class	I-X-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of units issued	110 154.1400
Number of units redeemed	0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year	110 154.1400
Class	K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	7.7000
Number of units issued	12.9000
Number of units redeemed	-7.6000
Number of units outstanding at the end of the financial year	13.0000
Class	N-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	100.0000
Number of units issued	96 459.8400
Number of units redeemed	-3 574.3170
Number of units outstanding at the end of the financial year	92 985.5230
Class	P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	3 181 736.2110
Number of units issued	3 176 661.0020
Number of units redeemed	-2 463 063.0330
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 895 334.1800
Class	P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	2 064 461.1657
Number of units issued	1 976 479.5520
Number of units redeemed	-666 699.5717
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 374 241.1460
Class	P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	479 066.9180
Number of units issued	2 214 517.8800
Number of units redeemed	-372 598.0060
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 320 986.7920
Class	Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	284 699.9190
Number of units issued	1 391 806.2590
Number of units redeemed	-389 675.5110
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 286 830.6670

Distribution

UBS (Lux) Bond Fund	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
- Euro High Yield (EUR) N-dist	3.6.2013	6.6.2013	EUR	0.90
- Euro High Yield (EUR) P-dist	3.6.2013	6.6.2013	EUR	2.50

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)

Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

Annual Report as of 31 March 2014
 UBS (Lux) Bond Fund

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of any subfund or of any unit class are expressed in the currency of account of the subfund or of the unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in the respective unit class of this subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of units in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class. The net asset value attributable to the unit class concerned is increased or reduced by the amount received or paid out.

If the total subscriptions or redemptions of all the unit classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the net asset value of the subfund may be increased or reduced accordingly. The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a

rise in the number of units in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of units. The Board of Directors can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other investments are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other investments infrequently traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

The notes are an integral part of the financial statements.

- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
 - Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value.
 - (i) If the subfund is a money market fund
 - money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curve is with reference to the two components of interest rate and credit spread. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
 - interest income earned by subfunds between the order date concerned and the valuation date concerned is included in the valuation of the assets of the subfund concerned. The asset value per share on a given valuation date therefore includes projected interest earnings.
 - (ii) For the other subfunds that do not fall under the regulation in subsection (i), the following regulation shall apply: For money market instruments, the valuation price will be gradually adjusted to the redemption price, based on the net acquisition price and retaining the ensuing yield. The valuation price, calculated as such, may therefore deviate from the actual market price. In the event of a significant change in market conditions, the basis for the valuation of the individual investments is brought into line with the new market yields.
- For subfunds that, according to their investment policy, predominantly invest in money market instruments, securities with a residual maturity of less than 12 months are also valued in accordance with the guidelines for money market

instruments.

- Securities, money market instruments, derivatives and other investments denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the Global Valuation Policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of units.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts
The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts
Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

The notes are an integral part of the financial statements.

e) Net realized profit (loss) on the sales of securities

The realized profits or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of the securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions
The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction date.

h) Swaps

The fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under “Unrealized appreciation (depreciation) on swaps”.

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as “Realized gain (loss) on swaps” in the statement of operations.

i) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the fund are established in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as at 31 March 2014 of the fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The notes are an integral part of the financial statements.

The following exchange rates were used for the conversion of the consolidated financial statements as of 31 March 2014:

Exchange rates				
EUR	1	=	AUD	1.487026
EUR	1	=	CAD	1.521243
EUR	1	=	CHF	1.217477
EUR	1	=	GBP	0.826710
EUR	1	=	JPY	133.777031
EUR	1	=	USD	1.378250

For UBS (Lux) Bond Fund – JPY, the exchange rate used for the conversion of the consolidated financial statements is the one as at merger date.

j) “Mortgage-backed securities”

The fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasigovernmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each payoffdown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in Net realized gain or loss on sales of securities in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the fund's expected yield.

For “Mortgage-backed securities”, if the factor to be applied to the nominal of the security is greater than one at the valuation date, then the nominal shown in the financial statements is adjusted to reflect this factor. In the other cases the nominal shown reflects the effect of a factor equal to one.

k) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account “Receivable on securities sales” can also include receivables from foreign currency transactions. The account “Payable on securities purchases” can also include payables from foreign currency transactions.

1) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”.

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The fund pays for each of the subfunds/unit classes a monthly flat fee calculated on the average net asset value of the subfunds/unit classes as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond Fund – AUD

UBS (Lux) Bond Fund – CAD

UBS (Lux) Bond Fund – CHF

UBS (Lux) Bond Fund – EUR

UBS (Lux) Bond Fund – GBP

UBS (Lux) Bond Fund – USD

	Maximum Flat fee
Unit classes with “P” in their name	0.900%
Unit classes with “N” in their name	1.000%
	1.600% for the subfund UBS (Lux) Bond Fund – EUR
Unit classes with “K-1” in their name	0.550%
Unit classes with “F” in their name	0.340%
	0.250% for the subfund UBS (Lux) Bond Fund – CHF
Unit classes with “Q” in their name	0.500%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.460%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.400%
	0.340% for the subfund UBS (Lux) Bond Fund – CHF
Unit classes with “I-A3” in their name	0.340%
	0.250% for the subfund UBS (Lux) Bond Fund – CHF
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)

	Maximum Flat fee
Unit classes with “P” in their name	1.800%
Unit classes with “N” in their name	2.100%
Unit classes with “K-1” in their name	1.020%
Unit classes with “F” in their name	0.400%
Unit classes with “Q” in their name	0.900%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.500%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.460%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.400%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)

	Maximum Flat fee
Unit classes with “P” in their name	1.260%
Unit classes with “N” in their name	1.750%
Unit classes with “K-1” in their name	0.700%
Unit classes with “F” in their name	0.520%
Unit classes with “Q” in their name	0.720%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.620%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.580%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.520%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%

UBS (Lux) Bond Fund – Global (CHF)

	Maximum Flat fee
Unit classes with “P” in their name	1.140%
Unit classes with “N” in their name	1.600%
Unit classes with “K-1” in their name	0.600%
Unit classes with “F” in their name	0.320%
Unit classes with “Q” in their name	0.600%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.510%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.380%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.320%
Unit classes with “I-B” in their name	0.065%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond Fund – Full Cycle Asian Bond (USD)

	Maximum Flat fee
Unit classes with “P” in their name	1.500%
Unit classes with “N” in their name	1.750%
Unit classes with “K-1” in their name	0.900%
Unit classes with “F” in their name	0.520%
Unit classes with “Q” in their name	0.800%
Unit classes with “I-A1” in their name	0.680%
Unit classes with “I-A2” in their name	0.620%
Unit classes with “I-A3” in their name	0.520%
Unit classes with “I-B” in their name	0.115%
Unit classes with “I-X” in their name	0.000%
Unit classes with “U-X” in their name	0.000%

Out of the above monthly flat fee, the fund will bear all costs incurred in connection with the administration, portfolio management and safekeeping of the fund's assets and fund sales, such as:

- annual fees and expenses for approving and supervising the fund in Luxembourg and abroad;
- other fees charged by the supervisory authorities;
- printing of the regulations, prospectuses and the annual and semi-annual reports;
- production of the KIID or the corresponding documents for the fund's sales countries;
- price publications and publication of notices to investors;
- fees incurred in connection with the listing of the fund and sales within Luxembourg and abroad;
- commission and expenses of the Custodian Bank for the safekeeping of the fund's assets, dealing with payments and other duties, as required under the Luxembourg Law of 17 December 2010;
- fees and other expenses for the payment of dividends to investors and
- auditor's fees.

Out of the management commission, fees are paid to distributors and asset managers of the fund.

The Custodian Bank, administrative agent and Management Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the investors; otherwise such expenses will be charged direct to the fund.

The fund will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the fund assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

The notes are an integral part of the financial statements.

All taxes levied on the income and assets of the fund, particularly the payment of the tax d'abonnement, will also be borne by the fund.

For unit class “I-B” a fee is charged to cover the costs of Fund administration (comprising the costs of the Management Company, administration and Custodian Bank). The costs for asset management and distribution are charged directly outside of the Fund under a separate contract between the investor and UBS Global Asset Management or one of its authorised representatives.

Costs in connection with the services to be performed for unit classes “I-X” and “U-X” pertaining to asset management, fund administration (comprising the costs of the Management Company, Administrative Agent and Custodian Bank) and distribution will be settled via the compensation to which UBS AG is entitled under a separate contract with the investor.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds or unit classes are charged to these subfunds or unit classes. If costs pertain to several or all subfunds/unit classes, these costs will be charged to the subfunds/unit classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The upper limit for management fees of target funds in which the assets of the subfunds are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding of the Management Company, or by a substantial direct or indirect holding of any other company of the same group of companies, the subfund's holding in the target fund may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the ongoing charges of the fund can be found in the KIID.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, reduced tax d'abonnement amounting to 0.01% p.a. is due for certain unit classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the fund at the end of each quarter.

The tax d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the tax d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Realized result on subscriptions/redemptions

The average fees (brokerage commission, stock exchange fees/duties, etc.) incurred by the subfund in connection with the related transactions may be charged to the investor on a net asset value basis. This income is in favour of the subfund and mentioned in the statement of operations as "Realized result on subscriptions/redemptions".

Note 5 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Management Company is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Distribution Units with monthly distribution:

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (AUD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	AUD
16.08.2013	21.08.2013	0.70
16.09.2013	19.09.2013	0.82
15.10.2013	18.10.2013	0.82
15.11.2013	20.11.2013	0.81
16.12.2013	19.12.2013	0.83
15.01.2014	21.01.2014	0.83
18.02.2014	21.02.2014	0.83
17.03.2014	20.03.2014	0.81

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (CAD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	CAD
16.08.2013	21.08.2013	0.56
16.09.2013	19.09.2013	0.65
15.10.2013	18.10.2013	0.65
15.11.2013	20.11.2013	0.65
16.12.2013	19.12.2013	0.65
15.01.2014	21.01.2014	0.65
18.02.2014	21.02.2014	0.65
17.03.2014	20.03.2014	0.65

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (GBP hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	GBP
15.01.2014	21.01.2014	0.37
18.02.2014	21.02.2014	0.58
17.03.2014	20.03.2014	0.62

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (HKD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	HKD
15.11.2013	20.11.2013	4.01
16.12.2013	19.12.2013	6.07
15.01.2014	21.01.2014	6.07
18.02.2014	21.02.2014	6.07
17.03.2014	20.03.2014	6.07

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) K-1-mdist

Ex-Date	Pay Date	CNH
17.03.2014	20.03.2014	234 916.71

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	CNH
15.11.2013	20.11.2013	6.99
16.12.2013	19.12.2013	7.00
15.01.2014	21.01.2014	7.00
18.02.2014	21.02.2014	6.83
17.03.2014	20.03.2014	6.83

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (SGD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	SGD
16.12.2013	19.12.2013	0.24
15.01.2014	21.01.2014	0.60
18.02.2014	21.02.2014	0.58
17.03.2014	20.03.2014	0.57

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	USD
15.07.2013	18.07.2013	0.41
16.08.2013	21.08.2013	0.61
16.09.2013	19.09.2013	0.59
15.10.2013	18.10.2013	0.59
15.11.2013	20.11.2013	0.60
16.12.2013	19.12.2013	0.62
15.01.2014	21.01.2014	0.62
18.02.2014	21.02.2014	0.61
17.03.2014	20.03.2014	0.61

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) I-B-mdist

Ex-Date	Pay Date	EUR
15.05.2013	21.05.2013	0.01
17.06.2013	20.06.2013	0.51
15.07.2013	18.07.2013	0.48
16.08.2013	21.08.2013	0.54
16.09.2013	19.09.2013	0.51
15.10.2013	18.10.2013	0.52
15.11.2013	20.11.2013	0.50
16.12.2013	19.12.2013	0.49
15.01.2014	21.01.2014	0.53
18.02.2014	21.02.2014	0.49
17.03.2014	20.03.2014	0.45

UBS (Lux) Bond Fund

– Euro High Yield (EUR) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	EUR
15.04.2013	18.04.2013	0.80
15.05.2013	21.05.2013	0.85
17.06.2013	20.06.2013	0.85
15.07.2013	18.07.2013	0.85
16.08.2013	21.08.2013	0.85
16.09.2013	19.09.2013	0.85
15.10.2013	18.10.2013	0.85
15.11.2013	20.11.2013	0.86
16.12.2013	19.12.2013	0.88
15.01.2014	21.01.2014	0.88
18.02.2014	21.02.2014	0.88
17.03.2014	20.03.2014	0.88

UBS (Lux) Bond Fund

– Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	SGD
15.04.2013	18.04.2013	0.45
15.05.2013	21.05.2013	0.45
17.06.2013	20.06.2013	0.45
15.07.2013	18.07.2013	0.45
16.08.2013	21.08.2013	0.45
16.09.2013	19.09.2013	0.45
15.10.2013	18.10.2013	0.45
15.11.2013	21.11.2013	0.45
16.12.2013	19.12.2013	0.45
15.01.2014	21.01.2014	0.45
18.02.2014	21.02.2014	0.45
17.03.2014	20.03.2014	0.45

UBS (Lux) Bond Fund

– Full Cycle Asian Bond (USD) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	USD
15.04.2013	18.04.2013	0.45
15.05.2013	21.05.2013	0.45
17.06.2013	20.06.2013	0.45
15.07.2013	18.07.2013	0.45
16.08.2013	21.08.2013	0.45
16.09.2013	19.09.2013	0.45
15.10.2013	18.10.2013	0.45
15.11.2013	21.11.2013	0.45
16.12.2013	19.12.2013	0.45
15.01.2014	21.01.2014	0.45
18.02.2014	21.02.2014	0.45
17.03.2014	20.03.2014	0.45

The details of the distributions are unaudited.

The notes are an integral part of the financial statements.

Note 6 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions (except options) undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors for the period from 1 April 2013 to 31 March 2014 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Bond Fund	Other Securities (except options) with related parties	As a percentage of the total of security transactions
- Euro High Yield (EUR)	109 406 586.24 EUR	3.49%
- Full Cycle Asian Bond (USD)	48 580 170.00 USD	4.90%

For the conversion of “Volume of transactions in other Securities (except options) with related parties” into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 March 2014 were used.

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the fund on transactions on other securities (except options) with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

Note 7 – Soft commission arrangements

During the period from 1 April 2013 until 31 March 2014, no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Bond Fund and “soft commissions” amount to nil.

Note 8 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 31 March 2014 can be summarised as follows:

Financial Futures

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- AUD	11 208 157.94 AUD	75 010 170.40 AUD
- EUR	24 572 520.00 EUR	43 770 380.00 EUR
- Full Cycle Asian Bond (USD)	10 401 750.00 USD	87 994 500.00 USD
- GBP	- GBP	3 943 080.00 GBP
- Global (CHF)	- CHF	10 380 824.86 CHF
- USD	- USD	38 532 000.00 USD

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds and Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER and PTR” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
- AUD F-acc	0.35%
- AUD I-A1-acc	0.47%
- AUD N-acc	1.07%
- AUD P-acc	0.96%
- AUD P-dist	0.96%
- AUD Q-acc	0.52%
- AUD Q-dist	0.53%
- CAD F-acc	0.35%
- CAD P-acc	0.96%
- CAD P-dist	0.96%
- CAD Q-acc	0.52%
- CAD Q-dist	0.53%
- CHF F-acc	0.26%
- CHF F-dist	0.26%
- CHF I-A1-acc	0.47%
- CHF N-acc	1.04%
- CHF P-acc	0.96%
- CHF P-dist	0.96%
- Convert Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.87%
- Convert Europe (EUR) F-acc	0.41%
- Convert Europe (EUR) I-A1-acc	0.51%
- Convert Europe (EUR) I-A1-dist	0.51%
- Convert Europe (EUR) I-X-acc	0.01%
- Convert Europe (EUR) I-X-dist	0.01%
- Convert Europe (EUR) K-I-acc	1.08%
- Convert Europe (EUR) P-acc	1.86%

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Convert Europe (EUR) P-dist	1.87%
- Convert Europe (EUR) Q-acc	0.96%
- EUR F-acc	0.35%
- EUR F-dist	0.35%
- EUR N-acc	1.26%
- EUR P-acc	0.96%
- EUR P-dist	0.96%
- EUR Q-acc	0.55%
- Euro High Yield (EUR) (AUD hedged) P-mdist	1.34%
- Euro High Yield (EUR) (CAD hedged) P-mdist	1.34%
- Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.33%
- Euro High Yield (EUR) (GBP hedged) P-mdist	1.30%
- Euro High Yield (EUR) (HKD hedged) K-1-acc	0.75%
- Euro High Yield (EUR) (HKD hedged) P-mdist	1.31%
- Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) K-1-acc	0.75%
- Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) K-1-mdist	0.75%
- Euro High Yield (EUR) (RMB hedged) P-mdist	1.33%
- Euro High Yield (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.32%
- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) K-1-acc	0.77%
- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-acc	1.30%
- Euro High Yield (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.33%
- Euro High Yield (EUR) F-acc	0.53%
- Euro High Yield (EUR) I-A1-acc	0.64%
- Euro High Yield (EUR) I-B-acc	0.08%
- Euro High Yield (EUR) I-B-mdist	0.08%
- Euro High Yield (EUR) I-X-acc	0.01%
- Euro High Yield (EUR) K-1-acc	0.76%
- Euro High Yield (EUR) N-dist	1.83%
- Euro High Yield (EUR) P-acc	1.32%
- Euro High Yield (EUR) P-dist	1.32%
- Euro High Yield (EUR) P-mdist	1.32%
- Euro High Yield (EUR) Q-acc	0.78%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) F-acc	0.53%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) N-acc	1.82%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) P-acc	1.57%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) P-dist	1.57%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) F-acc	0.53%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) P-acc	1.57%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.57%
- Full Cycle Asian Bond (USD) F-acc	0.44%

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Full Cycle Asian Bond (USD) I-A1-acc	0.70%
- Full Cycle Asian Bond (USD) I-X-acc	0.01%
- Full Cycle Asian Bond (USD) K-1-acc	0.95%
- Full Cycle Asian Bond (USD) P-acc	1.57%
- Full Cycle Asian Bond (USD) P-mdist	1.57%
- GBP F-acc	0.37%
- GBP I-A2-acc	0.41%
- GBP P-acc	0.96%
- GBP P-dist	0.96%
- Global (CHF) (EUR hedged) P-acc	1.22%
- Global (CHF) (EUR hedged) P-dist	1.20%
- Global (CHF) (JPY hedged) P-acc	1.18%
- Global (CHF) (JPY hedged) P-dist	1.18%
- Global (CHF) I-B-acc	0.08%
- Global (CHF) P-acc	1.20%
- Global (CHF) P-dist	1.20%
- Global (CHF) U-X-acc	0.01%
- USD F-acc	0.36%
- USD P-acc	0.96%
- USD P-dist	0.96%

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 10 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds and Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER and PTR” in the current version. The PTR is considered an indicator of the relevance of the additional costs incurred when buying and selling investments. It shows how many security transactions occurred as a result of voluntary investment shifts in relation to the average net assets. Transactions that resulted from uncontrollable subscriptions and redemptions are not included in this rate.

The notes are an integral part of the financial statements.

PTR:

UBS (Lux) Bond Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
- AUD	66.16%
- CAD	12.94%
- CHF	-10.28%
- Convert Europe (EUR)	9.33%
- EUR	20.20%
- Euro High Yield (EUR)	-60.64%
- Full Cycle Asian Bond (USD)	65.69%
- GBP	76.11%
- Global (CHF)	269.52%
- USD	4.83%

Note 11 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 March 2014, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Bond Fund	Transaction costs
- AUD	101 390.00 AUD
- CAD	- CAD
- CHF	- CHF
- Convert Europe (EUR)	- EUR
- EUR	11 978.40 EUR
- Euro High Yield (EUR)	11 121.49 EUR
- Full Cycle Asian Bond (USD)	16 791.00 USD
- GBP	973.00 GBP
- Global (CHF)	3 890.95 CHF
- JPY	- JPY
- USD	10 860.50 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

The notes are an integral part of the financial statements.

Note 12 – Merger

The following merger occurred:

Subfund	Merged into	Date
UBS (Lux) Bond Fund - JPY F-acc	UBS (Lux) Bond Fund - Global (CHF) (JPY hedged) F-acc	12.11.2013
UBS (Lux) Bond Fund - JPY P-acc	UBS (Lux) Bond Fund - Global (CHF) (JPY hedged) P-acc	12.11.2013
UBS (Lux) Bond Fund - JPY P-dist	UBS (Lux) Bond Fund - Global (CHF) (JPY hedged) P-dist	12.11.2013

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Custodian Bank. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Custodian Bank can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which fund units can be bought and sold, the Management Company and the Custodian Bank may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Custodian Bank) into the languages concerned as binding upon themselves and the fund.

Note 14 – OTC Derivatives and Securities Lending

If the Fund enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Fund enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Fund is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Custodian bank/Custodian in favour of the Fund or transferred to the OTC counterparty as agreed between the Fund and the OTC counterparty. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Custodian Bank or within their subcustodian/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Fund in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Fund to fulfil its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Fund may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Securities lending income and costs are shown separately in the Statement of Operations. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS (Luxembourg) S.A. acts as securities lending agent.

OTC-Derivate*

Subfund Counterparty	Exposure	Collateral
UBS (Lux) Bond Fund – CHF		
UBS AG	-480 482.15 CHF	0.00 CHF
Zuercher Kantonalbank	-602 592.48 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)		
UBS AG	243 074.52 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)		
UBS AG	7 517 161.39 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Full Cycle Asian Bond (USD)		
UBS AG	1 088 412.61 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Bond Fund – Global (CHF)		
UBS AG	615 416.84 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – USD		
JP Morgan	-76 657.24 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange market are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default, the clearing house assumes the risk of loss.

The notes are an integral part of the financial statements.

Securities Lending

Subfonds	Exposure	Collateral Clearstream	Collateral UBS AG
UBS (Lux) Bond Fund – CAD	166 286 975.50 CAD	0.00 CAD	185 436 872.10 CAD
UBS (Lux) Bond Fund – CHF	60 590 087.50 CHF	545 561.50 CHF	66 993 438.80 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – Convert Europe (EUR)	38 082 396.17 EUR	0.00 EUR	42 468 030.98 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – EUR	204 426 692.25 EUR	3 877 509.74 EUR	223 887 000.81 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR)	824 620 328.96 EUR	33 295 722.88 EUR	884 534 891.24 EUR
UBS (Lux) Bond Fund – Full Cycle Asian Bond (USD)	109 194 274.55 USD	3 575 234.24 USD	118 005 655.70 USD
UBS (Lux) Bond Fund – GBP	17 787 133.77 GBP	134 803.58 GBP	19 693 624.28 GBP
UBS (Lux) Bond Fund – Global (CHF)	90 824 515.81 CHF	1 106 163.48 CHF	100 119 575.04 CHF
UBS (Lux) Bond Fund – USD	47 680 858.51 USD	2 443 417.79 USD	50 599 702.22 USD

Collateral breakdown	Weight %
UBS AG	
Cash	0.00%
Bonds	31.36%
Equity	68.64%

Clearstream	Weight %
Cash	0.10%
Bonds	99.90%
Equity	0.00%

The notes are an integral part of the financial statements.

[次へ](#)

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 March 2014

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Notes, fixed rate			
EUR			
EUR AG SPRING FINANCE II LTD-REG-S 9.50000% 13-01.06.19	6 910 000.00	7 347 610.30	0.23
EUR ALTICE FINCO SA-REG-S 9.00000% 13-15.06.23	3 900 000.00	4 410 042.00	0.14
EUR ARDAGH GLASS FINANCE PLC-REG-S 8.75000% 10-01.02.20	2 100 000.00	2 257 500.00	0.07
EUR ARDAGH PACKAGING FINANCE PLC-REG-S 9.25000% 10-15.10.20	5 245 000.00	5 854 101.85	0.18
EUR ARDAGH PACKAGING FINANCE/MP-REG-S 7.37500% 12-15.10.17	5 290 000.00	5 620 730.80	0.18
EUR BAGGOT SECURITIES LTD-REG-S 10.24000% 13-PRP	15 490 000.00	16 874 496.20	0.53
EUR BOARDRIDERS SA-REG-S 8.87500% 10-15.12.17	2 555 000.00	2 753 779.00	0.09
EUR CEMEX ESPANA LUXEMBOURG-REG-S 9.87500% 12-30.04.19	3 100 000.00	3 596 000.00	0.11
EUR CEMEX FINANCE LLC-REG-S 5.25000% 14-01.04.21	3 260 000.00	3 308 900.00	0.10
EUR CERAMTEC GROUP GMBH-REG-S 8.25000% 13-15.08.21	9 434 000.00	10 365 628.52	0.33
EUR CMA CGM SA-REG-S 8.87500% 11-15.04.19	405 000.00	408 713.85	0.01
EUR CMA CGM SA-REG-S 8.87500% 13-15.12.18	2 450 000.00	2 454 606.00	0.08
EUR CONVATEC HEALTHCARE-REG-S 10.87500% 10-15.12.18	3 550 000.00	3 942 097.50	0.12
EUR CROWN EUROPEAN HOLDINGS SA-REG-S 7.12500% 10-15.08.18	2 170 000.00	2 287 614.00	0.07
EUR EDCON PROPRIETARY LTD-REG-S 9.50000% 11-01.03.18	1 650 000.00	1 608 750.00	0.05
EUR EDCON PROPRIETARY LTD-REG-S 9.50000% 13-01.03.18	1 900 000.00	1 850 923.00	0.06
EUR ELIOR FINANCE & CO SCA-REG-S 6.50000% 13-01.05.20	5 200 000.00	5 697 848.00	0.18
EUR FMC FINANCE VII SA 5.25000% 11-15.02.21	2 225 000.00	2 496 628.00	0.08
EUR FMC FINANCE VIII SA-REG-S 5.25000% 12-31.07.19	2 830 000.00	3 177 099.50	0.10
EUR GCL HOLDINGS SCA-REG-S 9.37500% 11-15.04.18	1 700 000.00	1 824 491.00	0.06
EUR GEO TRAVEL FINANCE SCA-REG-S 10.37500% 11-01.05.19	14 335 000.00	15 517 637.50	0.49
EUR GOODYEAR DUNLOP TIRES EUROPE BV-REG-S 6.75000% 11-15.04.19	1 830 000.00	1 963 827.90	0.06
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV-REG-S 8.00000% 09-31.01.17	6 015 000.00	7 014 993.75	0.22
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 8.50000% 09-31.10.19	11 985 000.00	15 453 938.40	0.49
EUR HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 7.50000% 10-03.04.20	32 911 000.00	40 763 564.60	1.29
EUR HEIDELBERGER DRUCKMASCHINEN-REG-S 9.25000% 11-15.04.18	2 985 000.00	3 152 309.25	0.10
EUR HUNTSMAN INTERNATIONAL LLC-REG-S 5.12500% 13-15.04.21	9 370 000.00	9 686 706.00	0.31
EUR INEOS GROUP HOLDINGS SA-REG-S 6.50000% 13-15.08.18	17 460 000.00	18 338 412.60	0.58
EUR INEOS GROUP HOLDINGS SA-REG-S 5.75000% 14-15.02.19	9 200 000.00	9 441 592.00	0.30
EUR INTERXION HOLDING NV-REG-S 6.00000% 13-15.07.20	7 840 000.00	8 464 299.20	0.27
EUR IVS F. S.P.A-REG-S 7.12500% 13-01.04.20	10 050 000.00	10 711 792.50	0.34
EUR KERLING PLC-REG-S 10.62500% 10-01.02.17	7 705 000.00	8 198 967.55	0.26
EUR KLEOPATRA HOLDGS 1 SCA-REG-S-SUB (PIK) 10.25000% 13-15.08.17	3 050 000.00	3 206 465.00	0.10
EUR MANUTENCOOP FACILITY MANAGEMENT-REG-S 8.50000% 13-01.08.20	15 700 000.00	17 378 016.00	0.55
EUR MATTERHORN FINANCING&CY SCA-REG-S (PIK) 9.00000% 13-15.04.19	7 980 000.00	8 290 023.00	0.26
EUR MATTERHORN MIDCO & CY SCA-REG-S 7.75000% 12-15.02.20	1 175 000.00	1 240 365.25	0.04
EUR NARA CABLE FUNDING LTD-REG-S 8.87500% 10-01.12.18	8 625 000.00	9 396 937.50	0.30
EUR NORCELL SWEDEN HOLDING 2 AB-REG-S 10.75000% 11-29.09.19	3 900 000.00	4 426 890.00	0.14
EUR OI EUROPEAN GROUP BV-REG-S 6.75000% 10-15.09.10	18 235 000.00	21 545 199.55	0.68
EUR PLAY FINANCE 2 SA-REG-S 5.25000% 14-01.02.19	6 900 000.00	7 047 936.00	0.22
EUR PORTUCEL SA-REG-S 5.37500% 13-15.05.20	2 900 000.00	3 141 512.00	0.10
EUR REXEL SA-REG-S 5.12500% 13-15.06.20	7 010 000.00	7 515 210.70	0.24
EUR ROTTAPHARM LTD-REG-S 6.12500% 12-15.11.19	3 400 000.00	3 624 060.00	0.11
EUR SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S 7.75000% 12-15.02.17	5 650 000.00	6 518 009.50	0.21
EUR SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S 8.75000% 12-15.02.19	2 200 000.00	2 471 920.00	0.08
EUR SCHAEFFLER FINANCE BV-REG-S (PIK) 6.87500% 13-15.08.18	19 840 000.00	21 093 689.60	0.67
EUR SISAL HOLDING ISTITUTO DI PAGAM-REG-S 7.25000% 13-30.09.17	3 680 000.00	3 783 518.40	0.12
EUR SMURFIT KAPPA AQUISITION-REG-S 5.12500% 12-15.09.18	8 550 000.00	9 372 339.00	0.30
EUR SMURFIT KAPPA AQUISITION-REG-S 4.12500% 13-30.01.20	7 710 000.00	8 213 463.00	0.26
EUR TELENET FINANCE III LUXEMBOURG-REG-S 11-15.02.21	8 370 000.00	9 054 247.50	0.29
EUR TELENET FINANCE V LUXEMBOURG SCA-REG-S 6.25000% 12-15.08.22	4 736 000.00	5 178 958.08	0.16
EUR TRIONISTA HOLDCO GMBH-REG-S 5.00000% 13-30.04.20	4 000 000.00	4 196 000.00	0.13
EUR TRIONISTA TOPCO GMBH-REG-S-SUB 6.87500% 13-30.04.21	26 920 000.00	29 284 922.00	0.92
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 7.50000% 12-15.03.19	3 325 000.00	3 613 842.75	0.11
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 9.50000% 12-15.03.21	30 322 000.00	35 023 426.10	1.10
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.50000% 12-15.09.22	22 090 000.00	23 692 629.50	0.75
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.75000% 12-15.01.23	6 660 000.00	7 242 750.00	0.23
EUR UPC HOLDING BV-REG-S 8.37500% 10-15.08.20	15 320 000.00	16 957 401.60	0.53
EUR UPC HOLDING BV-REG-S 6.37500% 12-15.09.22	14 215 000.00	15 278 708.45	0.48
EUR UPC HOLDING BV-REG-S 6.75000% 13-15.03.23	8 265 000.00	9 029 760.45	0.28
EUR UPCB FINANCE II-REG-S 11-01.07.20	10 990 000.00	11 785 236.40	0.37
EUR WENDEL 4.37500% 05-09.08.17	9 050 000.00	9 683 952.50	0.31
EUR WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 11.75000% 09-15.07.17	25 075 000.00	26 339 281.50	0.83

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description		Quantity/ Nominal		Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 12.25000% 09-15.07.17	7 077	586.00	7 445 125.03	0.23
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 7.37500% 10-15.02.18	20 750	000.00	21 938 352.50	0.69
EUR	WIND ACQUISITION FINANCE SA-REG-S 7.37500% 12-15.02.18	1 400	000.00	1 473 948.00	0.05
EUR	WMG ACQUISITION CORP-REG-S 6.25000% 12-15.01.21	5 888	000.00	5 544 288.00	0.17
Total EUR				617 874 247.63	19.49
GBP					
GBP	AA BOND CO LTD-REG-S 9.50000% 13-31.07.19	11 610	000.00	15 851 729.72	0.50
GBP	ARROW GLOBAL FINANCE PLC-REG-S 7.87500% 13-01.03.20	3 615	000.00	4 741 944.87	0.15
GBP	BOPARAN HOLDINGS LTD-REG-S 9.87500% 11-30.04.18	8 273	000.00	10 783 186.86	0.34
GBP	ENW FINANCE PLC-REG-S 5.87500% 13-21.06.21	3 700	000.00	4 696 484.63	0.15
GBP	GALA GROUP FINANCE-REG-S 8.87500% 11-01.09.18	3 600	000.00	4 653 074.02	0.15
GBP	HASTINGS INSURANCE GROUP FINANCE-REG-S 8.00000% 13-21.10.20	6 310	000.00	7 968 728.18	0.25
GBP	INFINIS PLC-REG-S 7.00000% 13-15.02.19	3 770	000.00	4 945 355.98	0.16
GBP	NEW LOOK BOND CO I PLC-REG-S 8.75000% 13-14.05.18	11 750	000.00	15 258 749.89	0.48
GBP	TRAVELEX FINANCING PLC-REG-S-SUB 8.00000% 13-01.08.18	8 240	000.00	10 939 019.99	0.34
Total GBP				79 838 274.14	2.52
USD					
USD	ABENGOA FINANCE SAU-144A 7.75000% 13-01.02.20	2 000	000.00	1 567 204.79	0.05
USD	ABENGOA FINANCE SAU-144A 8.87500% 10-01.11.17	3 250	000.00	2 646 925.45	0.08
USD	AGROKOR DD-144A 8.87500% 12-01.02.20	7 000	000.00	5 561 400.33	0.18
USD	AMERICAN AXLE & MANUFACTURING INC 6.25000% 13-15.03.21	4 500	000.00	3 477 235.63	0.11
USD	ARDAGH PACKAGING FINANCE/MP-144A 6.25000% 14-31.01.19	5 000	000.00	3 791 039.36	0.12
USD	STORA ENSO OYJ-REG-S 6.40400% 06-15.04.16	1 000	000.00	789 406.86	0.02
USD	UBS AG STAMFORD-SUB 7.62500% 12-17.08.22	12 400	000.00	10 552 357.27	0.33
USD	VIRIDIAN GROUP FUND CO II-144A 11.12500% 12-01.04.17	5 500	000.00	4 369 671.69	0.14
Total USD				32 755 241.38	1.03
Total Notes, fixed rate				730 467 763.15	23.04
Notes, floating rate					
EUR					
EUR	BANKIA SA 3M EURIBOR+17.5BP 07-23.04.14	1 700	000.00	1 698 351.00	0.05
EUR	CLERICAL MEDICAL FIN PLC-SUB 4.250%/3M EURIBOR+200BP 05-PRP	4 575	000.00	4 624 501.50	0.15
EUR	CREDIT AGRICOLE SA-SUB 8.200%/3M EURIBOR+480BP 08-PRP	1 000	000.00	1 191 880.00	0.04
EUR	FUERSTENBERG CAPITAL GMBH-SUB 5.344%/VAR 05-PRP	7 538	000.00	6 317 748.56	0.20
EUR	GROUPAMA VAR-REG-S-SUB 7.875%/3M EURIBOR+536BP 09-27.10.39	9 400	000.00	10 157 922.00	0.32
EUR	INTESA SANPAOLO SPA-SUB 9.500%/VAR 10-PRP	10 350	000.00	11 426 400.00	0.36
EUR	LCH CLEARNET SA VIA FRESHWAT-SUB 6.576%/3M EURIBOR+210BP PRP	5 750	000.00	5 980 000.00	0.19
EUR	VEOLIA ENVIRONNEMENT-SUB VAR 13-PRP	8 300	000.00	8 394 454.00	0.26
Total EUR				49 791 257.06	1.57
GBP					
GBP	BANK OF SCOTLAND 7.286%/VAR 01-PRP	1 846	000.00	2 394 187.88	0.08
GBP	HASTINGS INSURANCE GROUP-REG-S 3M LIBOR+600BP 13-21.10.19	2 400	000.00	2 916 601.06	0.09
GBP	LIVERPOOL VICTORIA FRIENDLY-REG-S-SUB 6.500%/VAR 13-22.05.43	5 625	000.00	6 520 754.97	0.21
GBP	TRAVELEX FINANCING PLC-REG-S 3M LIBOR+600BP 13-01.08.18	1 350	000.00	1 660 820.70	0.05
Total GBP				13 492 364.61	0.43
USD					
USD	AEGON NV-SUB VAR/10YR CMS+10BP 04-31.12.PR	6 900	000.00	4 499 455.82	0.14
USD	AG INSURANCE SA/NV-REG-S-SUB 6.750%/VAR 13-PRP	800	000.00	620 351.90	0.02
USD	CREDIT AGRICOLE SA-REG-S-SUB 7.875%/VAR 14-PRP	8 000	000.00	6 130 963.19	0.19
USD	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG-S-SUB 7.500%/VAR 11-PRP	14 600	000.00	11 503 518.24	0.36
USD	KBC BANK NV-REG-S-SUB 8.000%/VAR 13-25.01.23	1 000	000.00	813 908.95	0.03
USD	LA MONDIALE VIE--REG-S-SUB 7.625%/6Y+100BP 13-PRP	8 200	000.00	6 462 724.47	0.20
USD	RBS CAPITAL TRUST III-SUB 5.512%/3M LIBOR+184BP 04-PRP	1 150	000.00	821 875.57	0.03
Total USD				30 852 798.14	0.97
Total Notes, floating rate				94 136 419.81	2.97
Medium term notes, fixed rate					
EUR					
EUR	ABENGOA FINANCE SAU-REG-S 8.87500% 13-05.02.18	11 929	000.00	13 505 178.77	0.43
EUR	ABENGOA SA 8.50000% 10-31.03.16	1 000	000.00	1 082 250.00	0.03
EUR	AGROKOR DD 10.00000% 09-07.12.16	2 445	000.00	2 573 802.60	0.08
EUR	AGROKOR DD-REG-S 9.12500% 12-01.02.20	7 650	000.00	8 663 625.00	0.27
EUR	ALLIED IRISH BKS PLC-REG-S 2.87500% 13-28.11.16	3 770	000.00	3 843 854.30	0.12
EUR	ARCELORMITTAL 4.50000% 12-29.03.18	5 985	000.00	6 628 986.00	0.21
EUR	BANCA MONTE DEI PASCHI DI SIENA-REG-S 3.62500% 14-01.04.19	4 780	000.00	4 785 927.20	0.15
EUR	BANCA POPOLARE DI VICENZA SCA-REG-S 5.00000% 13-25.10.18	2 810	000.00	2 954 911.70	0.09
EUR	BANCA POPOLARE DI VICENZA-REG-S 3.50000% 14-20.01.17	10 540	000.00	10 683 765.60	0.34
EUR	BANCO COMERCIAL PORTUGUES SA-REG-S 3.37500% 14-27.02.17	6 700	000.00	6 750 719.00	0.21

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description		有価証券届出書（外国投資信託受益証券）		
		Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR	BANCO ESPIRITO SANTO SA 4.75000% 13-15.01.18	2 500 000.00	2 636 675.00	0.08
EUR	BANCO ESPIRITO SANTO SA-REG-S 4.00000% 14-21.01.19	10 600 000.00	10 811 682.00	0.34
EUR	BANCO ESPIRITO SANTO SA 5.87500% 12-09.11.15	9 200 000.00	9 730 840.00	0.31
EUR	BANCO ESPIRITO SANTO SA 3.87500% 10-21.01.15	1 600 000.00	1 625 200.00	0.05
EUR	BANCO POPOLARE SC REG-S-SUB 6.00000% 10-05.11.20	9 500 000.00	10 166 235.00	0.32
EUR	BANCO POPOLARE SC REG-S-SUB 6.37500% 11-31.05.21	7 070 000.00	7 628 671.40	0.24
EUR	BANCO POPOLARE SC-REG-S 3.75000% 13-28.01.16	9 340 000.00	9 602 173.80	0.30
EUR	BANCO POPOLARE SC-REG-S 3.50000% 14-14.03.19	4 900 000.00	4 958 800.00	0.16
EUR	BANCO POPOLARE SCARL-SUB 4.75000% 10-28.04.17	4 050 000.00	4 090 500.00	0.13
EUR	BANK FUER ARBEIT UND WIRTS AG-REG-S-SUB 8.12500% 13-30.10.23	7 600 000.00	8 521 500.00	0.27
EUR	BANK OF IRELAND 2.75000% 13-05.06.16	2 200 000.00	2 246 574.00	0.07
EUR	BANK OF IRELAND-SUB 10.00000% 10-12.02.20	1 850 000.00	2 233 930.50	0.07
EUR	BANK OF IRELAND-SUB 10.00000% 11-30.07.16	8 550 000.00	9 382 599.00	0.30
EUR	BANKIA SA-REG-S 3.50000% 14-17.01.19	6 600 000.00	6 791 796.00	0.22
EUR	BANKINTER SA 6.37500% 09-11.09.19	2 100 000.00	2 380 518.00	0.08
EUR	BEFESA ZINC ASER SA -REG-S 8.87500% 11-15.05.18	4 380 000.00	4 680 468.00	0.15
EUR	BELDEN INC-REG-S-SUB 5.50000% 13-15.04.23	1 670 000.00	1 711 065.30	0.05
EUR	BOMBARDIER INC-REG S 6.12500% 10-15.05.21	3 700 000.00	3 986 047.00	0.13
EUR	BPE FINANCIACIONES SA-SUB 6.87300% 10-22.10.20	2 250 000.00	2 418 862.50	0.08
EUR	BPE FINANCIACIONES SA 4.00000% 13-17.07.15	1 500 000.00	1 542 645.00	0.05
EUR	BPE FINANCIACIONES SA 2.50000% 14-01.02.17	6 600 000.00	6 606 732.00	0.21
EUR	BRISA CONCESSAO RODOVIARIA SA-REG-S 3.87500% 14-01.04.21	2 600 000.00	2 596 750.00	0.08
EUR	CE ENERGY AS-REG-S 7.00000% 14-01.02.21	11 970 000.00	12 436 470.90	0.39
EUR	CERVED TECHNOLOGIES SPA-REG-S 6.37500% 13-15.01.20	2 950 000.00	3 191 398.50	0.10
EUR	CERVED TECHNOLOGIES SPA-REG-S-SUB 8.00000% 13-15.01.21	9 460 000.00	10 417 825.00	0.33
EUR	CNH INDUSTRIAL FINANCE EUROPE SA 6.25000% 11-09.03.18	21 650 000.00	24 582 276.00	0.78
EUR	CO-OPERATIVE BANK-REG-S 2.37500% 12-23.10.15	19 650 000.00	19 049 692.50	0.60
EUR	COMMERZBANK AG-SUB 6.37500% 11-22.03.19	8 452 000.00	9 663 425.16	0.31
EUR	COMMERZBANK AG-SUB 7.75000% 11-16.03.21	9 400 000.00	11 157 800.00	0.35
EUR	ECO-BAT FINANCE PLC-REG-S 7.75000% 12-15.02.17	2 840 000.00	2 946 159.20	0.09
EUR	EDP FINANCE BV 3.25000% 10-16.03.15	1 385 000.00	1 410 622.50	0.05
EUR	EDP FINANCE BV 4.12500% 05-29.06.20	1 000 000.00	1 061 130.00	0.03
EUR	EDP FINANCE BV 4.62500% 06-13.06.16	4 300 000.00	4 574 684.00	0.15
EUR	EDP FINANCE BV 4.75000% 09-26.09.16	6 330 000.00	6 774 682.50	0.21
EUR	EDP FINANCE BV 4.87500% 13-14.09.20	21 375 000.00	23 437 687.50	0.74
EUR	EDP FINANCE BV 5.75000% 12-21.09.17	15 135 000.00	16 912 908.45	0.53
EUR	EDP FINANCE BV-REG-S 5.87500% 11-01.02.16	2 500 000.00	2 692 500.00	0.09
EUR	ESPIRITO SANTO FINANCIERE 5.25000% 13-12.06.15	2 330 000.00	2 401 367.90	0.08
EUR	EUROPCAR GROUPE SA-REG-S-SUB 9.37500% 10-15.04.18	8 565 000.00	9 193 927.95	0.29
EUR	EUROPCAR GROUPE SA-REG-S-SUB 11.50000% 12-15.05.17	1 700 000.00	1 981 571.00	0.06
EUR	FAURECIA 8.75000% 12-15.06.19	3 450 000.00	3 919 200.00	0.12
EUR	FIAT FINANCE & TRADE LTD SA 6.37500% 11-01.04.16	5 100 000.00	5 463 579.00	0.17
EUR	FIAT FINANCE & TRADE LTD SA 7.37500% 11-09.07.18	5 100 000.00	5 829 453.00	0.18
EUR	FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 7.00000% 12-23.03.17	4 570 000.00	5 061 137.90	0.16
EUR	FIAT FINANCE & TRADE LTD-REG-S 7.75000% 12-17.10.16	6 945 000.00	7 738 049.55	0.24
EUR	FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 6.62500% 13-15.03.18	17 746 000.00	19 687 057.48	0.62
EUR	FIAT FINANCE & TRADE LTD SA-REG-S 6.75000% 13-14.10.19	15 775 000.00	17 826 381.00	0.56
EUR	FIAT FINANCE NORTH AMERICA INC 5.62500% 07-12.06.17	5 250 000.00	5 657 767.50	0.18
EUR	FINANCIERE GAILLON 8 SAS REG-S 7.00000% 14-30.09.19	5 550 000.00	5 589 294.00	0.18
EUR	FRESENIUS FINANCE BV-REG-S 4.25000% 12-15.04.19	3 855 000.00	4 221 417.75	0.13
EUR	FRESENIUS FINANCE BV-REG-S 3.00000% 14-01.02.21	8 360 000.00	8 466 590.00	0.27
EUR	GREIF LUXEMBOURG FINANCE SCA-REG-S 7.37500% 11-15.07.21	3 510 000.00	4 120 038.00	0.13
EUR	HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV 5.62500% 07-04.01.18	1 800 000.00	2 016 216.00	0.06
EUR	HEIDELBERGCEMENT FINANCE BV-REG-S 9.50000% 11-15.12.18	2 600 000.00	3 380 676.00	0.11
EUR	HEIDELBERGCEMENT FIN LUX SA-REG-S 3.25000% 13-21.10.21	2 600 000.00	2 608 398.00	0.08
EUR	INTESA SANPAOLO SPA-REG-S-SUB 6.62500% 13-13.09.23	2 330 000.00	2 717 036.30	0.09
EUR	KRAUSSMAFFEI AG-REG-S 8.75000% 12-15.12.20	7 120 000.00	7 979 028.00	0.25
EUR	LAFARGE SA 5.37500% 07-26.06.17	1 450 000.00	1 593 550.00	0.05
EUR	LAFARGE SA 5.87500% 12-09.07.19	9 820 000.00	11 188 711.60	0.35
EUR	LAFARGE SA STEP-UP 09-16.12.19	14 310 000.00	16 733 827.80	0.53
EUR	LAFARGE SA STEP-UP 10-29.11.18	21 960 000.00	25 347 769.20	0.80
EUR	LAFARGE SA-REG-S 4.75000% 13-30.09.20	9 140 000.00	9 865 533.20	0.31
EUR	MATTERHORN MOBILE SA-REG-S 8.25000% 12-15.02.20	6 140 000.00	6 744 360.20	0.21
EUR	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC 5.87500% 10-20.04.17	4 990 000.00	5 406 066.20	0.17
EUR	MPT OPERATING PARTNERSHIP LP/FIN CORP 5.75000% 13-01.10.20	2 375 000.00	2 537 117.50	0.08
EUR	NOKIA SIEMENS NETWORKS FINANCE BV-REG-S 7.12500% 13-15.04.20	5 295 000.00	6 069 552.60	0.19
EUR	NOVALIS SAS-REG-S 6.00000% 13-15.06.18	4 840 000.00	5 122 898.00	0.16
EUR	OBRASCON HUARTE LAIN SA 8.75000% 11-15.03.18	3 865 000.00	4 262 669.85	0.14
EUR	OBRASCON HUARTE LAIN SA-REG-S 7.62500% 12-15.03.20	2 500 000.00	2 806 775.00	0.09
EUR	OTE PLC 4.62500% 06-20.05.16	9 550 000.00	9 926 079.00	0.31

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description		Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR	OTE PLC 6.00000% 08-12.02.15	3 660 000.00	3 814 012.80	0.12
EUR	OTE PLC-REG-S 7.87500% 13-07.02.18	11 030 000.00	12 901 460.10	0.41
EUR	PEUGEOT SA 5.62500% 10-29.06.15	444 000.00	464 623.80	0.02
EUR	PEUGEOT SA 5.62500% 12-11.07.17	5 835 000.00	6 314 928.75	0.20
EUR	PEUGEOT SA-REG-S 6.50000% 13-18.01.19	12 310 000.00	13 766 642.30	0.44
EUR	PEUGEOT SA-REG-S 6.87500% 11-30.03.16	2 540 000.00	2 764 790.00	0.09
EUR	PEUGEOT SA-REG-S 7.37500% 13-06.03.18	19 320 000.00	21 954 282.00	0.69
EUR	PIRAEUS BANK SA-REG-S 5.00000% 14-27.03.17	7 600 000.00	7 665 664.00	0.24
EUR	PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV 4.50000% 05-16.06.25	2 250 000.00	2 282 625.00	0.07
EUR	PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV 5.00000% 09-04.11.19	11 150 000.00	12 055 268.50	0.38
EUR	PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV-REG-S 5.62500% 11-08.02.16	1 000 000.00	1 071 100.00	0.03
EUR	PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV 5.87500% 12-17.04.18	5 550 000.00	6 150 121.50	0.19
EUR	PORTUGAL TELECOM INTL FINANCE BV-REG-S 4.62500% 13-08.05.20	18 910 000.00	19 920 172.20	0.63
EUR	REN FINANCE B V-REG-S 4.75000% 13-16.10.20	5 785 000.00	6 306 633.45	0.20
EUR	RENAULT SA 3.62500% 13-19.09.18	4 200 000.00	4 435 410.00	0.14
EUR	RENAULT SA 4.62500% 12-18.09.17	6 410 000.00	6 966 644.40	0.22
EUR	RENAULT SA 5.62500% 10-22.03.17	1 750 000.00	1 939 472.50	0.06
EUR	ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC-REG-S-SUB STEP-UP/DOWN 05-PRP	7 372 000.00	6 432 070.00	0.20
EUR	SNS BANK NV-SUB * DEFAULT * 6.25000% 10-26.10.20	1 300 000.00	52 000.00	0.00
EUR	SPIE BONDCO 3 SCA-REG-S 11.00000% 12-15.08.19	10 016 000.00	11 432 663.04	0.36
EUR	STORA ENSO OYJ-REG-S 5.50000% 12-07.03.19	2 000 000.00	2 213 340.00	0.07
EUR	SUNRISE COMMUNICATIONS HLDGS SA-REG-S 8.50000% 10-31.12.18	5 285 000.00	5 713 243.55	0.18
EUR	TECHEM AG-REG-S 6.12500% 12-01.10.19	3 310 000.00	3 607 900.00	0.11
EUR	TECHEM ENERGY METERING SERV-REG-S-SUB 7.87500% 12-01.10.20	21 780 000.00	24 554 772.00	0.78
EUR	TELECOM ITALIA SPA 5.25000% 10-10.02.22	7 900 000.00	8 360 175.00	0.26
EUR	TELECOM ITALIA SPA 6.12500% 12-14.12.18	1 975 000.00	2 227 365.50	0.07
EUR	TELECOM ITALIA SPA-REG-S 4.00000% 12-21.01.20	14 580 000.00	14 902 509.60	0.47
EUR	TELECOM ITALIA SPA-REG-S 4.87500% 13-25.09.20	10 120 000.00	10 668 301.60	0.34
EUR	TELECOM ITALIA SPA-REG-S 4.50000% 14-25.01.21	4 750 000.00	4 890 600.00	0.16
EUR	THOMAS COOK FINANCE PLC-REG-S 7.75000% 13-15.06.20	11 010 000.00	12 135 772.50	0.38
EUR	THYSSENKRUPP AG 4.00000% 13-27.08.18	3 410 000.00	3 569 212.90	0.11
EUR	THYSSENKRUPP AG-REG-S 3.12500% 14-25.10.19	14 160 000.00	14 247 084.00	0.45
EUR	THYSSENKRUPP FINANCE NEDERLAND BV 8.50000% 09-25.02.16	2 015 000.00	2 266 875.00	0.07
EUR	UNICREDITO ITALIANO SPA-SUB 6.70000% 08-05.06.18	3 230 000.00	3 611 559.90	0.11
EUR	UNITYMEDIA HESSEN/NRW GMBH-REG-S 5.62500% 13-15.04.23	4 370 000.00	4 748 005.00	0.15
EUR	UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 5.12500% 13-21.01.23	14 010 000.00	14 809 690.80	0.47
EUR	VIRIDIAN GROUP FUNDCO II-REG-S 11.12500% 12-01.04.17	6 864 000.00	7 648 829.76	0.24
EUR	WENDEL SA 5.87500% 12-17.09.19	19 100 000.00	21 898 150.00	0.69
EUR	WEPA HYGIENEPRODUKTE GMBH-REG-S 6.50000% 13-15.05.20	8 760 000.00	9 570 562.80	0.30
EUR	XEFIN LUX SCA-REG-S 8.00000% 11-01.06.18	2 343 000.00	2 501 855.40	0.08
Total EUR			884 432 033.01	27.90
GBP				
GBP	EDP FINANCE BV 6.62500% 02-09.08.17	5 600 000.00	7 472 218.92	0.24
GBP	EDU UK BONDCO PLC-REG-S 8.87500% 13-15.09.18	15 762 000.00	19 832 952.57	0.62
GBP	EQUINITI NEWCO 2 PLC-REG-S 7.12500% 13-15.12.18	5 000 000.00	6 385 913.29	0.20
GBP	JERROLD FINCO PLC-REG-S 9.75000% 13-15.09.18	11 290 000.00	15 115 739.09	0.48
GBP	MARLIN INTERMEDIATE HOLDINGS LTD-REG-S 10.50000% 13-01.08.20	7 200 000.00	10 124 466.17	0.32
GBP	CROWN NEWCO 3 PLC-REG-S 7.00000% 11-15.02.18	7 400 000.00	9 440 052.26	0.30
GBP	TELECOM ITALIA SPA 5.62500% 05-29.12.15	3 350 000.00	4 268 715.05	0.13
GBP	TELECOM ITALIA SPA 6.37500% 04-24.06.19	12 900 000.00	16 775 877.56	0.53
GBP	TELECOM ITALIA SPA 7.37500% 09-15.12.17	7 100 000.00	9 591 107.60	0.30
Total GBP			99 007 042.51	3.12
Total Medium term notes, fixed rate			983 439 075.52	31.02
Medium term notes, floating rate				
EUR				
EUR	ARCELORMITTAL 4.625%/RATING LINKED 10-17.11.17	9 122 000.00	10 097 962.78	0.32
EUR	BANCAJA EMISIONES SA VAR 07-14.11.17	2 500 000.00	2 300 025.00	0.07
EUR	BANCO ESPIRITO SANTO SA-REG-S-SUB 7.125%/VAR 13-28.11.23	16 100 000.00	16 911 762.00	0.53
EUR	BARCLAYS BANK PLC-SUB 4.87500%/3M EURIBOR+105BP 04-PRP	7 270 000.00	6 599 487.90	0.21
EUR	BARCLAYS BANK PLC-SUB 4.75000%/3M EURIBOR+71BP 05-PRP	8 690 000.00	7 737 228.40	0.24
EUR	BAYERISCHE LANDESBK-SUB 4.50000%/3M EURIBOR+81BP 07-07.02.19	2 400 000.00	2 217 000.00	0.07
EUR	BPCE SA 6.117%/3M EURIBOR+237BP 07-PRP	6 050 000.00	6 591 959.00	0.21
EUR	BPCE SA-SUB 4.625%/3M EURIBOR+153BBP 04-PRP	500 000.00	511 565.00	0.02
EUR	BPE FINANCIACIONES SA-SUB 3M EURIBOR+75BP 04-30.06.14	745 000.00	731 999.75	0.02
EUR	CAIXABANK-REG-S-SUB 5.000%/EUSA5+395BP 13-14.11.23	5 400 000.00	5 707 206.00	0.18
EUR	CASINO GUICHARD PERRACHON SA-REG-S-SUB 4.87000%/VAR 13-PRP	11 500 000.00	11 609 250.00	0.37
EUR	COMMERZBANK AG-SUB 4.12500%/3M EURIBOR+90BP 06-13.09.16	4 850 000.00	4 736 849.50	0.15
EUR	CREDIT AGRICOLE SA 7.87500%/3M EURIBOR+642.4BP 09-PRP	3 100 000.00	3 632 828.00	0.11

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR DEPFA BANK PLC-SUB 3M EURIBOR+20BP 05-15.12.15	8 510 000.00	7 857 538.30	0.25
EUR HBOS EURO FINANCE LP-SUB 7.627%/3M EURIBOR+287.5BP-PRP	3 200 000.00	3 104 448.00	0.10
EUR HBOS PLC-SUB 4.37500%/FLR 04-30.10.19	970 000.00	974 481.40	0.03
EUR INEOS FINANCE PLC-REG-S 3M EURIBOR+600BP 12-15.02.19	6 580 000.00	6 948 480.00	0.22
EUR NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC-SUB 6.62500%/FLR 99-05.10.PR	2 600 000.00	2 401 386.00	0.07
EUR ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-SUB 7.875%/VAR 11-16.06.71	2 980 000.00	3 185 977.60	0.10
EUR SANPAOLO IMI SPA-SUB 3.750%/FLR 05-02.03.20	1 500 000.00	1 483 755.00	0.05
EUR SNS REAAL GROEP-SUB *DEFAULT* 6.258%/3M EURIBOR+229BP 07-PRP	1 000 000.00	40 000.00	0.00
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12.02.26	3 585 000.00	3 676 274.10	0.12
EUR UNICREDITO ITALIANO SPA-SUB 4.50000%/FLR 04-22.09.19	700 000.00	702 191.00	0.02
Total EUR		109 759 654.73	3.46
GBP			
GBP ARGON CAP PLC FOR RBS-SUB 8.162%/3M LIBOR+233BP 07-PRP	2 000 000.00	1 935 381.82	0.06
GBP BELFIUS FUNDING NV-SUB 5.875%/3M LIBOR+70BP 07-09.02.17	2 410 000.00	2 725 682.89	0.09
GBP CREDIT AGRICOLE SA-REG-S-SUB 5.136%/3M LIBOR+157.5BP 06-PRP	1 300 000.00	1 603 947.68	0.05
GBP LAFARGE SA VAR 09-30.05.17	4 690 000.00	6 774 631.46	0.21
GBP NATIONAL WESTMINSTER BANK PLC-SUB 7.625%/VAR 99-PRP	736 000.00	851 593.16	0.03
GBP NATIONWIDE BUILDING SOCIETY-REG-S-SUB 6.875%/VAR 14-PRP	6 970 000.00	8 502 502.02	0.27
Total GBP		22 393 739.03	0.71
USD			
USD ROYAL BANK OF SC PLC-SUB 7.64000%/3M LIBOR+232BP 07-PRP	2 100 000.00	1 546 526.39	0.05
USD SOCIETE GENERALE-REG-S-SUB 8.250%/USSWAP5+825BP 13-PRP	9 750 000.00	7 622 437.87	0.24
Total USD		9 168 964.26	0.29
Total Medium term notes, floating rate		141 322 358.02	4.46
Bonds, fixed rate			
CHF			
CHF MOBILE CHALLENGER INTERMED-REG-S (PIK) 8.75000% 13-15.03-19	9 640 000.00	8 204 407.70	0.26
Total CHF		8 204 407.70	0.26
EUR			
EUR ABENGOA FINANCE SAU-REG-S 6.00000% 14-31.03.21	4 790 000.00	4 847 863.20	0.15
EUR AG SPRING FINANCE LTD-REG-S 7.50000% 13-01.06.18	2 550 000.00	2 721 487.50	0.09
EUR AGROKOR DD-REG-S 9.87500% 12-01.05.19	9 085 000.00	10 278 314.75	0.32
EUR AIR BERLIN PLC-REG-S 11.50000% 11-01.11.14	2 500 000.00	2 412 750.00	0.08
EUR ALMIRALL SA-REG-S 4.62500% 14-01.04.21	6 840 000.00	6 994 242.00	0.22
EUR ALTICE FINANCING SA-REG-S 6.50000% 13-15.01.22	7 370 000.00	7 821 633.60	0.25
EUR ARDAGH PACKAGING FINANCE PLC-REG-S 7.37500% 10-15.10.17	8 400 000.00	8 925 000.00	0.28
EUR BPE FINANCIACIONES SA 2.87500% 13-19.05.16	5 200 000.00	5 273 008.00	0.17
EUR BUZZI UNICEM SPA-REG-S 6.25000% 12-28.09.18	4 820 000.00	5 445 395.00	0.17
EUR CAIXA GERAL DE DEPOSITOS SA-REG-S 5.62500% 12-04.12.15	5 700 000.00	6 063 888.00	0.19
EUR CEMEX ESPANA SA-REG-S 8.87500% 10-12.05.17	1 250 000.00	1 317 975.00	0.04
EUR CERBA EUROPEAN LAB-REG-S 7.00000% 13-01.02.20	5 650 000.00	6 140 872.00	0.19
EUR CET 21 SPOL S R O-REG-S 9.00000% 10-01.11.17	3 800 000.00	4 051 750.00	0.13
EUR CHESAPEAKE ENERGY CORP 6.25000% 06-15.01.17	3 730 000.00	4 079 687.50	0.13
EUR CIRSA FUNDING LUXEMBOURG SA-REG-S 8.75000% 10-15.05.18	2 570 000.00	2 680 484.30	0.08
EUR DEUTSCHE RASTSTATTEN GRUP IV GMBH-REG-S 6.75000% 13-30.12.20	6 080 000.00	6 638 630.40	0.21
EUR EMPARK FUNDING SA-REG-S 6.75000% 13-15.12.19	10 420 000.00	11 142 627.00	0.35
EUR ESPIRITO SANTO FINANCIAL GROUP-SUB 6.87500% 09-21.10.19	1 900 000.00	1 974 385.00	0.06
EUR FMC FINANCE VIII SA-REG-S 6.50000% 11-15.09.18	4 525 000.00	5 312 123.75	0.17
EUR FRANZ HANIEL & CIE GMBH 6.25000% 12-08.02.18	2 150 000.00	2 485 937.50	0.08
EUR GCS HOLDCO FINANCE I SA-REG-S 6.50000% 13-15.11.18	14 120 000.00	14 994 592.80	0.47
EUR GEO DEBT FINANCE SCA-REG-S 7.50000% 13-01.08.18	5 200 000.00	5 567 952.00	0.18
EUR GIE PSA TRESORERIE 6.00000% 03-19.09.33	705 000.00	742 527.15	0.02
EUR GROUPE BPCE-SUB 9.25000% 09-PRP	2 385 000.00	2 529 888.75	0.08
EUR GRUPO ANTOLIN DUTCH BV-REG-S 4.75000% 14-01.04.21	5 745 000.00	5 811 067.50	0.18
EUR GRUPO ISOLUX CORSAN FINANCE BV-REG-S 6.62500%14-15.04.21	5 500 000.00	5 516 775.00	0.17
EUR INAER AVIATION FINANCE LTD-REG-S 9.50000% 10-01.08.17	3 045 000.00	3 253 064.85	0.10
EUR KBC BANK NV-SUB 8.00000% 08-PRP	296 000.00	297 909.20	0.01
EUR KERNEOS TECH GROUP SAS-REG-S 5.75000 14-01.03.21	5 900 000.00	6 047 795.00	0.19
EUR LA FINANCIERE ATALIAN SA-REG-S 7.25000% 13-15.01.20	10 180 000.00	10 863 383.40	0.34
EUR LABCO SAS-REG-S 8.50000% 11-15.01.18	6 900 000.00	7 341 600.00	0.23
EUR LABEYRIE FINE FOODS SAS-REG-S 5.62500% 14-15.03.21	7 700 000.00	7 861 700.00	0.25
EUR METSA BOARD CORP-REG-S 4.00000% 14-13.03.19	6 070 000.00	6 075 463.00	0.19
EUR NARA CABLE FUNDING LIMITED-REG-S 8.50000% 13-01.03.20	8 875 000.00	10 698 102.50	0.34
EUR NOKIA SIEMENS NETWORKS FINANCE BV-REG-S 6.75000% 13-15.04.18	9 950 000.00	10 718 040.50	0.34
EUR OBRASCON HUARTE LAIN SA-REG-S 4.75000% 14-15.03.22	12 000 000.00	12 079 440.00	0.38
EUR ONO FINANCE II PLC-REG-S 11.12500% 11-15.07.19	6 710 000.00	7 522 715.20	0.24
EUR ORION ENGINEERED CARBONS BONDCO-REG-S 10.00000% 11-15.06.18	1 964 000.00	1 922 742.25	0.06
EUR PLAY FINANCE 2 SA-REG-S 6.50000% 14-01.08.19	4 030 000.00	4 214 896.40	0.13

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR RHINO BONDCO S.P.A-REG-S 7.25000% 13-15.11.20	7 120 000.00	7 578 385.60	0.24
EUR ROYAL BANK OF SCOTLAND PLC-SUB 5.50000% 04-29.11.49	6 350 000.00	5 707 062.50	0.18
EUR SPCM SA-REG-S 5.50000% 12-15.06.20	5 500 000.00	5 950 340.00	0.19
EUR TEREOS FINANCE GROUP I 4.25000% 13-04.03.20	3 900 000.00	3 978 975.00	0.13
EUR TVN FINANCE CORPORATION III AB-REG-S 7.37500% 13-15.12.20	7 550 000.00	8 271 025.00	0.26
EUR UNITYMEDIA KABELBW GMBH-REG-S 9.62500% 09-01.12.19	8 364 000.00	9 151 637.88	0.29
EUR UT2 FUNDING PLC-SUB 5.32100% 06-30.06.16	4 449 000.00	4 488 178.14	0.14
EUR WENDEL 6.75000% 11-20.04.18	5 300 000.00	6 173 493.00	0.20
EUR WENDEL SA 3.75000% 14-21.01.21	4 500 000.00	4 607 145.00	0.15
Total EUR		286 573 952.12	9.04
GBP			
GBP AA PIK CO LTD-REG-S 9.50000% 13-07.11.19	5 115 000.00	6 486 199.88	0.20
GBP BRAKES CAPITAL-REG-S 7.12500% 13-15.12.18	7 550 000.00	9 375 601.01	0.30
GBP GALAXY BIDCO LTD-REG-S 6.37500% 13-15.11.20	1 650 000.00	2 057 893.91	0.06
GBP GALAXY FINCO LTD-REG-S 7.87500% 13-15.11.21	10 580 000.00	13 208 262.93	0.42
GBP GRAINGER PLC-REG-S 5.00000% 13-16.12.20	9 900 000.00	12 531 302.17	0.39
GBP KELDA FINANCE NO 3 PLC-REG-S 5.75000% 13-17.02.20	7 400 000.00	9 086 392.68	0.29
GBP MATALAN FINANCE PLC-REG-S 8.87500% 11-29.04.16	1 336 000.00	1 657 349.90	0.05
GBP UNICREDIT INTL BK LUX SA 8.59250% 08-PRP	3 000 000.00	3 901 003.99	0.12
GBP VOUGEOT BIDCO PLC-REG-S 7.87500% 13-15.07.20	1 650 000.00	2 179 601.61	0.07
GBP VOYAGE CARE BONDCO PLC-REG-S 6.50000% 13-01.08.18	6 990 000.00	8 810 148.62	0.28
Total GBP		69 293 756.70	2.18
USD			
USD ALTICE FINANCING SA-REG-S 7.87500% 12-15.12.19	2 000 000.00	1 585 343.73	0.05
USD SPCM SA-144A 6.00000% 13-15.01.22	2 800 000.00	2 153 455.47	0.07
USD VIMPELCOM HOLDINGS-144A 6.25460% 11-01.03.17	9 000 000.00	6 595 320.16	0.21
Total USD		10 334 119.36	0.33
Total Bonds, fixed rate		374 406 235.88	11.81
Bonds, zero coupon			
USD			
USD GREENSILL CAPITAL SCF 1 SA 0.00000% 14-18.08.14	15 000 000.00	10 611 282.42	0.34
Total USD		10 611 282.42	0.34
Total Bonds, zero coupon		10 611 282.42	0.34
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR AGEAS HYBRID FIN-SUB 5.12500%/3M EURIBOR+200BP 06-29.06.17	950 000.00	967 451.50	0.03
EUR ARCELORMITTAL 9.375%/RATING LINKED 09-03.06.16	4 190 000.00	4 951 113.50	0.16
EUR BANCA INTESA SPA-SUBS 8.04700%/3M EURIBOR+410BP 08-PRP	6 400 000.00	7 176 000.00	0.23
EUR BANCO BILBALO VIZCAYA ARGENT-REG-S-SUB 7.000%/VAR 14-PRP	6 600 000.00	6 659 400.00	0.21
EUR BANCO POPULAR ESPAN-SUB 5.702%/3M EURIBOR+360BP 09-22.12.19	1 350 000.00	1 351 687.50	0.04
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 6.250%/VAR 14-PRP	6 400 000.00	6 313 600.00	0.20
EUR BANKIA SA 3M EURIBOR+20BP 06-25.01.16	5 200 000.00	5 084 924.00	0.16
EUR BBVA INTERNATIONAL PREF-SUB 8.500%/3M EURIBOR+574BP 09-PRP	950 000.00	975 935.00	0.03
EUR BPCE SA-SUB 4.75000%/3M EURIBOR+135BP 06-PRP	11 100 000.00	11 279 820.00	0.36
EUR C10 CAPITAL SPV LTD 6.277%/3M EURIBOR+479BP 07-PRP	1 550 000.00	1 193 500.00	0.04
EUR CAIXA SABADELL PREFERENTES SAU-SUB 3M EURIBOR+195BP 06-PRP	3 550 000.00	2 520 500.00	0.08
EUR CREDIT SUISSE-REG-S-SUB 5.750%/EUSA5+400BP 13-18.09.25	4 350 000.00	4 734 322.50	0.15
EUR EMPARK FUNDING SA-REG-S 3M EURIBOR+550BP 13-15.12.19	1 530 000.00	1 565 633.70	0.05
EUR ENEL SPA-REG-S-SUB 5.000%/VAR 14-15.01.75	3 270 000.00	3 332 457.00	0.10
EUR ENEL SPA-SUB 6.500%/VAR 13-10.01.74	10 930 000.00	11 855 443.10	0.37
EUR GROUPAMA SA-SUB 6.298%/3M EURIBOR+260BP 07-PRP	24 850 000.00	23 804 312.00	0.75
EUR GROUPE BPCE 12.50000%/3M LIBOR+1313BP 09-PRP	9 033 000.00	12 213 338.64	0.39
EUR GROUPE BPCE-SUB 9.000%/VAR 10-PRP	1 300 000.00	1 376 544.00	0.04
EUR GTECH SPA-REG-S 8.25000%/6M EURIBOR+505BP 06-31.03.66	5 775 000.00	6 255 075.75	0.20
EUR HTI FUNDING GMBH-SUB 6.35200%/12M EURIBOR+200BP 06-PRP	4 112 000.00	4 077 855.98	0.13
EUR HYPO REAL ES INTL-SUB 5.86400%/3M EURIBOR+213 BP 07-31.12.49	1 600 000.00	1 309 856.00	0.04
EUR KBC BANK FUNDING TRUST-REG-S 8.220%/3M EURIBOR+390BP 99-PRP	1 650 000.00	1 652 062.50	0.05
EUR KBC GROEP NV-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	6 395 000.00	6 275 093.75	0.20
EUR KERNEOS TECH GROUP SAS-REG-S 3M EURIBOR+475BP 14-01.03.21	1 780 000.00	1 799 366.40	0.06
EUR KONINKLIJKE KPN NV-REG-S-SUB 6.125%/VAR 13-PRP	10 310 000.00	10 766 217.50	0.34
EUR LLOYDS BANKING GROUP PLC-REG-S-SUB 6.375%/VAR 14-PRP	4 300 000.00	4 404 877.00	0.14
EUR NATIXIS-SUB 6.307%/3M EURIBOR+268P 07-PRP	2 850 000.00	3 108 865.50	0.10
EUR OTP BANK PLC-SUB 5.87500%/3M EURIBOR+300BP 06-PRP	2 175 000.00	1 832 002.50	0.06
EUR PFLEIDERER FINANCE BV 7.12500%/3M EURIBOR+423BP 07-PRP	4 000 000.00	16 440.00	0.00
EUR RBS CAP TRUST C-SUB 4.243%/3M EURIBOR+169BP 05-PRP	1 715 000.00	1 645 971.25	0.05
EUR RBS CAPITAL TRUST A-REG-S-SUB 3M EURIBOR+100BP 02-PRP	5 620 000.00	5 395 200.00	0.17

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR REXAM PLC-SUB 6.75000%/VAR 07-29.06.67	5 900 000.00	6 292 645.00	0.20
EUR RHINO BONDCO S.P.A-REG-S 3M EURIBOR+550BP 13-15.12.19	5 810 000.00	5 828 185.30	0.18
EUR ROYAL BANK OF SCOT GP PLC 7.09160%/3M EURIBOR+233BP 07-PRP	5 200 000.00	5 226 260.00	0.16
EUR SOCIETE GENERALE-REG-S-SUB 6.750/VAR 14-PRP	9 570 000.00	9 687 998.10	0.31
EUR SOCIETE GENERALE-SUB 9.375%/3M EURIBOR+890.1BP 09-31.12.99	7 050 000.00	8 456 475.00	0.27
EUR SRLEV NV VAR 9.000%/12M EURIBOR+616.5BP 11-15.04.41	1 586 000.00	1 931 872.71	0.06
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 6.500%/VAR 13-PRP	10 100 000.00	10 781 750.00	0.34
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 7.625%/VAR 13-PRP	8 900 000.00	9 970 759.00	0.31
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 5.000%/VAR 14-PRP	10 500 000.00	10 449 600.00	0.33
EUR TELEFONICA EUROPE BV-REG-S-SUB 5.875%/VAR 14-PRP	9 600 000.00	9 585 600.00	0.30
EUR UBS AG JERSEY-SUB 4.280%/3M EURIBOR+158BP 05-PRP	1 240 000.00	1 258 674.40	0.04
EUR UBS CAPITAL JERSEY LTD 7.15200%/3M EURIBOR+345BP 07-PRP	2 200 000.00	2 487 826.00	0.08
EUR UNICREDIT LUX FINANCE SA-SUB 8.125%/3M EURIBOR+665BP 09-PRP	6 155 000.00	6 997 188.65	0.22
EUR UNICREDITO ITALIANO SPA-SUB 9.375%/FLR 10-PRP	10 150 000.00	11 843 832.00	0.37
EUR WIENERBERGER AG 6.50000%/VAR 07-PRP	4 135 000.00	4 261 655.05	0.13
Total EUR		260 955 187.78	8.23
GBP			
GBP ABN AMRO BANK NV-SUB 5.00000%/3M LIBOR+148BP 06-PRP	4 371 000.00	5 346 702.46	0.17
GBP AM INTL GRP INC-SUB 5.75000%/3M EURIBOR+175.5BP 07-15.03.67	3 950 000.00	4 837 077.42	0.15
GBP BANK OF SCOTLAND 7.281%/VAR 01-PRP	5 857 000.00	7 719 638.54	0.24
GBP BBVA INTERNATIONAL PREFERRED SA 9.100%/3M LIBOR+570BP 09-PRP	3 650 000.00	4 552 531.54	0.14
GBP COMMERZBANK CAP FUNDING TST-SUB 5.905%/3M LIBOR+216BP 06-PRP	900 000.00	1 094 095.54	0.04
GBP CREDIT AGRICOLE SA-SUB 8.12500%/3M LIBOR+646BP 09-PRP	3 200 000.00	4 325 965.46	0.14
GBP GENERALI FINANCE BV 6.21400%/3M LIBOR+208BP 06-PRP	5 650 000.00	6 911 203.13	0.22
GBP HBOS CAPITAL FUNDING LP-SUB 6.46100%/VAR 01-PRP	2 900 000.00	3 702 566.88	0.12
GBP ORANGE SA-REG-S-SUB 5.875%/VAR 14-PRP	3 100 000.00	3 819 173.64	0.12
GBP SANTANDER FINANCE PREF SA 11.300%/LIBOR 3M+766BP 09-PRP	11 300 000.00	13 987 523.36	0.44
Total GBP		56 296 477.97	1.78
USD			
USD NATIXIS-REG-S-SUB 10.000%/3M LIBOR+651BP 08-PRP	2 000 000.00	1 710 865.22	0.05
USD SOCIETE GENERALE SA-SUB-144A 7.875%/VAR 13-PRP	4 700 000.00	3 546 526.39	0.11
USD SOCIETE GENERALE SA-REG-S-SUB 7.875%/VAR 13-PRP	4 000 000.00	3 018 320.34	0.10
Total USD		8 275 711.95	0.26
Total Bonds, floating rate		325 527 377.70	10.27
Other bonds, floating rate			
GBP			
GBP SOCIETE GENERALE-SUB 8.875%/3M LIBOR+340BP 08-PRP	4 978 000.00	6 725 364.99	0.21
Total GBP		6 725 364.99	0.21
Total Other bonds, floating rate		6 725 364.99	0.21
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
		2 666 635 877.49	84.12
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Mortgage Backed Securities, floating rate			
USD			
USD ALADDIN CDO I LTD-REG-S * DEFAULT * 3M LIBOR+750BP 06-31.10.16	1 700 000.00	0.01	0.00
Total USD		0.01	0.00
Total Mortgage Backed Securities, floating rate		0.01	0.00
Notes, fixed rate			
EUR			
EUR AXALTA COATINGS-REG-S 5.75000% 13-01.02.21	2 660 000.00	2 834 841.80	0.09
EUR BOPARAN HOLDINGS LTD-REG-S 9.75000% 11-30.04.18	9 595 000.00	10 337 844.90	0.33
EUR FINDUS BONDCO SA-REG-S 9.12500% 13-01.07.18	9 170 000.00	10 011 714.30	0.31
EUR INFOR US INC 10.00000% 12-01.04.19	8 000 000.00	8 980 000.00	0.28
EUR JARDEN CORP-SUB 7.50000% 10-15.01.20	1 250 000.00	1 351 350.00	0.04
EUR LEVI STRAUSS & CO 7.75000% 10-15.05.18	1 733 000.00	1 810 638.40	0.06
Total EUR		35 326 389.40	1.11
GBP			
GBP LYNX I CORP-REG-S 6.00000% 13-15.04.21	14 234 000.00	18 214 541.94	0.57
Total GBP		18 214 541.94	0.57
USD			
USD AMERICAN AXLE & MANUFACTURING INC 6.62500% 12-15.10.22	3 000 000.00	2 358 969.71	0.07
USD AXIAL CORP-REG-S 4.87500% 13-15.05.23	2 075 000.00	1 477 303.65	0.05

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD BIOMET INC-SUB 6.50000% 13-01.10.20	7 916 000.00	6 102 485.03	0.19
USD CHRYSLER GROUP LLC/CG CO-ISSUER 8.00000% 11-15.06.19	4 500 000.00	3 575 185.93	0.11
USD CHRYSLER GROUP LLC/CG CO-ISSUER-144A 8.00000% 13-15.06.19	5 000 000.00	3 972 428.80	0.13
USD DUFY FINANCE SCA-144A 5.50000% 12-15.10.20	6 100 000.00	4 610 728.10	0.15
USD HALCON RESOURCES CORP 8.87500% 13-15.05.21	6 075 000.00	4 573 054.60	0.14
USD HANSON PLC 6.12500% 06-15.08.16	500 000.00	398 603.30	0.01
USD MIDSTATES PETROLEUM CO INC/LLC 10.75000% 13-01.10.20	15 000 000.00	12 026 120.09	0.38
USD PARTY CITY HOLDINGS INC 8.87500% 13-01.08.20	2 515 000.00	2 032 346.28	0.06
USD SABINE PASS LIQUEFACTION LLC 5.62500% 14-01.02.21	8 500 000.00	6 359 967.35	0.20
USD SMURFIT KAPPA ACQUISITIONS-144A 4.87500 12-15.09.18	1 600 000.00	1 230 545.98	0.04
USD STORA ENSO OYJ-144A 6.40400% 06-15.04.16	2 600 000.00	2 056 230.72	0.07
Total USD		50 773 969.54	1.60
Total Notes, fixed rate		104 314 900.88	3.28
Medium term notes, fixed rate			
EUR			
EUR ALGECO SCOTSMAN GBL FINANCE PLC-REG-S 9.00000% 12-15.10.18	3 800 000.00	4 129 042.00	0.13
EUR CYFROWY POLSAT FINANCE AB-REG-S 7.12500% 11-20.05.18	1 415 000.00	1 493 999.45	0.05
EUR TVN FINANCE CORPORATION III AB-REG-S 7.87500% 10-15.11.18	3 065 000.00	3 233 575.00	0.10
Total EUR		8 856 616.45	0.28
GBP			
GBP BRIGHTHOUSE GROUP LTD-REG-S 7.87500% 13-15.05.18	8 700 000.00	11 143 586.23	0.36
Total GBP		11 143 586.23	0.36
Total Medium term notes, fixed rate		20 000 202.68	0.64
Bonds, fixed rate			
EUR			
EUR ARDAGH GLASS FINANCE PLC-REG S 07-15.06.17	21 900 000.00	22 276 461.00	0.70
EUR BANCO DE SABADELL SA 2.50000% 13-05.12.16	6 400 000.00	6 499 200.00	0.22
EUR EDCON HOLDINGS PROPRIETARY-REG-S 13.37500% 13-30.06.19	5 080 000.00	4 572 254.00	0.14
EUR SNAI SPA-REG-S 7.62500% 13-15.06.18	5 520 000.00	5 861 577.60	0.18
EUR SNAI SPA-REG-S-SUB 12.00000% 13-15.06.18	3 700 000.00	4 181 185.00	0.13
EUR TELENET FINANCE LUXEMBOURG SCA-REG-S 6.37500% 10-15.11.20	7 200 000.00	7 757 928.00	0.24
Total EUR		51 148 605.60	1.61
GBP			
GBP CABOT FINANCIAL LUXEMBOURG SA-REG-S 6.50000% 14-01.04.21	4 090 000.00	4 937 820.94	0.16
GBP FINDUS BONDCO SA-REG-S 9.50000% 13-01.07.18	8 250 000.00	10 901 101.63	0.34
Total GBP		15 838 922.57	0.50
USD			
USD CONTINENTAL AIRLINES INC-144A 6.12500% 12-29.04.18	3 700 000.00	2 828 859.06	0.09
Total USD		2 828 859.06	0.09
Total Bonds, fixed rate		69 816 387.23	2.20
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR MAPFRE SA-SUB 5.921%/3M LIBOR+205BP 07-24.07.37	3 750 000.00	3 897 675.00	0.12
Total EUR		3 897 675.00	0.12
USD			
USD CREDIT AGRICOLE SA-REG-S-SUB 8.125%/VAR 13-19.09.33	10 650 000.00	8 847 632.88	0.28
USD RBS CAPITAL TRUST I 4.70900%/FLR 03-PRP	7 000 000.00	4 926 537.28	0.16
Total USD		13 774 170.16	0.44
Total Bonds, floating rate		17 671 845.16	0.56
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		211 803 335.96	6.68
Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Bonds, fixed rate			
GBP			
GBP 1ST CREDIT HOLDINGS 11.00000% 13-10.06.20 *	8 800 000.00	12 161 455.54	0.39
Total GBP		12 161 455.54	0.39
Total Bonds, fixed rate		12 161 455.54	0.39

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Description					Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market						12 161 455.54	0.39
Recently issued transferable securities and money market instruments							
Notes, fixed rate							
USD							
USD	BEVERAGE PACKAGING HOLDING II-144A	5.62500%	13-15.12.16		7 000 000.00	5 205 877.02	0.17
USD	GRIFOLS WORLDWIDE OPERATIONS LTD-144A	5.25000%	14-01.04.22		1 000 000.00	741 882.82	0.02
USD	HALCON RESOURCES CORP-144A	9.75000%	13-15.07.20		4 000 000.00	3 119 898.42	0.10
USD	PINNACLE MERGER SUB INC-144A	9.50000%	13-01.10.23		6 500 000.00	5 193 633.23	0.16
Total USD						14 261 291.49	0.45
Total Notes, fixed rate						14 261 291.49	0.45
Total Recently issued transferable securities and money market instruments						14 261 291.49	0.45
Total investments in securities						2 904 861 960.48	91.64
Forward Foreign Exchange contracts							
Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)							
EUR	283 694 976.66	GBP	236 005 000.00	22.4.2014		-1 752 526.17	-0.06
EUR	4 561 109.56	CHF	5 635 000.00	22.4.2014		-68 193.09	0.00
EUR	96 044 316.95	USD	130 605 000.00	22.4.2014		1 279 495.85	0.04
EUR	6 385 251.09	GBP	5 315 000.00	22.4.2014		-43 229.14	0.00
EUR	3 017 991.78	CHF	3 715 000.00	22.4.2014		-33 979.71	0.00
EUR	9 729 850.95	USD	13 190 000.00	22.4.2014		159 405.79	0.02
EUR	11 049 804.00	GBP	9 130 000.00	22.4.2014		7 090.07	0.00
EUR	5 152 343.35	USD	7 045 000.00	22.4.2014		40 608.24	0.00
EUR	10 649 381.56	GBP	8 770 000.00	22.4.2014		42 086.80	0.00
EUR	7 829 401.46	GBP	6 460 000.00	22.4.2014		16 046.37	0.00
EUR	6 180 713.98	USD	8 445 000.00	22.4.2014		53 162.09	0.00
EUR	2 417 715.66	GBP	1 990 000.00	22.4.2014		10 815.25	0.00
EUR	4 837 929.37	GBP	3 970 000.00	22.4.2014		36 223.53	0.00
EUR	4 831 870.84	USD	6 540 000.00	22.4.2014		86 555.35	0.00
EUR	3 681 543.48	GBP	3 055 000.00	22.4.2014		-13 471.97	0.00
EUR	8 549 919.02	USD	11 625 000.00	22.4.2014		115 011.89	0.01
EUR	6 514 571.69	GBP	5 410 000.00	22.4.2014		-28 810.82	0.00
EUR	4 581 024.10	USD	6 220 000.00	22.4.2014		67 895.30	0.00
EUR	4 603 063.51	GBP	3 775 000.00	22.4.2014		37 209.72	0.00
EUR	5 851 873.39	GBP	4 810 000.00	22.4.2014		34 189.49	0.00
EUR	7 760 649.84	GBP	6 360 000.00	22.4.2014		68 244.52	0.00
EUR	8 539 980.68	USD	11 705 000.00	22.4.2014		47 026.88	0.00
EUR	6 622 186.94	GBP	5 455 000.00	22.4.2014		24 377.03	0.00
EUR	8 048 431.96	USD	11 045 000.00	22.4.2014		34 363.21	0.00
EUR	12 781 739.40	GBP	10 570 000.00	22.4.2014		-2 651.21	0.00
EUR	9 557 038.84	GBP	7 875 000.00	22.4.2014		32 244.51	0.00
EUR	7 347 696.18	USD	10 105 000.00	22.4.2014		15 675.83	0.00
EUR	10 472 171.18	USD	14 345 000.00	22.4.2014		63 677.18	0.00
AUD	117 970 000.00	EUR	77 011 557.28	10.4.2014		2 278 221.07	0.07
CAD	50 230 000.00	EUR	33 034 273.31	10.4.2014		-20 548.81	0.00
AUD	1 745 000.00	EUR	1 137 678.68	10.4.2014		35 167.49	0.00
EUR	12 735 544.13	GBP	10 540 000.00	22.4.2014		-12 561.55	0.00
AUD	1 415 000.00	EUR	926 235.64	10.4.2014		24 811.54	0.00
CAD	750 000.00	EUR	493 779.69	10.4.2014		-841.34	0.00
EUR	13 368 415.21	USD	18 540 000.00	22.4.2014		-83 901.19	0.00
AUD	1 490 000.00	EUR	973 407.68	10.4.2014		28 048.37	0.00
AUD	4 930 000.00	EUR	3 201 167.74	10.4.2014		112 374.75	0.01
CAD	1 055 000.00	EUR	684 591.94	10.4.2014		8 808.01	0.00
CNH	1 086 125 000.00	EUR	127 666 014.30	22.4.2014		-876 588.30	-0.03
CHF	23 340 700.00	EUR	19 163 828.58	22.4.2014		11 178.42	0.00
USD	1 106 975 000.00	EUR	799 532 403.82	22.4.2014		3 670 290.06	0.12
HKD	774 048 100.00	EUR	72 042 271.48	22.4.2014		366 081.25	0.01
SGD	107 270 000.00	EUR	61 154 495.63	22.4.2014		738 326.72	0.02

* Based on a proposal by the UBS' Global Valuation Committee, the Board of Directors has decided to value the following security at the Fair Value.

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

					有価証券届出書 (外国投資信託受益証券)		
Description					Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Options/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
GBP	6 305 000.00	EUR	7 571 008.98	22.4.2014		54 873.97	0.00
CNH	15 060 000.00	EUR	1 768 116.56	22.4.2014		-10 078.81	0.00
AUD	4 680 000.00	EUR	3 044 625.23	10.4.2014		100 887.72	0.01
HKD	61 505 200.00	EUR	5 714 653.65	22.4.2014		38 852.13	0.00
SGD	2 750 000.00	EUR	1 566 138.60	22.4.2014		20 560.96	0.00
USD	14 815 000.00	EUR	10 684 816.31	22.4.2014		64 701.89	0.00
AUD	2 465 000.00	EUR	1 587 878.27	10.4.2014		68 892.97	0.00
SGD	1 865 000.00	EUR	1 058 025.16	22.4.2014		18 045.63	0.00
CAD	960 000.00	EUR	622 034.00	10.4.2014		8 927.09	0.00
SGD	2 525 000.00	EUR	1 431 325.57	22.4.2014		25 553.11	0.00
USD	16 945 000.00	EUR	12 187 753.99	22.4.2014		107 256.87	0.01
CNH	18 940 000.00	EUR	2 207 689.50	22.4.2014		3 282.28	0.00
AUD	3 310 000.00	EUR	2 144 675.54	10.4.2014		80 035.54	0.00
GBP	255 000.00	EUR	304 484.52	22.4.2014		3 937.39	0.00
CNH	19 450 000.00	EUR	2 263 329.62	22.4.2014		7 177.31	0.00
AUD	2 940 000.00	EUR	1 916 330.66	10.4.2014		59 696.71	0.00
HKD	12 900 500.00	EUR	1 192 765.76	22.4.2014		14 011.90	0.00
SGD	2 620 000.00	EUR	1 487 508.90	22.4.2014		24 183.04	0.00
GBP	235 000.00	EUR	280 682.81	22.4.2014		3 549.15	0.00
USD	20 765 000.00	EUR	14 914 974.23	22.4.2014		151 765.25	0.01
SGD	3 060 000.00	EUR	1 740 281.72	22.4.2014		25 282.15	0.00
SGD	5 315 000.00	EUR	3 019 297.94	22.4.2014		47 359.57	0.00
AUD	1 715 000.00	EUR	1 123 884.14	10.4.2014		28 798.49	0.00
CAD	895 000.00	EUR	577 576.98	10.4.2014		10 662.79	0.00
HKD	10 538 100.00	EUR	986 065.43	22.4.2014		-278.55	0.00
SGD	1 805 000.00	EUR	1 026 299.42	22.4.2014		15 152.47	0.00
USD	29 220 000.00	EUR	21 197 337.64	22.4.2014		4 209.56	0.00
USD	25 665 000.00	EUR	18 595 414.07	22.4.2014		26 684.12	0.00
SGD	530 000.00	EUR	301 298.65	22.4.2014		4 501.63	0.00
AUD	1 515 000.00	EUR	1 001 665.48	10.4.2014		16 593.52	0.00
HKD	12 504 700.00	EUR	1 169 644.63	22.4.2014		107.91	0.00
EUR	10 949 228.11	GBP	9 155 000.00	22.4.2014		-123 723.26	0.00
USD	21 185 000.00	EUR	15 370 361.50	22.4.2014		1 123.01	0.00
CNH	25 030 000.00	EUR	2 936 448.93	22.4.2014		-14 557.50	0.00
SGD	4 620 000.00	EUR	2 637 057.04	22.4.2014		28 598.22	0.00
GBP	165 000.00	EUR	197 337.26	22.4.2014		2 229.86	0.00
CHF	311 900.00	EUR	255 469.79	22.4.2014		764.37	0.00
SGD	5 055 000.00	EUR	2 892 013.75	22.4.2014		24 628.53	0.00
CAD	1 230 000.00	EUR	800 216.51	10.4.2014		8 202.39	0.00
GBP	130 000.00	EUR	156 164.60	22.4.2014		1 070.10	0.00
USD	17 765 000.00	EUR	12 888 103.12	22.4.2014		1 886.14	0.00
CNH	20 700 000.00	EUR	2 421 606.63	22.4.2014		-5 180.23	0.00
AUD	1 575 000.00	EUR	1 059 413.24	10.4.2014		-827.15	0.00
HKD	15 994 800.00	EUR	1 498 605.28	22.4.2014		-2 371.23	0.00
SGD	9 410 000.00	EUR	5 410 082.53	22.4.2014		19 314.86	0.00
CNH	19 980 000.00	EUR	2 339 648.04	22.4.2014		-7 271.26	0.00
EUR	788 032.60	CHF	960 700.00	22.4.2014		-1 208.05	0.00
CAD	2 060 000.00	EUR	1 354 093.47	10.4.2014		-156.13	0.00
SGD	5 015 000.00	EUR	2 893 623.70	22.4.2014		-60.69	0.00
GBP	105 000.00	EUR	126 953.42	22.4.2014		43.84	0.00
USD	25 875 000.00	EUR	18 823 110.05	22.4.2014		-48 639.35	0.00
AUD	6 955 000.00	EUR	4 674 907.41	10.4.2014		-325.67	0.00
CAD	2 110 000.00	EUR	1 386 202.62	10.4.2014		597.27	0.00
SGD	4 125 000.00	EUR	2 379 600.85	22.4.2014		448.49	0.00
GBP	125 000.00	EUR	151 207.42	22.4.2014		-20.21	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)						7 517 161.39	0.24
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets						197 551 059.02	6.23
Other assets and liabilities						60 028 307.18	1.89
Total net assets						3 169 958 488.07	100.00

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	31.3.2014	31.3.2013	31.3.2012
Net assets in EUR	3 169 958 488.07	899 218 946.45	777 352 777.87	
Class (AUD hedged) P-mdist ¹	LU0945635778			
Units outstanding	1 484 757.7660	-	-	
Net asset value per unit in AUD	105.00	-	-	
Issue and redemption price per unit in AUD ²	105.00	-	-	
Class (CAD hedged) P-mdist ¹	LU0945635851			
Units outstanding	574 638.3080	-	-	
Net asset value per unit in CAD	105.37	-	-	
Issue and redemption price per unit in CAD ²	105.37	-	-	
Class (CHF hedged) P-acc ³	LU0776290842			
Units outstanding	175 811.2360	145 963.1570	-	
Net asset value per unit in CHF	132.02	119.30	-	
Issue and redemption price per unit in CHF ²	132.02	119.30	-	
Class (GBP hedged) P-mdist ⁴	LU0997192736			
Units outstanding	73 458.4890	-	-	
Net asset value per unit in GBP	101.75	-	-	
Issue and redemption price per unit in GBP ²	101.75	-	-	
Class (HKD hedged) K-1-acc ⁵	LU1023284265			
Units outstanding	4 000.00	-	-	
Net asset value per unit in HKD	40 588 846.29	-	-	
Issue and redemption price per unit in HKD ²	40 588 846.29	-	-	
Class (HKD hedged) P-mdist ⁶	LU0973218331			
Units outstanding	726 749.9240	-	-	
Net asset value per unit in HKD	1 029.90	-	-	
Issue and redemption price per unit in HKD ²	1 029.90	-	-	
Class (RMB hedged) K-1-acc ⁷	LU1004765415			
Units outstanding	2 100.00	-	-	
Net asset value per unit in CNH	35 846 747.82	-	-	
Issue and redemption price per unit in CNH ²	35 846 747.82	-	-	
Class (RMB hedged) K-1-mdist ⁸	LU1030385881			
Units outstanding	1 800.00	-	-	
Net asset value per unit in CNH	35 274 622.37	-	-	
Issue and redemption price per unit in CNH ²	35 274 622.37	-	-	
Class (RMB hedged) P-mdist ⁹	LU0968750884			
Units outstanding	1 051 695.8800	-	-	
Net asset value per unit in CNH	1 036.06	-	-	
Issue and redemption price per unit in CNH ²	1 036.06	-	-	
Class (SGD hedged) P-mdist ¹⁰	LU0989134753			
Units outstanding	1 562 948.5980	-	-	
Net asset value per unit in SGD	101.94	-	-	
Issue and redemption price per unit in SGD ²	101.94	-	-	
Class (USD hedged) K-1-acc ¹¹	LU1004765761			
Units outstanding	5 400.00	-	-	
Net asset value per unit in USD	5 100 658.07	-	-	
Issue and redemption price per unit in USD ²	5 100 658.07	-	-	
Class (USD hedged) P-acc ¹²	LU0994471687			
Units outstanding	713 133.1320	-	-	
Net asset value per unit in USD	103.77	-	-	
Issue and redemption price per unit in USD ²	103.77	-	-	

¹ Initial subscription: 8.7.2013² See note 1³ Initial subscription: 21.5.2012⁴ Initial subscription: 13.12.2013⁵ Initial subscription: 17.2.2014

⁶ Initial subscription: 10.10.2013

⁷ Initial subscription: 15.1.2014

⁸ Initial subscription: 19.2.2014

⁹ Initial subscription: 30.9.2013

¹⁰ Initial subscription: 19.11.2013

¹¹ Initial subscription: 16.1.2014

¹² Initial subscription: 26.11.2013

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

	ISIN	31.3.2014	31.3.2013	31.3.2012
Class (USD hedged) P-mdist ¹³	LU0937166394			
Units outstanding		11 694 239.8830	-	-
Net asset value per unit in USD		103.54	-	-
Issue and redemption price per unit in USD ²		103.54	-	-
Class F-acc ¹⁴	LU0415181469			
Units outstanding		48 958.2450	-	-
Net asset value per unit in EUR		178.04	-	-
Issue and redemption price per unit in EUR ²		178.04	-	-
Class I-A1-acc ¹⁵	LU0415181899			
Units outstanding		371 133.9340	1 204 535.4360	-
Net asset value per unit in EUR		119.03	106.59	-
Issue and redemption price per unit in EUR ²		119.03	106.59	-
Class I-B-acc	LU0415182517			
Units outstanding		291 077.7750	37 344.4920	57 737.4810
Net asset value per unit in EUR		171.50	152.73	130.21
Issue and redemption price per unit in EUR ²		171.50	152.73	130.21
Class I-B-mdist ¹⁶	LU0908558249			
Units outstanding		1 226 675.0870	-	-
Net asset value per unit in EUR		103.09	-	-
Issue and redemption price per unit in EUR ²		103.09	-	-
Class I-X-acc ¹⁷	LU0415182780			
Units outstanding		110 154.1400	-	-
Net asset value per unit in EUR		102.12	-	-
Issue and redemption price per unit in EUR ²		102.12	-	-
Class K-1-acc	LU0415180909			
Units outstanding		13.0000	7.7000	2.1000
Net asset value per unit in EUR		4 700 070.17	4 214 179.11	3 617 192.10
Issue and redemption price per unit in EUR ²		4 700 070.17	4 214 179.11	3 617 192.10
Class N-dist ¹⁸	LU0415180495			
Units outstanding		92 985.5230	100.0000	-
Net asset value per unit in EUR		108.66	99.38	-
Issue and redemption price per unit in EUR ²		108.66	99.38	-
Class P-acc	LU0086177085			
Units outstanding		3 895 334.1800	3 181 736.2110	4 755 708.3069
Net asset value per unit in EUR		177.03	159.62	137.77
Issue and redemption price per unit in EUR ²		177.03	159.62	137.77
Class P-dist	LU0085995990			
Units outstanding		3 374 241.1460	2 064 461.1657	1 741 031.8397
Net asset value per unit in EUR		51.60	48.97	44.91
Issue and redemption price per unit in EUR ²		51.60	48.97	44.91
Class P-mdist	LU0417441200			
Units outstanding		2 320 986.7920	479 066.9180	199 262.3150
Net asset value per unit in EUR		149.24	144.35	132.80
Issue and redemption price per unit in EUR ²		149.24	144.35	132.80
Class Q-acc	LU0358408267			
Units outstanding		1 286 830.6670	284 699.9190	19 814.3750
Net asset value per unit in EUR		157.53	141.28	121.30
Issue and redemption price per unit in EUR ²		157.53	141.28	121.30

² See note 1

¹³ Initial subscription: 10.6.2013

¹⁴ Initial subscription: 9.7.2013

¹⁵ Initial subscription: 23.10.2012

¹⁶ Initial subscription: 29.4.2013

¹⁷ Initial subscription: 17.1.2014

¹⁸ Initial subscription: 14.1.2013

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Performance

	Currency	2013/2014	2012/2013	2011/2012
Class (AUD hedged) P-mdist ¹	AUD	-	-	-
Class (CAD hedged) P-mdist ¹	CAD	-	-	-
Class (CHF hedged) P-acc ¹	CHF	10.7%	-	-
Class (GBP hedged) P-mdist ¹	GBP	-	-	-
Class (HKD hedged) K-1-acc ¹	HKD	-	-	-
Class (HKD hedged) P-mdist ¹	HKD	-	-	-
Class (RMB hedged) K-1-acc ¹	CNH	-	-	-
Class (RMB hedged) K-1-mdist ¹	CNH	-	-	-
Class (RMB hedged) P-mdist ¹	CNH	-	-	-
Class (SGD hedged) P-mdist ¹	SGD	-	-	-
Class (USD hedged) K-1-acc ¹	USD	-	-	-
Class (USD hedged) P-acc ¹	USD	-	-	-
Class (USD hedged) P-mdist ¹	USD	-	-	-
Class F-acc ¹	EUR	-	-	-
Class I-A1-acc	EUR	11.7%	-	-
Class I-B-acc	EUR	12.3%	17.3%	3.5%
Class I-B-mdist ¹	EUR	-	-	-
Class I-X-acc ¹	EUR	-	-	-
Class K-1-acc	EUR	11.5%	16.5%	2.8%
Class N-dist	EUR	10.3%	-	-
Class P-acc	EUR	10.9%	15.9%	2.2%
Class P-dist	EUR	10.9%	15.9%	2.2%
Class P-mdist	EUR	10.9%	15.9%	2.2%
Class Q-acc	EUR	11.5%	16.5%	2.8%

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming units.

The performance data were not audited.

¹ Due to the recent launch, there are no data for the calculation of the performance.

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

France	13.63
Luxembourg	12.91
Netherlands	12.83
United Kingdom	11.90
Italy	8.24
Germany	8.14
Ireland	5.19
Spain	4.98
United States	4.56
Portugal	1.90
Switzerland	1.15
Jersey	1.12
Croatia	0.86
Cayman Islands	0.81
Sweden	0.55
Czech Republic	0.52
Austria	0.40
Poland	0.36
Finland	0.35
South Africa	0.25
Belgium	0.25
Greece	0.24
Hungary	0.23
Canada	0.13
Australia	0.10
British Virgin Islands	0.04
Total	91.64

Economic Breakdown as a % of net assets

Finance & holding companies	25.91
Banks & credit institutions	14.99
Miscellaneous unclassified companies	11.17
Telecommunications	8.39
Miscellaneous services	4.95
Building industry & materials	3.20
Food & soft drinks	2.36
Mining, coal & steel	2.24
Vehicles	2.16
Insurance	2.06
Mortgage & funding institutions	1.55
Chemicals	1.48
Traffic & transportation	1.37
Energy & water supply	1.29
Petroleum	1.02
Lodging, catering & leisure	0.90
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	0.85
Mechanical engineering & industrial equipment	0.76
Retail trade, department stores	0.65
Electrical devices & components	0.63
Packaging industry	0.57
Computer hardware & network equipment providers	0.47
Forestry, paper & pulp products	0.45
Real Estate	0.44
Textiles, garments & leather goods	0.40
Internet, software & IT services	0.38
Investment funds & pension foundations	0.36
Healthcare & social services	0.20
Miscellaneous consumer goods	0.18
Graphic design, publishing & media	0.13
Miscellaneous trading companies	0.07
Rubber & tyres	0.06
Total	91.64

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2014

The notes are an integral part of the financial statements.

（２）【2013年３月31日終了年度】

①【貸借対照表】

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産計算書

2013年３月31日現在

	UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券取得原価	792,117,369.61	109,153,774
投資有価証券未実現評価（損）益	48,056,659.83	6,622,208
投資有価証券合計（注１）	840,174,029.44	115,775,981
現金預金、要求払い預金および貯蓄預金	30,166,139.86	4,156,894
有価証券売却未収金（注１）	16,997,057.43	2,342,195
発行受益証券未収金	4,297,667.74	592,219
未収有価証券利息	20,344,704.04	2,803,500
流動資産にかかる未収利息	723.15	100
為替予約契約に係る未実現（損）益（注１）	(913,465.87)	(125,876)
スワップに係る未実現（損）益（注１）	(597,708.20)	(82,364)
資産合計	910,469,147.59	125,462,649
負債		
当座借越にかかる未払利息	(25.96)	(4)
有価証券購入未払金（注１）	(7,852,979.13)	(1,082,141)
買戻受益証券未払金	(2,932,316.66)	(404,073)
報酬引当金（注２）	(369,185.79)	(50,874)
年次税引当金（注３）	(95,693.60)	(13,187)
引当金合計	(464,879.39)	(64,060)
負債合計	(11,250,201.14)	(1,550,278)
期末現在純資産額	899,218,946.45	123,912,371

注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

UBS（Lux）ボンド・ファンド

運用計算書

自2012年4月1日 至2013年3月31日

	UBS（Lux）ボンド・ファンド —ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	
	ユーロ	千円
収益		
流動資産に係る利息	17,678.37	2,436
有価証券に係る利息	49,090,756.62	6,764,706
スワップに係る受取利息（注1）	75,347.21	10,383
貸付有価証券に係る収益（注4）	468,364.51	64,541
その他の収益	217,223.80	29,933
収益合計	49,869,370.51	6,871,999
費用		
スワップに係る支払利息（注1）	(240,069.45)	(33,082)
報酬（注2）	(8,797,604.43)	(1,212,310)
年次税（注3）	(352,189.23)	(48,532)
手元流動性および当座借越に係る利息	(6,908.39)	(952)
費用合計	(9,396,771.50)	(1,294,875)
投資に係る純（損）益	40,472,599.01	5,577,124
実現（損）益（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る実現（損）益	15,960,181.98	2,199,313
金融先物に係る実現（損）益	(999,286.20)	(137,702)
為替予約契約に係る実現（損）益	308,665.97	42,534
スワップに係る実現（損）益	358,845.23	49,449
発行受益証券／買戻受益証券に係る実現損益（注5）	6,952,341.48	958,033
投資に係る実現（損）益合計	22,580,748.46	3,111,627
外国為替に係る実現（損）益	843,115.82	116,181
実現（損）益合計	23,423,864.28	3,227,808
当期実現純（損）益	63,896,463.29	8,804,933
未実現評価（損）益の変動（注1）		
オプション無し時価評価有価証券に係る未実現評価（損）益	35,442,382.85	4,883,960
金融先物に係る未実現評価（損）益	159,805.14	22,021
為替予約契約に係る未実現評価（損）益	(2,010,239.81)	(277,011)
スワップに係る未実現評価（損）益	(438,718.48)	(60,455)
未実現評価（損）益の変動合計	33,153,229.70	4,568,515
運用の結果による純資産の純増（減）	97,049,692.99	13,373,448

注記は、財務書類と不可分のものである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド

純資産変動計算書

自2012年4月1日 至2013年3月31日

UBS（Lux）ボンド・ファンド
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

ユーロ 千円

期首現在純資産額	777,352,777.87	107,119,213
受益証券発行	808,815,878.98	111,454,828
受益証券買戻し	(777,450,552.91)	(107,132,686)
受益証券発行（買戻し）純額合計	31,365,326.07	4,322,142
支払分配金	(6,548,850.48)	(902,432)
純投資（損）益	40,472,599.01	5,577,124
実現（損）益合計	23,423,864.28	3,227,808
未実現評価（損）益の変動合計	33,153,229.70	4,568,515
運用の結果による純資産の純増（減）	97,049,692.99	13,373,448
期末現在純資産額	899,218,946.45	123,912,371

発行済受益証券数の変動

自2012年4月1日 至2013年3月31日

クラス	(スイス・フラン・ ヘッジ) P-a c c	I-A l-a c c	I-B-a c c	K-l-a c c
期首現在発行済受益証券数	0.0000	0.0000	57,737.4810	2.1000
発行受益証券数	158,378.5090	1,208,535.4360	14,437.1800	13.4000
買戻受益証券数	(12,415.3520)	(4,000.0000)	(34,830.1690)	(7.8000)
期末現在発行済受益証券数	145,963.1570	1,204,535.4360	37,344.4920	7.7000

クラス	N-d i s t	P-a c c	P-d i s t	P-m d i s t
期首現在発行済受益証券数	0.0000	4,755,708.3069	1,741,031.8397	199,262.3150
発行受益証券数	100.0000	3,058,038.0211	939,932.7790	419,597.7040
買戻受益証券数	0.0000	(4,632,010.1170)	(616,503.4530)	(139,793.1010)
期末現在発行済受益証券数	100.0000	3,181,736.2110	2,064,461.1657	479,066.9180

クラス	Q-a c c
期首現在発行済受益証券数	19,814.3750
発行受益証券数	372,580.4440
	(107,694.9000)
期末現在発行済受益証券数	284,699.9190

分配金

UBS（Lux）ボンド・ファンド	権利落ち日	支払日	通貨	1口当たり金額	円
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） N－d i s t	2013年6月3日	2013年6月6日	ユーロ	0.90	124
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） P－d i s t	2013年6月3日	2013年6月6日	ユーロ	2.50	345

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

注1．重要な会計方針の概要

当財務書類は、投資信託としてルクセンブルグで一般に公認されている会計原則に従って作成されている。重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

a) 純資産価格の計算

サブ・ファンドまたはクラス受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、サブ・ファンドまたは受益証券クラスの勘定通貨で表示され、毎ファンド営業日に、クラス受益証券がそれぞれに帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの各クラス受益証券の流通している受益証券口数で除することにより決定される。

本書において「営業日」とは、ルクセンブルグにおける個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日を除く、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいう。

各サブ・ファンドのクラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、かかるクラス受益証券に課せられる手数料を考慮して、各クラス受益証券の流通している受益証券とサブ・ファンドの流通している受益証券の総口数との比率により決定され、発行されまたは買い戻される毎に変動する。対象となるクラス受益証券に帰属する純資産価額は、受領額または支払額の分だけ増減することになる。

一取引日に、サブ・ファンドのすべてのクラス受益証券の発行受益証券または買戻受益証券の総額が純資本に流入または純資本から流出した場合、サブ・ファンドの純資産価額はそれに応じて増加または減少することがある。その際の最大の調整額は、純資産価額の2%となる。サブ・ファンドが支出する見積り取引費用および税金、ならびにファンドが投資する資産の見積り呼値スプレッドが考慮されることになる。純変動が当該サブ・ファンドの受益証券口数の増加につながる場合、かかる調整によって純資産価額は増加する。純変動が受益証券口数の減少につながる場合、純資産価額は減少する。取締役会は、各サブ・ファンドの閾値を設定することができる。かかる閾値は、取引日におけるファンド資産純価額または当該サブ・ファンドの通貨の絶対額に関する純変動に基づく。純資産価額は、取引日にかかる閾値を超えた場合にのみ調整される。

b) 評価原則

一 流動資産は、現金、預金、為替手形および要求払約束手形および売掛金、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息、いずれの形においても全額で評価が行なわれる。ただし、かかる評価額が完全には支払われないまたは受領できない可能性のある場合には、その真正価額を表すために適切と思われる控除が考慮された上で、価格が決定される。

一 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。これらの有価証券、派生商品およびその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合、これらの投資対象の主要市場である証券取引所の直近の表示価格が適用される。

有価証券、派生商品およびその他の投資対象について、証券取引所における取引がごく僅かなものであり、かつ市場の市価決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、かかる価格に基づき、当該有価証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない有価証券、派生商品および他の投資対象が公認かつ公開で定期的に運営されている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

一 証券取引所に上場されておらず、また別の規制された市場でも取引されていない、適正価格が入手できない有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の原則に従って、管理会社により評価される。

一 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）の評価は、独立価格決定ソースを参照して行われる。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づき管理会社およびファンドの監査人に認められた評価方法によって確認される。

一 他の譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券／株式は、それらの直近純資産価格で評価される。

(i) サブ・ファンドが短期金融商品である場合、

一 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの二つの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が補間される。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- － 関連する注文日から当該評価日の間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。
そのため、特定の評価日における一口当たり資産価格は、推定利息収益を含む。
- (ii) (i) の規則が適用されないその他のサブ・ファンドは、以下の規制が適用される。
短期金融商品については、評価価格は、純取得価格に基づき、発生する利回りを維持しつつ、徐々に償還価格に向かって調整される。そのために、このように計算された評価価格は実際の市場価格と異なることがある。市場状況に重大な変化が起きた場合、個々の投資資産の評価の根拠は新市場利回りに合致させる。
投資方針に従って主に短期金融商品に投資するサブ・ファンドに関しては、残存する満期までの期間が12か月を超えない証券は短期金融商品の要項に従い評価される。
- － 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、当該通貨のルクセンブルグにおける中間の市場取引レート（売買価格の仲値）またはこれが提供されない場合は当該通貨を最も代表する市場におけるレートで評価される。
- － 定期預金および信託投資は、これらの額面額に発生利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部サービス・プロバイダーにより計算され、第2次の独立した評価が他の外部サービス・プロバイダーにより提供されている。かかる計算は、イン・フローおよびアウト・フローの両方のすべてのキャッシュ・フローの純現在価値に基づくものである。特定の場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルおよび市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価が利用される。評価方法は、各有価証券に依拠し、世界評価指針に従い決定される。

異常事態のため上記規則に基づく評価が実行不可能または不正確になった場合、管理会社は、純資産額の適切な評価を実行するため誠実に他の一般に認められ監査可能な評価基準を適用する権限を付与される。

異常事態においては、追加評価は一日繰り延べることができる。これらの新評価は、受益証券の爾後の発行および買戻しについて正式なものである。

c) 為替予約契約の評価

未決済の為替予約契約に係る未実現利益（損失）は、評価日の実勢先物為替レートに基づいて評価される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される入手可能な直近の公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は運用計算書に計上される。実現損益は、（最初に取得された契約が、最初に販売されるものとみなされる）先入れ先出し法に従って計算される。

e) 有価証券売却に係る実現純利益（損失）

有価証券売却に係る実現純利益（損失）は、売却有価証券の平均原価に基づいて計算されている。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての銀行口座、その他の純資産額および有価証券の評価額は、評価日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は支払日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。外国為替に係る損益は運用計算書に含まれている。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日のスポット・レート終値の仲値で換算されている。

g) 投資有価証券取引の計上

投資有価証券取引は、取引日の翌銀行営業日に計上される。

h) スワップ

ファンドは、当該種類の取引を専門とする一流金融機関との間で取交わされる、金利スワップ契約、金利スワップションにかかる金利先渡契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

未実現損益の変動は、運用計算書において「スワップに係る未実現評価損益」として反映されている。

手仕舞い時または満期時に発生するスワップに係る利益または損失は、運用計算書において「スワップに係る実現損益」として記録される。

i) 連結財務書類

ファンドの連結財務書類はユーロで設定されている。ファンドの2013年3月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の様々な項目は、決算日のユーロの為替レートに換算された各サブ・ファンドの財務書類中の対応する項目の金額に等しい。

以下の為替レートが外国為替の換算および2013年3月31日現在の連結財務書類に使用された。

為替レート

1 ユーロ	=	1.231692	オーストラリア・ドル
1 ユーロ	=	1.304581	カナダ・ドル
1 ユーロ	=	1.215978	スイス・フラン
1 ユーロ	=	0.845665	英ポンド
1 ユーロ	=	304.420043	ハンガリー・フォリント
1 ユーロ	=	120.731082	日本円
1 ユーロ	=	7.489513	ノルウェー・クローネ
1 ユーロ	=	8.349218	スウェーデン・クローナ
1 ユーロ	=	1.593054	シンガポール・ドル
1 ユーロ	=	1.284100	米ドル

j) モーゲージ・バック証券

ファンドは、その投資方針に従い、モーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージ・バック証券は、証券の形態で統合された住居モーゲージの資金プールに対する参加権である。裏付であるモーゲージに関する元本および利息の支払は、元本が証券の原価を減少させるモーゲージ・バック証券の所有者に対して行われる。元本および利息の支払は、アメリカ合衆国の政府機関に類似する機関により保証される。損益は、元本の各支払に関連する各頭金の支払について計算される。この損益は、運用計算書の証券の売却にかかる純実現損益に含まれる。さらに、モーゲージへの期前弁済は、証券の存続期間を短縮することがあり、従って、ファンドの予想利回りに影響する。

「モーゲージ・バック証券」に関して、評価日において証券の額面価格に適用される係数が1より大きい場合、財務諸表に表示されている額面価格は当該係数を反映するべく調整される。その他の場合、表示されている額面価格は1に相当する係数で処理されている。

k) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定には、外国為替取引からの未収金も含まれることがある。「有価証券購入未払金」の勘定には、外国為替取引からの未払金も含まれることがある。

l) 利益の認識

源泉徴収税控除後の分配金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」を認定した日に利益として認識される。利息収入は、日次ベースで発生する。

m) その他の税金

その他の税金は、韓国の税務当局による5年間の遡及的な税率変更による韓国の税金に対する引当金により構成される。

注2. 報酬

ファンドは、個々のサブ・ファンド／クラス受益証券に、下記の表に列挙されているファンドまたはクラス受益証券の平均純資産額への一定料率に基づき計算された報酬を毎月支払う。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラス (スイス・フラン・ヘッジ) P-a c c
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率1.80%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.26%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスF-a c c
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率0.900%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスI-A1-a c c およびI-A1-d i s t
－スイス・フラン	年率0.46%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率0.50%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率0.62%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率0.68%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスI-A2-a c c
－英ボンド	年率0.40%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスI-B-a c c
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率0.065%
－グローバル（スイス・フラン）	年率0.065%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスI-X-a c c
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率0.00%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスK-1-a c c
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率1.02%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率0.70%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率0.90%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスN-a c c
－オーストラリア・ドル	年率1.00%
－スイス・フラン	年率1.00%
－ユーロ	年率1.20%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率1.75%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスN-d i s t
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.75%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスP-a c c およびP-d i s t
－オーストラリア・ドル	年率0.90%
－カナダ・ドル	年率0.90%
－スイス・フラン	年率0.90%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率1.80%
－ユーロ	年率0.90%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.26%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率1.50%
－英ポンド	年率0.90%
－グローバル（スイス・フラン）	年率1.14%
－日本円	年率0.90%
－米ドル	年率0.90%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスP-md i s t
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.26%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率1.50%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスQ-a c c
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率0.90%
－ユーロ	年率0.50%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率0.72%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	報酬 受益証券クラスU-X-a c c
－グローバル（スイス・フラン）	年率0.00%

ファンドは、上記の報酬から、ファンド資産の運用、管理、ポートフォリオ管理および安全保管ならびに以下を含むファンドの販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ・ ルクセンブルグ内外でのファンドの承認および監督に係る年間手数料および費用
- ・ 監督官庁によるその他の請求額

- ・ 約款、目論見書、年次報告書および半期報告書の印刷費
- ・ ファンドを販売している国への主要な投資家向け資料または類似書類の作成
- ・ 投資家に対する価格および通知の公告
- ・ ルクセンブルグ内外でのファンドの上場および受益証券の販売に関連して発生する手数料
- ・ ファンド資産の安全保管、支払の取扱および2010年12月17日のルクセンブルグの法律に基づき要求されるその他の業務に係る保管受託銀行の手数料および費用
- ・ 投資家に対する分配金支払のためのその他の費用および手数料
- ・ 監査報酬

販売報酬は、管理手数料からファンドの販売会社および資産運用会社に対して支払われる。

ただし、保管受託銀行、管理事務代行会社および管理会社は、投資家の利益のためこれらの主体が実行する非日常業務の手配に係る費用の全額の払戻しを受ける権利を有し、その他の場合には当該費用はファンドに対し直接に請求される。

ファンドはまた、ファンド資産の管理から発生するすべての取引費用（市場でのブローカー手数料、報酬、金融関係手数料等。）を負担する。

ファンドはまた、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金、特に、「年次税」を負担する。

クラスF受益証券については、追加報酬が課せられる。かかる追加報酬は、投資家およびユービーエス・エイ・ジーまたは授権されたディストリビューション・パートナーの一人と別個に締結された契約を通じて決定される。

クラスI－B受益証券については、ファンドの管理事務費用（管理会社、中央管理事務代行会社および保管受託銀行の費用により構成される。）を補填する報酬が課せられる。資産運用および分配に係る費用については、投資家およびUBSグローバル・アセット・マネジメントまたは授権された代理人の一人と別個に締結された契約に基づき、ファンド外で直接課せられる。

クラスI－X受益証券およびクラスU－X受益証券の資産運用に関して提供されるサービスに係る費用について、ファンドの管理事務費用（管理会社、中央管理事務代行会社および保管受託銀行の費用により構成される。）および販売報酬は、投資家と別個に締結された契約に基づき、その権利を有するユービーエス・エイ・ジーへの補償を通じて決済される。

個々のサブ・ファンドまたはクラス受益証券に正確に配分できる一切の費用は、当該サブ・ファンド、またはクラス受益証券に請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンドに関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産価格に比例して当該関係サブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドについて、関係する投資信託のレベルと当該サブ・ファンドのレベルの両方において、手数料が請求されることがある。サブ・ファンドがその資産に投資する対象ファンドの管理報酬上限額は、トレイル・フィーを考慮に入れ、最大で3%にのぼる。

管理会社自ら／共同経営もしくは支配を通じ、または管理会社の実質的な直接／間接保有、もしくは会社と同一グループのその他の会社の実質的な直接／間接保有を通じ、サブ・ファンドは、保有対象ファンドの発行手数料または買戻手数料を全く請求されないことがある。

注3．年次税

現在施行されている法令に従い、ファンドは、各四半期末日におけるファンドの純資産総額に基づき計算され、四半期毎に支払われる年率0.05%の発行税、または、一定のクラス受益証券については、0.01%の軽減年率の年次税の対象となっている。

ルクセンブルグ法の法定条項に従い年次税を既に支払っている他の投資信託の受益証券または株式へ投資された純資産部分に関し、年次税は放棄された。

注４．貸付有価証券

ファンドは、ファンドの投資有価証券を第三者に貸し付けることができる（「貸付有価証券」）。一般的に貸付有価証券は、クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認の決済機関、さらにかかる取引を専門にする一流の金融機関の利用、および当該機関の設定した方法に従った場合にのみ、実行される。

2013年３月31日現在の貸付有価証券の時価評価額は、以下のサブ・ファンドに関するものである。

UBS（Lux） ボンド・ファンド	エクスポージャー	担保
－オーストラリア・ドル	＝	－ オーストラリア・ドル
－カナダ・ドル	＝ 169,917,300.50	カナダ・ドル 188,628,437.78
－スイス・フラン	＝ 113,095,097.50	スイス・フラン 125,549,025.90
－コンパート・ヨーロッパ（ユーロ）	＝ 36,026,844.93	ユーロ 39,994,088.05
－ユーロ	＝ 314,469,815.57	ユーロ 349,098,943.22
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	＝ 305,858,478.99	ユーロ 339,539,334.16
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	＝ 188,913,960.55	米ドル 209,716,992.61
－英ポンド	＝ 26,998,271.03	英ポンド 29,971,295.87
－グローバル（スイス・フラン）	＝ 60,467,653.06	スイス・フラン 67,126,295.55
－日本円	＝ 550,918,300.00	日本円 611,584,917.88
－米ドル	＝ 75,571,382.26	米ドル 83,893,233.56

	担保の内訳	比重
普通株		51.17%
固定利付債		48.83%

貸付有価証券に関して、担保が受領される。担保は、通常、貸し付けられる証券の少なくとも時価相当の高格付債により構成され、当該担保はユービーエス・エイ・ジー（チューリッヒ）によって分別管理口座においてグローバルに保有される。

貸付有価証券に係る収益および費用は、運用計算書において個別に表示される。

注５．発行受益証券／買戻受益証券に係る実現損益

サブ・ファンドは、関連取引に関しサブ・ファンドが支出する平均的な報酬（仲介手数料、証券取引所報酬／手数料等）を、純資産価額ベースで、投資家に対して請求することができる。かかる収益はサブ・ファンドにとって有利となり、運用計算書において「発行受益証券／買戻受益証券に係る実現損益」として計上される。

注6．利益分配

約款第10条に従い、管理会社は、年次決算の終了とともに、各サブ・ファンドが分配金の支払を行うか否かおよび分配の程度を決定する。分配金の支払は、ファンドの純資産が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ってはならない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

毎月分配の分配型受益証券：

UBS（Lux）ボンド・ファンドーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） P—m d i s t

権利落ち日	支払日	ユーロ
2012年4月16日	2012年4月19日	0.70
2012年5月15日	2012年5月21日	0.70
2012年6月15日	2012年6月20日	0.70
2012年7月16日	2012年7月19日	0.70
2012年8月16日	2012年8月21日	0.70
2012年9月17日	2012年9月20日	0.70
2012年10月15日	2012年10月18日	0.70
2012年11月15日	2012年11月20日	0.75
2012年12月17日	2012年12月20日	0.75
2013年1月15日	2013年1月18日	0.75
2013年2月15日	2013年2月20日	0.80
2013年3月15日	2013年3月20日	0.80

UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（シンガポール・ドル・ヘッジ） P—m d i s t

権利落ち日	支払日	シンガポール・ドル
2012年4月16日	2012年4月19日	0.50
2012年5月15日	2012年5月21日	0.50
2012年6月15日	2012年6月20日	0.50
2012年7月16日	2012年7月19日	0.50
2012年8月16日	2012年8月21日	0.50
2012年9月17日	2012年9月20日	0.50
2012年10月15日	2012年10月18日	0.50
2012年11月15日	2012年11月20日	0.50
2012年12月17日	2012年12月20日	0.50
2013年1月15日	2013年1月18日	0.50
2013年2月15日	2013年2月20日	0.45
2013年3月15日	2013年3月20日	0.45

UBS（Lux）ボンド・ファンドーフルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） P-m d i s t

権利落ち日	支払日	米ドル
2012年4月16日	2012年4月19日	0.50
2012年5月15日	2012年5月21日	0.50
2012年6月15日	2012年6月20日	0.50
2012年7月16日	2012年7月19日	0.50
2012年8月16日	2012年8月21日	0.50
2012年9月17日	2012年9月20日	0.50
2012年10月15日	2012年10月18日	0.50
2012年11月15日	2012年11月20日	0.50
2012年12月17日	2012年12月20日	0.50
2013年1月15日	2013年1月18日	0.50
2013年2月15日	2013年2月20日	0.45
2013年3月15日	2013年3月20日	0.45

分配の詳細については、未監査である。

注7．関係者間取引

管理会社、投資運用会社または取締役会の関連会社であるブローカーを通じて行われた、2012年4月1日から2013年3月31日の期間において香港で売買を許可された以下のサブ・ファンドの、有価証券および短期金融市場取引高は、以下の通りである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	その他有価証券における関係者間取引高 （株式および株式に準ずる有価証券を除く）	有価証券取引合計に 占める割合
ーユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	37,979,599.57 ユーロ	2.75%
ーフルサイクル・アジア・ボンド （米ドル）	147,745,165.00 米ドル	14.77%

「その他有価証券における関係者間取引高（株式および株式に準ずる有価証券を除く）」からサブ・ファンドの基準通貨への変換には、2013年3月31日現在の財務書類の為替レートが使用された。

通常の市場慣行に従い、その他有価証券における関係者間取引高（株式および株式に準ずる有価証券を除く）において、ファンドに対して手数料は課されていない。

かかる取引は、通常の営業過程、および通常の商業上の取引条件で締結された。

注8．ソフト・コミッション・アレンジメント

2012年4月1日から2013年3月31日までの期間、いかなる「ソフト・コミッション・アレンジメント」もUBS（Lux）ボンド・ファンドに代わって締結されておらず、「ソフト・コミッション・アレンジメント」の金額はなかった。

注9．金融先物に係る契約債務

2013年3月31日現在のサブ・ファンドおよび各通貨当たりの金融先物に係る契約債務は、以下のとおり要約される。

UBS (Lux) ボンド・ファンド	債券に係る金融先物（買い）	債券に係る金融先物（売り）
－オーストラリア・ドル	76,973,508.96 オーストラリア・ドル	75,731,335.25 オーストラリア・ドル
－ユーロ	－ ユーロ	72,357,140.00 ユーロ
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	39,461,109.55 米ドル	15,891,562.50 米ドル
－英ポンド	－ 英ポンド	1,187,800.00 英ポンド
－グローバル（スイス・フラン）	2,499,652.08 スイス・フラン	8,493,165.58 スイス・フラン
－米ドル	5,200,593.75 米ドル	23,757,187.50 米ドル

UBS (Lux) ボンド・ファンド	金利に係る金融先物（買い）	金利に係る金融先物（売り）
－米ドル	－ 米ドル	19,913,906.25 米ドル

注10．総経費率（TER）

当比率は、今期版のスイス・ファンズ・アソシエーション（SFA）による「TERおよびPTRの計算および公表に係る指針」に従って計算されており、遡及的に把握される、純資産中における、純資産が負担するすべての経常費用および手数料（運営経費）の合計の割合を表示するものである。

過去12か月におけるTER

UBS (Lux) ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－オーストラリア・ドル クラスN－acc受益証券	1.18%
－オーストラリア・ドル クラスP－acc受益証券	0.94%
－オーストラリア・ドル クラスP－dist受益証券	0.94%
－カナダ・ドル クラスP－acc受益証券	0.94%
－カナダ・ドル クラスP－dist受益証券	0.94%
－スイス・フラン クラスI－A1－acc受益証券	0.47%
－スイス・フラン クラスN－acc受益証券	1.04%
－スイス・フラン クラスP－acc受益証券	0.94%
－スイス・フラン クラスP－dist受益証券	0.94%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）（スイス・フラン・ヘッジ）P－acc受益証券	1.85%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）クラスI－A1－dist受益証券	0.52%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）クラスK－1－acc受益証券	1.07%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）クラスP－acc受益証券	1.84%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）クラスP－dist受益証券	1.84%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ） クラスQ－a c c受益証券	0.96%
－ユーロ クラスN－a c c受益証券	1.24%
－ユーロ クラスP－a c c受益証券	0.94%
－ユーロ クラスP－d i s t受益証券	0.94%
－ユーロ クラスQ－a c c受益証券	0.55%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）（スイス・フラン・ヘッジ） クラスP－a c c受益証券	1.31%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスI－A 1－a c c受益証券	0.63%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスI－B－a c c受益証券	0.07%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスK－1－a c c受益証券	0.75%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスN－d i s t受益証券	1.77%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－a c c受益証券	1.30%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－d i s t受益証券	1.30%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスP－m d i s t受益証券	1.30%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ） クラスQ－a c c受益証券	0.76%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスN－a c c受益証券	1.78%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスP－a c c受益証券	1.54%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）（ユーロ・ヘッジ） クラスP－d i s t受益証券	1.54%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） （シンガポール・ドル・ヘッジ） クラスP－a c c受益証券	1.54%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） （シンガポール・ドル・ヘッジ） クラスP－m d i s t受益証券	1.54%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスF－a c c受益証券	0.91%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスI－A 1－a c c受益証券	0.68%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスI－X－a c c受益証券	0.00%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスK－1－a c c受益証券	0.94%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスP－a c c受益証券	1.54%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル） クラスP－m d i s t受益証券	1.54%
－英ボンド クラスI－A 2－a c c受益証券	0.41%
－英ボンド クラスP－a c c受益証券	0.94%

UBS（Lux）ボンド・ファンド	総経費率（TER）
－英ポンド クラスP-dist受益証券	0.94%
－グローバル（スイス・フラン）（ユーロ・ヘッジ） クラスP-acc受益証券	1.18%
－グローバル（スイス・フラン）（ユーロ・ヘッジ） クラスP-dist受益証券	1.18%
－グローバル（スイス・フラン） クラスI-B-acc受益証券	0.07%
－グローバル（スイス・フラン） クラスP-acc受益証券	1.18%
－グローバル（スイス・フラン） クラスP-dist受益証券	1.18%
－グローバル（スイス・フラン） クラスU-X-acc受益証券	0.01%
－日本円 クラスP-acc受益証券	0.94%
－日本円 クラスP-dist受益証券	0.94%
－米ドル クラスP-acc受益証券	0.94%
－米ドル クラスP-dist受益証券	0.94%

運用期間が12か月に満たないクラス受益証券のTERについては、年率換算されている。

取引費用および為替ヘッジに関連して発生したその他の費用は、TERに含まれない。

注11. ポートフォリオ売買回転率（PTR）

当該比率は、今期版のスイス・ファンズ・アソシエーション（SFA）による「TERおよびPTRの計算および公表に係る指針」に従って計算された。PTRは、投資証券を売買する時にファンドにより生じた追加費用に対して関連性のある指針として考慮される。平均ファンド純資産額に関する自発的な投資へのシフトの結果として、何回証券取引が発生したかを示している。コントロールできない発行および買戻しに起因する取引は、当該比率に含まれない。

PTR

UBS（Lux）ボンド・ファンド	ポートフォリオ売買回転率（PTR）
－オーストラリア・ドル	－27.77%
－カナダ・ドル	－6.86%
－スイス・フラン	－2.65%
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	－0.64%
－ユーロ	51.32%
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	－25.54%
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	6.78%
－英ポンド	－19.38%
－グローバル（スイス・フラン）	293.28%
－日本円	－18.45%
－米ドル	12.97%

注12. 取引費用

取引費用は、当期に発生したブローカー報酬、印紙税、地方税およびその他の海外手数料を含む。取引費用は、有価証券の購入および売却に係る費用に含まれる。

2013年3月31日に終了した会計期間において、ファンドにおいて発生した投資有価証券の購入および売却に関連する取引費用は、以下の通りである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド	取引費用
－オーストラリア・ドル	66,830.00 オーストラリア・ドル
－カナダ・ドル	－ カナダ・ドル
－スイス・フラン	－ スイス・フラン
－コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	1,850.76 ユーロ
－ユーロ	21,183.00 ユーロ
－ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	525.13 ユーロ
－フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	174,978.82 米ドル
－英ポンド	－ 英ポンド
－グローバル（スイス・フラン）	1,583.81 スイス・フラン
－日本円	－ 日本円
－米ドル	5,617.30 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、為替予約契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注13. 名称の変更

管理会社の取締役会は、2013年3月12日付で、以下のサブ・ファンドの名称を変更することを決定した。

サブ・ファンドの旧名称	サブ・ファンドの新名称
UBS（Lux）ボンド・ファンド －コンバート・ヨーロッパ	UBS（Lux）ボンド・ファンド －コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）
UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド	UBS（Lux）ボンド・ファンド －ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）
UBS（Lux）ボンド・ファンド －フルサイクル・アジア・ボンド	UBS（Lux）ボンド・ファンド －フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）

注14. 準拠法、営業地域および言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、受益者、管理会社および保管受託銀行との間のすべての法律上の紛争の管轄地である。ルクセンブルグの法律が適用される。しかし、外国の投資家からの請求に関する事項については、管理会社および／または保管受託会社は、ファンド受益証券が売買された国の管轄に服し、代理人を選定することが出来る。

本財務書類は、ドイツ語版が正式書類であり、かかるドイツ語版のみが公認の監査人により監査された。しかし、ファンドの受益証券が売買されているその他の国の投資者に売却された受益証券の場合、管理会社および保管受託銀行は、両者およびファンドを拘束する関連言語に翻訳された承認済の翻訳を認知することができる（即ち、管理会社および保管受託銀行がこれを承認する。）

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	EUR		
	31.3.2013		
Assets			
Investments in securities, cost	792 117	369.61	
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	48 056	659.83	
Total investments in securities (Note 1)		840 174	029.44
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts		30 166	139.86
Receivable on securities sales (Note 1)		16 997	057.43
Receivable on subscriptions		4 297	667.74
Interest receivable on securities		20 344	704.04
Interest receivable on liquid assets			723.15
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)		-913	465.87
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)		-597	708.20
Total Assets		910 469	147.59
Liabilities			
Interest payable on bank overdraft			-25.96
Payable on securities purchases (Note 1)		-7 852	979.13
Payable on redemptions		-2 932	316.66
Provisions for flat fee (Note 2)		-369	185.79
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)		-95	693.60
Total provisions		-464	879.39
Total Liabilities		-11 250	201.14
Net assets at the end of the financial year		899 218	946.45

Statement of Operations

	EUR		
	1.4.2012-31.3.2013		
Income			
Interest on liquid assets		17 678	37
Interest on securities		49 090	756.62
Interest received on swaps (Note 1)		75	347.21
Income on securities lending (Note 4)		468	364.51
Other income		217	223.80
Total income		49 869	370.51
Expenses			
Interest paid on swaps (Note 1)		-240	069.45
Flat fee (Note 2)		-8 797	604.43
Taxe d'abonnement (Note 3)		-352	189.23
Interest on cash liquidity and bank overdraft		-6	908.39
Total expenses		-9 396	771.50
Net income (loss) on investments		40 472	599.01
Realized gain (loss) (Note 1)			
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	15 960	181.98	
Realized gain (loss) on financial futures	-999	286.20	
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	308	665.97	
Realized gain (loss) on swaps	358	845.23	
Realized result on subscriptions/redemptions (Note 5)	6 952	341.48	
Total realized gain (loss) on investments		22 580	748.46
Realized gain (loss) on foreign exchange		843	115.82
Total realized gain (loss)		23 423	864.28
Net realized gain (loss) of the financial year		63 896	463.29
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)			
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	35 442	382.85	
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	159	805.14	
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-2 010	239.81	
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-438	718.48	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	33 153	229.70	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		97 049	692.99

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2013

The notes are an integral part of the financial statements.

Statement of Changes in Net Assets

	EUR		
	1.4.2012-31.3.2013		
Net assets at the beginning of the financial year		777	352 777.87
Subscriptions	808 815	878.98	
Redemptions	-777 450	552.91	
Total net subscriptions (redemptions)		31 365	326.07
Dividend paid		-6 548	850.48
Net income (loss) on investments	40 472	599.01	
Total realized gain (loss)	23 423	864.28	
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	33 153	229.70	
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations		97 049	692.99
Net assets at the end of the financial year		899 218	946.45

Development of the outstanding units

	1.4.2012-31.3.2013		
	(CHF hedged) P-acc		
Class			
Number of units outstanding at the beginning of the financial year			0.0000
Number of units issued	158	378.5090	
Number of units redeemed	-12	415.3520	
Number of units outstanding at the end of the financial year	145	963.1570	
Class			I-A1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year			0.0000
Number of units issued	1 208	535.4360	
Number of units redeemed	-4	000.0000	
Number of units outstanding at the end of the financial year	1 204	535.4360	
Class			I-B-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year			57 737.4810
Number of units issued	14	437.1800	
Number of units redeemed	-34	830.1690	
Number of units outstanding at the end of the financial year	37	344.4920	
Class			K-1-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year			2.1000
Number of units issued			13.4000
Number of units redeemed			-7.8000
Number of units outstanding at the end of the financial year			7.7000
Class			N-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year			0.0000
Number of units issued			100.0000
Number of units redeemed			0.0000
Number of units outstanding at the end of the financial year			100.0000
Class			P-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	4 755	708.3069	
Number of units issued	3 058	038.0211	
Number of units redeemed	-4 632	010.1170	
Number of units outstanding at the end of the financial year	3 181	736.2110	
Class			P-dist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	1 741	031.8397	
Number of units issued	939	932.7790	
Number of units redeemed	-616	503.4530	
Number of units outstanding at the end of the financial year	2 064	461.1657	
Class			P-mdist
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	199	262.3150	
Number of units issued	419	597.7040	
Number of units redeemed	-139	793.1010	
Number of units outstanding at the end of the financial year	479	066.9180	
Class			Q-acc
Number of units outstanding at the beginning of the financial year	19	814.3750	
Number of units issued	372	580.4440	
Number of units redeemed	-107	694.9000	
Number of units outstanding at the end of the financial year	284	699.9190	

Distribution

UBS (Lux) Bond Fund	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per unit
- Euro High Yield (EUR) N-dist	3.6.2013	6.6.2013	EUR	0.90
- Euro High Yield (EUR) P-dist	3.6.2013	6.6.2013	EUR	2.50

UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR)
Annual Report as of 31 March 2013

The notes are an integral part of the financial statements.

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

Annual Report as of 31 March 2013
UBS (Lux) Bond Fund

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per unit of any subfund or of any unit class are expressed in the currency of account of the subfund or of the unit class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each unit class by the number of units in circulation in the respective unit class of this subfund.

In this context, “business day” refers to normal bank business days in Luxembourg (i.e. each day on which the banks are open during normal business hours) with the exception of individual non-statutory rest days in Luxembourg and days on which exchanges in the main countries in which the subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued.

The percentage of the net asset value attributable to each unit class of a subfund changes each time units are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the units in circulation in each unit class to the total number of units in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that unit class. The net asset value attributable to the unit class concerned is increased or reduced by the amount received or paid out.

If the total subscriptions or redemptions of all the unit classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the net asset value of the subfund may be increased or reduced accordingly. The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a

rise in the number of units in the subfund concerned. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the number of units. The Board of Directors can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other investments are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other investments infrequently traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Management Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Management Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.

The notes are an integral part of the financial statements.

- Derivatives not listed at a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Management Company and the Fund's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
 - Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value.
 - (i) If the subfund is a money market fund,
 - money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curve is with reference to the two components of interest rate and credit spread. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
 - interest income earned by subfunds between the order date concerned and the valuation date concerned is included in the valuation of the assets of the subfund concerned. The asset value per share on a given valuation date therefore includes projected interest earnings.
 - (ii) For the other subfunds that do not fall under the regulation in subsection f) (i), the following regulation shall apply: For money market instruments, the valuation price will be gradually adjusted to the redemption price, based on the net acquisition price and retaining the ensuing yield. The valuation price, calculated as such, may therefore deviate from the actual market price. In the event of a significant change in market conditions, the basis for the valuation of the individual investments is brought into line with the new market yields.
- For subfunds that, according to their investment policy, predominantly invest in money market instruments, securities with a residual maturity of less than 12 months are also valued in accordance with the guidelines for money market

instruments.

- Securities, money market instruments, derivatives and other investments denominated in a currency other than the reference currency of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the Global Valuation Policy.

The Management Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In extraordinary circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then be authoritative for subsequent issues and redemptions of units.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts
The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

d) Valuation of financial futures contracts
Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

The notes are an integral part of the financial statements.

e) Net realized profit (loss) on the sales of securities

The realized profits or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Profit or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of the securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction date.

h) Swaps

The fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under “Unrealized appreciation (depreciation) on swaps”.

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as “Realized gain (loss) on swaps” in the statement of operations.

i) Consolidated financial statements

The consolidated financial statements of the fund are established in EUR. The various items of the consolidated statement of net assets and the consolidated statement of operations as at 31 March 2013 of the fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the closing exchange rates.

The notes are an integral part of the financial statements.

The following exchange rates were used for the conversion of foreign currencies and the consolidated financial statements as of 31 March 2013:

Exchange rates				
EUR	1	=	AUD	1.231692
EUR	1	=	CAD	1.304581
EUR	1	=	CHF	1.215978
EUR	1	=	GBP	0.845665
EUR	1	=	HUF	304.420043
EUR	1	=	JPY	120.731082
EUR	1	=	NOK	7.489513
EUR	1	=	SEK	8.349218
EUR	1	=	SGD	1.593054
EUR	1	=	USD	1.284100

j) “Mortgage-backed securities”

The fund, in accordance with its investment policies, may invest in mortgage-backed securities. A mortgage-backed security is a participation in a pool of residential mortgages which is consolidated into the form of securities. The principal and interest payments on the underlying mortgages are passed through to the holders of the mortgage-backed security of which the principle reduces the cost basis of the security. The payment of principal and interest may be guaranteed by quasigovernmental agencies of the United States. A gain or loss is calculated on each paydown associated with each payment of principal. This gain or loss has been included in Net realized gain or loss on sales of securities in the statement of operations. In addition, prepayments of the underlying mortgages may shorten the life of the security, thereby affecting the fund's expected yield.

For “Mortgage-backed securities”, if the factor to be applied to the nominal of the security is greater than one at the valuation date, then the nominal shown in the financial statements is adjusted to reflect this factor. In the other cases the nominal shown reflects the effect of a factor equal to one.

k) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account “Receivable on securities sales” can also include receivables from foreign currency transactions. The account “Payable on securities purchases” can also include payables from foreign currency transactions.

1) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”. Interest income is accrued on a daily basis.

m) Other taxes

Other taxes consist of provisions for Korean taxes following a 5 year retroactive tax rate modification of the Korean tax authorities.

Note 2 – Flat fee

The fund pays each of the subfunds/unit classes a monthly flat fee calculated on the average net asset value of the subfund or unit class as shown in the table below:

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “(CHF hedged) P-acc”	Flat fee
- Convert Europe (EUR)		1.80% p.a.
- Euro High Yield (EUR)		1.26% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “F-acc”	Flat fee
- Full Cycle Asian Bond (USD)		0.900% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit classes “I-A1-acc” and “I-A1-dist”	Flat fee
- CHF		0.46% p.a.
- Convert Europe (EUR)		0.50% p.a.
- Euro High Yield (EUR)		0.62% p.a.
- Full Cycle Asian Bond (USD)		0.68% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “I-A2-acc”	Flat fee
- GBP		0.40% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “I-B-acc”	Flat fee
- Euro High Yield (EUR)		0.065% p.a.
- Global (CHF)		0.065% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “I-X-acc”	Flat fee
- Full Cycle Asian Bond (USD)		0.00% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “K-1-acc”	Flat fee
- Convert Europe (EUR)		1.02% p.a.
- Euro High Yield (EUR)		0.70% p.a.
- Full Cycle Asian Bond (USD)		0.90% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “N-acc”	Flat fee
- AUD		1.00% p.a.
- CHF		1.00% p.a.
- EUR		1.20% p.a.
- Full Cycle Asian Bond (USD)		1.75% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “N-dist”	Flat fee
- Euro High Yield (EUR)		1.75% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit classes “P-acc” and “P-dist”	Flat fee
- AUD		0.90% p.a.
- CAD		0.90% p.a.
- CHF		0.90% p.a.
- Convert Europe (EUR)		1.80% p.a.
- EUR		0.90% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit classes “P-acc” and “P-dist”	Flat fee
- Euro High Yield (EUR)		1.26% p.a.
- Full Cycle Asian Bond (USD)		1.50% p.a.
- GBP		0.90% p.a.
- Global (CHF)		1.14% p.a.
- JPY		0.90% p.a.
- USD		0.90% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “P-mdist”	Flat fee
- Euro High Yield (EUR)		1.26% p.a.
- Full Cycle Asian Bond (USD)		1.50% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “Q-acc”	Flat fee
- Convert Europe (EUR)		0.90% p.a.
- EUR		0.50% p.a.
- Euro High Yield (EUR)		0.72% p.a.

UBS (Lux) Bond Fund	Unit class “U-X-acc”	Flat fee
- Global (CHF)		0.00% p.a.

Out of the above monthly flat fee, the fund will bear all costs incurred in connection with the management, administration, portfolio management and safekeeping of the fund's assets and fund sales, such as:

- annual fees and expenses for approving and supervising the fund in Luxembourg and abroad;
- other fees charged by the supervisory authorities;
- printing of the regulations, prospectuses and the annual and semi-annual reports;

The notes are an integral part of the financial statements.

- production of the KIID or the corresponding documents for the fund's sales countries;
- price publications and publication of notices to investors;
- fees incurred in connection with the listing of the fund and sales within Luxembourg and abroad;
- commission and expenses of the Custodian Bank for the safekeeping of the fund's assets, dealing with payments and other duties, as required under the Luxembourg Law of 17 December 2010;
- fees and other expenses for the payment of dividends to investors and
- auditor's fees.

Out of the management commission, fees are paid to distributors and asset managers of the fund.

The Custodian Bank, administrative agent and Management Company are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of non-routine arrangements made by them in the interests of the investors; otherwise such expenses will be charged direct to the fund.

The fund will also bear all transaction expenses arising in connection with the administration of the fund assets (brokerage commission in line with the market, fees, fiscal charges, etc.).

All taxes levied on the income and assets of the fund, particularly the payment of the tax d'abonnement, will also be borne by the fund.

For unit class “F”, an additional fee will also be charged; this shall be determined via a separate contract between the investor and UBS AG or one of its authorised distribution partners.

For unit class “I-B” a fee is charged to cover the costs of Fund administration (comprising the costs of the Management Company, administration and Custodian Bank). The costs for asset management and distribution are charged directly outside of the Fund under a separate contract between the investor and UBS Global Asset Management or one of its authorised representatives.

Costs in connection with the services to be performed for unit classes “I-X” and “U-X” pertaining to asset management, fund administration

(comprising the costs of the Management Company, Administrative Agent and Custodian Bank) and distribution will be settled via the compensation to which UBS AG is entitled under a separate contract with the investor.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds or unit classes are charged to these subfunds or unit classes. If costs pertain to several or all subfunds/unit classes, these costs will be charged to the subfunds/unit classes concerned in proportion to their relative net asset values.

In the subfunds that may invest in other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund as well as at the level of the relevant target fund. The upper limit for management fees of target funds in which the assets of the subfunds are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trail fees.

In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding of the Management Company, or by a substantial direct or indirect holding of any other company of the same group of companies, the subfund's holding in the target fund may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the fund is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, reduced tax d'abonnement amounting to 0.01% p.a. is due for certain unit classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the fund at the end of each quarter.

The tax d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the tax d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

The notes are an integral part of the financial statements.

Note 4 – Securities Lending

The fund may also lend portions of its securities portfolio to third parties (“securities lending”). In general, securities lending may be effected only via recognised clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or using first-class financial institutions that specialise in such activities and following the procedure specified by them.

The market value of the securities lent on 31 March 2013, was for the following subfunds:

UBS (Lux) Bond Fund	Exposure	Collateral
- AUD	- AUD	- AUD
- CAD	169 917 300.50 CAD	188 628 437.78 CAD
- CHF	113 095 097.50 CHF	125 549 025.90 CHF
- Convert Europe (EUR)	36 026 844.93 EUR	39 994 088.05 EUR
- EUR	314 469 815.57 EUR	349 098 943.22 EUR
- Euro High Yield (EUR)	305 858 478.99 EUR	339 539 334.16 EUR
- Full Cycle Asian Bond (USD)	188 913 960.55 USD	209 716 992.61 USD
- GBP	26 998 271.03 GBP	29 971 295.87 GBP
- Global (CHF)	60 467 653.06 CHF	67 126 295.55 CHF
- JPY	550 918 300.00 JPY	611 584 917.88 JPY
- USD	75 571 382.26 USD	83 893 233.56 USD
Collateral Breakdown		Weight
Equities		51.17%
Fixed Income		48.83%

Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities lent; such collateral is held on a global basis in a segregated account at UBS AG, Zurich.

Securities lending income and costs are shown separately in the Statement of Operations.

Note 5 – Realized result on subscriptions/redemptions

The average fees (brokerage commission, stock exchange fees/duties, etc.) incurred by the subfund in connection with the related transactions may be charged to the investor on a net asset value basis.

The notes are an integral part of the financial statements.

This income is in favour of the subfund and mentioned in the statement of operations as “Realized result on subscriptions/redemptions”.

Note 6 – Income distribution

In accordance with Article 10 of the Management Regulations, once the annual accounts are closed the Management Company will decide whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund. The payment of distributions must not result in the net assets of the fund falling below the minimum amount for fund assets laid down by law. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

Distribution Units with monthly distribution:

UBS (Lux) Bond Fund – Euro High Yield (EUR) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	EUR
16.04.2012	19.04.2012	0.70
15.05.2012	21.05.2012	0.70
15.06.2012	20.06.2012	0.70
16.07.2012	19.07.2012	0.70
16.08.2012	21.08.2012	0.70
17.09.2012	20.09.2012	0.70
15.10.2012	18.10.2012	0.70
15.11.2012	20.11.2012	0.75
17.12.2012	20.12.2012	0.75
15.01.2013	18.01.2013	0.75
15.02.2013	20.02.2013	0.80
15.03.2013	20.03.2013	0.80

UBS (Lux) Bond Fund

- Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	SGD
16.04.2012	19.04.2012	0.50
15.05.2012	21.05.2012	0.50
15.06.2012	20.06.2012	0.50
16.07.2012	19.07.2012	0.50
16.08.2012	21.08.2012	0.50
17.09.2012	20.09.2012	0.50
15.10.2012	18.10.2012	0.50
15.11.2012	20.11.2012	0.50
17.12.2012	20.12.2012	0.50
15.01.2013	18.01.2013	0.50
15.02.2013	20.02.2013	0.45
15.03.2013	20.03.2013	0.45

UBS (Lux) Bond Fund

- Full Cycle Asian Bond (USD) P-mdist

Ex-Date	Pay Date	USD
16.04.2012	19.04.2012	0.50
15.05.2012	21.05.2012	0.50
15.06.2012	20.06.2012	0.50
16.07.2012	19.07.2012	0.50
16.08.2012	21.08.2012	0.50
17.09.2012	20.09.2012	0.50
15.10.2012	18.10.2012	0.50
15.11.2012	20.11.2012	0.50
17.12.2012	20.12.2012	0.50
15.01.2013	18.01.2013	0.50
15.02.2013	20.02.2013	0.45
15.03.2013	20.03.2013	0.45

The details of the distributions are unaudited.

Note 7 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors for the period from 1 April 2012 to 31 March 2013 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Bond Fund	Other Securities (except equities and equity-like securities) with related parties	As a percentage of the total of security transactions
- Euro High Yield (EUR)	37 979 599.57 EUR	2.75%
- Full Cycle Asian Bond (USD)	147 745 165.00 USD	14.77%

For the conversion of “Volume of transactions in other securities (except equities and equity-like securities) with related parties” into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 31 March 2013 were used.

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the fund on transactions on other securities (except equities and equity-like securities) with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

The notes are an integral part of the financial statements.

Note 8 – Soft commission arrangements

During the period from 1 April 2012 until 31 March 2013, no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Bond Fund and “soft commissions” amount to nil.

Note 9 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 31 March 2013 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- AUD	76 973 508.96 AUD	75 731 335.25 AUD
- EUR	- EUR	72 357 140.00 EUR
- Full Cycle Asian Bond (USD)	39 461 109.55 USD	15 891 562.50 USD
- GBP	- GBP	1 187 800.00 GBP
- Global (CHF)	2 499 652.08 CHF	8 493 165.58 CHF
- USD	5 200 593.75 USD	23 757 187.50 USD

UBS (Lux) Bond Fund	Financial Futures on interest rates (purchased)	Financial Futures on interest rates (sold)
- USD	- USD	19 913 906.25 USD

Note 10 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds Association's (SFA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER and PTR” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
- AUD N-acc	1.18%
- AUD P-acc	0.94%
- AUD P-dist	0.94%
- CAD P-acc	0.94%
- CAD P-dist	0.94%
- CHF I-AI-acc	0.47%
- CHF N-acc	1.04%
- CHF P-acc	0.94%
- CHF P-dist	0.94%

UBS (Lux) Bond Fund	Total Expense Ratio (TER)
- Convert Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.85%
- Convert Europe (EUR) I-A1-dist	0.52%
- Convert Europe (EUR) K-1-acc	1.07%
- Convert Europe (EUR) P-acc	1.84%
- Convert Europe (EUR) P-dist	1.84%
- Convert Europe (EUR) Q-acc	0.96%
- EUR N-acc	1.24%
- EUR P-acc	0.94%
- EUR P-dist	0.94%
- EUR Q-acc	0.55%
- Euro High Yield (EUR) (CHF hedged) P-acc	1.31%
- Euro High Yield (EUR) I-A1-acc	0.63%
- Euro High Yield (EUR) I-B-acc	0.07%
- Euro High Yield (EUR) K-1-acc	0.75%
- Euro High Yield (EUR) N-dist	1.77%
- Euro High Yield (EUR) P-acc	1.30%
- Euro High Yield (EUR) P-dist	1.30%
- Euro High Yield (EUR) P-mdist	1.30%
- Euro High Yield (EUR) Q-acc	0.76%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) N-acc	1.78%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) P-acc	1.54%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (EUR hedged) P-dist	1.54%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) P-acc	1.54%
- Full Cycle Asian Bond (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.54%
- Full Cycle Asian Bond (USD) F-acc	0.91%
- Full Cycle Asian Bond (USD) I-A1-acc	0.68%
- Full Cycle Asian Bond (USD) I-X-acc	0.00%
- Full Cycle Asian Bond (USD) K-1-acc	0.94%
- Full Cycle Asian Bond (USD) P-acc	1.54%
- Full Cycle Asian Bond (USD) P-mdist	1.54%
- GBP I-A2-acc	0.41%
- GBP P-acc	0.94%
- GBP P-dist	0.94%
- Global (CHF) (EUR hedged) P-acc	1.18%
- Global (CHF) (EUR hedged) P-dist	1.18%
- Global (CHF) I-B-acc	0.07%
- Global (CHF) P-acc	1.18%
- Global (CHF) P-dist	1.18%
- Global (CHF) U-X-acc	0.01%
- JPY P-acc	0.94%
- JPY P-dist	0.94%
- USD P-acc	0.94%
- USD P-dist	0.94%

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 11 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds Association's (SFA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER and PTR” in the current version. The PTR is considered an indicator of the relevance of the additional costs incurred when buying and selling investments. It shows how many security transactions occurred as a result of voluntary investment shifts in relation to the average net assets. Transactions that resulted from uncontrollable subscriptions and redemptions are not included in this rate.

PTR:

UBS (Lux) Bond Fund	Portfolio Turnover Rate (PTR)
- AUD	-27.77%
- CAD	-6.86%
- CHF	-2.65%
- Convert Europe (EUR)	-0.64%
- EUR	51.32%
- Euro High Yield (EUR)	-25.54%
- Full Cycle Asian Bond (USD)	6.78%
- GBP	-19.38%
- Global (CHF)	293.28%
- JPY	-18.45%
- USD	12.97%

Note 12 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 March 2013, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

The notes are an integral part of the financial statements.

UBS (Lux) Bond Fund	Transaction costs
- AUD	66 830.00 AUD
- CAD	- CAD
- CHF	- CHF
- Convert Europe (EUR)	1 850.76 EUR
- EUR	21 183.00 EUR
- Euro High Yield (EUR)	525.13 EUR
- Full Cycle Asian Bond (USD)	174 978.82 USD
- GBP	- GBP
- Global (CHF)	1 583.81 CHF
- JPY	- JPY
- USD	5 617.30 USD

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited from the auditor. However, in the case of units sold to investors from the other countries in which fund units can be bought and sold, the Management Company and the Custodian Bank may recognize approved translations (i.e. approved by the Management Company and the Custodian Bank) into the languages concerned as binding upon themselves and the fund.

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 13 – Change of Name

The Board of Directors of the management company has decided to change the names of the following subfunds as per 12 March 2013:

Subfund name old	Subfund name new
UBS (Lux) Bond Fund	UBS (Lux) Bond Fund
- Convert Europe	- Convert Europe (EUR)
UBS (Lux) Bond Fund	UBS (Lux) Bond Fund
- Euro High Yield	- Euro High Yield (EUR)
UBS (Lux) Bond Fund	UBS (Lux) Bond Fund
- Full Cycle Asian Bond	- Full Cycle Asian Bond (USD)

Note 14 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the unitholders, the Management Company and the Custodian Bank. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Custodian Bank can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The notes are an integral part of the financial statements.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）)

(2014年10月末日現在)

	ユーロ（IV. およびV. を除く。）		千円（V. を除く。）
I. 資産総額	5,080,815,677.84 ユーロ		700,136,400
II. 負債総額	42,719,832.91 ユーロ		5,886,793
III. 純資産総額（I. －II. ）	5,038,095,844.93 ユーロ		694,249,607
IV. 発行済口数	P-acc（米ドル・ヘッジ） P-mdist（米ドル・ヘッジ） P-acc P-mdist	1,668,154.8830 口 23,798,951.8390 口 3,544,182.1190 口 3,364,869.6150 口	
V. 1口当たりの純資産価格 （III. ／IV. ）	P-acc（米ドル・ヘッジ） P-mdist（米ドル・ヘッジ） P-acc P-mdist	104.21 米ドル 99.81 米ドル 177.94 ユーロ 143.97 ユーロ	11,394円 10,913円 24,520円 19,839円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ J. F. ケネディ通り33A番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

株式資本の13,000,000ユーロ（17億9,140万円）は、1株2,000ユーロ（275,600円）の株式6,500株によって表章される。2014年10月末日現在、すべての株式は全額払込済みである。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2010年7月1日現在	10,000,000ユーロ
2011年6月末日現在	10,000,000ユーロ
2012年6月末日現在	10,000,000ユーロ
2013年6月末日現在	10,000,000ユーロ
2013年10月末日現在	13,000,000ユーロ
2014年10月末日現在	13,000,000ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、管理会社は、株主総会により任命される3名以上の取締役（株主であるか否かを問わない。）により構成される取締役会により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬金額を定め、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合には、一または複数の副会長を選任する。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命される。

取締役会は、会長により、または、会長が行為できない場合には、副会長により、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役により、招集され、開催される。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集される。取締役会は、会長が、または、会長が行為できない場合には、副会長が、または、副会長が不在の場合には、最年長の取締役が、議長を務める。

取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決議を行う。

決議は、出席または代理出席取締役の単純過半数によって行われる。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、ケーブル、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会に代理出席し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員について代理出席することができる。

取締役会の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書にかかる決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有する。かかる決定の日付は、最後の署名が行われた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用するUCIまたはAIFの約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

(3) 役員及び従業員の状況

(2014年10月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・シュラッター (Andreas Schlatter)	取締役会 会長	ユービーエス・エイ・ジー（バーゼルおよびチューリッヒ）、グループ・マネージング・ディレクター	該当 なし
マリオ・クエニ (Mario Cueni)	取締役	ユービーエス・エイ・ジー（バーゼルおよびチューリッヒ）、グループ・マネージング・ディレクター	該当 なし
マーティン・トーマン (Martin Thommen)	取締役	ユービーエス・エイ・ジー（バーゼルおよびチューリッヒ）、マネージング・ディレクター	該当 なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	取締役	UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（ルクセンブルグ）、マネージング・ディレクター	該当 なし
クリスチャン・イーベル (Christian Eibel)	取締役	ユービーエス・エイ・ジー（バーゼルおよびチューリッヒ）、エグゼクティブ・ディレクター	該当 なし
アーnst・アンド・ヤング・エス・エイ (Ernst & Young S.A.)	監査役	2010年 管理会社監査役に就任	該当 なし

(注) 管理会社には従業員はいない。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドを設定し、管理を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却および申込みならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、ファンド資産の運用を運用会社であるUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン）に委託しており、またファンド資産の保管業務および支払事務代行をUBS（ルクセンブルグ）エス・エイに、所在地事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をUBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイに委託している。

管理会社は、平成26年10月末日現在、以下の通り、25本のアンブレラ型投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	アンブレラ型投資信託	25	91,391,100,115.54 ユーロ

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づいて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。

- b. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、平成26年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.80円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
貸借対照表

2013年12月31日および2012年12月31日現在

		2013年12月31日		2012年12月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
無形資産					
譲許、特許、認可、登録商標ならびに類似する権利および資産	6	55,483,263.53	7,645,594	63,793,845.32	8,790,792
有形固定資産					
その他の付帯設備、工具および装置	7	7,671.40	1,057	15,767.37	2,173
		55,490,934.93	7,646,651	63,809,612.69	8,792,965
流動資産					
債権					
販売およびサービス提供により生じた債権	9	26,260,344.78	3,618,676	28,828,311.21	3,972,541
－ 1年以内に支払期限が到来するもの					
関連会社に対する未収金	10	112.63	16	116.23	16
－ 1年以内に支払期限が到来するもの					
銀行預金、郵便振替貯金、小切手および手元現金	8	149,110,297.85	20,547,399	49,104,319.24	6,766,575
		175,370,755.26	24,166,090	77,932,746.68	10,739,132
前払金および未収収益		352,684.55	48,600	184,645.30	25,444
		231,214,374.74	31,861,341	141,927,004.67	19,557,541
負債					
資本準備金					
発行済資本金	11	13,000,000.00	1,791,400	10,000,000.00	1,378,000
法定準備金	12	1,000,000.00	137,800	1,000,000.00	137,800
その他の準備金	12	2,390,795.00	329,452	950,000.00	130,910
繰越損益	12	12,833.33	1,768	5,821.41	802
当期利益	12	9,265,545.18	1,276,792	8,977,806.92	1,237,142
		25,669,173.51	3,537,212	20,933,628.33	2,884,654
負債・費用性引当金					
法人税等	14	2,977,497.17	410,299	1,748,661.75	240,966
債務					
関連会社からの借入金					
－ 1年を超えて支払期限が到来するもの	13	85,237,040.31	11,745,664	86,275,011.52	11,888,697
税金および社会保障債務					
－ 1年以内に支払期限が到来するもの	15	436,525.27	60,153	498,302.44	68,666
関連会社からの借入金					
－ 1以内に支払期限が到来するもの	16	112,965,525.66	15,566,649	27,624,940.20	3,806,717
その他の債務					
－ 1年以内に支払期限が到来するもの	17	3,928,612.82	541,363	4,846,460.43	667,842
		202,567,704.06	27,913,830	119,244,714.59	16,431,922
		231,214,374.74	31,861,341	141,927,004.67	19,557,541

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2013年12月31日および2012年12月31日に終了した年度

		2013年1月1日から 2013年12月31日まで		2012年1月1日から 2012年12月31日まで	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益					
純取引高	18	628,617,197.07	86,623,450	677,188,440.17	93,316,567
利息および類似収益		44.19	6	19,245.91	2,652
関連会社関連		0.00	0	4,913.14	677
その他の未収利息および類似収益		44.19	6	14,332.77	1,975
その他の営業利益		1,356.01	187	575.28	79
合計		628,618,597.27	86,623,643	677,208,261.36	93,319,298
費用					
その他の外部費用	19	604,917,339.76	83,357,609	653,022,158.44	89,986,453
人件費	20	2,385,919.32	328,780	2,127,722.27	293,200
賃金および給与		2,203,993.53	303,710	1,956,022.84	269,540
社会保障費		181,925.79	25,069	171,699.43	23,660
設立費ならびに有形固定資産および無形 資産に関する評価額調整	6,7	8,318,677.76	1,146,314	8,317,972.29	1,146,217
利息および類似費用		1,923,332.33	265,035	3,102,957.04	427,587
関連会社関連		1,869,739.61	257,650	2,992,937.02	412,427
その他の未払利息および費用		53,592.72	7,385	110,020.02	15,161
利益にかかる税金	14	1,807,782.92	249,112	1,659,644.40	228,699
当期利益		9,265,545.18	1,276,792	8,977,806.92	1,237,142
合計		628,618,597.27	86,623,643	677,208,261.36	93,319,298

注記は、年次財務書類と不可分なものです。

年次財務書類に対する注記 ― 2013年12月31日

概要

1. UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」といいます。）は、ルクセンブルグの法律に準拠して、存続期間を無期限とするソシエテ・アノニム（有限責任会社）として、2010年7月1日に設立されました。当社は、ルクセンブルグで登記され、2010年8月1日に営業を開始しました。

当社の登記上の事務所の所在地は、ルクセンブルグ L-1855、J.F.ケネディ通り33A番です。

2. 当社の目的は、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章の規定に従って、管理業務を行うことにあります。

2013年10月30日以降、当社の目的は、2013年7月12日のオルタナティブ投資信託に関する法律の第2章第5条の規定に従って、管理業務を行うことに拡張されています。許可された活動は、ポートフォリオの運用、管理事務および販売です。

3. 当社は、ユービーエス・エイ・ジー（バーゼル／チューリッヒ）の全額出資子会社であり、UBSグループの連結勘定に組み込まれています。UBSグループの連結年次財務書類は、スイス、チューリッヒ CH-8098、ユービーエス・エイ・ジーにて入手することができます。

重要な会計方針

4. 本年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則ならびに法律および規則の要件に従って作成されています。

5. 具体的には、下記の会計方針が使用されています。

a) 外貨換算

当社は、ユーロ（EUR）で会計処理を行っており、本年次財務書類は当該通貨を用いて作成されています。

有形および無形資産を除く外貨建資産および負債は、貸借対照表日の決算レートで貸借対照表の通貨に換算されています。

有形および無形資産は、購入日の為替レートでユーロに換算されています。

損益計算書には、為替レートの変動により生じるすべての実現損益および未実現損益が含まれます。

外貨建収益および費用は、当該収益および費用が記帳された月の末日の為替レートでユーロに換算されています。

b) 有形および無形資産

有形および無形資産は、当初購入価格から減価償却累計額を控除した金額で評価されます。減価償却は、各項目の標準耐用年数にわたり定額法で計算されます。資産が減損の傾向にある場合には、これにしたがって残存価額が調整されます。

c) 債権

未収金は、名目価額から必要な調整価額を控除して計上されています。

d) 負債・費用性引当金

明確なリスクおよび不確実な負債に対して引当金が計上されています。

e) 債務

債務は、返済額で計上されます。

f) 収益

収益は、一般的に、発生主義に基づいて計上されます。

g) 見積りの使用

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に基づいて、取締役会は、当年度に報告された資産および負債の金額ならびに損益計算書において報告された金額に影響を与える見積りを行わなければなりません。当該会計見積りは、取締役会による最善の判断を反映するものであり、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

無形資産

6. 当社は、2010年9月15日にファンド管理業務譲渡契約を締結し、以下のUBSの投資信託の管理会社の事業を90,874,000.00ユーロで取得しました。

UBS マネー・マーケット・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS エクイティ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS ストラテジー・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS ボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS フォーカスト・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS インスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS ミディアム・ターム・ボンド・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS セクター・ポートフォリオ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS エマージング・エコノミーズ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS ショート・ターム・インベスト・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
UBS イスラミック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

当該購入価格は、インカム・アプローチ（配当ディスカウント・モデル）を使用して決定された当該譲渡事業の時価を表象しています。関連する無形資産は、対応する借入金（注記13を参照のこと。）と同じ10年間にわたって償却されます。

2011年10月にUBS（Lux）イスラミック・ファンドを償還することおよび2011年11月にUBSセクター・ポートフォリオを償還することが、それぞれの取締役会によって決定されました。さらに、フォーカスト・ファンドの一部のサブ・ファンドを償還し、既存の専門投資信託（SIF）に基本的な権限を譲渡することが決定されました。当該再構成により、当該サブ・ファンドの購入に関して無形資産7,289,774.92ユーロの減損が計上されます。

	無形資産	
	ユーロ 2013年12月31日	ユーロ 2012年12月31日
購入費用		
期首残高	83,584,225.08	83,584,225.08
追加	0.00	0.00
減損	0.00	0.00
期末残高	83,584,225.08	83,584,225.08
減価償却累計額		
期首残高	(19,790,379.76)	(11,479,798.96)
減価償却費	(8,310,581.79)	(8,310,580.80)
期末残高	(28,100,961.55)	(19,790,379.76)
簿価純額	55,483,263.53	63,793,845.32

有形固定資産

7. 有形資産は、2010年10月1日付で、残存する簿価でUBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「FSL」といいます。）から取得しました。2013年度中に、購入または処分された有形固定資産はありませんでした。

	什器およびその他の 有形固定資産	I T	合計
	ユーロ 2013年12月31日	ユーロ 2013年12月31日	ユーロ 2013年12月31日
購入費用			
期首残高	27,553.10	4,830.73	32,383.83
追加	0.00	0.00	0.00
処分	0.00	0.00	0.00
期末残高	27,553.10	4,830.73	32,383.83
減価償却累計額			
期首残高	(16,113.26)	(503.20)	(16,616.46)
減価償却費	(6,888.29)	(1,207.68)	(8,095.97)
期末残高	(23,001.55)	(1,710.88)	(24,712.43)
2013年12月31日現在の簿価純額	4,551.55	3,119.85	7,671.40
2012年12月31日現在の簿価純額	11,439.84	4,327.53	15,767.37

銀行預金、郵便振替貯金、小切手および手元現金

8. 現金には、UBSグループに帰属する事業体に預託された135,170,952.42ユーロ（2012年：39,631,022.32ユーロ）が含まれます。

販売および業務提供により生じた債権

9. 当該債権は、2013年12月16日から2013年12月31日までの期間にかかる大口の投資信託ならびに2013年12月分にかかるUBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド、UBS（Lux）インスティテューショナルSICAV、UBS（Lux）インスティテューショナルSICAVIIおよびETF SICAVsの管理投資信託からの未収報酬です。

関連会社に対する債権

10. 2013年12月31日および2012年12月31日現在、当該債権は、IT費用の回収可能額を表示しています。

発行済資本金

11. 当社は、発行済資本金と払込済資本を合わせた10,000,000.00ユーロで設立されました。2012年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、10,000,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000ユーロの記名株式5,000株に表章されました。

2013年10月30日現在、臨時株主総会は、3,000,000.00ユーロの資本金の増加を決定しました。2013年12月31日現在、発行済資本金および払込済資本の金額は、13,000,000.00ユーロであり、1株当たり額面価額2,000.00ユーロの記名株式6,500株に表章されています。

準備金

12. 損益の配分は、2013年4月24日現在の株主の決定に基づいています：

	発行済資本金	法定準備金	その他の準備金	繰越損益	当期利益
2012年12月31日現在	10,000,000.00	1,000,000.00	950,000.00	5,821.41	8,977,806.92
前年度の利益配分	0.00	0.00	1,440,795.00	7,011.92	(1,447,806.92)
配当分配金					(7,530,000.00)
当期利益	0.00	0.00	0.00	0.00	9,265,545.18
資本金の増加	3,000,000.00				
2013年12月31日現在	13,000,000.00	1,000,000.00	2,390,795.00	12,833.33	9,265,545.18

法定準備金

ルクセンブルグの商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）の規定に基づき、その年度利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで積み立てることを要します。法定準備金は分配金として支払われることができません。

富裕税準備金

ルクセンブルグの税法は、該当年度の富裕税負債の5倍の金額に相当する特別準備金が設定されていることを条件に、富裕税を控除することを規定しています。当社は、この規定の恩恵を継続して享受するために、特別準備金を設定し、向こう5年間にわたって当該準備金を維持する予定です。

2010年度の特別準備金	150,000.00
2011年度の特別準備金	800,000.00
2012年度の特別準備金	1,440,795.00
合計	2,390,795.00

関連会社からの借入金

13. 当社は、注記6に列挙されているUBSの投資信託管理会社の事業取得資金の調達のために、プロフィット・パーテシペイティング・ローン契約をユービーエス・エイ・ジーとの間で締結しました。

2013年12月31日現在、借入金額は、83,105,808.41ユーロの元本、106,190.77ユーロの固定利息および2,025,041.13ユーロの変動利息です。

固定利率は、0.5%とUBS内部振替価格（売呼値）のいずれか高い方で計算されます。2013年12月31日現在、UBS内部振替価格（売呼値）が0.122%であったため、適用された固定金利は0.5%でした。

変動利息は、UBSの投資信託管理会社の事業取得によって生じた純利益から10%のマージンを控除したものに对应します。ローン契約は、2020年12月31日に満期を迎えます。

利益参加型ローン	2013年12月31日	2012年12月31日
期首残高	83,105,808.41	83,105,808.41
減額	0.00	0.00
返済	0.00	0.00
	83,105,808.41	83,105,808.41
固定利息	106,190.77	106,190.76
変動利息	2,025,041.13	3,063,012.35
	2,131,231.90	3,169,203.11
期末残高	85,237,040.31	86,275,011.52

法人税等

14. 当社は、ルクセンブルグの税法に準拠した課税対象法人です。2013年12月31日終了年度の法人所得税は、1,807,782.92ユーロ（2012年：1,659,644.40ユーロ）です。法人税等には、発生した税金のほかに当局に支払われた前払金が含まれます。2013年度に受領した税金の査定はありませんでした。

税金および社会保障債務

15. 当該項目は、以下の未払金（単位：ユーロ）から構成されます。

	2013年12月31日	2012年12月31日
社会保障費	88,474.51	85,249.33
給与に係る源泉徴収税	25,910.90	24,559.40
付加価値税	322,139.86	388,493.71
合計	436,525.27	498,302.44

関連会社に対する債務

16. 2013年12月31日および2012年12月31日現在、関連会社に対する債務には、主に、ETF SICAVの2013年12月分の未払ポートフォリオ運用報酬、その他の業務提供報酬および第4四半期に発生した未払販売報酬ならびにその他のUBSファンドの12月16日から12月31日までの期間のその他の未払業務関連報酬が含まれます。

その他の債務

17. その他の債務には、以下が含まれます。

	2013年12月31日	2012年12月31日
給与およびボーナス引当金	400,660.19	320,816.88
専門家報酬	2,409,994.72	4,075,787.95
その他	1,117,957.91	449,855.60
合計	3,928,612.82	4,846,460.43

純取引高

18. 純取引高には、管理会社の事業が当社に譲渡された投資信託から当社が受領した総報酬の総額が含まれます。当社が受領した総報酬には、中央管理事務会社、投資運用会社、販売会社および（その大部分がUBS関連会社である）その他の受益者を含む、投資信託の業務提供者に関する金額が含まれます。当社は、その他の外部費用において開示されているとおり（注記19も参照のこと。）、当該金額を投資信託の業務提供者に支払います。

当社は、2013年12月31日に終了した年度に、管理会社業務をルクセンブルグ籍の投資信託に提供することにより、628,617,197.07ユーロの収益（2012年：677,188,440.17ユーロ）を稼得しました。

投資スキーム	
契約型投資信託 (FCPS)	変動資本を有する会社型投資信託 (SICAVs)
フォーカスト・ファンド	フォーカストSICAV
UBS (Lux) ボンド・ファンド	UBS (Lux) ボンドSICAV
UBS (Lux) エマージング・エコノミーズ・ファンド	UBS (Lux) エクイティSICAV
UBS (Lux) エクイティ・ファンド	UBS (Lux) インスティテューショナルSICAV
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド	UBS (Lux) インスティテューショナルSICAV II
UBS (Lux) ミディアム・ターム・ボンド・ファンド	UBS (Lux) キー・セレクションSICAV
UBS (Lux) マネー・マーケット・ファンド	UBS (Lux) キー・セレクションSICAV 2
UBS (Lux) マネー・マーケット・インベスト	UBS (Lux) マネー・マーケットSICAV
UBS (Lux) ストラテジー・ファンド	UBS (Lux) SICAV 1
	UBS (Lux) SICAV 2
	UBS (Lux) SICAV 3 (2013年7月24日に運用終了)
	UBS (Lux) ストラテジーSICAV
	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラSICAV
	UBS ETF (2012年7月1日に運用開始)

その他の外部費用

19. その他の外部費用には、次のものが含まれます。

- ＊ 管理およびインフラ関連業務について、その他のUBSグループ会社より請求される費用1,935,702.98ユーロ（2012年：901,902.54ユーロ）。増加分は、主に専門家による税務業務がUBSグローバル・アセット・マネジメント・ホールディング・リミテッドを通じて行われることによるものです。
- ＊ 運用費用3,694,449.09ユーロ（2012年：4,382,116.12ユーロ）。当社は、投資先投資信託からその他の作成費用を受領しており、会員費用、価格公示、翻訳費用およびその他の類似費用等の投資信託業務に関連する請求の支払に責任を負っています。
- ＊ 上述の専門家報酬は3,317,480.41ユーロ（2012年：4,130,659.62ユーロ）であり、当社は、監査報酬、税務相談を含む、投資信託の運用に関して請求された費用を補助しています。金額の減少は、全般的に税務相談に係る計上額が減少したことによります。
- ＊ その大部分がUBS関連会社である最終受益者に対する異なる総報酬の支払595,969,707.28ユーロ（2012年：643,607,480.15ユーロ）。2012年度の金額には過去6か月分の、2013年度の数値には1年分のETF SICAVが含まれます。減少分は、投資先投資信託の資産の減少によるものです。

人件費

20. 当社は、当事業年度中に平均21.08人（2012年：18.8人）の従業員（正規職員）を雇用しました。

社会保障費の一部としての法定年金保険の金額は、126,402.94ユーロ（2012年：118,094.95ユーロ）です。

取締役会および理事会に関する情報

21. 当事業年度に取締役会および理事会の構成員に支払われた報酬金額は、555,136.00ユーロ（2012年：491,928.00ユーロ）でした。当該構成員に対する借入金または貸付金はありません。

[次へ](#)

Balance sheet at December 31, 2013 and 2012

	Note	31.12.2013 EUR	31.12.2012 EUR
Assets			
Fixed assets			
Intangible assets			
Concessions, patents, licences, trademarks and similar rights and assets	6	55,483,263.53	63,793,845.32
Tangible assets			
Other fixtures and fittings, tools and equipment	7	7,671.40	15,767.37
		<u>55,490,934.93</u>	<u>63,809,612.69</u>
Current assets			
Debtors			
Claims resulting from sales and provision of services becoming due and payable within one year	9	26,260,344.78	28,828,311.21
Amounts owed by affiliated undertakings becoming due and payable within one year	10	112.63	116.23
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	8	149,110,297.85	49,104,319.24
		<u>175,370,755.26</u>	<u>77,932,746.68</u>
Prepayments and accrued income		<u>352,684.55</u>	<u>184,645.30</u>
		<u>231,214,374.74</u>	<u>141,927,004.67</u>

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

Balance sheet at December 31, 2013 and 2012 (continued)

	Note	31.12.2013 EUR	31.12.2012 EUR
Liabilities			
Capital and reserves			
Subscribed capital	11	13,000,000.00	10,000,000.00
Legal reserve	12	1,000,000.00	1,000,000.00
Other reserves	12	2,390,795.00	950,000.00
Profit or loss brought forward	12	12,833.33	5,821.41
Profit for the financial year	12	9,265,545.18	8,977,806.92
		25,669,173.51	20,933,628.33
Provisions for liabilities and charges			
Tax provision	14	2,977,497.17	1,748,661.75
Creditors			
Loans from affiliated undertakings	13	85,237,040.31	86,275,011.52
- becoming due and payable after more than one year			
Tax and social security debt	15	436,525.27	498,302.44
- becoming due and payable within one year			
Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year	16	112,965,525.66	27,624,940.20
Other creditors	17	3,928,612.82	4,846,460.43
- becoming due and payable within one year			
		202,567,704.06	119,244,714.59
		231,214,374.74	141,927,004.67

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

Profit and loss accounts for the years ended December 31, 2013 and 2012

	Note	From 01.01.2013 To 31.12.2013 EUR	From 01.01.2012 To 31.12.2012 EUR
Income			
Net turnover	18	628,617,197.07	677,188,440.17
Interest and similar income		44.19	19,245.91
Concerning affiliated undertakings		0.00	4,913.14
Other interests receivable and similar income		44.19	14,332.77
Other operating income		1,356.01	575.28
Total		<u>628,618,597.27</u>	<u>677,208,261.36</u>
Charges			
Other external charges	19	604,917,339.76	653,022,158.44
Staff costs	20	2,385,919.32	2,127,722.27
Wages & salaries		2,203,993.53	1,956,022.84
Social security costs		181,925.79	171,699.43
Value adjustments in respect of formation expenses and tangible and intangible assets	6,7	8,318,677.76	8,317,972.29
Interest and similar charges		1,923,332.33	3,102,957.04
Concerning affiliated undertakings		1,869,739.61	2,992,937.02
Other interests payable and charges		53,592.72	110,020.02
Tax on profit	14	1,807,782.92	1,659,644.40
Profit for the financial year		9,265,545.18	8,977,806.92
Total		<u>628,618,597.27</u>	<u>677,208,261.36</u>

The accompanying notes are an integral part of the annual accounts.

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013

General

- 1 UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., hereinafter referred to as the "Company", was created on July 1, 2010 in the legal form of a Société Anonyme (public limited company) according to Luxembourg law for an unlimited period. The Company is registered in Luxembourg and began operating on August 1, 2010.

The location of the registered Office of the Company is 33A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg.
- 2 The purpose of the Company is to perform management services as foreseen in Chapter 15 of the law dated December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010").

Since October 30, 2013, the purpose of the Company is extended to perform management services as foreseen in article 5 of Chapter 2 of the law dated July 12, 2013 relating to alternative investment funds. The allowed activities are portfolio management, administration and distribution.
- 3 The Company is a fully owned subsidiary of the UBS AG, Basel and Zurich and is incorporated in the UBS Group's consolidated accounts. A copy of the consolidated annual accounts for the UBS Group is available at UBS AG, CH-8098 Zurich, Switzerland.

Significant Accounting Policies

- 4 The annual accounts are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and the legal and regulatory requirements in force in the Grand Duchy of Luxembourg.
- 5 In particular, the following accounting policies have been used:

a) Conversion of foreign currency

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts have been drawn up using this currency.

Assets and liabilities in other currencies - apart from tangible and intangible assets - have been converted into the balance sheet currency according to the closing rate at the balance sheet date.

Tangible and intangible assets have been converted into EUR according to the exchange rate on the date of purchase.

The profit and loss account includes all realised gains and losses and unrealised gains and losses resulting from exchange rate movements.

Revenue and costs in other currencies have been converted into EUR according to the exchange rate of the end of the month in which the revenues and costs have been booked.

b) Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets have been valued at their initial purchase price, minus accumulated depreciation. Depreciation is calculated on a linear basis over the standard operational period of use for each item. If there are indications that an asset should be impaired, the residual value will be adjusted accordingly.

c) Debtors

Accounts receivable are recorded at nominal value minus any necessary value adjustments.

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

d) Provisions for liabilities and charges

Provisions are recorded for recognisable risks and uncertain liabilities.

e) Creditors

Creditors are recorded at reimbursement value.

f) Income

Income is generally recorded on an accrual basis.

g) Use of estimates

The general accepted accounting principles in Luxembourg requires the Board of Directors to make estimates that affect the reported amounts of assets and liabilities and the reported amounts in the profit and loss account during the year. These accounting estimates reflect Board of Directors' best judgment and actual results could differ from those estimates.

Intangible assets

- 6 On September 15, 2010, the Company entered into the Fund Management Transfer Agreement to acquire the business from the UBS fund management companies (listed below) for an amount of EUR 90,874,000.00:

UBS Money Market Fund Management Company S.A.
UBS Equity Fund Management Company S.A.
UBS Strategy Fund Management Company S.A.
UBS Bond Fund Management Company S.A.
UBS Focused Fund Management Company S.A.
UBS Institutional Fund Management Company S.A.
UBS Medium Term Bond Fund Management Company S.A.
UBS Sector Portfolio Management Company S.A.
UBS Emerging Economies Fund Management Company S.A.
UBS Short Term Invest Management Company S.A.
UBS Islamic Fund Management Company S.A.

This purchase price represented the market value of the transferred business as determined by the use of the Income Approach (Dividend Discount Model). The associated intangible asset is being depreciated over 10 years consistent with the corresponding loan (see Note 13).

The respective Board of Directors took the decision to liquidate UBS (Lux) Islamic Fund in October 2011 and to liquidate UBS Sector Portfolio in November 2011. In addition the decision has been taken to liquidate some sub-funds of Focused Fund and to transfer underlying mandates to an existing SIF structure. This restructuring lead to an impairment of EUR 7,289,774.92 of the intangible assets recorded for the purchase of these funds.

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

	Intangible assets	
	EUR	EUR
	31.12.2013	31.12.2012
Purchase costs		
Opening balance	83,584,225.08	83,584,225.08
Additions	0.00	0.00
Impairment	0.00	0.00
Closing balance	83,584,225.08	83,584,225.08
Accumulated depreciation		
Opening balance	-19,790,379.76	-11,479,798.96
Depreciation	-8,310,581.79	-8,310,580.80
Closing balance	-28,100,961.55	-19,790,379.76
Net book value	55,483,263.53	63,793,845.32

Tangible assets

- 7 Tangible assets were acquired on October 1st, 2010 from UBS Fund Services (Luxembourg) S.A. ("FSL") at the remaining book value. During the year 2013, no tangible assets were purchased or disposed.

	Furniture and other tangible assets	IT	Total
	EUR	EUR	EUR
	31.12.2013	31.12.2013	31.12.2013
Purchase cost			
Opening balance	27,553.10	4,830.73	32,383.83
Additions	0.00	0.00	0.00
Disposals	0.00	0.00	0.00
Closing balance	27,553.10	4,830.73	32,383.83
Accumulated Depreciation			
Opening balance	-16,113.26	-503.20	-16,616.46
Depreciation	-6,888.29	-1,207.68	-8,095.97
Closing balance	-23,001.55	-1,710.88	-24,712.43
Net book value at 31.12.2013	4,551.55	3,119.85	7,671.40
Net book value at 31.12.2012	11,439.84	4,327.53	15,767.37

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand

- 8 Cash includes an amount of EUR 135,170,952.42 (2012: EUR 39,631,022.32) placed with an entity belonging to the UBS Group.

Claims resulting from sales and provision of services

- 9 The claims represent the fees receivable from the managed funds for the period from December 16, 2013 until December 31, 2013 for the wholesale funds and for the month of December 2013 for UBS (Lux) Institutional Fund, UBS (Lux) Institutional Sicav and UBS (Lux) Institutional Sicav II and ETF SICAVs.

Amounts owed by affiliated undertakings

- 10 As of December 31, 2013 and 2012, the receivable represents the recoverable of some IT costs.

Subscribed capital

- 11 The Company has been incorporated with a subscribed and completely paid up capital of EUR 10,000,000.00. As of December 31, 2012 the subscribed and completely paid-up capital amounted to EUR 10,000,000.00, divided into 5,000 registered shares with a par value of EUR 2,000 each.

As of October 30, 2013, the Extraordinary General Meeting decided the capital increase of EUR 3,000,000.00. As of December 31, 2013 the subscribed and completely paid-up capital amounts to EUR 13,000,000.00, divided into 6,500 registered shares with a par value of EUR 2,000.00 each.

Reserves

- 12 The allocation of the result is based on the decision of the shareholders as of April 24, 2013:

	Subscribed capital	Legal reserve	Other reserve	Profit or loss brought forward	Profit for the financial year
As at 31.12.2012	10,000,000.00	1,000,000.00	950,000.00	5,821.41	8,977,806.92
Allocation of prior years profit	0.00	0.00	1,440,795.00	7,011.92	-1,447,806.92
Dividend Distribution					-7,530,000.00
Profit for the financial year	0.00	0.00	0.00	0.00	9,265,545.18
Capital increase	3,000,000.00				
As at 31.12.2013	13,000,000.00	1,000,000.00	2,390,795.00	12,833.33	9,265,545.18

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

Legal reserve

According to the provisions of the Luxembourg law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended, at least 5% of the annual profit must be allocated to the legal reserve until the latter amounts to 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be paid out in the form of dividends.

Reserve for Net Wealth Tax

Luxembourg tax legislation provides for a deduction of the High Net Worth Tax on the condition that a special reserve is established for an amount equal to 5 times the High Net Worth Tax liability of that year. In order to continue to benefit from this rule, the Company will establish a special reserve and will commit itself to maintain this reserve over the forthcoming five year period.

Special reserve 2010	150,000.00
Special reserve 2011	800,000.00
Special reserve 2012	1,440,795.00
Total	2,390,795.00

Loan from affiliated undertakings

- 13 The Company entered into a profit participating loan agreement with UBS AG to finance the acquisition of the business of the UBS fund management companies listed in Note 6.

As at December 31, 2013, the loan amounts to: EUR 83,105,808.41 of principal, and EUR 106,190.77 of fixed interests, and EUR 2,025,041.13 variable interests.

Fixed interest rate is calculated at the higher of 0.5% and UBS-internal transfer price (ask). As of December 31, 2013, the applied fixed interest rate was 0.5% as the UBS rate was only 0.122%.

Variable interest corresponds to the net profits deriving from the acquired businesses of the UBS fund management companies less the commercial margin of 10%. The loan matures on December 31, 2020

Profit Participation Loan	31.12.2013	31.12.2012
Opening balance	83,105,808.41	83,105,808.41
Reduction	0.00	0.00
Repayment	0.00	0.00
	83,105,808.41	83,105,808.41
Fixed interests	106,190.77	106,190.76
Variable interests	2,025,041.13	3,063,012.35
	2,131,231.90	3,169,203.11
Closing balance	85,237,040.31	86,275,011.52

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

Tax provision

- 14 The Company is a fully taxable corporation in accordance with Luxembourg tax law. Taxes on income for the year ended December 31, 2013 amount to EUR 1,807,782.92 (2012: EUR 1,659,644.40). The tax provision includes as well the tax accruals as the advances paid to the authorities. No tax assessments have been received in 2013.

Tax and social security debt

- 15 This position is composed of the following payables (in EUR) :

	31.12.2013	31.12.2012
Social Security cost	88,474.51	85,249.33
Withholding tax on salaries	25,910.90	24,559.40
VAT	322,139.86	388,493.71
Total	436,525.27	498,302.44

Amounts due to affiliated undertakings

- 16 As at December 31, 2013 and 2012, amounts due to affiliated undertakings include mainly accruals for the portfolio management fee and other production fee for the month of December 2013 of ETF SICAV, the distribution fee for the fourth quarter as well as the accrual for other services for the period from December 16 to December 31 for the other UBS funds.

Other creditors

- 17 Other creditors include the following positions:

	31.12.2013	31.12.2012
Salary and bonus provisions	400,660.19	320,816.88
Professional fees	2,409,994.72	4,075,787.95
Others	1,117,957.91	449,855.60
Total	3,928,612.82	4,846,460.43

Net turnover

- 18 Net turnover includes the aggregate all-in-fee received by the Company from those funds whose management company function was transferred to the Company. The all-in fees received by the Company include amounts owing to service providers of the funds, including central administration, investment managers, distributors and other beneficiaries (most of which are related UBS entities).

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

The Company pays these amounts to the service providers of the funds as disclosed in Other external charges (see also Note 19).

For the year ending December 31, 2013, the Company earned revenues of EUR 628,617,197.07 (2012: EUR 677,188,440.17) for Management Company services delivered to Luxembourg domiciled funds.

Investment Schemes	
FCPs	SICAVs
Focused Fund	Focused SICAV
UBS (Lux) Bond Fund	UBS (Lux) Bond SICAV
UBS (Lux) Emerging Economies Fund	UBS (Lux) Equity SICAV
UBS (Lux) Equity Fund	UBS (Lux) Institutional SICAV
UBS (Lux) Institutional Fund	UBS (Lux) Institutional SICAV II
UBS (Lux) Medium Term Bond Fund	UBS (Lux) Key Selection SICAV
UBS (Lux) Money Market Fund	UBS (Lux) Key Selection SICAV 2
UBS (Lux) Money Market Invest	UBS (Lux) Money Market SICAV
UBS (Lux) Strategy Fund	UBS (Lux) SICAV 1
	UBS (Lux) SICAV 2
	UBS (Lux) SICAV 3 (until 24.07.2013)
	UBS (Lux) Strategy SICAV
	UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
	UBS ETF (starting July 1, 2012)

Notes to the Annual Accounts – December 31, 2013 (continued)

Other external charges

19 Other external charges include:

*Expenses charged by other UBS Group entities for management and infrastructure related services amounting to EUR 1,935,702.98 (2012: EUR 901,902.54). The increase is mainly explained by the fact that the professional tax services are handled via UBS Global Asset Management Holding Ltd.

*Operating costs amounting to EUR 3,694,449.09 (2012: EUR 4,382,116.12). The Company receives the Other Production Fee component from the underlying funds and is in charge of the payment of the fund invoices in connection with the fund operations such as membership fees, price publications, translation costs and other similar charges.

*Professional fees amounting to EUR 3,317,480.41 (2012: EUR 4,130,659.62) as mentioned here above, the Company supports the charges of the funds under management invoices including Audit fees, tax consulting... The decrease is overall due to lower bookings in tax consulting.

*The payment of the different all-in-fee components to the final beneficiaries, most of which are related UBS entities, amounting to EUR 595,969,707.28 (2012: EUR 643,607,480.15). In 2012, the figure includes the ETF SICAV for the last 6 months, in 2013 for the whole year. The decrease is explained by the reduced assets of the underlying funds..

Staff costs

20 The Company employed an average of 21.08 (2012: 18.8 staff) (full time equivalent) during the business year.

The amount of legal pension insurance as a part of social security costs is EUR 126,402.94 (2012: EUR 118,094.95).

Information concerning the Board of Directors and the Executive Board

21 The amount of remuneration allocated to the members of the Board of Directors and the Executive Board for the year ended amounts to EUR 555,136.00 (2012: EUR 491,928.00). There are no advances or loans accorded to the members.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されています。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、平成26年10月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.80円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）資産及び負債の状況

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
貸借対照表

2014年6月30日現在

	2014年6月30日		2013年12月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
無形資産				
譲許、特許、認可、登録商標ならびに類似する権利および資産	51,327,973.13	7,072,995	55,483,263.53	7,645,594
有形固定資産				
その他の付帯設備、工具および装置	3,623.37	499	7,671.40	1,057
	<u>51,331,596.50</u>	<u>7,073,494</u>	<u>55,490,934.93</u>	<u>7,646,651</u>
流動資産				
債権				
販売およびサービス提供により生じた債権－1年以内に支払期限が到来するもの	26,778,748.83	3,690,112	26,260,344.78	3,618,676
関連会社に対する未収金－1年以内に支払期限が到来するもの	116.72	16	112.63	16
銀行預金、郵便振替貯金、小切手および手元現金	247,709,040.77	34,134,306	149,110,297.85	20,547,399
	<u>274,487,906.34</u>	<u>37,824,433</u>	<u>175,370,755.26</u>	<u>24,166,090</u>
前払金および未収収益	6,529.77	900	352,684.55	48,600
	<u>325,826,032.59</u>	<u>44,898,827</u>	<u>231,214,374.74</u>	<u>31,861,341</u>
負債				
資本準備金				
発行済資本金	13,000,000.00	1,791,400	13,000,000.00	1,791,400
法定準備金	1,300,000.00	179,140	1,000,000.00	137,800
その他の準備金	3,890,795.00	536,152	2,390,795.00	329,452
繰越損益	28,378.05	3,910	12,833.33	1,768
当期利益	4,506,889.24	621,049	9,265,545.18	1,276,792
	<u>22,726,062.29</u>	<u>3,131,651</u>	<u>25,669,173.51</u>	<u>3,537,212</u>
負債・費用性引当金				
法人税等	1,610,846.84	221,975	2,977,497.17	410,299
債務				
関連会社からの借入金－1年を超えて支払期限が到来するもの	84,172,061.14	11,598,910	85,237,040.31	11,745,664
税金および社会保障債務－1年以内に支払期限が到来するもの	617,248.29	85,057	436,525.27	60,153
関連会社からの借入金－1以内に支払期限が到来するもの	213,365,318.99	29,401,741	112,965,525.66	15,566,649
その他の債務－1年以内に支払期限が到来するもの	3,334,495.04	459,493	3,928,612.82	541,363
	<u>301,489,123.46</u>	<u>41,545,201</u>	<u>202,567,704.06</u>	<u>27,913,830</u>
	<u>325,826,032.59</u>	<u>44,898,827</u>	<u>231,214,374.74</u>	<u>31,861,341</u>

（２）損益の状況

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
損益計算書

2014年６月30日に終了した期間および2013年12月31日に終了した年度

	2014年１月１日から 2014年６月30日まで		2013年１月１日から 2013年12月31日まで	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
純取引高	320,845,229.35	44,212,473	628,617,197.07	86,623,450
利息および類似収益	0.00	0	44.19	6
関連会社関連	0.00	0	0.00	0
その他の未収利息および類似収益	0.00	0	44.19	6
その他の運用収益	694.22	96	1,356.01	187
合計	320,845,923.57	44,212,568	628,618,597.27	86,623,643
費用				
その他の外部費用	308,861,085.06	42,561,058	604,917,339.76	83,357,609
人件費	1,222,948.68	168,522	2,385,919.32	328,780
賃金および給与	1,122,931.05	154,740	2,203,993.53	303,710
社会保障費	100,017.63	13,782	181,925.79	25,069
設立費ならびに有形固定資産および無形資産に関する評価額調整	4,159,338.43	573,157	8,318,677.76	1,146,314
利息および類似費用	1,231,830.74	169,746	1,923,332.33	265,035
関連会社関連	1,170,137.26	161,245	1,869,739.61	257,650
その他の未払利息および費用	61,693.48	8,501	53,592.72	7,385
利益にかかる税金	863,831.42	119,036	1,807,782.92	249,112
当期利益	4,506,889.24	621,049	9,265,545.18	1,276,792
合計	320,845,923.57	44,212,568	628,618,597.27	86,623,643

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各サブ・ファンドのために、(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ国際的に承認された金融市場における、その時々、(i) 公に入手可能な相場に基づき決定された価格で行われる場合、または(ii) 適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年8月10日法の要求する条件に基づき株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、営業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）投資運用会社

名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（ロンドン） （UBS Global Asset Management (UK) Ltd., London）（「投資運用会社」）
資本金の額	① 資本金の額 2014年10月末日現在、125,000,000英ポンド（約218億6,750万円） （注）英ポンドの円貨換算は、平成26年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝174.94円）による。
事業の内容	② 事業の内容 UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、ユービーエス・エイ・ジーの子会社であり、英国において投資運用業務を行うことに関しFSAの許可および規制を受けている。投資運用会社は、機関投資家の資産運用業務およびホールセールを行なう仲介金融機関経由の資産運用業務の提供を行う。

（２）保管受託銀行 主支払事務代行会社

名称	UBS（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS (Luxembourg) S.A.）
資本金の額	2014年10月末日現在、150,000,000スイス・フラン（約172億円） （注）スイス・フランの円貨換算は、平成26年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１スイス・フラン＝114.36円）による。以下同じ。
事業の内容	UBS（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグの法律に準拠した株式会社であり、1973年８月20日に存続期間を無期限として設立された。同社の主たる業務は、プライベート・バンキングであり、多数の投資信託の保管受託銀行としての業務を提供している。

（３）管理事務代行会社

名称	UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.）
資本金の額	2014年10月末日現在、2,500,000スイス・フラン（約2.9億円）
事業の内容	UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグの法律に準拠した株式会社であり、1997年３月10日に存続期間を無期限として設立された。同社は、金融分野を専門にしており、多数の投資信託の管理事務代行業務を提供している。

（４）元引受会社

名称	ユービーエス・エイ・ジー （UBS AG）
資本金の額	2014年10月末日現在、383,525,023スイス・フラン（約439億円）
事業の内容	ユービーエス・エイ・ジーは、1998年６月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレーションおよびスイス・ユニオン銀行の一切の資産・債務を継承した銀行である。

（５）代行協会員 日本における販売会社

名称	UBS証券株式会社
資本金の額	2014年10月末日現在、46,450,000,000円
事業の内容	金融商品取引法に基づき日本において第一種金融取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) 投資運用会社

投資運用会社として当該資産の投資運用業務を行う。

(2) 保管受託銀行 主支払事務代行会社

ファンド資産の保管業務および支払事務（受益者への配当支払業務を含む。）を行う。

(3) 管理事務代行会社

ファンドの登録事務・名義書換事務代行、所在地事務代行ならびにファンド証券の純資産価格の計算およびファンドの会計管理・報告等の管理事務を行う。

(4) 元引受会社

ファンドの元引受業務を行う。

(5) 代行協会員 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員業務を行う。

3【資本関係】

ユービーエス・エイ・ジーは、管理会社の株式の100%を所有している。

第3【投資信託制度の概要】

（2014年3月11日付）

定 義

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011/61/EU第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a) 多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b) 指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
加盟国	EU加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
パートIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定され、2012年12月末日現在でファンド数は1,859、その純資産総額は6,691億ユーロ（92兆2,020億円）に達している。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト

（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2012年12月末日現在で、ルクセンブルグにおける投資法人の数は1,982、その純資産総額は、1兆7,147億ユーロ（236兆2,857億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「C S S F」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は、以下のようになっている。

	契約型投資信託		投資法人		合計	
	2000年までは億 ルクセンブル グ・フラン で2001年以降は 億ユーロ	億円	2000年までは億 ルクセンブル グ・フラン で2001年以降は 億ユーロ	億円	2000年までは億 ルクセンブル グ・フラン で2001年以降は 億ユーロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	664,334	4,463	615,001	9,284	1,279,335
2002	4,358	600,532	4,087	563,189	8,445	1,163,721
2003	4,662	642,424	4,871	671,224	9,533	1,313,647
2004	5,040	694,512	6,023	829,969	11,062	1,524,344
2005	6,243	860,285	9,009	1,241,440	15,252	2,101,726
2006	6,813	938,831	11,635	1,603,303	18,449	2,542,272
2007	7,487	1,031,709	13,107	1,806,145	20,594	2,837,853
2008	5,672	781,602	9,925	1,367,665	15,597	2,149,267
2009	6,018	829,280	12,391	1,707,480	18,410	2,536,898
2010	6,522	898,732	15,468	2,131,490	21,990	3,030,222
2011	6,096	840,029	14,869	2,048,948	20,965	2,888,977
2012	6,691	922,020	17,147	2,362,857	23,832	3,284,050
2013	6,922	953,852	19,180	2,643,004	26,238	3,615,596

（注）2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成26年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.80円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）に付託され（IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（以下「中央銀行」という。）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルグ証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

II. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1.1. 一般

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1.2. UCITS／UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85／611／EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001／107／ECおよび通達2001／108／ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009／65／EC（以下「UCITS IV通達」という。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

1.3. 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、直近ではオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可さ

れるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI（以下「パートIII」という。）
- パートIV 管理会社（以下「パートIV」という。）
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートIファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートIファンドとみなされるファンドを、以下のよう定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88（2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。）によって予め以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパートI（現在は2010年法のパートI）の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125条は、特定の特性を規定し、または、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主要な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。その他のFCPの場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。

- (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
- (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
- (c) 分配方針
- (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計期間
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C Iに適用される制限とを明確に区別している。

パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達2009/65/E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のU C Iの受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/E Cの要件と同等であること。
 - かかるU C Iの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C Iが、その設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はE U法の規定と同等とC S S Fが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T Sは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「O T Cデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、2007年8月2日付CSSF通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。さらに、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512を發布した。通達は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/E S M Aガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および／またはそのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストをESMAに送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/E E Cまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。
- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g) および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書にお

いて、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I（以下「ターゲット・ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書もまた考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE（以下「2007/16通達」という。）を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339（以下「通達」という。）。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUC Iが利用することのできる技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたCSSF通達08/356

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2012/832に言及する2013年2月18日付CSSF通達13/559

この通達は、主に、UCITS、インデックスストラッキングUCITS、レバレッジUCITSおよび逆レバレッジUCITS、証券貸付などの担保を利用するUCITS、レポおよび逆レポ契約を扱う。

（注）2002年法に関連して示達された上記のCSSF通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびSICA Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたCSSF通達11/512、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してCSSFよりさらに明確化しており、かつCSSFに対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性（VaRアプローチを用いるUCITSについて）
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

2013年2月18日、CSSFは、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2012/832のルクセンブルグ法への施行に関するCSSF通達13/559を發布した。ESMAは、2012年12月18日に、EUの公用語の翻訳版と併せて、自己の最終かつ統合版のETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン一式を公表した。同ガイドラインは、その公表から2か月後の2013年2月18日に発効した。

CSSF通達13/559により、ESMAガイドライン2012/832のルクセンブルグ規制への施行がなされている。同通達において、CSSFはまた、ESMAガイドラインの原則規定の概要を提示されている。

B) パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

（注）かかるCSSF規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パートIIファンドのみを管理するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIファンドを管理する管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

2.2.1.2.1. 2010年法第16章

同法第125—1条、第125—2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125—1条に服する管理会社と同法第125—2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125—1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、ルクセンブルグの官報（以下「メモリアル」という。）において公告される。

2010年法第125—2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 指令2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- －自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- －自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- －CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。

管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c)の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後のみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）：現在はかかる規則は存在しない。

- b) 第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- c) 管理会社の株主またはパートナーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは株主に、とりわけ自己資産に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する／適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

- d) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するU C Iの資産を使用してはならない。

管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する、一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

管理するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125－2条に服する管理会社

管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する、承認された一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。承認された監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。

2010年法第88－2条第2項a)に規定する外部A I F Mを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011／61／E Uに規定する一または複数のA I Fを管理し、第16章に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される

閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2.2.1.2.2. 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- (1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）
(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 上記(2)からの一部修正として、指令2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関する、ヨーロッパ議会および2006年6月14日会議の通達2006/49/ECを実施するルクセンブルグ規則を遵守しなければならない。

(6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(7) C S S Fは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

(a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するF C P（管理会社が運用機能を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するU C I（管理会社が運用機能を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはC S S FがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

(e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該U C I T SまたはU C Iの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

(8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S Fは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

- (11) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S Fは、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の外部の監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第140条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) C S S Fは、承認された監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはU C Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。承認された監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された監査人の権限付与および管理会社の年次会計に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

C S S Fは、承認された監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(7)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(6)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が管理するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、通達2009／65／E Cに従い、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するU C I T Sの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
 - (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (ii) (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97／9／E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
 - a) 管理会社は、C S S Fに上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、U C I T Sがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

(6) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(7) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37―8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37―8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

(1) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、指令2009/65/EC第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

(2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、2012年10月24日付CSSF通達12/546（以下「通達」という。）によりさらに処理される。かかる通達は、2010年法第15章に従う、ルクセンブルグ

法に基づく全ルクセンブルグ籍管理会社ならびに2010年法第27条および2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置換するC S S F規制10-4に規定する管理会社を指定していない全投資法人に適用ある、C S S F通達03/108および05/185に取って代わることをその目的とする。同通達は、管理会社および自己管理投資法人（以下「S I A G」という。）の認可の取得ならびに維持に係る条件が単一の文書に集約されることを目的として、C S S F通達11/508を組み入れている。さらに、当該通達は、認可に係る特定条件（特に、自己の資金の再利用、経営体、中央管理事務に関する取決めおよび委任規則に関するものを含む。）に関して追加的な説明を提示している。

また通達の規定により、業務プログラムをC S S Fに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として職務を達成し、委託した業務を監督するために必要な技能、知識および専門性を有するルクセンブルグの職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。

管理会社の業務を遂行する者について、通達では、少なくとも業務を遂行する者を2名とし、かかる2名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T Sの保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。業務を遂行する者は、管理されるU C I T SまたはU C Iに必要な高い評価および専門的な実績において条件を満たさなければならない。また、通達は業務を遂行する者が管理委員会を構成することを規定している。

管理会社は、配分された責務を果たすために必要な技能、知識および専門性を有する人材を雇用し、特定の配置のもとに、第三者により実施される活動を効果的に監視するために必要な資質および専門性を維持しなければならない。

管理会社の職員は、原則として同社により雇用されるが、C S S Fは、管理会社と同じグループに属する企業または第三者企業によりメンバーが派遣されまたは対応可能であることに同意することができる。管理会社は、多くの職務の遂行責任者である職員が、常に特定の職務を着実に、誠実に、専門的に遂行する立場にあることを保証する。

さらに、通達では、管理会社がその機能の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う者が、管理会社から機能を委任された者を監視することができるよう用意されるべきシステムおよび取決めである。これについて、通達はまた、かかる業務を遂行する者が、機能の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にU C I T Sに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管銀行に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合のみ、投資運用機能をかかる企業に委託できると重ねて規定している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。

- － 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- － F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C Pの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条第1項および第4項、ならびに第18条第2項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その義務の正当と認められない不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。

保管受託銀行のF C Pの受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート I ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり得たもので、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fが監視するために必要であるすべての情報を、C S S Fに対し提供するように求められる。

2.2.1.4. 関係法人

（i）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2.の(21)に従う。

（ii）販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行のF C Pの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることがで

きる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

－ S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にメモリアルに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

（注）S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- － ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- － ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － ファンドの収益が定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート I ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009／65／E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009／65／E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、2012年10月24日付C S S F通達12／546に基づいて、2010年法第15章に従い、2010年法第27条の規定する意味において、管理会社を指定していない投資法人およびルクセンブルグの管理会社の認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年法第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

(ii) 会社の形態および名称

(iii) 登録事務所の所在地

(iv) 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額

(vi) 当初払込済の発行済資本の額

(vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載

(viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定

(ix) 現金払込み以外の出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

（注）1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

(xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載

(xii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

(xiii) 会社の存続期間

(xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをメモリアルに公告すること

- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- (ii) 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（fonds d'investissement）の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、F C Pの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パートIファンドに関しては、投資法人／管理会社（F C Pの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K I I」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと）。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書および保管銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パートIIに服するUCIは、2010年法第88—2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パートIIに服する、同法第88—2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88—2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S Fに提出する必要はない。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券

がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCITSの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第40条第1項

a）、f）およびg）に記載された詳細が、通達2009／65／ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。

d）吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連もしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側のUCITSについては、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、CSSFを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 固定登録税

出資税に関する会社に応用ある規則を改定する2008年12月19日法に従い、設立に際しては、ルクセンブルグの全会社に対して、75ユーロの固定登録税が課税される。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- － 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- － 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- － 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免責を規定している。

- － その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- － その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- － その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- － 公認の格付機関から最高の格付を受け得ると認められた場合

最後に、2010年法第175条により、その受益証券が以下に該当するUCIについても、かかる免税が同様に適用される。(i)従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または同様の投資ビークル、(ii)従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資するグループ会社、(iii)主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに(iv)(a)その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているか、または(b)一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントに対して限定されるUCIである。

2.6.2. 日本の受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法は、直近では2013年法により改正された。

3.1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」。）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、金融機関の業務の遂行および追求に関する通達2006/48/ECに定める金融機関、金融商品市場に関する通達2004/39/ECに定める投資会社もしくはUCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1.項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2.項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるSIFは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

EU圏外の統一UC Iについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは、通達C S S F 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要のあるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUC Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUC Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

3.4.2. 保管受託銀行

2010年法に従うUC Iと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である預託機関に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

下記3.4.4.に詳述されるとおり、2007年法に基づき、投資運用の中核的機能に関する権限は預託機関に付与することができない。

3.4.3. 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、2013年6月30日までに、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5. リスクの管理

S I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6. 利益相反

S I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. S I Fの税制の特徴

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のUC Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、当該税金を課される他のルクセンブルグUC Iに投資された資産部分、一定の機関のキャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドに対し年次税を免除している。

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

会社型S I Fは、設立時に75ユーロの登録税を支払われなければならない。

第4【その他】

外国投資信託受益証券の様式

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次の通りである。

1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. 表象される口数
- c. 署名（管理会社および保管受託銀行）
- d. 管理会社の登記事務所の住所、登録番号、公開株式会社（Societe Anonyme）である旨の表示
- e. 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2. 裏面

記載なし。

その他

(1) 目論見書の表紙に図案を採用することがある。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがある。

(2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。

(3) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがある。

(4) 交付目論見書に次の事項を記載することがある。

「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はない。」

「投資信託は預貯金と異なる。」

「ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する。」

「投資信託は元本保証のない金融商品である。」

独立監査人の報告書

UBS（Lux）ボンド・ファンドの受益者各位

ルクセンブルグ、L-1855、J. Fケネディ通り33A番

我々は、UBS（Lux）ボンド・ファンドおよびその各サブ・ファンドの、2013年3月31日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要、その他の情報で構成される財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載が無いことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は、現状において適切な監査手続を策定するため企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は、採用された会計基準の適切性および管理会社の取締役会によって為された会計見積の合理性についての評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々の意見によれば、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類がUBS（Lux）ボンド・ファンドおよびその各サブ・ファンドの、2013年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動を真正かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は、上記基準に従った特定の監査手続きの対象ではなく、我々の監査との関連においてのみ検討した。従って、我々はかかる情報についての意見を表明するものではない。だが、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

ルクセンブルグ、2013年7月23日

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕

N. ファバー

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of

UBS (Lux) Bond Fund
33A, avenue J.F. Kennedy,
L-1855 Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of UBS (Lux) Bond Fund and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as of 31 March 2013 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors of the Management Company responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond Fund and of each of its subfunds as of 31 March 2013, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Luxembourg, 23 July 2013

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

N. Faber

[次へ](#)

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Anteilinhaber des

UBS (Lux) Bond Fund
33A, avenue J.F. Kennedy,
L-1855 Luxemburg

Wir haben den beigefügten Jahresabschluss des UBS (Lux) Bond Fund und seiner jeweiligen Subfonds geprüft, der aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 31. März 2013, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie aus einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und den sonstigen Erläuterungen zum Jahresbericht besteht.

Verantwortung des Verwaltungsrats der
Verwaltungsgesellschaft für den
Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer Abschlussprüfung über diesen Jahresabschluss ein Prüfungsurteil zu erteilen. Wir führten unsere Abschlussprüfung nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier angenommenen internationalen Prüfungsstandards (International Standards on Auditing) durch. Diese Standards verlangen, dass wir die beruflichen Verhaltensanforderungen einhalten und die Prüfung dahingehend planen und durchführen, dass mit hinreichender Sicherheit erkannt werden kann, ob der Jahresabschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist.

Eine Abschlussprüfung beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zum Erhalt von Prüfungsnachweisen für die im Jahresabschluss enthaltenen Wertansätze und Informationen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen obliegt der Beurteilung des Réviseur d'entreprises agréé ebenso wie die Bewertung des Risikos, dass der Jahresabschluss wesentliche unzutreffende Angaben aufgrund von Unrichtigkeiten oder Verstößen enthält. Im Rahmen dieser Risikoeinschätzung berücksichtigt der Réviseur d'entreprises agréé das für die Aufstellung und die sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses eingerichtete interne Kontrollsystem, um die unter diesen Umständen angemessenen Prüfungshandlungen festzulegen, nicht jedoch um eine Beurteilung der Wirksamkeit des internen Kontrollsystems abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsgrundsätze und -methoden und der Vertretbarkeit der vom Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Präfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des UBS (Lux) Bond Fund und seiner jeweiligen Subfonds per 31. März 2013 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Sonstiges

Die im Jahresbericht enthaltenen ergänzenden Angaben wurden von uns im Rahmen unseres Auftrags durchgesehen, waren aber nicht Gegenstand besonderer Prüfungshandlungen nach den oben beschriebenen Standards. Unser Prüfungsurteil bezieht sich daher nicht auf diese Angaben. Im Rahmen der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses haben uns diese Angaben keinen Anlass zu Anmerkungen gegeben.

Luxemburg, 23. Juli 2013

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

N. Faber

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS（Lux）ボンド・ファンドの受益者各位

ルクセンブルグ、L-1855、J. Fケネディ通り33A番

我々は、UBS（Lux）ボンド・ファンドおよびその各サブ・ファンドの、2014年3月31日現在の純資産計算書、投資有価証券明細表およびその他の純資産明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書、純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要、その他の情報で構成される財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載が無いことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は、現状において適切な監査手続を策定するため企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は、採用された会計基準の適切性および管理会社の取締役会によって為された会計見積の合理性についての評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠が、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々の意見によれば、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類がUBS（Lux）ボンド・ファンドおよびその各サブ・ファンドの、2014年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動を真正かつ公正に表示している。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は、上記基準に従った特定の監査手続きの対象ではなく、我々の監査との関連においてのみ検討した。従って、我々はかかる情報についての意見を表明するものではない。だが、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

ルクセンブルグ、2014年7月25日

アーンスト・アンド・ヤング・
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕

N. ファバー

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of

UBS (Lux) Bond Fund
33A, avenue J.F. Kennedy,
L-1855 Luxembourg

We have audited the accompanying financial statements of UBS (Lux) Bond Fund and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as of 31 March 2014 and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors of the Management Company responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation and presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the management company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of UBS (Lux) Bond Fund and of each of its subfunds as of 31 March 2014, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Luxembourg, 25 July 2014

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

N. Faber

[次へ](#)

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Anteilinhaber des

UBS (Lux) Bond Fund
33A, avenue J.F. Kennedy,
L-1855 Luxemburg

Wir haben den beigefügten Jahresabschluss des UBS (Lux) Bond Fund und seiner jeweiligen Subfonds geprüft, der aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 31. März 2014, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie aus einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden und den sonstigen Erläuterungen zum Jahresbericht besteht.

Verantwortung des Verwaltungsrats der
Verwaltungsgesellschaft für den
Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die er als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist, unabhängig davon, ob diese aus Unrichtigkeiten oder Verstößen resultieren.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer Abschlussprüfung über diesen Jahresabschluss ein Prüfungsurteil zu erteilen. Wir führten unsere Abschlussprüfung nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier angenommenen internationalen Prüfungsstandards (International Standards on Auditing) durch. Diese Standards verlangen, dass wir die beruflichen Verhaltensanforderungen einhalten und die Prüfung dahingehend planen und durchführen, dass mit hinreichender Sicherheit erkannt werden kann, ob der Jahresabschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist.

Eine Abschlussprüfung beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zum Erhalt von Prüfungsnachweisen für die im Jahresabschluss enthaltenen Wertansätze und Informationen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen obliegt der Beurteilung des Réviseur d'entreprises agréé ebenso wie die Bewertung des Risikos, dass der Jahresabschluss wesentliche unzutreffende Angaben aufgrund von Unrichtigkeiten oder Verstößen enthält. Im Rahmen dieser Risikoeinschätzung berücksichtigt der Réviseur d'entreprises agréé das für die Aufstellung und die sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses eingerichtete interne Kontrollsystem, um die unter diesen Umständen angemessenen Prüfungshandlungen festzulegen, nicht jedoch um eine Beurteilung der Wirksamkeit des internen Kontrollsystems abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsgrundsätze und -methoden und der Vertretbarkeit der vom Verwaltungsrat der Verwaltungsgesellschaft ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Präfungsurteil

Nach unserer Beurteilung vermittelt der Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des UBS (Lux) Bond Fund und seiner jeweiligen Subfonds per 31. März 2014 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Sonstiges

Die im Jahresbericht enthaltenen ergänzenden Angaben wurden von uns im Rahmen unseres Auftrags durchgesehen, waren aber nicht Gegenstand besonderer Prüfungshandlungen nach den oben beschriebenen Standards. Unser Prüfungsurteil bezieht sich daher nicht auf diese Angaben. Im Rahmen der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses haben uns diese Angaben keinen Anlass zu Anmerkungen gegeben.

Luxemburg, 25. Juli 2014

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

N. Faber

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1855、
J. F. ケネディ通り33A番

年次財務書類に関する報告

2013年4月24日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2013年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の注記で構成される、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの年次財務書類を監査しました。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成および表記に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表記、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および表記を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負います。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本年次財務書類に対する意見を表明することです。我々は、ルクセンブルグ「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行いました。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、年次財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求しています。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を収集するための手続の遂行が含まれます。選択される当該手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、年次財務書類上の重要な虚偽表示のリスクについての評価を含む監査人の判断に依拠しています。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮しますが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではありません。

監査はまた、取締役会が採用する会計方針および行った会計上の見積りの合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいます。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信しています。

意見

我々は、本年次財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2013年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績を、真実かつ公正に表示しているものと認めます。

その他の法律および規則の要求に関する報告

取締役会がその責任を負う取締役会報告書は、本年次財務書類と一致しています。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

ルクセンブルグ、2014年3月12日

ベルナール・レースト

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.
33A avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 24 April 2013, we have audited the accompanying annual accounts of UBS Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet at 31 December 2013, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of UBS Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2013 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The Report of the Board of Directors, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Luxembourg, 12 March 2014

Bernard Lhoest

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。